

平成30年
9 月

宮崎県定例県議会会議録

平成30年 9 月 6 日開会

平成30年10月12日閉会

平成30年9月宮崎県定例県議会会議録 目次

9月6日（木曜日）	
1. 出席議員 -----	3
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	3
1. 開 会 -----	4
1. 会議録署名議員指名 -----	4
1. 議会運営委員長審査結果報告 -----	4
横田照夫議会運営委員長 -----	4
1. 会期決定 -----	4
1. 議案第1号から第18号まで上程 -----	5
1. 知事提案理由説明 -----	5
自9月7日（金曜日）	
至9月10日（月曜日） 休 会	
9月11日（火曜日）	
1. 出席議員 -----	11
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	11
1. 代表質問 -----	12
濱砂 守議員質問（宮崎県議会自由民主党） -----	12
・ 知事の政治姿勢について	
・ 副知事の宮崎カーフェリー社外取締役就任について	
・ 人口減少社会について	
・ 移住促進対策について	
・ インバウンド対策について	
・ 香港線の運休について	
・ 2巡目国体について	
・ 庁舎整備について	
・ 防災対策について	
・ 福祉保健行政について	
・ 障がい者雇用について	
・ 商工観光行政について	
・ 西都原古墳群について	
・ 林業振興について	
・ 農政水産行政について	
・ 県土整備行政について	

- ・ 一ツ瀬川の濁水対策について
- ・ 教育行政について

横田照夫議員質問（宮崎県議会自由民主党） ----- 41

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 防災対策について
- ・ 農業政策について
- ・ 国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭について
- ・ 水素エネルギーの利活用について
- ・ 医師確保について
- ・ 民間活用について
- ・ プラスチックごみ問題について
- ・ 事業承継問題について
- ・ 建設産業の担い手対策について
- ・ 高速道路について
- ・ 一ツ葉有料道路について
- ・ 海岸侵食について
- ・ 五ヶ瀬中等教育学校のスーパーグローバルハイスクール（SGH）
について
- ・ みやざきCOC+（プラス）事業について
- ・ 飯野高校の県外生徒募集について
- ・ 県立学校のエアコン設置について

9月12日（水曜日）

1. 出席議員 -----	71
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	71
1. 代表質問 -----	72

渡辺 創議員質問（県民連合宮崎） ----- 72

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 旧優生保護法について
- ・ 公文書管理のあり方について
- ・ 障がい者雇用について
- ・ 性的少数者への理解促進について
- ・ 体育施設整備について
- ・ 南部九州高校総体の準備状況について
- ・ 重た過ぎるランドセル問題について
- ・ 交通ネットワークにかかわる諸問題について

- ・ B F A U18アジア野球選手権大会について
- ・ 土呂久公害の教訓を将来へ引き継ぐ事業について
- ・ 世界農業遺産・日本農業遺産について
- ・ 耐震化対策について
- ・ 県民の理解醸成を図る減災対策について
- ・ 特殊詐欺対策について
- ・ 統一地方選を視野に入れた主権者教育について

太田清海議員関連質問（高速バスひむか減便について）

新見昌安議員質問（公明党宮崎県議団） ----- 97

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 安全で安心な情報収集・活用について
- ・ 安全で安心な日常生活の確保について
- ・ 防災対策について
- ・ 福祉保健行政について
- ・ 教育行政について
- ・ 警察行政について

9月13日（木曜日）

1. 出席議員 ----- 117

1. 地方自治法第121条による出席者 ----- 117

1. 一般質問 ----- 118

関師博規議員質問 ----- 118

- ・ 子供を犯罪から守るために
- ・ 県立高等学校教育整備計画後期実施計画について
- ・ 高等学校における通級による指導について
- ・ 学校教職員への暴言・暴力の実態について
- ・ 児童福祉における社会的養育ビジョンについて

黒木正一議員質問 ----- 128

- ・ 中山間地域対策について
- ・ 自然災害対策について
- ・ 林業行政について
- ・ 観光行政について

山下博三議員質問 ----- 141

- ・ 物流対策について
- ・ 香港との連携について
- ・ 産業労働力の不足について

<ul style="list-style-type: none"> ・国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭について ・県道105号馬渡大川原線について ・獣医師の確保状況について 	
野崎幸士議員質問	154
<ul style="list-style-type: none"> ・知事の政治姿勢について ・風水害対策について ・林業振興について ・農政問題について 	
9月14日（金曜日）	
1. 出席議員	171
1. 地方自治法第121条による出席者	171
1. 一般質問	172
来住一人議員質問	172
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉行政について ・農業行政について ・教育行政について ・危機管理について 	
徳重忠夫議員質問	180
<ul style="list-style-type: none"> ・建設業者の格付について ・南海トラフ地震に対する対応について ・高齢者の生きがいづくりについて ・中高一貫教育（五ヶ瀬中等教育学校）の成果について ・2巡目国体に向けた施設整備について 	
岩切達哉議員質問	191
<ul style="list-style-type: none"> ・知事の政治姿勢について ・美しい宮崎づくりについて ・職員の雇用について ・獣医師の職場について ・宮崎市児童相談所について ・こども療育センターのあり方について ・社会の貧困対策について 	
満行潤一議員質問	206
<ul style="list-style-type: none"> ・知事の政治姿勢について ・自然災害への備えについて ・保健医療福祉の充実について 	

・ 観光立県について		
・ 子供の教育環境の充実について		
自 9 月 15 日 (土曜日)	休 会	
至 9 月 17 日 (月曜日)		
9 月 18 日 (火曜日)		
1. 出席議員 -----		223
1. 地方自治法第121条による出席者 -----		223
1. 一般質問 -----		224
右松隆央議員質問 -----		224
・ 災害対策など本県の危機管理について		
・ 本県の今日的教育課題について		
・ 本県の福祉・医療政策について		
河野哲也議員質問 -----		237
・ 知事の政治姿勢について		
・ 防災・減災について		
・ 森林・林業活性化について		
・ 福祉行政について		
・ 教育現場から		
・ 交通安全について		
井本英雄議員質問 -----		248
・ 知事の政治姿勢について		
・ 国民文化祭と観光について		
・ 地方創生について		
・ 教育問題について		
・ 医療行政について		
・ 土木行政について		
・ 県庁舎整備について		
1. 議案第 8 号から第18号まで採決 -----		261
1. 議案第 1 号から第 7 号まで及び請願委員会付託 -----		262
自 9 月 19 日 (水曜日)	常任委員会	
至 9 月 21 日 (金曜日)		
自 9 月 22 日 (土曜日)	休 会	
至 9 月 24 日 (月曜日)		
9 月 25 日 (火曜日)	特別委員会	
9 月 26 日 (水曜日)	休 会	

9月27日（木曜日）

1. 出席議員	265
1. 地方自治法第121条による出席者	265
1. 常任委員長審査結果報告	266
松村悟郎総務政策常任委員長	266
太田清海厚生常任委員長	267
後藤哲朗商工建設常任委員長	269
二見康之環境農林水産常任委員長	271
渡辺 創文教警察企業常任委員長	272
1. 質 疑	273
有岡浩一議員	273
1. 討 論	275
前屋敷恵美議員	275
1. 議案第3号採決	276
1. 議案第1号、第2号及び第4号から第7号まで採決	276
1. 請願第26号採決	277
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	277
1. 議員発議案送付の通知	277
1. 議員発議案第1号から第5号まで追加上程、採決	278
1. 議員派遣の件	278
1. 議案第19号から第23号まで上程	278
1. 知事提案理由説明	278

自9月28日（金曜日）

休 会

至10月1日（月曜日）

10月2日（火曜日）

1. 出席議員	283
1. 地方自治法第121条による出席者	283
1. 決算議案に対する質疑	284
前屋敷恵美議員	284
1. 議員発議案送付の通知	288
1. 議員発議案第6号上程、採決	289
1. 議案第19号から第23号まで決算特別委員会付託	289
1. 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果）	289

自10月3日（水曜日）

決算特別委員会

至10月4日（木曜日）

自10月5日（金曜日）	休	会	
至10月9日（火曜日）			
10月10日（水曜日）	決算特別委員会		
10月11日（木曜日）	休	会	
10月12日（金曜日）			
1. 出席議員	-----		293
1. 地方自治法第121条による出席者	-----		293
1. 決算特別委員長審査結果報告	-----		294
外山 衛決算特別委員長	-----		294
1. 討 論	-----		296
前屋敷恵美議員	-----		296
有岡浩一議員	-----		298
1. 議案第19号採決	-----		300
1. 議案第20号から第23号まで採決	-----		300
1. 閉 会	-----		300
<hr/>			
1. 資 料	-----		301
平成30年9月定例県議会日程	-----		303
議案送付文書	-----		305
代表質問時間割	-----		307
一般質問時間割	-----		308
議案・請願委員会審査結果表	-----		309
決算議案委員会審査結果表	-----		310
閉会中の継続審査・調査申出一覧	-----		311
1. 議案議決件名一覧表	-----		313
1. 議員発議案等	-----		317
国土強靱化対策の推進に向けた予算の確保を求める意見書	-----		319
「米軍基地負担に関する提言」の推進を求める意見書	-----		320
学校施設への冷房等空調設備の設置促進を求める意見書	-----		321
水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書	-----		322
スティッフパーソン症候群を指定難病とするよう求める意見書	-----		323
決算特別委員会の設置について	-----		324
議員派遣（第18回都道府県議会議員研究交流大会）	-----		325
1. 請願一覧表	-----		327
1. 議事経過	-----		335

9月6日（木）

平成30年9月6日（木曜日）

午前10時0分開会

出席議員（36名）

1番	武田浩一	（自由民主党くしま）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	西村賢	（宮崎県議会自由民主党）
7番	後藤哲朗	（同）
8番	二見康之	（同）
9番	日高博之	（同）
10番	野崎幸士	（同）
11番	日高陽一	（同）
13番	蓬原正三	（同）
14番	凶師博規	（愛みやざき）
15番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	徳重忠夫	（宮崎県議会自由民主党）
20番	丸山裕次郎	（同）
21番	中野一則	（同）
23番	横田照夫	（同）
24番	黒木正一	（同）
25番	松村悟郎	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	新見昌安	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	緒嶋雅晃	（宮崎県議会自由民主党）
33番	右松隆央	（同）
34番	山下博三	（同）
35番	濱砂守	（同）
36番	坂口博美	（同）
37番	星原透	（同）
38番	井本英雄	（同）
39番	外山衛	（同）

欠席議員（1名）

22番	中野廣明	（宮崎県議会自由民主党）
-----	------	--------------

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	畑山栄介
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	川野美奈子
環境森林部長	甲斐正文
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	中田哲朗
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
財政課長	吉村達也
教育長	四本孝
公安委員長	島津久友
警察本部長	郷治知
代表監査委員	高橋博
人事委員長	濱砂公一

事務局職員出席者

事務局長	片寄元道
事務局次長	上山伸二
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主任主事	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 開 会

○蓬原正三議長 これより平成30年9月定例県議会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、一言申し上げます。

先日の台風21号の暴風雨等により発生した災害及び本日、北海道を震源とする地震によりまして、大勢の方々が被害に遭われました。この台風、地震災害により被災された皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

◎ 会議録署名議員指名

○蓬原正三議長 それでは、会議録署名議員に、山下博三議員、満行潤一議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○蓬原正三議長 まず、会期の決定について議題といたします。

今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、横田照夫委員長。

○横田照夫議員〔登壇〕 おはようございます。御報告いたします。

去る8月29日の閉会中の議会運営委員会において、本日招集されました平成30年9月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計18件、その内訳は、補正予算1件、条例4件、予算・条例以外13件であります。このほか7件の報告があります。また、さらに決算議案が追加提案される予定となっております。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員

会において審査をいたしました結果、会期につきましては、本日から10月12日までの37日間とすることに決定いたしました。なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、9月11日から2日間の日程で代表質問、13日から3日間の日程で一般質問を行います。

一般質問終了の後、人事案件の採決を行った上で、その他の議案・請願について、所管常任委員会への付託を行います。9月19日から3日間の日程で各常任委員会を開催していただき、27日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

引き続き、決算議案の上程が行われた後、10月2日の本会議で決算特別委員会を設置の上、同委員会に当該議案を付託することにしております。決算特別委員会は、10月2日から10日までの間に開催していただき、10月12日の最終日に、決算特別委員長の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び決算以外の特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○蓬原正三議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○蓬原正三議長 会期についてお諮りいたしま

す。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から10月12日までの37日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第18号まで上程

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から議案第1号から第18号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○蓬原正三議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。平成30年9月定例会県議会の開会に当たりまして、まず、お見舞いを申し上げます。本日未明、北海道におきまして、現時点で最大震度6強とされる大きな地震が発生をしました。まだ全容が判明しておりませんが、大規模な土砂災害や北海道ほぼ全域での停電など、甚大な被害が発生している模様であります。被害に遭われた方々に、心よりお見舞いを申し上げます。

北海道におきましては、ことし7月、全国知事会が開催をされておりますが、明治2年（1869年）に北海道と命名されてから150年という記念すべき大きな節目の年を迎えられているところであります。その歴史にも思いをいたしながら、本県といたしましては、国や全国知事

会等と連携をして、できる限りの支援に努めてまいります。

また、先日の台風21号では各地で多くの方が犠牲となり、関西国際空港が閉鎖されるなど大きな被害が発生をしております。ことしに入りまして大阪北部地震、平成30年7月豪雨災害と、全国各地で甚大な災害が相次いでおります。改めてお見舞いを申し上げますとともに、あすより、全国知事会等との調整によりまして、広島県に職員を1名、長期派遣をすることとしております。本県としても、できる限りの支援に努めてまいります。今月1日「防災の日」には、官邸とテレビ会議で結びまして、南海トラフ地震を想定した政府の緊急災害対策本部会議の訓練に参加をいたしました。今後とも、関係機関との連携を深め、災害への備えを強化してまいります。

それでは、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、1点御報告をさせていただきます。

ラグビー日本代表の事前チームキャンプ地の決定等についてであります。

ラグビーワールドカップ2019に向けた日本代表の事前キャンプが、来年6月9日から28日まで及び7月7日から24日までの2回、合計38日間にわたり、本県で行われることになりました。前回のワールドカップでは、本県での事前キャンプ後に臨んだ大会において、日本代表は過去最高の成績をおさめられたことから、「再び、縁起のいい・結果の出る宮崎合宿を」と誘致を進めてまいりました。来年の日本大会でも大活躍できるよう、宮崎市や関係機関等と連携し、万全の受け入れ体制で支援を行ってまいります。

また、明後日、9月8日には、トライアスロ

ン・カナダの代表者に御来県いただき、東京オリンピック・パラリンピックに向けた事前キャンプの協定を締結する運びとなりました。ドイツ陸連に続く、2カ国目の事前キャンプの決定であり、ホストタウンとしての交流促進も含め、スポーツランドみやざきのさらなる飛躍につなげてまいりたいと考えております。

それでは、本日提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、一般会計の補正予算案についてであります。

補正額は71億6,370万3,000円であります。歳入財源は、分担金・負担金3,132万円、国庫支出金4億256万7,000円、繰入金310万円、繰越金66億40万8,000円、諸収入280万8,000円、県債1億2,350万円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は5,906億6,504万1,000円となります。

以下、その主な事業の概要について御説明いたします。

まず、「宮崎駅西口駅前広場再整備検討事業」につきましては、民間事業者による宮崎駅西口の開発により創出される人の流れやにぎわいをさらに活性化し、県外からの誘客や観光・物産面などの効果を高めるため、関係者による検討委員会を設置し、宮崎駅西口駅前広場のあり方を検討するものであります。

次に、「宮崎市郡医師会病院等整備事業」につきましては、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築を図るため、中核的な役割を担う宮崎市郡医師会病院の東九州自動車宮崎西インター付近への移転整備等を支援するものであります。

次に、「原木しいたけ生産回復緊急支援事業」につきましては、新燃岳の噴火に伴い、深

刻な降灰被害が発生した原木しいたけの生産量の回復、産地の維持・存続を図るため、生産再開に必要なほだ木の造成を支援するものであります。

最後に、「東京オリパラ等合宿・大会誘致受入推進事業」につきましては、東京オリンピック・パラリンピックやその後の合宿受け入れ等につなげるため、国内外のトップアスリートから要望の強いウエートトレーニング場を県総合運動公園に整備するための設計を実施するものであります。

それでは次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第2号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用する関係規定の改正を行うものであります。

議案第3号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、地域再生法等の一部改正に伴い、県税の課税免除措置を整備するための改正を行うものであります。

議案第4号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」及び議案第5号「建築基準法施行条例の一部を改正する条例」は、建築基準法の一部改正により、建築物の敷地における接道規制に関する規定が改正されたこと等に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第6号及び議案第7号は、農政水産関係の事業に要する経費に充てるための市町村負担金の徴収について、土地改良法等の規定により議会の議決に付するものであります。

議案第8号は、公安委員会委員江藤利彦氏が、平成30年10月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、同じく江藤利彦氏を任命いたしたく、警察法第39条第1項の

規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第9号は、人事委員会委員江夏由宇子氏が、平成30年10月7日をもって任期満了となりますので、その後任委員として山口ひろみ氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第10号から議案第18号につきましては、公害審査会委員9名が平成30年10月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

このうち議案第14号は、岩崎恭子氏の後任委員として田原佳代子氏を、議案第18号は、古田栄子氏の後任委員として土井裕子氏を、また、議案第10号外6議案につきましては、山崎里都子氏外6名の後任委員として、同じく山崎里都子氏外6名をそれぞれ任命いたしたく、公害紛争処理法第16条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○蓬原正三議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす7日から10日までは、議案調査等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、11日午前10時から、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時13分散会

9月11日（火）

平成30年9月11日（火曜日）

午前10時0分開議

出席議員（36名）

1番	武田浩一	（自由民主党くしま）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	西村賢	（宮崎県議会自由民主党）
7番	後藤哲朗	（同）
8番	二見康之	（同）
9番	日高博之	（同）
10番	野崎幸士	（同）
11番	日高陽一	（同）
13番	蓬原正三	（同）
14番	凶師博規	（愛みやざき）
15番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	徳重忠夫	（宮崎県議会自由民主党）
20番	丸山裕次郎	（同）
21番	中野一則	（同）
23番	横田照夫	（同）
24番	黒木正一	（同）
25番	松村悟郎	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	新見昌安	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	緒嶋雅晃	（宮崎県議会自由民主党）
33番	右松隆央	（同）
34番	山下博三	（同）
35番	濱砂守	（同）
36番	坂口博美	（同）
37番	星原透	（同）
38番	井本英雄	（同）
39番	外山衛	（同）

欠席議員（1名）

22番	中野廣明	（宮崎県議会自由民主党）
-----	------	--------------

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	畑山栄介
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	川野美奈子
環境森林部長	甲斐正文
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	中田哲朗
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
財政課長	吉村達也
教育長	四本孝道
警察本部長	郷治知
代表監査委員	高橋博二
人事委員会事務局長	原田幸二

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	上山伸二
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主任主事	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 代表質問

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、宮崎県議会自由民主党、濱砂守議員。

○濱砂 守議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。西都市・西米良村選出の濱砂守でございます。きょうは地元からも多数傍聴にお見えになっていただいております。関連事項についてしっかりと質問をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まずは、今月8日未明、最大震度7の揺れを観測した北海道の地震で被災された皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。

宮崎県自由民主党を代表して質問をいたします。よろしく願いいたします。

平成30年は、明治元年から満150年に当たることから、政府や地方自治体では「明治150年」をうたったイベントが数多く実施されています。政府には記念事業に、明治維新の立て役者の偉業などをたたえる「明治礼賛」色が強く、一方、地方自治体では、維新ゆかりのスポットを観光誘致に活用するといった「地方創生」戦略という面があるようです。

その一環で財務省は、明治150年を記念して千円硬貨を発行いたします。明治初期の鉄道駅、「東京汐留鉄道館蒸気車待合之図」の様子をカラーで図柄にした、当時の20円硬貨の竜のデザ

インをあしらったものであります。

日本に初めて鉄道が開通したのは明治5年9月12日で、新橋―横浜間の29キロメートルに日本初の鉄道が開通いたしました。

日本政府が採用した鉄道は、線路のレールの間隔の狭い狭軌と呼ばれる3フィート6インチ(1メートル6センチ7ミリ)で、先進国が採用した標準軌、現在の新幹線が走っている4フィート8.5インチ(1メートル43センチ5ミリ)と比べて36センチ8ミリも狭いもので、当時、インドを初めイギリス帝国の植民地で広く使われたことから、植民地ゲージと呼ばれていたものであります。

植民地で使われていた狭軌を採用した理由は、建設費用が安いとか、山岳地区の多い日本に適しているなど、表向きのそれらしき理由はありますが、当時のイギリスには、標準軌より輸送力に大きく劣るという理由で狭軌建設を中止したために、資材が多く余っていたとの事情がありました。そんな折、日本から鉄道建設の依頼を受け、鉄道に関して全く知識のない日本に狭軌鉄道の採用を勧めました。鉄道発祥国であるイギリスの意見を真に受けとめた日本は、先進国で唯一、狭軌鉄道国家をつくり上げてしまいました。このとき国際標準軌を採用していれば、現在は新幹線が日本全国に開通し、宮崎の鉄道事情も大きく変わっていたはずであります。

明治後半になると、政府も狭軌建設の失敗を感じるようになりましたが、既に手おくれで、でき上がった鉄道線路を標準軌に変更するには至りませんでした。

私も時折、新幹線に乗車する機会がありますが、標準軌の線路幅を見て、この鉄道が宮崎にも敷かれていればと思うのは、私一人ではない

と思います。維新から150年の歴史を経て、よきもあしきも日本は大きく変わり、現在は人口減少・少子高齢化・消滅可能性都市等、盛りだくさんの課題に直面をいたしております。いずれも避けて通ることはできません。今は、将来に先送りのできない判断が求められております。

100年、150年先に、あのとき先人がこうしていればと言われることのないように、自分を確かめながら代表質問に入ります。

まず、知事の政治姿勢について伺います。

知事はこれまで、政策の大きな柱として、「人財づくり」「産業・雇用づくり」「豊かな暮らしづくり」などを掲げて、宮崎県政の発展を目指し、着実に県政運営を続けてこられました。知事のこれまでの活動は、温厚篤実な人柄が徐々に評価されており、県民の多くに好感を得ているように思えます。

また一方では、これといった特別な政策が見当たらず、その誠実なイメージから物足りないとの話があるのも事実であります。

知事は、ことし12月の次期知事選に3選を目指して立候補の意向を固めておられますが、2期8年にわたるこれまでの御自身に対する評価と、3期目の知事選に向けての現在の心境と決意についてお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わり、残りは質問者席から伺います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕おはようございます。お答えいたします。

私は、1期目で口蹄疫等からの再生・復興に一定の道筋をつけた後、2期目には、復興から新たな成長へを最大の使命と考えまして、フードビジネス、さらにはグローバルな市場の開拓、地域経済を牽引する中核的企業の育成、農林水産業の成長産業化など、県勢発展の礎づく

りに全力で取り組んでまいりました。

その結果、東九州自動車道などの交通インフラ整備の大きな前進や、大型案件を含む企業立地の進展を初め、農業産出額や食料品出荷額、輸出額の大幅な増加も見られております。全国和牛能力共進会で3大会連続となる宮崎牛の内閣総理大臣賞受賞など、具体的な成果があらわれてきているところであります。さらには、ユネスコエコパークや世界農業遺産の登録、さらには西都原古墳群も含めた日本遺産の登録など、国内外から宮崎が高く評価をされている、そういうブランドも着実に手に入れているところであります。県政は着実に力強く前に進んでいるという手応えを感じているところであります。

一方では、少子高齢化、人口減少が急速に進む中で、地方創生の推進、中でも中山間地域対策や医療・福祉の充実など、困難化・複雑化する課題への対応を初め、ミッシングリンクなど交通インフラのさらなる充実、そして南海トラフ地震などさまざまな危機事象への対応、さらには2巡目国体や国民文化祭に向けた準備の本格化など、取り組むべき課題はまだ山積をしております。

私としましては、県民の皆様に次期県政を負託していただけるのであれば、宮崎県知事として、引き続きこうした課題に取り組み、しっかりと結果を出していく。そして、人口減少の中にありましても、本県が将来に向けて発展をしていけるよう、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

知事選挙まで3カ月を切ったところでありますが、まずは残された任期におきまして、取り組むべき課題に全力で対応してまいりたいと考えております。そして、次期選挙に向けまして

は、これまでの8年間の実績を県民の皆様に御理解いただけるよう、そして、この宮崎の将来をよりよいものにし、県民の皆様がそれぞれの地域で安心と希望を持って暮らしていける、そういう宮崎づくりを、引き続き先頭に立って進めていきたいという私の強い思いというものを御理解いただけますように、全身全霊を傾けて取り組んでまいりたいと、強く決意をしているところであります。以上であります。〔降壇〕

○濱砂 守議員 それでは、質問者席から質問をさせていただきます。

まず、先日の新聞で、「都城市の建設業者が、県の経営事項審査で工事実績を水増しするという虚偽申請を行い、舗装分野での格付を上げていた疑いがある」との報道がなされました。昨日、県は、その業者を45日間の営業停止及び5カ月間の入札参加資格停止とする処分を行いました。

記事によりますと、実際には行っていない民間工事を県への提出書類に実績として盛り込んだと見られ、これが経営事項審査の評点のもととなり、本年度から2年間、舗装分野の格付を「B」から「A」に一段階上げているということです。経営事項審査は、建設業者が公共工事を直接請け負うためには必ず受けなければならない審査であり、受注金額のランクづけである、格付の基礎となる非常に重要な審査であります。

この審査における申請で不正が行われていたことは、県民の信頼を大きく損なう大変な問題ではありますが、今回の経緯について県土整備部長にお尋ねをいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） ことし2月末に、今回問題となっております建設業者の経営事項審査における申請書の完成工事高が水増

しされているという通報があったため、県におきまして、3月に建設業法に基づく立入検査を実施しましたが、不正の事実が確認できなかったことから問題はないと判断し、4月1日付で入札参加資格の認定、いわゆる格付を行ったところであります。

その後、新たな情報提供があり、再度立入検査を実施した結果、一部の工事において虚偽申請であることが判明し、業者側もそのことを認めるに至ったものであります。

○濱砂 守議員 関係者によりますと、県にはことし3月までに疑惑の告発があり、県は立入検査なども実施したが、結果的には見抜けなかった、調査の甘さが指摘をされております。どのような検査を行ったのか、県土整備部長にお尋ねいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） ことし3月に3回の立入検査を実施しており、1回目の立入検査においては、建設業者の事務所内で、注文書や契約書、下請業者との間で取り交わされた工事注文請書などにより、請負額等の確認を行いました。2回目、3回目の立入検査では、発注者立ち会いのもと、施工現場を確認し、発注の有無や施工内容等について聞き取りを行っております。以上3回の立入検査において、当該業者の行った書類の偽造、発注者の偽証により不正を見抜くことができず、問題はないと判断したところであります。

○濱砂 守議員 最後に知事に伺いますが、建設業者にとって入札資格参加の格付は大変重要なものであります。県が、この基礎となる経営事項審査書類に不正があるとの情報提供を受け、立入検査をしたにもかかわらず不正を見抜けなかったということは、ゆゆしき問題であります。

知事はこの問題をどのように捉え、今後どう対応していくのか、見解をお示してください。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のありました問題につきまして、今回、不正に関する情報提供を受け立入検査を実施したにもかかわらず、不正を見抜くことができずに対応がくれたことにより、建設業界を初め県民の皆様に御迷惑をおかけしたことにつきまして、大変申しわけなく、深くおわびを申し上げます。

今回の反省点は、通報を受けての検査における技術的な知見の欠如と、不正を見抜くことができなかつた対応の不十分さにあると考えております。

業者に対しましては、昨日付で45日間の営業停止処分及び5カ月間の入札参加資格停止処分を行ったところでありますが、引き続き詳細に調査を進める中で、取り消し基準に該当するさらなる不正の事実が確認された場合には、入札参加資格の取り消しを行うこととなります。

県におきましては、今後はこのような通報がありました場合、施工業種に精通した技術職員を検査に同行させるとか、発注者や資材納入業者等への確認を強化するなど、検査における具体的な内容を盛り込んだマニュアルを整備いたしまして、このようなことが二度と起こらないよう、厳正に取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 それでは次に、副知事の宮崎カーフェリー社外取締役就任についてお尋ねをいたします。

ことし3月、多額の負債を抱えた宮崎カーフェリーは、宮崎県や地元経済界などが計11億5,000万円を出資して新会社へ移行いたしました。新会社の社長には、宮崎銀行出身の宮交ホールディングス稚永取締役が3月に就任、8月には社外取締役に郡司副知事が選任をされま

した。

長距離フェリーに関して県が主体的に出資し、再生を図るのは全国でも例はないと聞いております。宮崎カーフェリーは、トラック運転手が不足する中、本県から遠隔の大消費地へと農畜産物や人・物を一度に大量輸送する唯一の輸送手段であることから、知事は「宮崎経済の生命線を維持する」と発言をされております。

今般、副知事が選任された理由について、宮崎カーフェリーは、安定経営のための物流や観光など、地域経済に関する総合的見地からの助言が必要であると考えて県に依頼をしたとのことですが、ややもすると将来に対する担保とも受け取られがちであります。社外取締役就任について、副知事の所見をお聞かせください。

○副知事（郡司行敏君） 宮崎カーフェリーにつきましては、県や地元経済界等が結束した「オール宮崎」が支える新会社として、ことし3月に設立をしたところであります。

新会社の経営陣には、社内の取締役に加え、財務の観点から金融機関が、事業再生の観点から地域経済活性化支援機構が、それぞれ社外取締役を派遣しておりますが、さらなる経営安定化のためには観光や物流面の利用促進等の観点からの助言が必要であるとの判断から、県に対し就任依頼があったところであります。

長距離フェリー航路は、農畜産物を初めとする県産品を大消費地に輸送する「本県経済の生命線」であり、私としても、これを長期的かつ安定的に維持していくためには、農畜産物の生産や輸送、観光等に関する地元のニーズを集約し、経営に、よりの確に反映させるなど「オール宮崎」の扇のかなめとしての役割を果たす必要があると考え、お引き受けすることといたし

たところであります。

私は長年、本県農業の振興に取り組む中で、常に現場で額に汗する農業者のことを第一に考えてまいりましたが、今後とも、農業はもとより物流、観光などさまざまな分野で働く県民の皆様代表として経営に参画し、航路を維持することにより地域経済の発展に寄与してまいりたいと、そのように考えております。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

次に、人口減少社会に向けての取り組みについて、お伺いをいたします。

民間団体の日本創成会議が、2040年時点の20歳から39歳の若年女性人口を試算し、2010年時点と比べ半分以下になる自治体が「消滅可能性都市」としております。

この「消滅」とは、自治体が現在の機能を維持できなくなるという意味で、推計では全国の1,799市区町村のうち、49.8%に当たる896自治体が消滅可能性都市に該当しております。さらに、そのうち523自治体は、40年時点で人口1万人を割り込みます。

本県においても、26市町村中およそ6割の15市町村の存続が危ぶまれていると指摘をされております。人口減少の要因は、9割以上の子供が生まれている20歳から39歳の女性の減少と、地方から大都市への若者の流出にあると言われております。

加えて、2040年には団塊ジュニア世代が老後を迎え、高齢者人口は4,000万人近くになり、人口の3分の1を超え、現役世代の減少はますます加速すると予想されます。地方都市が縮小していくと、日本の経済はどうなっていくのか、人口減少は人手不足や過疎など経済、社会にどのような影響を与えるのか、社会保障は維持できるのか、年金は支給されるのか、自分たちの

住む市町村は存続できるのか、多くの県民が不安を持っております。本県の人口減少問題への対応について、知事の見解をお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 少子高齢化に伴います人口減少は、経済や産業はもとより、社会保障やコミュニティーなどあらゆる分野に影響を及ぼしております。地方ばかりでなく、国全体の活力の低下につながりかねないものと懸念しております。

このため、県におきましては、フードビジネスの振興やキャリア教育の推進などに取り組んでおりまして、中核企業の育成が進むとともに、高校生の県内就職率が近年、改善傾向にあるなど明るい兆しも見られているところであります。

その一方で、担い手不足や医療・介護サービスなどへの不安の声にいかに対応するのかにつきましては、今後の大きな課題であると認識しております。

このようなことから、地域や産業を支えます「人財の育成・確保」「医療・福祉や子育て環境の充実」といった面に一層注力しなければならないとの思いを強くしているところであります。国や市町村との連携のもと、長期的な見通しを持ちながら、しっかりと人口減少対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、人口減少社会における行財政改革についてお尋ねをいたします。ことし7月に総務省の有識者研究会が、人口減少や高齢化が深刻になる2040年ごろの自治体行政のあり方をめぐる報告書をまとめております。

報告書では、15歳から64歳の働き世代が、現在の7,558万人から2040年には5,978万人へ1,580万人も激減するとの統計から、地方の9割以上

の市町村で急激な人口減少が見込まれるなど、市町村ごとで施策をしては住民の暮らしが維持できなくなるとして、複数の市町村を圏域単位の行政にするというものであります。また、圏域から離れた小規模な市町村に関しては、都道府県が支援することで、職員が半減しても自治体が機能できる仕組みが必要としたものであります。

これを受けて政府は、内閣府の審議会である地方制度調査会に対し、圏域連携のあり方について諮問をいたしました。同調査会は2年以内をめどに、人口減少社会への対応策を盛り込んだ答申をまとめる予定で、圏域連携については先行して考え方を打ち出すとの方針を固めました。これに対し、全国市長会などからは戸惑いや警戒の声も上がっておりますが、人口減少はあらゆる分野で構造転換を迫られており、自治体も例外ではありません。

2040年は今から22年後であります。人口減少における本県全体の行財政改革をどのように進められていくのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 総務省の「自治体戦略2040構想研究会」がまとめた報告書は、2040年ごろの社会経済の姿を前提としまして、これからの地方自治体の役割をどのように構築していくのか、問題提起がなされたものと受けとめております。

具体的には、圏域単位での行政のスタンダード化や圏域連携の困難な市町村に対する県の補完・支援など、新たな自治体行政の基本的な考え方が示されたところであります。県といたしましても、人口減少が進み、しっかりとさまざまな政策課題に取り組む上で、地域の実情を踏まえながら、県と市町村、あるいは市町村同士

が広域的に連携することは大変重要であると考えております。

現在、本県の次期行財政改革プランの策定を進めているところでありますが、報告書の内容や国の議論の行方も参考にしながら、急激な人口減少社会が現実となる中で、将来にわたって行政サービスを維持できる体制の構築や、県と市町村、あるいは市町村間の連携のあり方につきまして検討してまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、本県における移住促進対策についてお伺いをいたします。

本県への移住やU I Jターン促進策などを官民で議論する県の協議会で、平成29年度の本県への移住世帯は506世帯となり、28年度から118世帯ふえ、過去最高となったと報告がなされました。

本県における移住促進策についてはどのような取り組みをされているのか、また、移住者は宮崎に何を求めて移住してきたのか、総合政策部長にお伺いをいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 本県の移住促進の取り組みとしましては、東京と宮崎において、移住相談窓口であります「宮崎ひなた暮らしU I Jターンセンター」を設置するとともに、移住相談会等各種イベントの実施や移住希望者の登録制度「宮崎ひなた移住倶楽部」の運用等により、移住希望者の掘り起こしや効果的な情報発信に努めているところであります。

また、市町村が実施する空き家バンク制度やお試し滞在事業など受け入れ体制の整備に関する支援も行っております。

次に、本県に移住された方の動機でございますが、県の相談窓口で確認した範囲では、「就農」「実家近くへのUターン」「県内企業への

就職」の3つの理由が全体の約6割を占めており、そのほか、「田舎暮らし」や「サーフィン」「子育て」といった理由も見受けられます。

このように、農業やサーフィン、子育てなどが理由に上がっておりますので、宮崎ならではの豊かさや魅力を積極的にPRすることで、さらなる移住促進に努めてまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、インバウンド対策についてお尋ねをいたします。

国は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の2020年に、訪日外国人旅行者数4,000万人、訪問外国人消費額8兆円の達成を目指しております。

政府が発表した訪日外国人旅行者統計によると、外国人旅行者数は年々ふえ続けており、平成29年では2,869万人、旅行消費額は約4兆4,162億円と推計をされております。2020年まであと2年、観光立国の実現に向けた日本のインバウンド施策はどうなるのか、新たな局面を迎えております。

本県についてのインバウンド対策では、知事が2期目の公約で、「国内外と密接につながり、アジアを初め世界の活力を取り込むことにより、力強く発展する宮崎の新時代を切り開いていく」と述べられております。

しかしながら、平成29年における宮崎県への訪日外国人延べ宿泊数は、29万6,670人泊で全国第29位、1人1回当たりの消費金額は、1万5,942円と全国で32番目であります。訪日外国人の延べ宿泊者数は、九州・沖縄では最下位となっております。こうした現実をどのように受けとめておられるのか、知事にお尋ねをいたします。

○知事 (河野俊嗣君) 訪日外国人の呼び込み、今御指摘がありましたように、観光消費額も大変大きく、本県経済に大きな効果をもたらすものであります。県としましては、外国人観光客の誘致に積極的に取り組んでいるところであります。

こうした中、平成29年の本県の訪日外国人延べ宿泊者数は、旺盛なインバウンド需要にも支えられまして、今御指摘ありましたように、前年から21%増加の約29万7,000人となっております。ただ、その数字自体を比べますと、九州では最下位という状況にあるところであります。

本県には、食や自然、神話といった世界に通用するさまざまな魅力がありますので、訪日外国人をもっと呼び込める、その伸び代はまだまだあるものと考えております。

これからラグビーのワールドカップ、また東京オリンピック・パラリンピック、そうした世界的なスポーツ大会が予定されているところであります。これをチャンスと捉えまして、九州各県や市町村、観光関係団体等とも連携をしながら、ことし設置をいたしました観光みやざき未来創造基金も有効に活用しまして、外国人観光客の誘致に、戦略的かつ集中的に取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 次に、香港線の運休について伺います。

香港航空、宮崎—香港線が10月28日から運休することが発表されました。本空路は、本県における3路線目の国際定期便として2015年3月に就航し、これまで順調に搭乗率を伸ばしてきただけに、関係者の落胆は大きいものがあります。週2回往復運航する同路線の2017年度の利用者は約2万6,000人で、うち9割近くを外国人が占めており、運休による県内観光業や物流に

も影響が懸念をされております。同社によると、搭乗率がよくても、宮崎の路線は運賃設定を安くしているために赤字になっているとのこととあります。県はこれまで、香港線を維持するために香港航空にどのような支援を行ってきたのか、総合政策部長にお尋ねをいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 宮崎空港に就航している国際線につきましては、就航してから路線が安定的に運航するまでの一定の期間、運航する航空会社に対する支援を行っているところとあります。

香港線につきましても、同路線を運航する香港航空に対しまして、平成27年3月の就航時から3年間、運航経費として約1億5,000万円の支援を行ったほか、県内における香港線の認知度向上のためのテレビCMの放映や、県内の旅行会社に旅行商品の造成を促すためのセミナーを開催するなど、香港航空が実施する事業に対する支援を行ってまいりました。

また、航空券と県内のホテル宿泊がセットとなったパッケージ旅行を予約した場合に旅行商品の割引を行うなど、香港線を利用するインバウンドの利用促進にも努めてきたところとあります。

○濱砂 守議員 香港航空は、運航を継続するための条件として、これまで県に対してどのような支援を求め、またこれに対して県はどう対応してきたのか、お尋ねをいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 香港航空につきましては、先ほど申し上げたとおり、就航してから3年支援してまいりましたが、3年が経過し、平成29年度末で県の支援が終了することから、本年1月に路線収支が赤字であることを理由として、会社側から年額数億円にも及ぶ支援要求があったところとあります。

このため県では、路線を維持するため、粘り強い交渉を積み重ねてまいりまして、要求額を一定程度引き下げるなど、最大限の努力を行ってまいりました。

しかしながら、会社側が最終的に提示してきた金額は、それでもソウル線や台北線に対する支援額の数倍にも及ぶ金額であり、香港線だけを優遇することは他路線を運航する航空会社との間に不公平感が生じ、路線の維持に支障を及ぼす可能性もあることに加え、本県の財政状況の中で高額な支援金の拠出を継続していくことは困難と考えたところとあります。

そのため、県といたしましては、さらなる支援金の引き下げに向けて交渉を進めることとしていたところ、会社側から一方的に打ち切りの通知がありまして、運休に至ったものであります。

○濱砂 守議員 香港航空は、運休することを決定いたしました。それで、他の航空会社による就航に向けて今後どのように取り組んでいられるのか、知事にお尋ねをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県では、「みやざきグローバル戦略」に基づきまして、アジアを初めとする海外との交流拡大に取り組んでおります。

中でも香港は、グローバル戦略を推進する上でも大変重要な地域と認識しておりまして、県の香港事務所を設置し、県産品や観光地などの情報発信に積極的に努めているほか、県産牛肉の輸出量も最も多い、そのような地域になっているところとあります。

本県と香港を結ぶ航空路線は、香港との交流拡大や県内経済の活性化を図る上で重要な役割を果たしておりますので、県では就航以来、インバウンド・アウトバウンド双方向における利

用促進や、航空会社に対する運航支援を行いつつながら、路線の維持に努めてきたところでありませぬ。

このような取り組みの結果、県民のこの路線に対する認知度も徐々に向上し、搭乗率も順調に伸びてきただけに、今回の運休の決定は、大変驚くとともに残念に思っているところでありませぬ。

県におきましては、既に香港に拠点を置く他の航空会社を中心として誘致活動を行っているところでありませぬが、できる限り早期に直行便が復活するよう、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、2巡目国体について伺います。

8年後の2巡目国体に向けて、競技ごとの会場地を決める作業が進められており、県は38の正式・特別競技のうち、ソフトボールやサッカー、高校野球など8競技を西都市、日南市などで開催することを決定されました。

そこでまず、各市町村で開催される競技の会場地選定の経過について伺います。また、競技会を開催する会場地である市町村に対する財政支援について、県はどのように考えているのか、総合政策部長にお尋ねをいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 国体の会場地選定につきましては、県準備委員会で決定した会場地市町村選定基本方針等に基づきまして、市町村及び競技団体への開催希望調査やヒアリング等を実施しているところでありませぬ。

7月には、第1次選定として会場地を決定したところでありませぬが、引き続き、これまでの調査やヒアリングの結果も踏まえ、市町村及び競技団体と協議・調整を行っていくこととしております。

また、競技会の開催が決定した市町村に対する財政支援につきましては、競技会の運営費補助など、先催県の例を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 国体は、全国から選手・監督ら約2万人を含め多くの方々が訪れることから、会場地を可能な限り分散させ、地域活性化につなげてもらいたいものであります。

県は議論の末、施設面では、陸上競技場を都城市山之口に、体育館を延岡市に、プールを宮崎市にそれぞれ整備する方針を打ち出しており、残りの競技については19年度末までに選定を終えたいとしております。

どこで開催するにしても、国体後も施設や競技をその開催地に根づかせることで、次世代に引き継いで活用を図らなければ、宝の持ち腐れと化します。

すばらしい国体が開催され、本県のさらなる飛躍の足がかりとなるよう期待するものでありますが、今回整備する施設の現在の進捗状況と、国体終了後、これらの県有施設をどのように維持管理・運営されていくのか、総合政策部長にお尋ねをいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） まず、現在の進捗状況でございますが、陸上競技場につきましては、整備基本計画の素案に対するパブリックコメントを実施したところであり、今月中には基本計画として取りまとめたいと考えております。

次に、体育館につきましては、施設規模や駐車場用地の確保等について、随時、延岡市と協議を進めているところでありませぬが、今年度末までに基本計画を取りまとめる予定としております。

プールにつきましては、7月に民間との対話

を実施し、官民連携での整備の可能性について多くの御意見をいただいたところであり、これらの意見等も踏まえて、整備地や施設規模を含めた基本計画を今年度末までに取りまとめる予定としております。

また、これらの県有3施設の維持管理・運営につきましては、コスト縮減や利用者の利便性の確保、また、国体後の施設の利活用といった視点等も踏まえて、県と関係市等の間で、その手法や役割分担等に係る協議を引き続き進めてまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、庁舎の整備について伺います。

現在、平成31年度末の完成を目指して、防災拠点庁舎の建設工事が進められております。一方、私たちがおりますこの議会棟は昭和37年に建築されたもので、築56年、県庁本館の次に古い建物であり、これまでもたび重なる大規模な改修工事やバリアフリー工事などを経て現在の姿となっております。また、防災拠点庁舎の完成後には、再度、大規模な改修を行う計画があるようです。

この議会棟を例に挙げましたが、メンテナンスをしながら庁舎を大切に使うということは、非常に大事なことでありますが、耐用年数もありますので、いずれは建てかえを検討しなければなりません。今後、本庁域の庁舎の整備をどのように進めていくのか、総務部長にお尋ねをいたします。

○総務部長（畑山栄介君） 本庁域の庁舎が分散し、十分な執務スペースが確保できていない現状は、県民の利便性や業務の効率性の観点から好ましくなく、将来的には集約する必要があると認識をしております。

一方で、本庁舎につきましては、県有建物長

寿命化指針において目標としている使用年数88年に向け、耐震補強や適切な維持管理によって建物性能の維持を図っており、当分の間は大切に使用していきたいと考えております。

このため、まずは、来年度末に予定している防災拠点庁舎の整備とそれに伴う部局配置の見直しを進めていくこととしております。また、庁舎やスポーツ施設などの種類ごとに、将来実施する点検・修繕等の時期や必要な経費等を示す計画を2020年度までに策定することにより、庁舎の適切な維持管理を行ってまいりたいと考えております。

その上で、本庁舎の建てかえについては今後の中長期的課題とし、財政状況や庁舎の劣化状況等を考慮しつつ、他県の建設事例の研究等を進めてまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 引き続き、今度は南海トラフ地震を初めとする、自然災害における防災・減災対策の推進について伺います。

南海トラフ巨大地震が一旦発生すると、静岡県から宮崎県にかけての一部では震度7となる可能性があるほか、それに隣接する周辺の広い地域で震度6前後の強い揺れになると想定され、関東地方から九州地方にかけての太平洋沿岸の広い地域に10メートルを超える津波の襲来が想定されております。東日本大震災や熊本地震、今月6日に発生した北海道地震を初めとする大規模な地震が次々と発生する中、南海トラフ巨大地震の発生確率は70～80%とされており、いつ発生してもおかしくない状態でありませ

ぬ。県の想定では、南海トラフ地震が発生した場合、日南市では、最短で14分後に津波が到来し、串間市では、津波の高さが最大で17メートルに達するとしており、こうしたさまざまな災

害リスクに対して適切に対応していく必要があります。県の地震減災計画によりますと、地震・津波による被害を最大限に軽減することを目的とし、住宅等の耐震化率を平成25年の72%から、32年度には90%に高め、津波からの早期避難率を20%から70%に高めることにより、人的被害を約3万5,000人から8,600人に抑えることを目標としております。

減災対策の取り組みの方針として、人的被害を限りなくゼロに近づけなければなりません。津波からの早期避難に関する県の取り組みについて、危機管理統括監にお尋ねをいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 南海トラフ地震の被害想定では、特に津波による被害が大きく、人的被害をゼロにするためには、安全な場所への早期避難が大変重要となります。

このため県では、沿岸市町と連携しまして、津波到達までに避難が困難な地域において、津波避難タワー等を平成31年度までに26基、整備することとしており、現在までに17基が完成しております。

新・宮崎県地震減災計画では、建物の耐震化率と住民の早期避難率の向上により、お話がありましたように、死者数を8,600人に軽減できるものと見込んでおりますが、津波避難タワー等の避難場所の確保や、避難訓練の実施、広域連携の推進など、さまざまなソフト・ハード対策に取り組むことにより、さらに被害を軽減することを目標としております。

今後とも市町村と連携しながら、人的被害ゼロを目指し、減災対策に取り組んでまいります。

○濱砂 守議員 文科省が、来年度南海トラフ大地震に備えて、高知県室戸岬沖から宮崎県の

都井岬沖にかけて、想定震源域の海底に20キロメートル間隔でセンサー約40基を沈めてケーブルで結ぶ、四国・九州沖で海底地震・津波観測網（N-net）の設置に着手する方針を固め、2023年中の完成を目指すことを発表いたしました。このN-netが整備されることにより、どのような効果につながるのか、危機管理統括監にお尋ねをいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） N-netは、多数の地震計や水圧計等の観測機器を四国沖や日向灘の海底にケーブル式により張りめぐらすことで、従来の地上での観測よりも、地震発生を最大で20秒程度早く、また、津波についても最大20分程度早く検知するとともに、津波の高さなど実測値の情報も発信できるようにするものであります。

地震や津波の発生が、より早い段階でわかることで、避難のための時間も、より長く確保できることから、安全の確保、早期避難に効果があるものと考えております。

まだ概算要求の段階であり、N-netの整備完了までには、さらに時間を要しますので、早期整備と整備された部分からの早期運用開始について、引き続き国に強く要望してまいります。

○濱砂 守議員 地震が起きたら、まず自分の安全を確保することが重要であります。そして、津波警報が出されたら、高台や避難ビルなど、とにかく安全な場所を目指して速やかに避難する。常日ごろから命の道しるべを持たなければ、逃げおくれれてしまいます。

地域住民の避難意識の向上に向けた取り組みについて、危機管理統括監にお尋ねをいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 南海トラフ

地震発生に伴う津波の想定では、地震発生から最短14分で津波が到達する地域もあり、短時間のうちに避難を完了する必要があります。

内閣府等が実施しました「東日本大震災における避難行動等に関する面接調査」では、約60%の方が、揺れがおさまった直後に避難しており、避難のきっかけも、「自分で大きな揺れから津波が来ると思ったから」が約50%、「家族や近所の人から避難を呼びかけたから」が20%となっており、早期避難に果たす自助、共助の重要性を再認識したところであります。

このため県では、住民が安全かつ迅速に避難できるように、沿岸市町と連携し、避難場所の表示や誘導標識、誘導灯の設置などを進めるとともに、自治会や企業等による実際の避難場所を活用した避難訓練等を支援しております。

今後とも、県民の早期避難に対する意識の向上や地域の共助力の強化に努めてまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、少子化対策についてお尋ねをいたします。

本県の平成29年の合計特殊出生率は1.73と全国2位であります。人口維持に必要とされる水準2.07には及んでおりません。また、若い世代の都市部への流出に歯どめがかからない状況にあり、地域活力の維持という観点からも、少子化対策に取り組まなければなりません。

市町村における結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目のない支援」の取り組みに対して、本県の財政支援はどのようなものがあるのか、福祉保健部長にお尋ねをいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 結婚から子育てにわたる切れ目のない支援は、少子化対策において大変重要でありますことから、県では、さまざまな取り組みを行っているところで

あります。

このうち、市町村への財政支援としましては、放課後児童クラブ事業や地域子育て支援拠点事業など、市町村が地域の実情に応じて実施する地域子ども・子育て支援事業に対しまして、その事業費の3分の1について財政支援を行っているところでございまして、今年度は、当初予算として約13億円を計上しているところです。

県としましては、今後とも必要な予算確保に努めるとともに、市町村や関係団体と連携しながら、効果的な事業の実施を図ってまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、小学生以上の医療費の助成についてお尋ねをいたします。

子供の医療費の無料化は、かつては富裕自治体のサービスで目立っておりましたが、今や子育て世帯のつなぎとめ策として全自治体に広がっており、通院費では「中学生まで」と「高校生まで」を助成するケースが全国の8割に達すると言われております。

本県では、入院については、えびの市を含め2市5町2村が中学校卒業まで医療費を無償化、入院外では、串間市を含め1市5町2村で中学校卒業まで医療費を無償化しております。このように、県内の市町村でも支援のばらつきが見られるようではありますが、財政問題、定住促進や人口流出などそれぞれの地域の実情もあると思いますが、県内どこに住んでも同じ恩恵が受けられる対策はとれないものか、福祉保健部長にお尋ねをいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 県では、小学校就学前までの子供の医療費について、市町村に助成する事業を実施しております。

これに加え、各市町村においては、それぞれ

の判断により小学生以上も対象としているところもあるため、議員御指摘のとおり、市町村によって受けられる助成に差が生じており、これは全国的にも同じ状況となっているところです。

このようなことから、県としましては、この制度は国の責任で全国統一的に行われるべきと考えておりまして、これまで地方の実態を踏まえた制度の設計や必要な財源の確保を国に対し要望してまいりました。

今後ともさまざまな機会を捉え、国に対する働きかけを続けていきたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、幼児教育・保育の無償化についてお尋ねをいたします。

幼児教育・保育の無償化が来年10月から始まります。幼稚園の利用者も原則無償となりますが、2015年に導入された子ども・子育て支援新制度に移行している私立幼稚園は、施設型給付により保護者が負担する利用料が上限25,700円に抑えられており、この分を政府が無償化するものであり、利用料が25,700円を超える場合は差額が自己負担となります。

さて、今年4月時点で新制度に移行している私立幼稚園は都道府県ごとにばらつきがあり、国が公表している直近のデータによりますと、全国平均では44.5%との報道がなされております。本県における移行状況について、福祉保健部長にお尋ねをいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 本県の平成30年4月1日現在の私立幼稚園数は108園で、このうち99園が、既に新制度の幼稚園や認定こども園へ移行し、移行率は91.7%となっております。

県では、新制度に移行していない9園について聞き取り調査を行っており、このうち半数を

超える園は移行予定ではありますが、慎重な考え方を示されている園もございます。

その理由としましては、私学としての伝統・独自性、建学の精神などの維持を希望していることや、移行に伴う事務量の増加などを負担に感じていることが挙げられます。

このため、県としましては、移行に伴う事務負担を軽減するための費用の補助等を行っているところでありまして、今後とも、それぞれの園の意向を踏まえ、適切に支援してまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、障がい児、障がい者の支援についてお尋ねをいたします。

医療的ケアを必要とする重度障がい児（者）については、障がい者を介護している家族に、支援者が介護を一時的にかわってリフレッシュしてもらうなどの、レスパイト機能の有効な活用や充実を図り、介護疲れや共倒れを防ぎ、在宅介護の継続を応援していくことが大事だと思われれます。

県内のレスパイト機能の実態について、福祉保健部長にお尋ねをいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 人工呼吸器や気管切開など高度な医療的ケアを要する重度の障がい児（者）を在宅で看護されている御家族の休息のためには、医療型の短期入所施設が必要であります。

県内の整備状況としましては、宮崎市の県立こども療育センター及びはながしま診療所、日南市の愛泉会日南病院、川南町の国立病院機構宮崎病院の計4施設で定員37人となっております。週末を中心に、御家族の休息や、きょうだい児の学校行事などの社会活動参加を目的として利用されているところでもあります。

しかしながら、県北部、県西部には対応施設

がなく、遠方の施設を利用せざるを得ない状況でありますことから、それらの地域での医療型短期入所施設の設置が課題となっているところでございます。

○濱砂 守議員 次に、高齢者社会に向けての取り組みについてお尋ねをいたします。

本県では「団塊の世代」が75歳以上となる2025年には、全ての市町村で高齢化率30%を超えることが見込まれており、全国平均よりも早いペースで進んでおります。

このような中、本県では、高齢者がいつまでも住みなれた地域で安心して暮らせる社会づくりを目指して、「地域包括ケアシステム」に取り組むこととしております。

一方で、2025年度には約3,700人の介護職員が不足することが見込まれているなど、介護人材の確保・育成が急務となっております。また、加速する認知症高齢者への対応や山間部等の条件不利地域におけるサービス体制の整備など、多くの課題も抱えております。

それぞれの地域の高齢化の実情に応じて、地域に密着した介護サービス基盤の計画的な整備を図ることが必要です。福祉保健部長の考えをお聞かせください。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 高齢者が、介護の必要な状態になっても住みなれた地域で安心して生活できるようにするためには、県内全域で地域の実情に応じた介護サービスの提供体制を整備していく必要があると考えております。

このため、本年3月に策定しました第七期宮崎県介護保険事業支援計画に基づき、身近な市町村で提供される地域密着型サービスの施設整備等に対する支援を行うとともに、医療と介護をつなぐ訪問看護サービスの新規参入や基盤強

化を支援しているところであります。

今後も、市町村や関係団体等と連携を図りながら、計画的な基盤整備に努めてまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、ひとり親世帯の福祉対策についてお尋ねをいたします。

平成28年の全国ひとり親世帯等調査によりますと、全国の母子世帯数は約123万2,000世帯、父子世帯数は約18万7,000世帯であり、平成28年度末時点で100万6,000人の子供たちが児童扶養手当を受給しております。本県の実態調査によりますと、ひとり親になった理由としては、「離婚のため」が最も多く、ひとり親世帯の悩みごとでは、生活費が最も多くなっており、ひとり親世帯の平均月収は、母子世帯では10万～15万円の層が約4割を占めております。また、母子世帯の約8割、父子世帯の約6割が平均月収20万円未満となっており、経済的に安定しているとは言えません。

本県におけるひとり親家庭への支援の現状について、福祉保健部長にお尋ねをいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） ひとり親家庭への支援としましては、まず、生活の安定と自立の促進のため、経済的支援としまして「児童扶養手当」の支給や「ひとり親医療費」の助成、さらには、子供の修学等に要する費用を無利子または低利で貸し付ける「母子父子寡婦福祉資金事業」を行っております。

また、就業支援としまして、親が看護師等の養成機関に就学する間の生活資金を支給するなどの支援に加えまして、県母子寡婦福祉連合会に就業支援員を配置しまして、就業相談等を行っているところでございます。

そのほか、各福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、生活一般、その他自立に必要な

相談に対応するとともに、子供の学習支援等に取り組む市町村への補助も行っております。

○濱砂 守議員 本県の実態調査によりますと、ひとり親世帯の悩み事の原因で最も多いのは生活費であると触れましたが、養育費については、一度も受け取ったことがないと答えた人が64.6%で、現在受け取っていると答えた17.4%を大きく上回っております。

経済的な安定を図るためにも、養育費を受け取れるようにするための支援が必要と考えます。県ではどのような取り組みをしているのか、福祉保健部長にお尋ねをいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） ひとり親家庭が養育費を確保できるようにするには、その意義や手続等についての関係者の理解と、相談体制の充実が重要であると考えております。

このため県では、養育費の法的位置づけや手続等を記載したリーフレットを、市町村や関係機関等を通じて広く配布するとともに、各福祉事務所や県母子寡婦福祉連合会等において、さまざまな相談への対応を行っているところであります。

また、福祉事務所の職員や母子・父子自立支援員向けの研修会の開催に加え、今年度から新たに、国の養育費相談支援センターが実施する研修会に、県母子寡婦福祉連合会の職員を派遣するなど、相談業務に従事する職員の資質向上にも取り組んでおります。

今後とも、市町村や関係団体と連携しながら、養育費の確保に向けて支援体制等の充実に努めてまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 ありがとうございました。

次に、障がい者雇用についてお尋ねをいたします。

障害者雇用促進法では、働く人のうち一定割

合の障がい者を雇用することを義務づけております。雇用割合は、本年4月からそれぞれ0.2ポイント引き上げられ、企業が2.2%、国や地方自治体が2.5%になりました。

最近になり、国土交通省や総務省などの中央省庁が、義務づけられた障がい者の雇用割合を42年にわたり水増しし、定められた目標を大幅に下回っていたことがわかり、範を示すべき中央省庁のずさんな姿が浮き彫りになりました。政府は、各省庁の水増しを長年放置しておきながら、民間企業に厳しいルールを課してきたこととなります。

昨年、不正に算入された人数は、国の行政機関だけでも数千人に上り、不適切な算入は、本県を含む37府県に拡大、さらに膨れ上がる可能性があるとのことであります。

私は、昨年の11月議会の一般質問で、県及び県内26市町村の法定雇用率の達成状況について、当時の福祉保健部長に伺いましたところ、県、市町村とも法定雇用率を達成しているとの答弁でございました。この答弁は間違いだったと理解してもよろしいのでしょうか。福祉保健部長にお尋ねをいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 昨年11月議会におきまして、県及び市町村の障がい者の法定雇用率の達成状況について、当時国が公表しておりました平成28年6月1日現在の状況をお答えしたところでございます。

しかしながら、この根拠としておりました障がい者雇用数の把握に当たって、県の一部の部局においては、国のガイドライン等が厳格に運用されていなかったことや、誤った事務処理があったことが判明したところであります。このため、昨年11月議会における答弁につきましても、誤った数字を根拠とした答弁となってしま

いました。おわび申し上げます。

○濱砂 守議員 それでは改めて、本県における障害者法定雇用率2.5%の達成状況について、総務部長、病院局長並びに警察本部長にお尋ねをいたします。

○総務部長（畑山栄介君） 知事部局における平成30年6月1日現在の障害者雇用率につきましては、2.76%と国へ報告しておりました。

しかしながら、国への報告後、障がい者であることの確認の手法として、国のガイドラインが示す障害者手帳等による確認が徹底されていなかったこと、また、国へ報告していた障がい者雇用数に、事務処理の誤りにより、自己申告していない職員9名が含まれていたことが判明したところでございます。

このため、知事部局全職員を対象に手帳等の確認を目的とした調査を実施したところであり、その結果、雇用者数について、手帳を所持していない9名を除き、また、新たに所持していたことが判明した7名を加えることとし、このことによりまして、法定雇用率2.5%を上回る2.7%となったところでございます。

○病院局長（桑山秀彦君） 本年6月1日現在の病院局における障がい者雇用の状況ではありますが、法定雇用率2.5%に対し2.39%と、率としては満たしておりませんが、法定雇用者数である15名は達成しているとして、国に報告をしております。

この15名の内訳は、障害者手帳を有する者が11名、手帳は有していないものの、医師の確認を得て算入した者が4名としておりましたが、いずれも手帳の原本や医師の診断書など、国のガイドラインが示す方法による照会・確認を行っておりませんでした。

このため、現在、国のガイドラインにのっと

りまして確認調査を行っておりますが、これまでのところ、障害者手帳を有するとした11名中2名について、手帳を持っているとの本人の申告が昨年度あって以降、障がいの状態について再認定が行われまして、手帳を返還していたことが判明いたしました。

また、障害者手帳を有していない職員については、改めて医師の診断等を受けるよう依頼し、障がいの状態を現在確認中であります。现阶段で障害者手帳の保有が確認できている9名のみで率を算定いたしますと、1.43%となりまして、法定雇用率を下回ることとなります。

○警察本部長（郷治知道君） 本年6月1日現在の県警察の障害者雇用率につきましては、1.95%で国に報告しております。

なお、県警察で障がい者として把握している職員7名は、全員障害者手帳の保有者であり、手帳を直接確認しております。

法定雇用率を達成していない理由は、昨年の年末からこの3月にかけて、障がい者である2名の職員が急遽体調不良により退職したためです。

県警察では、法定雇用率を達成するために、来年度に2名の障がい者を採用できるよう取り組んでおるところでございます。以上です。

○濱砂 守議員 引き続きお尋ねをいたします。県内26市町村の障害者法定雇用率の達成状況について、福祉保健部長にお尋ねをいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 県内市町村の障がい者雇用につきましては、6月1日現在の法定雇用率達成状況を、宮崎労働局が毎年12月に公表しております。

平成29年6月1日の状況につきましては、職員数が少なく、雇用義務のない西米良村を除

く25市町村のうち、1市3町が達成しておりませんでした。

なお、現在、国から各市町村に対しまして、平成29年に報告された雇用状況がガイドラインに沿ったものであるか再点検するよう依頼がなされているところでございます。

○濱砂 守議員 引き続き質問をいたします。都道府県に置かれる教育委員会には、法定雇用率2.4%以上が義務づけられております。教育委員会における障害者法定雇用率の達成状況について、教育長にお尋ねをいたします。

○教育長（四本 孝君） 本年6月1日現在の教育委員会の障がい者雇用の状況につきましては、雇用率2.51%と国に報告をしております。

その後、学校等から報告のあった障がい者について確認の調査を行ったところ、障害者手帳を所持していなかった者が1名、一方、本人からの申し出により、新たに1名が重度身体障がい者として追加となりました。

結果として、最終的な障害者雇用率は2.52%となり、法定雇用率2.4%を達成している状況でございます。

○濱砂 守議員 最後に、知事にお尋ねをいたします。ただいま取り上げました障害者法定雇用率の不適切な算定のほか、旧優生保護法にかかる資料の取り扱いなど、このところ、不適正な事務処理が立て続けに発生しておりますが、このような状況について知事はどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のありましたとおり、今年度に入りまして、不適正な事務処理が続いているところでありまして、県政をあずかる立場として、強く責任を感じますとともに、深く反省をしているところであります。

この機会に、職員一人一人が原点に立ち戻りまして、県民の信託を受け、全力で職務を遂行する責務を負っているということを改めて自覚をする必要があると考えております。

また、組織として、服務規律の保持・徹底を図ることはもとより、職員が仕事や課題を一人で抱え込むことがないように、風通しのよい組織をつくりまして、情報の共有やサポート体制のあり方につきまして、いま一度見詰め直すことも重要であると考えております。

職員一人一人が、このような事態を重く受けとめ、県民から信頼される県職員、県庁となりますよう、私自身が先頭に立ちまして、組織を挙げて、このような不適正な事務処理を含めた不祥事の再発防止に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

次に、市街地振興対策について伺います。

地方都市の商店街では、売り上げの減少や高齢化によって、「シャッター通り」と呼ばれる空き店舗の増加が大きな課題になっております。私の住む西都市でも、80年代の昭和の時代ぐらいまでは、当時の都市計画で整備された商店街は多くの買い物客でにぎわっておりました。しかし、少子高齢化の波は容赦なく押し寄せ、現在では、人口が減少するだけでなく年齢構成が高齢化し、ほとんどのお店がシャッターをおろしたままで、街の活気が失われております。

西都市では、人口約3万人、県内26市町村のうち人口の多いほうから7番目の町であります。昔のにぎわいを復活させようにも、特別な対策が見当たりません。県内の同規模のほとんどの市町村では、同じような現象があるのではと思いますが、時代は、昭和から平成へ、そし

て来年からは新しい元号に生まれ変わります。将来に夢が描けるような、若者が住んでみたいと思うようなまちづくりはできないものかと、シャッター通りを見るたびに思うのでありますが、県は、このような市町村の商店街の実態についてどのような対策をとろうとされているのか、商工観光労働部長にお尋ねをいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県ではこれまで、市町村や商店街等が行う空き店舗対策を初め、中心市街地再生プランの策定や商店街リーダーの育成などの取り組みに対して、支援を行ってきたところであります。

人口減少が本格化していく中で、これからの商店街づくりには、こうした従来型の取り組みだけではなく、商店街の強みである顔の見える関係を生かし、商店主が専門知識や技術を教える「まちゼミ」の開催や、未来を担う子供たちとの交流・学習体験といった、地域に根差した取り組みを県内に広げていく必要があると考えております。

地域コミュニティの場としての機能を有する商店街の活性化には、商店街の枠を超えたまちづくりの視点も大切であり、県としましては、今後とも市町村や商店街等と十分な連携を図りながら、地域の特徴を生かした活力あるまちづくりが一層進むよう支援してまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、本県の日本遺産を活用した観光振興について伺います。

文化庁が5月24日に認定した「日本遺産」に、西都市と宮崎市、新富町が共同申請した「古代人のモニュメント一帯地に絵を描く 南国宮崎の古墳景観」が選ばれました。2015年に始まった日本遺産で古墳をテーマにした認定は初めてであります。登録された4カ所の古墳

群には約700基の古墳や横穴墓が、築造当時の古墳群の景色を古墳の地形を損なうことなく現代まで残されてきたことが評価されたもので、古墳群の背景にある歴史ロマンを生かした活性化策が期待されております。

県は、認定された3市町が設置した協議会に、商工・観光関係団体とともに参画されておりますが、本県の観光振興にどのように生かしていくのか、商工観光労働部長にお尋ねをいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 今回の日本遺産の認定は、西都原を初めとする宮崎平野の古墳群のすばらしさが改めて評価されたものであり、本県観光の情報発信力の強化につながるとともに、国内外からの誘客に取り組む上でも大きな追い風になるものと考えております。

こうした中、地元3市町が中心となって設立した協議会では、今後3年間、国の支援を受けながら、複数の言語に対応したホームページの作成や、古墳をめぐるサイクルツアーの企画、商品化等、日本遺産のブランド力を生かした観光誘客事業に取り組むこととしております。

県としましても、今後、地元市町と連携しながら、「いにしへの姿をそのままにとどめる全国唯一の古墳景観」の魅力を国内外に積極的に発信することで、さらなる観光誘客につなげてまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、西都原古墳群の世界文化遺産登録についてであります。

「西都原古墳群をはじめとする南九州の古墳群」の世界文化遺産登録については、まず、国内暫定リストに掲載されなければなりません。

ことは、西都原古墳群を初めとする宮崎の古墳景観が日本遺産に選ばれたこともあり、県民の機運も盛り上がっております。

暫定リスト掲載に向けて、さらに活動を進めていかなければなりません、どのような取り組みを行っているのか、教育長にお尋ねをいたします。

○教育長（四本 孝君） 世界文化遺産登録に向けましては、調査研究や、ホームページを活用した県内外への情報発信に取り組みますとともに、県と関係市町が連携した勉強会を設置し、県民の理解や機運の醸成を図っております。

このような中、ことし5月に認定されました本県初の「日本遺産」は、世界文化遺産登録に向けた一つの成果と考えているところであります。

今年度も、引き続きドイツの大学との共同研究や古墳の調査など価値や評価を高める取り組みを進めるとともに、複数の外国語に対応したホームページや、日本遺産による地域活性化の取り組みも活用しながら、南九州の古墳群のさらなる情報発信に努めていくこととしております。

また、古墳群の特徴や価値などをまとめた報告書を作成するなど、文化庁に対し、暫定リスト見直しへの働きかけも行ってまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 さらに、昨年9月の代表質問で自民党の松村議員が、男狭穂塚・女狭穂塚の環境整備について質問をされております。私も子供のころに遊び回った御陵墓周辺は、当時と比べて現在では、樹木が鬱蒼と生い茂り、古墳の大きさや形が全くわからないようになっております。もともと築造当初から樹木が植えられたものではないはずですから、本来の姿に戻す意味で、除伐などの環境整備はできないのか、教育長にお尋ねをいたします。

○教育長（四本 孝君） 男狭穂塚・女狭穂塚につきましては、宮内庁の陵墓参考地として「静安と尊厳の保持」を基本とした管理が行われておりまして、樹木の伐採は大変難しい状況ではありますが、昨年の8月、私自身が宮内庁に伺いまして、陵墓参考地周辺の発掘調査の成果や今後の整備計画を説明いたしますとともに、この計画と合わせた陵墓参考地内の環境整備をお願いしてきたところでございます。また、ことし3月には宮内庁の担当者に現地を訪れていただき、発掘調査の成果などについて説明を行ったところであります。

今後とも、宮内庁と連携をとりながら、男狭穂塚・女狭穂塚を含む陵墓参考地一帯の魅力が高まるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、林業振興の重要な生産基盤である林道等の整備について、お尋ねをいたします。

平成29年の本県杉素材生産量は181万立方メートルで、27年連続して国内トップを走っております。県が四半世紀にわたって生産量日本一を維持できたのも、長きにわたり山づくりに取り組んできた先人たちの努力のたまものであります。

本県では、「伐って、使って、すぐ植える」資源循環型林業の確立を目指しておりますが、県内の私有林では、人工林が年間に成長する量は280万立方メートルに上り、年間の素材生産量をはるかに上回っております。現在の杉の丸太価格は約1万2,000円前後で取り引きをされており、山に再造林するためには最低でも必要と言われる1万5,000円には及んでおりません。木材市場での価格の上昇は早急には期待できないことから、木を切ってそのお金を山元に戻すには

さまざまな工夫が必要であり、山から切り出す木材の搬出コストも収益を大きく左右します。

そこで、森林内の幹線となる林道など林内路網整備の取り組みについて、環境森林部長にお尋ねをいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 林道など林内の路網は、森林の整備や木材生産の効率化、低コスト化を図る上で欠くことのできない、重要な生産基盤であります。

このため県では、トレーラーなど大型車両の走行が可能な幹線となる「林道」、林業用車両の走行を想定した「林業専用道」、林業機械の走行を想定した「森林作業道」を適切に組み合わせた路網の整備を進めておりまして、本県の林内路網密度は、全国トップクラスとなっているところであります。

しかしながら、森林の伐採・搬出の効率化や、低コスト造林が期待される「伐採と造林の一貫作業システム」の導入等により、林業所得の向上を図るためには、さらに高密度の路網整備が必要と考えております。

今後とも、適切な森林整備の推進を初め、災害時の迂回路としても重要な役割を果たす林道等の路網整備に、一層努めてまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、林業就業者に対する定着支援について、お尋ねをいたします。

林業の土台は、森林所有者世帯です。世帯が所有する森林が確実に受け継がれていく継続性こそが後継者の役割ですが、我が家にはどのくらいの山がどこにあるのか、どんな状態なのか、後継者世代は把握しておりません。人口減少・流出に歯どめがかからないという悩みは、全国の農山村共通ですが、定年で帰ってくる林家世帯の後継者には山の知識や経験がなく、師

匠となるべき指導者が必要であります。山は持たないけど自然と生きる生活を求めてやってくるIターン者は、さまざまな副業と林業を組み合わせなければ生活できません。

数の問題だけでなく、林業の現場をリードする人材が地域に根づいてくれば、地域に活力をもたらすきっかけとなります。そこで、本県の林業就業者に対する定着支援の取り組みについて、環境森林部長にお尋ねをいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 本県における林業の新規就業者数は、平成29年度で178名となっております。

その定着に向け、県におきましては、継続的な雇用に努める林業事業体に対し、新規就業者の定着状況に応じた奨励金の交付や、社会保険等における事業主負担の一部助成、簡易トイレやシャワー施設の設置など魅力ある職場づくりへの支援を行っているところであります。

また、作業現場においては、夏場の下刈り作業が大きな課題となっておりますことから、今年度より、作業の負担軽減につながる装備等の導入支援や、下刈り作業の省力化に向けた実証などに取り組んでおります。

今後とも、これらの取り組みを通して、林業担い手の定着促進を図るとともに、就業者が安心して就労できる職場環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、林業大学校開講に向けての取り組みについて伺います。

本県では、全国有数の林業県である宮崎県の将来を担い、未来のリーダーとなる人材育成を目的として、九州では初めてとなる「林業大学校」を来年4月に開講することにしております。

林業大学校では、新規就業者を対象にした1

年間の「長期課程」、募集人員は15名ですが、その他「短期課程」や「公開講座」などの全てのコースを合わせて年間約400人の受講者を予定されております。

私は昨年から、常任委員会、自民党会派の部会、林活議連の調査で、合計4校の林業大学校を視察してまいりました。どの大学校でも、長期課程の学生が思うように集まらないとの話を聞いてまいりました。来春の開講に先立ち、みやざき林業大学校のオープンキャンパスが7月28日から29日に実施されておりますが、参加者の反応はどうであったのか、環境森林部長にお尋ねをいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 「みやざき林業大学校」長期課程の募集活動の一環として開催しましたオープンキャンパスでは、県内の高校生や保護者、林業への就業を希望する社会人など、30名の参加があったところであります。

参加者からは、「ドローンなど最先端の機械による実習が充実している」「林業に必要な16もの資格が取得でき、とても魅力がある」「女性でも高性能林業機械の操作ができるか不安だったが、とても楽しかった」「みやざき林業青年アカデミー修了生との意見交換で、皆さんが明るく前向きに頑張っている姿に感動した」などの感想が聞かれたところであります。

また、オープンキャンパスの様子は、テレビや新聞など県内のマスコミにも取り上げられ、PRできたものと考えております。

○濱砂 守議員 それでは、引き続きお尋ねをいたします。全国11校の林業大学校においては、それぞれ独自の特色を打ち出し、カリキュラムに、林業先進国のドイツやオーストリア研修などを盛り込んだ学校もあるようです。

杉の素材生産27年連続日本一を誇る林業県宮

崎の林業大学校のカリキュラムの特色について、環境森林部長にお尋ねをいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 「みやざき林業大学校」では、宮崎の林業の将来を担う人材を育成するため、森林・林業の基礎から実践的な知識・技術の習得により、即戦力となって活躍する担い手を育成することとしております。

このため、本県の森林・林業への愛着を育む歴史や文化の学習や、就業に直接役立ち、全国最多となる16の資格取得、さらには、ドローンや他県の大学校では実施されていない地上レーザー計測器を活用したICT等最新技術による森林調査の講座なども、カリキュラムへ盛り込むこととしております。

また、海外への先進地研修については他県の事例を踏まえ検討しているところであり、受講生の増加につながるよう、より魅力のあるカリキュラムを作成してまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、木質バイオマス発電の利活用と原材料の調達について伺います。

現在、固定価格買い取り制度の開始以来、県内6カ所において売電用バイオマス発電施設が稼働中であり、その燃料となる木質バイオマス使用量は、29年度で約61万トンが使用されております。このような原材料となる木材は十分な量が確保されているのか、また購入価格はどうなっているのか、環境森林部長にお尋ねをいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 固定価格買い取り制度を利用して売電している、県内の木質バイオマス発電施設への聞き取りによりますと、各施設では、いずれも3カ月から半年分の原材料を在庫として保有しているとのことであり、十分な量が確保されているものと考えてお

ります。

また、購入価格につきましては、間伐材等由来の木質バイオマスが、1トン当たり6,500円から7,000円、一般木質バイオマスが1トン当たり4,500円から5,000円となっております。

○濱砂 守議員 木質バイオマス発電は、再生可能エネルギーとして地球温暖化防止対策の有効な手段の一つであります。今後の新設計画もあるようですが、木質バイオマス発電の普及は林業を営む山元の所得向上につながっていくのか、環境森林部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 素材生産事業者への聞き取りによりますと、固定価格買い取り制度の開始以降、未利用であった曲がり材等をバイオマス発電施設向けに販売することができるようになり、収入の増加につながっているとのことあります。

このため、事業者による立木買い取り価格の上昇などを通じ、山元への所得向上に寄与しているものと考えております。

今後、新たな発電施設の計画もありますことから、県におきましては、集荷範囲も考えた原材料の調達を、事業者に指導・助言しつつ、山元に利益が最大限還元されるよう努めてまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、農業振興についてお尋ねをいたします。

平成29年の本県の新規就農者は406名と、平成に入ってから最大の人数となりました。本県が各地で実施している就農相談フェアなどの取り組み成果が出てきたものと思います。また、県内各地で、JA等が中心となって、就農トレーニングのためのハウス施設が整備されるなど、新規就農者を受け入れるための支援が広がっております。

しかしながら、新規就農者が、新たにハウス等を建設して農業を始めるには、多額の初期投資と、経営安定に向けた継続的な技術支援が必要となります。初期のリスクをできるだけ小さくし、安心して就農してもらうためには、例えば、リタイアした農家の中古ハウスをJA等が取得して貸し出すといった取り組みなど、何らかの支援策が必要ではないかと考えます。そこで、新規就農者の初期リスクを抑え、早期に経営を安定させるための支援について、農政水産部長にお尋ねをいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 農業には、自然災害など他産業にはないリスクがございます。加えまして、お話がありましたように新規就農者は、ハウスや畜舎等の整備に多額の資金を必要とすることから、いかに早期に経営を安定させるかが課題であると認識しているところでございます。

このため県では、就農時に必要となる畜舎やハウスを国の事業を活用して新設し、新規就農者にリースするJAの取り組みを支援するとともに、経営開始時の生計を安定させるための農業次世代投資資金等の支援等に取り組んでいるところであります。

議員御提案の、新規就農者に対して、経営資源を承継するような仕組みも重要であると考えておりますので、県としましては、新規就農者の増加に向け、必要な対策について検討してまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、新規就農者の内訳として、農業法人などへ就職する、いわゆる雇用就農の割合が高く、一方で、農業後継者として親元就農者の割合が低いところが気になるところであります。

親元就農の場合、農業高校や農業大学校を出

てそのまま後継ぎになるケースや、他産業に就職をしていたけれども後継ぎで戻ってくるケースなど、さまざまであります。農業用施設や農地などの経営に必要な基盤を、そのまま生かせるという有利性があります。

そのため、親元就農の状況をしっかり把握して、次の世代を担う後継者、ひいては地域のリーダーとして育成していくことが重要であると考えます。

そこで、親元就農の状況と今後の支援策について、農政水産部長にお尋ねをいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 本県の平成29年度の新規就農者406名のうち、親元就農は107名となっております。そのうち、他産業に従事した後に就農するいわゆる離職就農が、79名と最も多く、次いで、学卒就農が15名、残りの13名が、みやざき農業実践塾等で研修を受けた後に就農する研修後就農となっております。

県としましては、現在、親元就農に伴う施設整備や農地集積などへの支援とあわせて、農業改良普及センターによる青年農業者に対する経営や技術の学修活動など、経営力の強化に向けた支援を行っているところであります。

親元就農は、地域農業を支える重要な担い手であると認識しておりますので、今後も、儲かる農業の実現に向け、専門家派遣等による相談体制の構築など、市町村や関係機関と連携した取り組みを強化してまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、主要農産物の種子制度の条例化についてお尋ねをいたします。

本県では、沿岸部から山間部までさまざまな条件で水稲が作付され、主食用はもとより、本県ならではの焼酎原料用加工米や飼料米など、さまざまな用途の米が求められているため、農

家には地域条件や需要者の要望に即した多様な種子を提供していくことが必要であります。

大手種苗メーカー等による全国レベルの品種だけでは、これらのニーズに応えることは難しいことから、主要農作物の種子制度のあるべき姿として、都道府県が主体となった現在の体制を将来にわたって継続すべきと考えます。6月議会では、主要農産物種子法が廃止された後の各県の対応状況を調査するとの答弁がございましたが、各都道府県の対応状況について、農政水産部長にお尋ねをいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 主要農作物種子法廃止後の全国の対応状況につきましては、本年8月に実施した調査によりますと、種子生産を行っていない東京都を除く全道府県で、廃止前と同様に種子生産が行われております。

このうち、種子法廃止に伴い、4県においては既に条例が制定されており、さらに現在、北海道を初め5道県において条例化の検討がなされていると聞いているところでございます。

○濱砂 守議員 県は、主要農産物種子法の廃止後も引き続き、県が主体となった種子供給体制を堅持するとされておりますが、内部規定の要綱に基づいて行うというのは、県民からはわかりにくく、継続的に担保されるか、疑問もあります。現に農業団体からは、継続のよりどころとなる条例の制定を要望する声が上がっております。

こうした状況を見ますと、本県でも、主要農産物の種子制度の条例化が必要かと思いますが、県の考え方について知事にお尋ねをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 水稲など主要農作物は、地域農業を支える大きな柱であります。県といたしましても、種子の生産につきまして

は、農家の要望や県産米の需要を踏まえながら、引き続き取り組んでいくこととしております。

一方で、現在の種子供給体制が将来にわたって維持されるかという、農家の皆様や関係団体の御心配の声も聞いているところであります。

このため、他県における条例制定に向けた動きも踏まえながら、主要農作物の種子生産に対する県民の不安が解消されるよう、条例を制定する方向で検討してまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、内水面漁業の振興についてお尋ねをいたします。

内水面漁業は、長年にわたる漁場環境の保全等を通じて、自然と人が親しむ機会を提供するなど、内水面が持つ多面的機能の一翼を担っておりますが、河川環境の悪化や外部の影響等によって、アユなどの内水面を代表する水産資源が年々減少しております。

さらには、水産資源の増殖や環境保全活動を担ってきた内水面漁協の組合員数が、高齢化や川離れ等によって年々減少し、あわせて収入も減少している漁協が多く見られ、これら活動の維持が困難な状況になっておると聞いております。

このような中、県では昨年、「内水面漁業活性化計画」を策定し、水産資源の回復等に取り組んでいると聞いております。この計画の取り組み状況について、農政水産部長にお尋ねをいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 内水面漁業の振興につきましては、昨年策定しました「内水面漁業活性化計画」に基づき、漁協、学識経験者、行政機関等の関係者が連携して取り組みを推進する体制を構築し、水産資源の回復や外来

魚等による被害防止対策の強化等に取り組むことといたしております。

今年度は、その取り組みの一つとして、一ツ瀬川水系のアユ資源回復のため、専門部会を立ち上げ、関係者間における情報共有や課題解決に向けた協議を行うとともに、専門家による漁業環境調査を実施したところであります。

今後とも関係者と連携を図りながら、計画に基づく取り組みを推進し、水産資源を回復させることで、内水面漁協の組合員確保や経営安定を図り、内水面漁業の振興につなげてまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 それでは次に、国・県道路の整備状況について伺います。

国県道は、高速道路と一体となって本県の物流、経済・産業の発展や観光振興を支える重要な社会インフラであり、また、南海トラフ巨大地震などへの備えとして、防災上の観点からも大きな役割を担っております。

また、本県の医療、福祉、教育など社会サービスの拠点を結ぶ地域内道路ネットワークを形成しており、重要な生活道路の役割を果たしております。

さらには、高齢化の進む中山間地域では、人口減少と相まって公共交通の存続が困難となり、自動車への依存度が高いことから、安全・安心な命の道路の確保が必要であります。

しかしながら、本県における国県道の整備は、現状では残念ながら九州の中で最下位であり、県内各地で道路整備の促進が強く求められております。

そこで、現在の国県道の整備状況と今後の取り組みについて、県土整備部長にお尋ねをいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 国県道は、

高速道路を補完し、県民生活の利便性向上や地域の活性化に寄与する必要不可欠な社会資本であり、また災害時には、救助・救援活動を支える命の道ともなることから、果たすべき役割は非常に大きいと考えております。

しかしながら、本県は県土の約8割を山間部が占め、さらに、東西に流れる大きな河川により地域が分断されるなど、厳しい地形条件となっていることなどから、その改良率は低い状況となっております。

このため、本県におきましては、必要な道路整備を計画的に推進し、物流拠点や観光地などを結ぶ道路ネットワークの充実を図ることが大変重要であると考えております。

県としましては、道路予算の確保と、整備がおくれている地方への重点配分が図られるよう、今後とも、関係団体と連携を図りながら、知事を先頭に、国へ強く働きかけてまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、空き家対策について伺います。

平成25年の全国の住宅数は6,063万戸に上り、そのうち空き家が820万戸と急増し、空き家率は13.5%、空き家数、空き家率ともに過去最高となっております。空き家が放置されると、周辺の景観を悪くしたり、不審者が侵入するなどして街の治安の悪化につながることから、国は特別措置法を制定し、空き家等に関する施策を総合的・計画的に推進するとしております。

本県における住宅総数は53万3,900戸で、そのうち空き家は7万4,200戸、空き家率13.9%、空き家のうち流通していない住宅は4万3,600戸、その中で既に腐朽・破損があるのは1万7,800戸であり、中には朽ち果てた危険な建物も目につきます。本県における空き家については、どの

ような対策が取られているのか、県土整備部長にお尋ねをいたします。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 空き家対策につきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、住民に最も身近な行政主体である市町村が対策を実施し、県は、市町村に対する助言やその他必要な援助を行うこととされております。

本県におきましては、空き家の実態調査は19の市町村が実施済みであり、また、空き家対策を進める上で重要となる「空家等対策計画」につきましては、平成30年8月末現在で、8市町村において策定済み、6市町村で今年度策定予定であり、この計画に基づき、適正な管理や利活用、除却に向けた助言や指導などの対策が進められているところであります。

県としましては、市町村に対して、先進的な取り組み等の情報提供や助言、市町村相互間の連絡調整を目的とした会議の開催のほか、空き家相談マニュアル等を作成し、提供するなど、市町村の取り組みを支援しているところであります。

○濱砂 守議員 空き家対策には、空き家の除去と空き家の有効活用という2つの方向性があります。まず、腐朽・破損により倒壊等のおそれのある特定空き家等について、県ではどのような対策がとられているのか、県土整備部長にお尋ねをいたします。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 空き家のうち、倒壊などの危険性や、衛生上有害となるおそれのある特定空き家等につきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市町村は、所有者等に対して、除却や修繕等の措置をとるよう助言、勧告、命令、行政代執行が可能となっております。

市町村による特定空き家等に関する助言や勧告件数は、平成27年度からの3年間で、延べ19件となっており、助言等により解体されたものは4件となっております。

県としましては、空き家の所有者等に対して、適正管理の重要性などの啓発を行うほか、市町村に対し、全国の取り組み事例に関する情報提供などにより、特定空き家等への対策が適切に行われるよう、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 次に、空き家の有効活用ですが、最近、古民家の再生活用といった報道をよく耳にいたします。古民家は、「味わいのある建物」として飲食店に生まれ変わるなど、注目されているようです。県内では、日向市の「古民家再生協会宮崎」が、空き家発生抑止につながるとして、全国で取り組みが広がっている「住教育研修会」を開催したり、日向市と古民家活用に関する連携協力協定を結び、古民家の保全につなげるなどの活動がなされているようです。県内の民間団体における古民家再生に向けての取り組み状況について、県土整備部長にお尋ねをいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 古民家の再生や利活用につきましては、「宮崎県住生活基本計画」に位置づけており、空き家対策を推進する上で大変重要であると考えております。

再生された古民家が、地域の貴重な観光資源となった事例が全国的に注目されており、県内では、日南市飢肥地区におきまして、古民家を宿泊施設に再生した事例がございます。

また、古民家を利活用する際には、専門的な調査が必要となる場合がございますが、お話にありました団体のほかにも、こうした調査を行い、古民家の再生に取り組む団体や企業が、県

内にも複数ございます。

県といたしましては、空き家対策に取り組む市町村との会議に、一般社団法人全国古民家再生協会から講師をお招きし、その取り組みについて説明していただくなど、市町村に対して、古民家の利活用等についての情報提供を行っているところであります。

○濱砂 守議員 それでは次に、一ツ瀬川の濁水対策についてお尋ねをいたします。

本県議会では、平成18年4月の臨時県議会において河川環境対策特別委員会を設置し、河川の環境整備に関する事、長期濁水に関する事、水質汚濁に関する事の3つを調査事項として1年間活動を行い、その概要について報告をしております。

その中で、県が平成17年台風14号によって発生した濁水について、主要な河川について濁度を測定したところ、耳川と小丸川、綾北川ではおおむね1カ月から2カ月で解消されたが、椎葉村から宮崎市佐土原町に流れる一ツ瀬川については、4月末までの8カ月間にわたり濁水が続いたとの報告がありました。

一般的に、降雨によって生じた河川の濁水は、数日程度で解消されると言われておりますが、これに対して、ダムの貯水池内に流入した濁水は、貯留されることとなり、景観上の問題のほか、河川の生態系のみならず漁業や農業、生活用水などさまざまな分野において影響を及ぼし、その後、長期にわたって濁水が放流されるため、長期濁水問題となります。

この一ツ瀬川上流には、九州電力の発電用ダムとして、杉安ダム及び一ツ瀬ダムが設置されており、特に一ツ瀬ダムは、総貯水量が2億6,000万トンの九州一のダムであり、全国でも8番目という大規模なものであることから、濁

水が長期間たまる傾向があり、昭和38年のダム完成以降、一ツ瀬ダム下流域においては、50年以上も濁水問題が懸案となっております。

委員会では、ダム対策の先進地調査等、1年間の県内外の調査の結果を踏まえ、九州電力と意見交換も実施したところであります。

九電側からは、今後のさらなる対策案として、「貯水池内に流入した濁水を早期に排出することが肝要であることから、出水時に、一ツ瀬ダムの非常用放流設備を活用し、早期に下流へ濁水を放流し、下流にある杉安ダムに底部放流設備を設置して、濁水を迂回させて早期に下流へ排出する」との提案がなされました。このことについては、平成19年2月議会の特別委員会委員長報告のとおりであります。

そこで、昨年度完成した、杉安ダムの底部放流設備の活用状況について、県土整備部長にお尋ねをいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 一ツ瀬ダムの非常用放流設備と杉安ダムの底部放流設備は、平成17年の台風14号の影響で、濁水が240日間続く事態となったことを踏まえ、九州電力が、大規模出水による濁水対策として整備したものであります。

これらの放流設備につきましては、県、流域の5市町村、九州電力、宮崎大学などで構成する評価検討委員会におきまして、平成20年6月に策定した「一ツ瀬川濁水軽減対策計画」に基づき、運用しているところであります。

本計画において、放流設備は、9月以降、一ツ瀬ダムの貯水池内に濁質量が5万トン以上残留した場合に使用することとされており、これまでに、この要件に該当する濁水が発生していないため、使用した実績はございません。

○濱砂 守議員 部長、これが問題なんです

よ。一番雨の降る時期、濁水が流れ込む時期には全く濁水が放出されない。その状態がずっとダムに蓄積をされて、貯留されて、それがずっと流し続けられるという、下流域に大変な迷惑がかかっているんです。

この長期濁水対策として西都市、宮崎市、新富町で一ツ瀬川水系濁水対策推進協議会が設置されております。私もその委員です。当時の特別委員会の委員長も私でありました。その会議で、九州電力の説明では、9月以降、5万トン以上の濁水が貯留されたときに使用されるとの報告を受け、啞然としたところであります。

毎年5月に濁水協議会と一ツ瀬川漁業組合が、みどりの少年団やボーイスカウト、スポーツ少年団、地域の親子連れなどを招き、河川の清流化を望んで稚アユの放流会を行っているのですが、この稚アユが成長する9月まで、一ツ瀬川では、幾ら大量の濁水が流れ込んでも、濁水の放出はありません。このため、毎年放流される約10数万匹のアユはほとんど成長できず、釣りを楽しむ遊漁者の姿も全く見ることはありません。今や一ツ瀬川は、魚のすめない川になっております。特別委員会での九州電力との意見交換会の中では、この底部放流設備は9月以降にしか使用しませんという協議は全くありませんでした。

地域住民が一番、河川に親しむ夏の、しかも大量の雨の降る時期に濁水の解消のためにつくられたこの設備が、なぜ9月以降にしか使われないのか、県土整備部長にお尋ねをいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 一ツ瀬ダム及び杉安ダムの放流設備の運用につきましては、これまでの大規模な出水時に測定しました濁度データを整理・検証し、評価検討委員会に

において決定をしております。

この中では、長期濁水の発生は、9月以降、ダム下部にたまった大量の濁水が、冬の水温低下とともに対流し、貯水池全体が濁ることが原因とされております。

このため、大規模出水による濁水に対しましては、現在、8月まで、一ツ瀬ダムの選択取水設備による放流が有効であるとして運用しており、底部放流設備については、9月以降、ダム下部にたまった大量の濁水を、貯水池全体が濁る前に速やかに放流するために使用することとしております。

○濱砂 守議員 私は、一ツ瀬川は生まれたときからつき合いがあります。一ツ瀬ダムの完成時点、昭和37年に私の家は水没をいたしました。その時点で今の西都市の東のほうに出てきて生活をしているわけではありますが、このダムで、地域を、ふるさとをなくして出てきた方々はたくさんいらっしゃいます。それは全て、人間の生活のために必要な電力の供給源であるということが前提であります。

知事に伺いますが、ダムが生活のために必要な施設であることは、地域に住む全ての住民が十分に理解をいたしております。しかしながら、この50年、余りにもひどい状況が続いております。知事も御承知のとおり、ダムの上流の椎葉村にも、西米良村にも、東米良の銀鏡川にも清らかな水が流れております。アユも十分育っておりますが、ダムに大量の濁水が貯留されるために、下流に濁水が連続して発生する。しかも、この状態が50年も続き、年々悪化している状況であります。清流とまでは言いません、せめて魚のすむ川に戻してほしいと、住民は望んでおります。河川の管理責任者として、知事はどのように思われているのか、見解を伺

いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 一ツ瀬川は、九州山地を源としまして、日向灘に注ぐ自然豊かな河川で、西都原古墳や銀鏡神楽のような特色ある歴史や文化を育むとともに、地域住民の生活を支える重要な河川であります。

私も先月4日、西米良村を訪れましたときに久しぶりに泳いだのですが、これは氷が入っているだろうと思えるような飛び切り冷たい水。ただ、泳いでいると魚の姿も確認することができ、そのわくわくするような魅力を、身をもって体験したところであります。

議員御指摘のとおり、長年、一ツ瀬ダム下流の濁水問題が懸案となっております、その対策としまして、これまでも調査検討を重ね、さまざまな取り組みを実施してきましたところですが、濁水問題は、地域の皆様にとりまして、いまだ切実な問題であると認識をしております。

このため、新たに整備されました放流設備の年間を通した有効な活用策につきまして、早期に九州電力との勉強会を立ち上げ、一ツ瀬川の濁りを軽減できるよう、しっかりと検討してまいります。

今後とも、関係機関・団体と連携を図りながら、流域一体となった濁水対策を積極的に推進してまいります。

○濱砂 守議員 知事、ぜひよろしく願いいたします。かつてはきれいな川だったんです。杉安峡の下には屋形船が浮かんで、西の嵐山とまで言われた清流の一ツ瀬川でした。現在まで50年間、そういった濁水でみんな悩まされております。どうか一日も早い清流化に向けて協議、検討をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは次に、廃校施設の活用について伺います。

近年、少子化に伴う児童生徒数の減少により、毎年500校前後の廃校が発生しており、全国では、平成28年5月1日現在で6,811校が廃校になっております。

学校施設は、地域住民にとっての身近な公共施設であり、また、その校舎などは地域のシンボリックな存在である場合も多く、廃校となった後もできるだけ地域コミュニティーの拠点として生かすことが、地域の活性化にもつながると思っております。本県における廃校施設の数と活用状況について、教育長にお尋ねをいたします。

○教育長（四本 孝君） 平成14年度以降に廃校となりました県内の市町村立小中学校は、平成30年5月1日現在で、小学校54校、中学校25校、計79校であり、そのうち利活用されているのが54校となっております。

主な活用事例といたしましては、複数の用途に活用されている事例もありますが、地区のコミュニティー施設や集会所等の社会教育施設あるいは地域の体育館等の社会体育施設が36校、福祉施設が6校、体験交流施設が2校、市町村の庁舎あるいは避難施設が13校、企業の施設が14校となっております。

○濱砂 守議員 次に、学校施設及び通学路のブロック塀について伺います。

国土交通省は、地方自治体が行っている、倒壊の危険性があるブロック塀の撤去や補修を交付金で支援し、住宅密集地や通学路にある危険なブロック塀を減らし、南海トラフ地震などの大規模災害に備えるように促しております。

8月10日に文科省が公表した調査結果では、本県の公立小中学校366校のうち、35.8%に当た

る131校で問題がある塀が確認され、このうち120校で既に応急対策がとられておりますが、残り11校は実施していないようであります。学校施設のブロック塀のその後の経過と、通学路のブロック塀の安全点検についてはどのような状況になっているのか、教育長にお尋ねをいたします。

○教育長（四本 孝君） 公立小中学校におけるブロック塀につきましては、注意喚起の表示や立入禁止等の応急対策が完了していなかった学校11校を含め、8月末までに全ての公立小中学校において応急対策が完了していることを確認しております。

また、通学路のブロック塀につきましては、全ての市町村において、学校が、警察や建築部局等と連携し、合同点検を実施しております。現時点で1,354カ所において安全対策が必要だとの報告を受けておりますが、点検中の市町村もありますことから、今後も危険箇所の把握に努めてまいります。

○濱砂 守議員 最後に、ブロック塀の代替品などに県産材を活用する取り組みについて、お尋ねをいたします。

東京都の小池知事は、ブロック塀の代替として、都立高校3校と東京都の所有する2施設で国産材を使った塀を導入すると発表いたしました。あわせて、庁内に国産材の有効活用を検討するためのプロジェクトチームも設置する方針を示しております。

木材の活用については、宮崎県のほうがはるかに進んでいると思います。本県においての、ブロック塀の代替品など県産材の新たな活用に向けた取り組みについて、環境森林部長にお尋ねをいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 県産材の新た

な活用につきましては、これまで木材の利用が少なかった内装や、家具などの分野への需要拡大につながるよう、公共施設等での木質空間の整備に対する支援などを行っているところであります。

このような中、ブロック塀を木製のフェンスに置きかえていくことは、木が持つ温かみのある空間づくりを進める上でも意義深いものと考えております。

一方、木材を屋外で利用していくためには、強風や腐食による影響など、その安全性や耐久性等を考慮する必要がありますことから、現在、木材利用技術センターで、企業等と共同で、県産材を活用した商品開発を進めているほか、今月、福岡で開催されます建材関係の展示会において、県産材を活用した民間企業のフェンスが展示されることになっております。

今後とも、県内外の企業等と連携を進めながら、県産材の新たな活用に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 以上で代表質問の全てを終わりたいと思います。

最後に、先ほど知事をお願いをいたしました一ツ瀬川の濁水対策であります。下流域約10万人の方が、本当にこの川を失っております。どうかこの宮崎市佐土原町、新富町、西都市、こういった人たちが川に親しめるように、ぜひとも九電と交渉の上、きれいな川に戻していただきますようによろしくお願いいたしまして、私の代表質問の全てを終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時0分開議

○蓬原正三議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、宮崎県議会自由民主党、横田照夫議員。

○横田照夫議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党の横田照夫です。会派を代表して、2人目の質問をさせていただきます。

先日、新聞に、通年で生活する人がいない「無居住化集落」となった東米良打越集落のことが載りました。

私は、どうしてもその様子を見てみたくて車を走らせました。でも、打越橋と墓地は見つけることができたんですけど、集落跡までは見つけることができませんでした。でも、そこに行くまでの道路には落石が散乱していて、人が住まなくなったことの哀れさを感じてしまいました。

打越やその周辺の尾八重、岩井谷などの集落の区長は、「住宅が数戸しかない集落はほかにも複数ある。生活する人がいなくなるのは時間の問題」と言われているそうです。

その昔、関ヶ原の合戦以前、佐土原城を拠点として日向一円を支配していた伊東義祐らは、島津軍に破れて豊後の大友宗麟を頼って落ち延びていったのですが、そのときに通ったルートが東米良の尾八重あたりと言われています。打越はその隣になります。その当時、尾八重には尾八重城があり、米良兵庫頭が城主だったのですが、兵庫頭は家臣ともども、心から義祐主従を迎え入れたそうです。400年以上も前の時代でも、城を守るくらいのならわいがそこにあっただけです。にもかかわらず、その当時からはるかに文化も経済も発展している現在に、山間部

のなりわいが成り立たなくなってきました。もし中山間地が寂れていくのは仕方がないという思いがあるとしたら、それはそのまま、日本の中での地方である宮崎県が寂れるのは仕方がないという思いに通じてしまうのではないのでしょうか。

元地方創生担当大臣の石破茂さんは、「東京は東京、地方は地方なのではありません。地方が消滅すると、東京もおくれて消滅に向かい、そして日本がなくなってしまう」と述べています。同じような意味で、宮崎県も中山間地が元氣にならないと、成り立たないのではないのでしょうか。

国勢調査によりますと、平成になってからの人口減少率は、諸塚村、美郷町、日之影町で約40%となっており、深刻な状況になっています。

そこで、河野知事に、中山間地の存在意義をどう考えておられるのか、また、どのように守っていこうと考えておられるのかをお伺いいたします。

壇上での質問はこれまでとし、後は質問者席で行いますので、よろしく願いいたします。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

中山間地域は、住民にとりまして、かけがえのない暮らしの場であり、また県土の保全や癒やしの場を提供しているほか、世界農業遺産やユネスコエコパークのようなすぐれた景観や歴史と伝統文化を有するなど、その地域に住んでおられる方々のみならず、県民全体が恩恵を享受する貴重な財産であると考えております。

人口の流出に歯どめがかからず、産業や地域の担い手が不足するなど、集落の維持が困難と

なり、御指摘のような無居住化する集落がふえていくことも懸念されます。

一方で、本県の中山間地域には、厳しい状況にありましても、みずからの創意工夫により、また若い力が中心となって、地域資源を生かした交流人口の拡大や移住者の呼び込みなどにつながっている地域もあります。県としても、しっかりサポートしていきたいと考えております。

県としましては、これまで全庁を挙げて取り組んでまいりました、農林水産業の振興や担い手の確保、集落の活性化や客貨混載による地域交通の確保など、市町村等と連携しながら、地域の元氣や存続につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

[降壇]

○横田照夫議員 私は、費用対効果という言い方が余り好きではありません。たとえ、費用対効果は薄くても、中山間地に人が住んでもらえるためにさまざまなインフラの整備も必要ですし、都市部の人たちにそのことへの理解をしてもらうことも必要だと思えます。みんなで連携をしながら、中山間地の存続に努力をしていきたいものだと思います。

防災対策についてお伺いします。

まずは、先日の台風21号と北海道地震で被災をされました皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

最近、九州北部豪雨災害や西日本豪雨災害など、異常気象が異常ではなくなったと思えるような大規模災害が頻発しております。また、東日本大震災では、被災地にも行きましたし、インターネットの映像も繰り返し見て、津波の恐ろしさをまざまざと知らされました。本県でも、南海トラフ巨大地震がいつ来てもおかしくない状況と言われており、東日本と同じような

状況になることも考えておかなければなりません。

大災害が発生した場合、自宅を失う人が大勢出てしまいますが、別の土地での避難生活が長くなると、その土地での生活再建が進み、被災地での人口減少につながってしまいます。そして、被災地の再興が難しくなってしまいます。できるだけ早く恒久的な住まいを確保することが、被災者の生活再建の礎になると思いますし、被災地の再興のためにも最優先で取り組むべきことではないでしょうか。

そこで、被災後の仮設住宅のうち、プレハブ造、木造の建設型仮設住宅及び民間賃貸住宅の借り上げ型仮設住宅について、それぞれの長所・短所を県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 仮設住宅のうち、プレハブ造、木造の建設型につきましては、一定の敷地にまとまった戸数を確保することにより、被災前のコミュニティーの維持が比較的容易であると考えられます。

このうち、プレハブ造につきましては、短期間で多くの戸数を供給できますが、木造に比べ大型の部材を用いることから、大型の重機等が必要になるため、敷地の形状によっては制約を受けやすくなります。

また、木造につきましては、プレハブ造に比べて遮音性、断熱性の確保がしやすく、地元業者による供給も可能ですが、工期や限られた期間での供給量は、プレハブ造には及ばないと考えられます。

一方、民間賃貸住宅の借り上げ型につきましては、既存の住宅を活用することから、短期間に入居可能であり、建設型と比べコストも低い反面、住宅が点在するため、被災前のコミュニティーの維持が難しいと考えられます。

○横田照夫議員 熊本県では、地震で自宅を失った被災者が入居している木造仮設住宅を、恒久的な住まいとして利活用する検討が進んでいるそうです。プレハブよりも長期間の使用に耐えることから、老朽化した既存公営住宅との置きかえや、災害公営住宅よりも安価な被災者向け住宅としての提供を想定しているようです。

木造仮設住宅を恒久的な住まいとして利活用することは、被災者の早期の生活再建のためにも、被災地の再興のためにも非常に有効と考えますが、県土整備部長の考えをお聞かせください。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 大規模な災害からの復興期におきましては、被災者の方々が、生活環境やコミュニティーの維持を図りながら、自宅の再建や賃貸住宅への入居等により、恒久的な住まいをなるべく早期に確保できるようにすることが大変重要であります。

御指摘のように、木造仮設住宅を恒久的な住まいとして利活用することは、仮設住宅で一定期間を過ごされた被災者の方々にとって、住みなれた場所で継続して暮らすことができ、早期の生活再建にも資することから、住まいの選択肢の一つとなり得るものと考えております。

しかしながら、その場合、建築基準法に適合させるため、あらかじめ鉄筋コンクリート基礎とすることにより、コストや工期が増加する等の課題もあります。

このため、県といたしましては、熊本県等の事例を参考にしながら、市町村を交えて研究してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 次に、事前復興についてお伺いします。

復興は普通、災害が起きた後に進めるべきも

のと考えがちですが、事前の準備（復興計画）があれば、数段有効な復興対策が図られます。被災者の住まい、生活、仕事の再興、地域の経済基盤の復興などが、力強い復興につながりますし、そのためには迅速性も求められます。そこで、事前に復興対策を計画的に準備しようというのが、事前復興の考え方だと思います。

事前復興では、震災後のまちのあるべき姿を描き、災害に強い都市のグランドデザインという大局的な観点から、災害対策の取り組みを考えるんだそうです。これには、行政を初め、幅広い各層の市民、企業、団体間での課題の理解、共有への努力と、合意形成に向けた継続的な取り組みが求められます。

そして、このような努力・取り組みを事前に広く公開しておけば、実際に大規模な災害に遭遇したとき、復興について住民合意や地域合意が得られやすくなるということです。

本県での事前復興に対する考え方を、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（田中保通君） 東日本大震災等の被災地では、復興計画策定から復興関連事業の実施までに、計画の検討や住民の合意形成等のため、3年以上を要したケースもあったと聞いております。

このような状況を鑑みますと、議員御指摘のとおり、万一の事態が発生した場合、一日も早い復興のためには、事前に住民や企業等との合意形成等の準備を進めておくことは有効な手段だと考えております。

一方で、事前復興の検討を進めるに当たっては、住民生活はもとより、産業への影響、土地利用に当たっての権利問題など、さまざまな課題があるものと想定されます。

このため、事前復興につきましては、関係部

局を初め、まちづくりの主体的役割を担う市町村との連携が大変重要になります。国や先進自治体の取り組みや考え方を研究してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 次は、行方不明者の氏名公表についてです。

先日の西日本豪雨災害のときに、災害時の行方不明者の氏名公表をどうするのが話題になりました。岡山県では、氏名公表後、生存者から連絡が入るなどして安否確認が進んだといえます。搜索効率化と個人情報保護のどちらを優先させるかということだと思います。

宮崎産業経営大学の白石教授は、「安否確認と搜索が進むという公共の利益の観点から、大規模災害では氏名を公表すべきだ。不明者の家族の意向に寄り添うなどきめ細やかな対応も求められるが、基準をつくることは重要で、最低限、方針だけでも決めておくべきだ」と言っておられるようです。

本県には公表基準がないようですが、河野知事に、災害時の行方不明者の氏名公表に対する考え方をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 今回の豪雨災害では、死者・行方不明者が約230名となるなど、甚大な被害が発生したところであります。

特に被害の大きかった広島県、岡山県、愛媛県では、行方不明者の氏名公表について対応が分かれていましたが、氏名を公表した岡山県では、行方不明者の無事が判明するなど、搜索活動にも有益だったとの報道もあります。今回の北海道の地震もそうではありますが、このような災害が起こるたびに、過酷な現場で救助・搜索活動に当たられる自衛隊、警察、消防、自治体関係者、その方々の負担を少しでも軽減することにつながるということであれば、それも意義があ

るのではないかと考えるところであります。

このように、行方不明者の氏名公表により、安否確認の円滑化が図られるというメリットがある一方で、注意すべきは、DV被害などにより避難している方がいらっしゃった場合、公表によりその安全性が脅かされるといった懸念もあるところであります。

災害時における行方不明者の氏名等の個人情報報は、市町村等から提供していただくこととなりますので、氏名を公表する場合の考え方につきましましては、市町村や警察・消防等の関係機関の意見を伺いながら、また、さまざまなメリット、デメリット、課題等もしっかり検討してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 次に、農業用ため池についてお伺いします。

農業用ため池は、古くより水田の水源として利用されており、県内でも数多くの農業用ため池があり、営農には欠かせないものとなっております。また、生物の生息の場所、地域の憩いの場の提供など、多面的な機能も有しており、重要な役割を果たしております。

しかし、そのような農業用ため池が、先日の西日本豪雨の際に、広島県や福岡県などで決壊による被害が発生しており、広島県では一人のとうとい人命が失われました。

これらの被害を受けて、全国で農業用ため池の緊急点検が実施されたと聞いておりますが、本県の点検結果はどうだったのか、また、ハザードマップの作成と周知についても、あわせて農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 県では、本年7月24日から約1カ月間で、下流に住宅等のある505カ所のため池を対象に、緊急点検を実施いたしました。

その結果、応急措置が必要なため池が2カ所確認されましたが、それに対する応急的な措置は既に実施したところであり、本格的な改修につきましましては、今後、災害復旧事業等で対応することといたしております。

また、ハザードマップにつきましましては、防災重点ため池134カ所のうち125カ所が作成済みで、残りの9カ所につきましても、来年度までに作成する予定としており、その他のため池につきましましては、今後、関係市町と協議してまいりたいと考えております。

さらに、ハザードマップの周知につきましましては、市町がホームページや公民館への掲示等により行っているところではありますが、住民に対して十分に伝わっていない状況が見受けられましたので、その周知徹底を図っているところでございます。

○横田照夫議員 農業用ため池は、用水を利用される農家の方々が管理されておりますが、一部には、農家の高齢化や都市化により、農業用として使用されなくなったため池もあるようです。今後、管理されなくなったため池については、大雨による決壊の被害も懸念されるのではないかと危惧をいたしております。

そこで、使用されなくなった農業用ため池については、今後どのような対策などが考えられるのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 使用されなくなった農業用ため池は、決壊による下流域への被害を防止するために、一般的には、貯水機能をなくすなどの対策工事を実施することになります。

一方、動植物の生育の場や周辺住民の憩いの場になっているため池もあることから、これらのため池については、関係市町や管理者と協議

しながら、その対応について検討してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 さて、日本には国外から持ち込まれた多数の外来生物があり、このうち、南米原産でねずみの仲間属する「ヌートリア」については、戦前から毛皮を採取することを目的に輸入され飼育がされておりましたが、戦後、毛皮の需要がなくなり、野生化しているようです。

ヌートリアは、主に東海地方から中国地方にかけて多く生息しており、川辺や土手などの水辺の近くに巣穴をつくるようで、農業用ため池の堤体も、何世代にもわたって巣穴を掘り続けるため、堤体には空洞が広がり、決壊につながることもあるそうです。

先日のNHKの番組によりますと、兵庫県において、ヌートリアの巣穴から広がったのではないかと考えられる穴から水が流れ出してため池が決壊した事例や、山口県では、ヌートリアの捕獲を行っていて、3年間で1,000頭近く捕まったとの内容が放送されました。

そこで、本県において、ヌートリアの存在は確認しているのか、また、ヌートリアによるため池の決壊は発生していないのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長(中田哲朗君) 環境省の報告によりますと、ヌートリアは、中国地方など広い範囲で確認されておりますけれども、本県を含め九州内においては確認されておられません。したがって、ため池の決壊の被害も発生していない状況でございます。

しかしながら、今後、ヌートリアが県内へ侵入することも十分考えられますので、今後とも、ため池の日常点検をしっかりと行うよう、管理者に対し指導してまいりたいと考えておりま

す。

○横田照夫議員 次は、農業政策について農政水産部長にお伺いします。

まずは、TPP11及び日欧EPAについてです。

TPP11については、本年3月に署名が行われ、6月に国会承認し、関連法案が成立したところです。発効は、署名国11カ国の過半となる6カ国以上が国内手続を終えた60日後となっており、現時点で国内手続を終えているのは、日本、メキシコ、シンガポールの3カ国ですが、新聞報道等によれば、ニュージーランドやオーストラリア、ベトナムの3カ国も年内に国内手続を終えるのではないかと動きもあり、その場合、来年初めの発効の可能性もあるのではないかとされています。

一方、日欧EPAについては、ことし7月に署名が行われ、政府は秋の臨時国会に協定の承認案を提出するのではないかと報道もあります。

先月末に安倍内閣総理大臣が来県され、JA西都管内の農家と意見交換をされました。その中でも肉用牛農家から、「TPPの発効など国際化の進展により、今後、安価な牛肉がふえることとなれば、現場に不安が生じる。今後も誇りを持って、生きがいである牛飼いを続けていけるように支援をお願いしたい」との意見も出されるなど、今後の影響が心配されるようです。

国においては、影響が懸念される農林水産業の体質強化対策等を盛り込んだ「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づきながら、各種施策を実施するとしておりますが、県においても、これまで農畜産分野を中心に、さまざまな取り組みを行っているのではないかと思います。県

は、農畜産分野でどのような取り組みを行っているのかをお伺いします。

○農政水産部長（中田哲朗君） TPP11等に対する取り組みにつきましては、平成28年1月に策定いたしました「宮崎県TPP対応基本方針」に基づきまして、セーフティーネットの強化や生産体制の構築等の諸対策に積極的に取り組んでいるところでございます。

具体的には、これまで、畜産クラスター事業や産地パワーアップ事業で合わせて約94億円もの国の予算を活用して、畜舎や施設園芸ハウス整備等の生産基盤強化に取り組ましますとともに、生産性向上につながるICT技術の導入や、地域の核となる担い手の育成・確保に取り組んでいるところであります。

また、農畜産物輸出拡大施設整備事業を活用し、食肉処理施設やカンショの集出荷貯蔵施設の整備を行うなど、攻めの輸出体制強化を図っているところであります。

県といたしましては、国際化の大きな流れにあっても、生産者が将来に夢と希望を持てるよう、本県農畜産業の競争力強化に向け、関係機関と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 私も、国際化が一層進展する中で、「守りと攻め」の対策が重要であると考えています。

本県の平成28年度の農業産出額は、全国第5位の3,562億円と、5年連続で増加しています。中でも、農業産出額の6割を占める畜産の伸びは大きく、特に肉用牛においては、子牛や枝肉の価格が好調であったことから、順調に伸びています。しかしながら、先ほども紹介しましたとおり、生産者は、TPP等の影響を懸念し、今後の経営に不安を抱えています。

国際競争が厳しさを増す中、生産者が安心して営農に取り組んでいくことができるよう、本県肉用牛の生産基盤を揺るぎないものにすることが重要であると考えます。

そこで、国際化が一層進行する中、肉用牛の生産基盤の強化に向けてどのように取り組んでいるのかをお伺いします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 国際化が進展する中で、競争に負けない足腰の強い本県の畜産産業を構築するためには、生産基盤の強化を図ることが何より重要であると考えております。

そのため、畜産クラスター事業等を活用し、新規就農者や担い手の畜舎整備による規模拡大を初め、キャトルセンターや繁殖センターといった支援施設の整備による分業化の促進、さらに、ICT機器等を活用した省力化技術による生産性の向上などの取り組みを推進しております。

その結果、本年2月1日現在の繁殖雌牛の頭数は、3年連続で増加し、「畜産新生推進プラン」の目標である8万頭を超える8万3,200頭となるなど、着実に成果があらわれているところであります。

今後とも、市町村や関係団体と一体となって、担い手の育成・確保に努めながら、もうかる肉用牛経営に向けて、さらなる生産基盤の強化に取り組んでまいります。

○横田照夫議員 次に、耕種部門についてお伺いします。

耕種部門の平成28年の産出額は1,320億円で、5年前と比較すると101%ですが、畜産部門は143%となっており、近年、肉用牛等の価格が好調だったとはいえ、差がついているのが現状です。

中でも、主要品目であるキュウリやピーマン

などの施設園芸では、担い手の減少やハウス施設の老朽化が喫緊の課題であり、今後、耕種部門の生産力を力強く伸ばしていくためには、施設園芸の振興を強力に進めていくことが重要だと思っています。

今後、施設園芸の振興にどのように取り組んでいかれるのかをお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 施設園芸の振興につきましては、「施設園芸振興戦略」を策定し、生産基盤の強化や、技術革新による生産性向上などの取り組みを進めていくことといたしております。

具体的には、「産地パワーアップ事業」等を活用し、担い手の規模拡大やハウスの団地化等を促進するとともに、収量向上のためのICTを活用した環境制御技術の導入を支援しているところであります。

これらの取り組みによりまして、例えば、キュウリにおいて、単位面積当たりの収量が県平均の2倍となった事例も出てきていることから、技術の着実な普及や他の品目への拡大につなげてまいりたいと考えております。

今後とも、市町村や関係団体と一体となって競争力のある産地育成に努め、本県の施設園芸の一層の振興を図ってまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 TPP11及び日欧EPAの合意により、ほぼ全ての品目で関税撤廃となり、合わせて10億人規模の巨大市場との貿易が活発化することになります。

少子高齢化等により国内市場が減少傾向にある中、この機会をチャンスと捉え、攻めの戦略として農畜産物の輸出拡大に取り組むべきと考えますが、これまでの取り組みと今後の対応についてお伺いします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 農畜水産物の輸出につきましては、関係団体等と一体となった営業活動や、海外に配置したコーディネーターとの連携によるフェアや商談会の開催などに取り組んでいるところであります。

その結果、宮崎牛を中心に、カンショや茶、養殖ブリなどが順調に伸び、昨年度の輸出額は、過去最高の約46億4,000万円となったところであります。

今後とも、拠点整備を行っております牛肉やカンショなどの新たな販路開拓を支援するとともに、アジアやEUで需要が高まっている有機栽培茶の推進など、海外のニーズに合った産地づくりを行い、輸出を加速させてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 次に、農地中間管理事業についてですが、農地中間管理事業が始まって5年目に入りましたが、事業の進捗と今後の方向についてお伺いします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 農地中間管理事業により貸付面積は、事業開始から平成29年度までの4年間で4,813ヘクタールとなり、耕地面積に占める割合は約7%と、全国で12位となっております。

しかしながら、担い手への農地集積率は、平成29年度末時点で47.1%と、全国平均の55.2%を下回っているところであります。

このため県といたしましては、市町村、農業委員会、機構など関係機関と一体となり、地域農業の将来を描く「人・農地プラン」の見直しなどにより、話し合いを活性化させるとともに、担い手の確保・育成や、生産基盤の整備など各種施策とうまく連動させながら、今後とも農地中間管理事業の推進にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 私は、これまでずっと、農業経営の基本は家族経営だと考えてきました。手塩にかけた作物は、相場によって値段が決まってしまうので、安定しないものの代表格のようなものです。しかし、雇用にかかる人件費は確実な経費として出て行ってしまいます。家族経営ならば、少々売上が落ちても、家族の中で吸収できます。そういう意味で、農業経営の基本は家族経営だと考えてきました。

しかし、今のように担い手が少なくなってしまうと、家族経営では農地も農業そのものも守ってはいけません。ですから、少ない担い手に多くの農地を担っていただくという農地中間管理事業のような考え方もやむを得ないと思っております。

しかし、不安もあります。それは水路の維持です。農業用の用排水路は、これまで所有面積の大小にかかわらず、農家が結の精神で共同で維持管理をしてきました。つまり、物すごく長い総延長の水路には大勢の人数が必要だということです。農地中間管理事業で、少なくなる担い手だけで果たしてこれらの水路の維持管理ができるかどうか、非常に不安です。

担い手が少なくなる中で、県として水路の維持管理に対し、どのように取り組んでいくのかをお聞かせください。

○農政水産部長(中田哲朗君) 御指摘のとおり、担い手が減少していく中で、農業用の水路を適切に維持管理していくことは、大きな課題であると認識しております。

このため県では、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度を活用し、地域が共同で行う水路の維持管理などを支援しているところがあります。

このような中、県内では、集落営農への取り

組みを契機にこれらの制度を活用して、農家だけでなく、一般住民も含めた地域ぐるみでの水路の維持管理を行いながら、農地中間管理事業により農地を担い手に集積し、地域農業の発展につなげている事例も出てきているところであります。

このような取り組みが、ほかの地域にも波及するよう市町村と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 次に、養豚におけるエコフィードと飼料用米の活用についてお尋ねします。

えびの市の養豚農家——母豚が1,300頭、年間出荷頭数が3万頭という農家ですけど——は、焼酎かすと飼料用米とを使って、リキッドフィーディングで飼養しています。リキッドフィーディングとは、飼料を液状にして給餌する方法です。

焼酎かすは、年間4,500トンを使っています。

飼料用米は、面積で80ヘクタール分に当たる年間450トンを使っています。農家から問屋を仲介して購入し、志布志に持って行って、上組で低温保存し、伊藤忠飼料で14%ぐらいに配合してもらい、生後120日くらいから肉豚に食べさせるそうです。

大分県では、養豚農家が飼料用米の貯蔵タンクをつくる際、県が半分の補助をしているそうです。また、大分県産の豚肉で、給与する飼料総量に対して10%以上の米を配合した飼料を肥育後期に与えて育った豚を対象に、「米の恵み」というブランドで売っているそうです。オレイン酸を多く含んでおり、甘みと癖のない香りが特徴で、脂肪融点が低く、舌ざわりが滑らかと言われています。大分米ポークブランド普及促進協議会は、大分県農林水産研究指導セン

ターと連携をして、将来、米を20%程度配合することにより、よりおいしい豚肉を提供できるよう、試験研究に取り組んでいるそうです。

リキッドフィーディングは配管とか飼槽などの初期投資がかかるために、取り組むとすれば焼酎かすや飼料用米の安定供給が必要です。飼料用米の生産が拡大すれば、養豚業がその受け皿となり得るし、養豚業の経費削減にもつながるので、養豚農家と県、飼料会社などと一緒になって、その利用法を考えていく必要があるのではないのでしょうか。

また、TPP11等で外国産豚肉が大量に入ってきた際に、国産の餌で育った豚肉ということでは差別化も図られるのではないかと考えます。

養豚におけるエコフィードと飼料用米の活用に対する考え方をお伺いします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 養豚における焼酎かす等のエコフィードや飼料用米の活用は、生産コスト低減やブランド化による経営の安定、さらには飼料自給率向上を図る上でも重要な取り組みであると認識しております。

県内では、エコフィード等の特徴を生かし、差別化に取り組む養豚経営も見られますが、普及・拡大を図る上では、調製・保管から流通に係るコスト削減や必要量の確保等が課題となっております。

このような中、議員御指摘のように地域内において、養豚農家や耕種農家に加え、関連業者と行政が連携して、エコフィードや飼料用米の生産や集荷、供給体制を構築し、コスト削減や安定供給を実現している先進的な事例も見られるところでもあります。

県といたしましては、今後、このような事例も参考にしながら、地域の実情に応じた効果的な活用方法を検討し、その利用拡大に努めてま

いりたいと考えております。

○横田照夫議員 次は、鳥獣被害対策です。

ことしの5月25日に開催された「鳥獣被害対策特命チーム会議」で、2016年度農林作物被害額が4億5,891万円と、対前年度比で74%に減ったことが確認されたそうです。これまでの取り組みと成果についてお伺いします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 鳥獣被害対策につきましては、その推進体制として、本庁及び各地域に「鳥獣被害対策特命チーム」を設置するとともに、技術指導を行う機関として、「鳥獣被害対策支援センター」を設置し、市町村や関係団体と連携した取り組みを進めているところであります。

具体的には、効果的な防護柵の設置や、モデル集落での成功事例の創出、リーダーの育成、さらには適切な捕獲対策等に取り組んでいるところであります。

これらの取り組みによりまして、集落ぐるみでの対策が進み、農林作物への被害額は年々減少し、平成29年度は3億9,854万円と、前年度に比べ13%の減少となったところであります。

今後とも、市町村と連携し、野生鳥獣の生息状況や被害状況の把握に努めながら、地域住民と一体となった総合的な対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 「鳥獣被害対策特命チーム会議」では、鳥獣被害に強い集落活動計画等でのモデル集落づくりのほか、地域リーダーや捕獲体制整備に一丸となった取り組みの必要性を確認したとありました。

ことしの1月26日に宮崎日日新聞社が開催した「農業技術賞」の「むらづくり部門」で、木城町駄留地区鳥獣被害対策協議会が受賞されました。鳥獣被害により営農ができなくなるまで

追い詰められた駄留地区が、みんなで力を合わせて被害を抑え、そのことで住民に心の余裕ができ、集落一体となった活動の幅が広がったということが受賞の理由です。

駄留地区を視察した際に、弾性ポールと電柵と網を組み合わせたものが安上がりで非常に有効との説明がありましたが、よそではほとんど見かけることがありません。

鳥獣被害対策モデル集落の設置状況と、今後、県内へどのように波及させていくのかをお伺いします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 県では、鳥獣被害対策モデル集落として、19市町村47集落を指定し、その取り組みを重点的に支援しているところであります。

そのうち、お話のありました木城町の駄留集落のように、非農家も含めた集落ぐるみでの防護柵の見回りや、農地周辺の環境整備等の自主的な活動により、鳥獣被害が大幅に軽減されている優良な集落が育ってきているところであります。

今後、このような取り組みを県内に波及させるために、各地域での研修会やモデル集落での現地検討会等においてその活動を紹介するなど、鳥獣被害対策の一層の推進を図ってまいります。

○横田照夫議員 農政水産部長に、一連の農業政策についてお尋ねをしました。本県の農業も、輸出が拡大しておりますし、TPP11等関連事業にも積極的に取り組もうとしておられ、前向きな姿勢が感じられます。しかし、担い手不足は否めない事実ですので、その中でどのような営農を目指すのか、知恵の絞りどころだと思います。それぞれの連携による分業化も進めながら、生産規模を落とさないよう、みんなで

努力をしていきたいものです。

次に、国民文化祭等についてお伺いします。

2020年に、本県で初めて「国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭」が開催されることとなりました。先日は、文化庁の国民文化祭実行委員会で、昨年10月に県実行委員会がまとめた基本構想案が承認されたようです。今年度は、「開催準備事業」ということで綿密な準備がなされているとは思いますが、現在の進捗状況はどうか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 開会式、閉会式及びプレフェスティバルといった大会の核となります「総合フェスティバル」につきましては、先般、委託先を決定し、現在、有識者で構成します企画会議等の意見を参考に、具体的な演出内容等を固めているところでございまして、今年度中を目途に実施計画を策定したいと考えております。

また、大会は51日間と長丁場になりますので、総合フェスティバル以外にも、期間中の週末等には、宮崎の特色を生かしたイベントを県の主催事業として開催したいと考えておりまして、これにつきましても、企画会議等の意見を伺いながら、検討を進めているところであります。

市町村と文化団体が主体的に行う事業であります分野別フェスティバルにつきましては、ほとんどの市町村で実行委員会の設立も終わり、具体的な実施事業の検討が行われているところであります。

今後とも、市町村や文化団体と十分に連携を図りながら、着実に準備を進めてまいります。

○横田照夫議員 県民の中には、国文祭等が行われることを知っている人は少なく、いま一つ盛り上がっていないようにも感じられます。一

昔前、県庁楠並木コリドールという音楽イベントがありました。県庁前庭や楠並木通り、あるいは歴史的建造物である本館講堂などは、県民が気軽に集える場所としてコンサートなどを開く絶好の場所ではないでしょうか。そういうところでコンサートなど文化的なイベントを開いて、国文祭をアピールしてはどうかと思います。そのほか、県内市町村でもそのような意味での催し物をしてもらってはどうかでしょうか。

機運を醸成するためにも、何かプレイベント的なものを実施する必要があるのではないかと思います。総合政策部長にその考えをお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 国文祭・芸文祭を多くの県民に知っていただくため、今年度は、県立芸術劇場25周年記念事業や、若山牧水没後90年の節目として開催いたします牧水の歌を題材とした榎倉香邨氏——この方は牧水の歌を書道、よく書かれて有名な方でございますけれども——の書道展をプレイベントとして位置づけまして、機運の醸成を図りたいと考えております。

また、10月以降、宮崎市内のショッピングモールでのステージイベントのほか、楠並木通りなどの中心市街地、さらには、都城市や延岡市において広報・PR活動を計画しております。

なお、楠並木通りなど県庁周辺では、2020年の開催期間の初日にプレフェスティバルを計画しており、各市町村と連携し、宮崎の文化や歴史、食など魅力あふれる51日間の大会への参加意欲を高めるものにしたいと考えているところであります。

来年度以降も節目節目にプレイベントを行いますが、市町村と連携し、全県的な盛り上がり

につながるよう、今後、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 記紀編さん1300年記念事業は、国文祭が開催される2020年が事業最後の年となります。知事は、国文祭を記紀編さん記念事業の集大成として取り組むと言ってこられました。国文祭に記紀編さん記念事業をどのように取り入れようとしておられるのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 国文祭・芸文祭は、文化・芸術の持つすばらしさを全国の方々と共有できる絶好の機会になる、また、宮崎の魅力をアピールできる機会であります。本県での開催に当たっては、大会テーマを「山の幸 海の幸 いざ神話の源流へ」といたしまして、「日向神話」や「神楽」といった本県の誇る文化資源を、記紀編さん1300年記念事業の集大成として、積極的に国内外に発信していきたいと考えております。

例えば、開会式や閉会式におきましては、式典の前後に、多くの県民参加のもとで、さまざまな舞台パフォーマンスを披露する予定ですが、この演出の中には、日向神話の織りなす世界を、ぜひとも組み入れていきたいと考えております。

また今、議員から県民の機運醸成という御指摘がありました。この日向神話や神楽というのは一つのシンボリックなテーマでありますので、それをきっかけとして、改めてさまざまな地域の伝統や歴史、文化資源を見詰め直す、そういう機会にするというのも大変重要でありまして、例えば、今回議員に御案内いただきました佐土原夏祭りのだんじりけんかでありますとか、いろは口説きだとか、そういった資源というものを改めて地域の皆さんが見詰め直して盛

り上げていく、そういう取り組みに結びつけていきたいと考えております。

県の主催事業としましては、先ほど企画会議という話がありましたが、著名人を招いての記念シンポジウムや神楽公演、また、県総合博物館等の県有施設における企画展など、さまざまなアイデアを今検討しているところであります。具体的な取り組み内容につきましては、さまざまな御意見を伺いながら検討を進めるとともに、県全体として機運が高まっていくような、そういう取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 どうぞよろしくお願ひいたします。

昨年の11月議会で、中野一則議員が「交声曲 海道東征」の演奏会について質問されました。海道東征は、日向神話の中心神の一人であるカムヤマトイワレヒコノミコトが日向の美々津からお船出をされ、大和を平定し、神武天皇として即位するまでを題材とした交声曲です。

神武東征では、美々津を船出して、大分の宇佐や福岡の芦屋、広島のア芸、岡山の高島、大阪の難波、そして和歌山の熊野から奈良の橿原に入るわけですが、海道東征にはその行程におけるエピソードなどが描かれています。

そして今、宮崎市などは、この神武東征に関係した21市町を中心に、日本遺産の認定に向け準備を進めているそうです。ことしの神武大祭に合わせて、それらの関係市町に来ていただく段取りもしているそうです。まさに、ナイスタイミングでの企画だと思います。今、その宮崎市に、国文祭に合わせて海道東征の演奏会をお願いもしているところです。

国民文化祭には、日向神話の始まりである「天孫降臨」と、最終章である「神武東征」を

ぜひ取り入れていただきたいと思います。

次に、水素エネルギーの利活用について伺います。

ことしの7月に政府が4年ぶりに改定したエネルギー基本計画では、水素の活用に取り組む自治体を後押しする方針が盛り込まれています。太陽光や風力で発電した電力で水素をつくるといった先進的な取り組みをする自治体を財政面で後押しし、地方創生と水素社会の実現につなげるということです。

太陽光発電で水素を製造する技術の確立を目指す宮崎大学などの研究グループは、太陽光エネルギーの18.8%を水素エネルギーに変換し、屋外における世界最高のエネルギー変換率を達成したそうです。製造システムはほぼ実用化レベルで、将来の大規模化が可能だそうです。国が目指す「水素社会」の実現への貢献が期待されるそうです。宮大の太田助教は、「本県にたくさん降り注ぐ太陽光から得た水素エネルギーを利活用できる未来が、すぐそこまで来ている。設備のコスト削減にも努め、再生可能エネルギーの地産地消につなげたい」と言っておられるそうです。

宮崎県は、平成28年度の重点施策である「みやざき新時代チャレンジ産業づくり」の中のイの一番に、「水素エネルギー等利活用構想策定基本調査事業」を挙げられ、水素の蓄電池としての機能に着目し、再生可能エネルギーで発電した電気を蓄え、地域で活用する方策の検討などに取り組むということでした。

その後、どのような検討が行われてきたのかを総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 水素でございますが、再生可能エネルギーを含む多様なエネルギー源から製造可能であり、また、利用段階

で温室効果ガスを排出しないことなどから、国の基本計画において、将来、中心的な役割を担うエネルギーの一つとして期待されております。

このため県では、お話にありましたように、28年度から水素エネルギー等利活用構想策定基本調査事業に取り組みまして、宮崎大学や、関係企業・団体、市町村などで構成します研究会において水素の利活用に関する検討を行い、昨年度、太陽光やバイオマスなど本県の多様なエネルギー資源を生かした水素社会の実現を目指す、みやざき水素スマートコミュニティ構想を策定したところであります。

水素エネルギーの本格的な普及には、技術面等でまだ多くの課題がありますが、今後、県内の産学官で構成します推進協議会を設立し、引き続き水素エネルギーの普及啓発を図るなど、構想の具体化に向けた取り組みを進めていくこととしているところであります。

○横田照夫議員 政府も、再生可能エネルギーで発電した電力で水素をつくるといった先進的な取り組みをする自治体を財政面で後押しし、地方創生と水素社会の実現を目指すと言っているんです。本県も、宮崎大学としっかりと連携し、国からの財政的な後押しもいただきながら、将来は全国の中での水素や燃料電池生産の拠点を目指そうではありませんか。

次に、医師の育成・確保についてです。

本県の医師数は、平成28年12月現在で2,754人と、10年前と比較すると197人、率にして7.7%増加しているようですが、医師の平均年齢は全国より2.2歳高くなっており、49歳以下の医師が269人減少しています。

また、平成30年度から開始された新しい専門医制度のもとでは、本県で専門医研修を開始さ

れた若い医師は37人と、全国で最下位となっており、このままでは近い将来、深刻な医師不足となり、本県の医療が崩壊するのではという危機的な状況が懸念されています。

さらに、県内でも宮崎東諸県圏域に医師が集中しており、その地域的偏在は言うまでもなく、特定の診療科の医師も不足しており、実際に、西諸地域では産婦人科医師がいなくなり、分娩が行えなくなるというゆゆしき事態が発生しました。西諸地域の分娩は、知事や宮原小林市長を初め宮崎大学等関係者の熱意と御尽力で、何とか非常事態は回避できる見込みが立ったものの、まだまだ充実させていけないといけません。

医師の育成には時間がかかります。本県の医療を崩壊させないためにも、今、将来を見据えて、打つべき手を地道にかつ着実に、そして積極的に実施していかなければならないと考えますが、福祉保健部長にその見解をお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 医師確保につきましては、これまで宮崎大学や県医師会等関係機関と一体となって取り組んできた結果、10年前に比べ、県内の20歳代の医師が少しづつではありますが、ふえてきております。

しかしながら、医師の高齢化、地域偏在、診療科間での偏在等、依然として解決しなければならない課題が山積しております。

御指摘のとおり、医師の育成・確保は一朝一夕には進まないことから、今まで以上に、中・高校生の段階から宮崎の地域医療を守る意義を伝え、県内で活躍する医師育成の機運を醸成するとともに、宮崎で医師になる魅力を高める施策を、関係機関と一体となって、まさに「オールみやざき」で取り組んでいきたいと考えてお

ります。

○横田照夫議員 医師育成の機運を醸成すると言われましたけど、優秀な学生を県内に確保するために宮崎大学医学部に設置された推薦入試枠である地域枠は、定員10名に対し平成28年度から定員を満たしていない状況が続いている一方、優秀な学生が他県の医学部に進学している状況が見受けられます。

医学生は、その学んだ大学に居つく傾向があることを考えると、将来に向けた医師の育成に暗雲が立ち込めているのではないかと思います。どのようにして取り組んでいこうと考えておられるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 将来の宮崎の医療を担う医師を育成するには、宮崎大学医学部の本県出身者の割合を高めていくことが必要であると考えております。

このため県におきましては、中高校生に対して、フォーラム等で、宮崎大学医学部で学ぶ魅力と本県の医療を守る意義を伝えております。また、大学におきましては、学生に対し、地域医療を実際に体験するカリキュラムを実施し、臨床研修及び専門研修では、大学病院等関係医療機関が一体となって、若手医師のキャリア形成を支援することで、本県で地域医療を担うモチベーションの高揚を図っているところであります。

また、より多くの若手医師が県内に定着するよう、医師修学資金貸与制度の見直しを行うこととしております。今後とも、宮崎大学、県医師会、医療機関、県教育委員会等の関係機関と連携しながら、このような取り組みを着実に行ってまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 次に、民間活用について伺います。

まず、医薬品配置協議会との「見守り活動」に関する協定についてです。

大分県は、昨年、大分県医薬品配置協議会と、日常業務中にひとり暮らし高齢者等の異変を察知した場合に市町村等へ連絡する「見守り活動」に関する協定を締結しました。

協定では、主に配置薬の点検・補充のため家庭を訪問する県内の協議会員が、屋外や玄関先で高齢者や住民の何らかの異変を確認したり、違和感を感じた場合、速やかに当該地域の市町村窓口や警察、消防に連絡・通報することが盛り込まれています。

協議会会長は、「我々は一般家庭を中心に活動しているので、独居老人などで何か異変を感じたときに、少しでもお役に立てればと思う。協定の趣旨を会員に周知し、情報提供するよう努めたい」と言っておられます。

福岡県や長崎県でも同じ内容の協定が締結されています。

本県でも、宮崎県医薬品配置協議会が協定締結の申し入れをされたそうですが、まだ締結できていないようです。こういう協定締結に対しての県の考えを、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） ひとり暮らし高齢者など見守りを必要とする方が増加する中、行政の取り組みだけでは限界がありますことから、民間事業者の協力は必要不可欠であると考えております。

このため県では、電気・ガスや宅配サービスなど、県民の日常生活に密着した活動を展開する事業者との間で協定を締結し、県民の皆様の異変を察知した場合に市町村の窓口等に通報していただく、「みやざき地域見守り応援隊」の取り組みを推進しております。

今回、御提案いただきました宮崎県医薬品配置協議会との協定につきましては、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりに資するものと、ありがたく受けとめております。

県としましては、協定締結に向け、話し合いを進めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 同じように、先日、宮崎県レッカー事業協力会が、災害時に放置されて交通の妨げとなっている車両の移動などに協力する災害協定の申し入れをされましたが、まだ締結に至っておりません。

この協定は、地震や風水害が発生した際に、救命などの初動体制の妨げになる車両の除去に協力し、被害の拡大を防ごうというものです。レッカー車の所有者は民間の保険会社ともつき合いがあり、災害時には保険会社からもレッカーの依頼がたくさん来るそうです。しかし、県との協定を結べば、県などからの要請を優先させ、被害拡大の防止に努めたいと言っておられます。県がこの協定を結ぶに至っていない理由を、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） レッカー事業者との災害時における協力協定につきましては、道路の啓開、すなわち交通の妨げになっている車両等を移動させ、緊急車両の通行を可能にする作業を進める上でも重要なものであると認識をしております。

しかしながら、協定締結に当たりましては、県内を広域的に対応できる団体であることが求められるほか、実際の運用においても、複数の作業要請に対し、どのように配車を計画し、どのように他の協力団体との連携を図っていくのかなど、解決すべき課題が多くありますことから、現在のところ、市町村レベルの協定にとどまっているところであります。

県といたしましては、他県の取り組み状況について研究するなど、課題解決に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 次は、民間救急との災害協定です。

ことしの3月に、神奈川県と全民救患者搬送協会神奈川支局が災害協定を結びました。

日本では、緊急を必要とする傷病者は消防救急車が搬送しますが、緊急性のない重病者や長距離・待機・日時指定等の搬送は原則消防救急の対象外となります。それらの受け皿として運行しているのが「民間患者等搬送事業者」で、通称「民間救急」と呼んでいます。消防救急車と同じような資器材は搭載しておりますが、緊急車両ではありませんので、サイレンや赤色灯を使用しての優先走行はできません。

神奈川県での協定では、「県は、災害対策基本法、災害救助法、地域防災計画及び保健医療救護計画に基づく医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、民間救急の患者搬送車の派遣を要請し、民間救急は救護所等にいる傷病者等を災害拠点病院等へ搬送する」となっています。

災害発生時には、妊婦や子供、人工透析患者など民間救急でも搬送できるニーズはたくさんあります。

また、大規模災害時に、例えば新田原基地等が患者搬送地になると思いますが、災害現場から患者を消防救急車が搬送し、そこでトリアージをして、民間救急でも搬送できる患者は民間救急が別の場所に搬送するという役割分担もできます。

民間救急は患者だけでなく、一緒にDMAT隊員などを乗せることもあるそうです。神奈川県の協定には、搬送業務中の事故に係る補償も

うたっておりますが、DMATとしても県との協定を結んでほしいと言っておられるそうです。

本県でも、災害訓練には、民間救急も積極的に参加されているとのことですが、実際の災害に備え、ぜひ、正式な協定を結びたいと言っておられます。民間救急との災害協定締結についての考え方を、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 民間救急は、救命救急活動の補完的な役割を担うことから、災害時必要に応じて、都道府県が国のDMAT事務局を通じて民間救急に協力を依頼する仕組みが構築されております。

先日、本県で実施しました政府主催の「平成30年度大規模地震時医療活動訓練」にも、この仕組みを利用して県内の民間救急に参加していただき、その役割を果たしていただいたところでございます。

大規模災害時には、地域の実情に応じた迅速かつ弾力的な対応が求められる中、民間活力の活用は不可欠でありますので、今後、他県の事例を研究するとともに、県内の医療関係者・消防関係者等の意見を踏まえながら、協定の締結について検討してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 せっかく民間団体が、県のために、また地域のために協力をしたい、役に立ちたいとの思いで協定締結を申し入れされているのですから、その思いを大事にして、締結に向けての努力もする必要があるのではないのでしょうか。民間の皆さんのモチベーションを下げることがないように、民間の力を活用しようではありませんか。

次に、プラスチックごみ問題についてお伺いします。

最近、アメリカのコーヒーチェーン大手「スターバックス」が、プラスチック製のストローを2020年までに廃止すると発表しました。EUにおいては、使い捨てプラスチック製品の使用を禁止する法案まで提出されています。日本の飲食店においても、プラスチック製ストローの使用をやめる動きが出始めました。

これは、廃棄されたプラスチックごみが海に流出し、漂流中に紫外線や波で破れるなどして5ミリメートル以下に細かくなることができる「マイクロプラスチック」による海洋汚染が、地球規模での問題となっていることへの対応です。

この問題は、魚介類などの海洋生物の体内からポリ袋が発見されるなど生態系への影響も懸念されており、特に微細なマイクロプラスチックは、回収が困難な上、有害な化学物質を吸着する性質があることから、誤飲した魚を通じて人の健康に悪影響を与えるリスクもあるようです。

また、プラスチックごみを受け入れる国が減り、処理されずに行き場を失ったものが大量に港などに山積みされているといった問題も生じております。

そこで、本県のプラスチックごみ問題の現状について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 本県のプラスチックごみは、平成28年度実績で約9万トン発生しておりますが、リサイクル率は、産業廃棄物で約47%、一般廃棄物で約22%にとどまっております。埋め立てや焼却処理される量が多く、より一層の資源循環が必要な状況であります。

また、議員御指摘のとおり、廃プラスチックの輸出が制限され、国内処理の停滞が懸念されております。今のところ、県内で顕著な問題は生じておりませんが、注意を要する問題である

と認識しております。

一方で、平成29年度の海岸漂着物については、プラスチック等の人工物を約27トン回収しておりますが、これらの多くは、本県の河川等から流出したものと考えられ、本県においてもプラスチックの海洋への流出が認められるところであります。

○横田照夫議員 地球規模のこの問題の解決には、まずはごみの減量が第一だと考えられますが、飲食店やメーカーだけの問題ではなく、我々一人一人の行動が大事であると考えます。

そこで、県民が取り組むべき課題について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（甲斐正文君） プラスチックごみ問題において、減量化は大変重要であり、県では、市町村とも連携し、マイバッグ運動など不要なプラスチック製品を受け取らない活動や、海岸漂着物の発生抑制対策として、資材やごみを流出させない啓発事業を実施してきたところであります。

県民の皆様には、今後とも、このような減量化の取り組みに御協力いただくとともに、分別の徹底によるリサイクルの推進をお願いしたいと考えております。

また、国は、来年6月までに、マイクロプラスチックによる海洋汚染対策や、国内の資源循環体制の構築などを示すプラスチック資源循環戦略を策定するとしており、県といたしましては、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 次は、事業承継問題についてです。

全国的に事業承継問題がクローズアップされています。県が2017年に行ったアンケート調査では、26.6%が自分の代で清算・廃業する予定

で、22.9%が未定と答えています。このうち、約半数は直近の3年から5年の売上高を増加または維持させているということです。つまり、経営的には決して悪くはないけれども、後継者がいないための廃業ということです。このことが進むと、県内の経済や雇用にとっても大きく大きな影響が出てまいります。

2015年に宮崎商工会議所が、県事業引継ぎ支援センターを開設しました。2017年度には前年度比で3倍増の195件の新規相談があり、成約は5件増の7件だったそうです。

そこで、県内の事業承継問題をどのように認識し、取り組んでおられるのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 企業経営者の高齢化が進行する中で、適切に次の世代に事業を引き継いでいくことは、雇用の場や地域経済の活力を維持する上で非常に重要であります。

特に本県では、近年、企業の休廃業・解散が高い水準で推移していることから、事業承継対策は喫緊の課題であると認識しております。

このため県では、ことし4月に、これまでの「関係機関連絡会議」を発展させ、商工団体や金融機関、税理士会等から成る「県事業承継ネットワーク」を立ち上げたところであります。

ネットワークでは、7月より、支援機関が経営者を直接訪問して計画的な準備を促す「事業承継診断」に着手するなど、いわゆるプッシュ型の支援に取り組んでおります。

県としましては、今後とも、関係機関と連携し、円滑な事業承継の推進にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 これまで、特に中小企業は身

内による事業承継がほとんどだったと思いますが、別に身内でなくても、例えば従業員とか第三者による事業承継でもいいのではないのでしょうか。一番大事なことは、雇用を守ることだと思います。

私の知り合いの建設業で、M&A（合併・吸収）に取り組んだ企業があります。その企業は、社長の息子に事業を継ぐ意思がなかったので、幹部社員への承継も検討しましたが、当時の役員はみんな技術畑で経営者候補がいなかったそうです。そこで、従業員の継続雇用と、屋号を残し、地場企業として経営することを条件にM&Aに取り組み、成功させました。

前社長は、「負の先入観が強いが、実際はそうではない。従業員のことを思えば、会社の経営状態がいいときに勇気を持って決断すべきだ」と言っておられました。

後継者が不足する中、M&Aも進めていくべきと考えますが、県事業引継ぎ支援センターや県事業承継ネットワークではどのように取り組んでいるのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 事業承継の推進に当たっては、個々の企業の実情に応じて、親族内承継、従業員承継、第三者承継といった幅広い選択肢から検討を促すことが重要であると考えております。

中でも、適当な後継者がいない場合、お話にもありましたようにM&Aによる第三者承継は、有効な事業承継対策の一つであると認識しております。

このため、県事業承継ネットワークでは、各支援機関が掘り起こした案件を県事業引継ぎ支援センターに取り次ぐなど、情報の一元化を図るとともに、同センターにおいて、相談者との

個別面談を通じて、M&Aが適当と考えられる場合には、それに向けた課題の整理やマッチング支援等を行っているところであります。

県としましては、これらの取り組みを通じて、M&Aによる第三者承継を含め、円滑な事業承継を推進してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 次は、建設産業の担い手対策を、現場サイドからお伺いします。

先日、宮崎県左官業組合連合会と県土整備部との意見交換が行われて、左官業を取り巻く現況などの説明がなされました。

左官業組合との意見交換会に鎌原副知事も出席していただきましたが、その内容をどのように感じ取られたのか、率直な感想をお聞かせください。

○副知事（鎌原宜文君） 私は、昨年4月の着任以来、県内各地で、建設業関連の主要団体との意見交換を行っておりますが、今回、建設生産に不可欠な、専門工事業の方々の実態を把握したいと思い、宮崎県左官業組合連合会との意見交換会に出席をさせていただきました。

その場では、左官業の方々が、技能職として日々誇りを持って仕事に取り組んでおられることを実感した一方で、高齢化の進行、若手の入職及び育成の難しさ、休日や安定した収入を確保することの重要性など、業界が直面している多くの課題について切実なお話もお伺いすることができ、率直な意見交換ができたと考えております。

また、担い手確保の問題が想像以上に深刻化しており、今後、行政としてどのような支援ができるのか、その対策の検討の必要性を再認識した次第でございます。

○横田照夫議員 建設産業は、左官業や大工、

配管、とび、電気、鉄筋、塗装、防水など、下請業者で成り立っていると言っても過言ではありません。その下請業界が、高齢化や若い技術者不足にあえいでいます。

建設産業の担い手がいなくなったら、県民への安全安心なインフラの提供ができなくなると考えます。特に技能者は、下請業者がそのほとんどを抱えています。こうした中、担い手の育成・確保が進んでいないようですが、その実態と原因をどのように考えておられるのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県内の建設産業における技能労働者等については、近年、有効求人倍率が他の産業に比べて高い水準で推移しており、また、建設業就業者の年齢別の構成割合については、50歳以上が50%を超える一方で、29歳以下は約9%であるなど、若年者の担い手不足や高齢化が進んでいる状況にあります。

業界団体との意見交換の中でも、若年者の確保が難しいといった御意見を伺っており、担い手の育成・確保は喫緊の課題であると認識をしております。

また、担い手の育成・確保が進まない原因としましては、少子・高齢化の急速な進行により、産業間の人材獲得競争が厳しさを増す中で、他産業と比べますと、賃金水準や完全週休2日制の導入率が低いこと、労働時間が長いことなどの実態が影響していると考えております。

○横田照夫議員 元請と下請の契約は民間対民間なので行政は口出しができないと言われてます。でも、そこをしっかりと指導して、発注者も元請も下請も同じ思いを持って当たっていかないと、この問題の解決はできないのではない

でしょうか。

また、元請は、入札の際に、下請・孫請の収益分まで確保する必要があると思いますし、責任だとも思います。それができて初めて、技能者の育成・確保ができるのではないのでしょうか。元請が下請・孫請の収益分まで確保できるような取り組みが必要だと思いますが、県土整備部長の考えをお聞かせください。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 建設産業の担い手を育成・確保するためには、下請・孫請を含む企業が適正な利潤を確保できることが大変重要であると認識をしております。

このため、これまでも改正品確法の趣旨を踏まえ、設計労務単価の引き上げや現場条件に応じた積算等による適正な予定価格の設定や発注の平準化などに努めてきたところであります。

また、建設関係団体や各工事の受注者に対して、技能労働者への適切な賃金水準の確保を文書で要請しております。

さらに、工事現場における施工体制の点検の際には、下請契約の工事内容や請負代金の支払い方法などを確認しているところであります。

県としましては、今後とも、建設関係団体と連携を図り、これらの取り組みをしっかりと進めてまいります。

○横田照夫議員 国交省は、平成31年4月に「建設キャリアアップシステム」を運用開始予定と聞きます。

建設キャリアアップシステムは、技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって建設業の担い手を確保することが目的だそうです。技能や経験が適正に評価される環境整備を行うということです。そこで、この建設キャリアアップシステムを実効性のあるものとするため、県としてどのように取

り組むつもりなのかを、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みであり、平成31年4月の本格運用開始に向けた構築が、現在、国において進められております。

システムの活用により、能力や経験に応じた処遇を受けられる環境の整備が図られるとともに、社会保険加入状況の確認の効率化や施工体制台帳等の書類作成の簡素化、合理化が図られるなど、現場管理の効率化にもつながるものと考えております。

県としましては、技能者を初めとした建設業における担い手確保対策として、有効な手段であると考えておりますので、業界団体と連携を図りながら、県の取り組みについて検討してまいります。

○横田照夫議員 建設産業の担い手不足は、発注者・元請・下請みんなの問題です。それぞれが共通認識を持って当たっていくことが求められていると思います。いろんな機会を通じて、そういう働きかけをしていただきますよう、お願いいたします。

次は、高速道路についてです。

まず、九州中央自動車道についてお伺いします。九州中央自動車道については、今年度、五ヶ瀬一高千穂間が新規事業化されたところです。ただ、これからが始まりであり、完成までにはかなりの年数がかかることが予想されますが、一日も早い完成が待ち望まれるところです。

そこで、九州中央自動車道五ヶ瀬一高千穂間について、県として今後どのように取り組んで

いくのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 九州中央自動車道五ヶ瀬一高千穂間につきましては、今年度、国道218号五ヶ瀬高千穂道路として、延長9.2キロメートルが新規事業化されたところであります。

これまで、調査設計が進められてきたところですが、今月24日には、現地での本格的な測量作業に着手するに当たり、五ヶ瀬町において中心くい打ち式を開催することとしております。

県としましては、一日も早く工事に着手できるよう地元自治体と連携し、早期の用地確保に向けて国と協議を始めたところであり、最大限協力してまいりたいと考えております。

また、整備に必要な予算が着実に確保されるよう、知事を先頭に沿線地域の皆様と一体となって、国への要望活動などに全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 五ヶ瀬一高千穂間を一日も早く完成させるためには、県や地元自治体の協力が必要不可欠だと思います。

また、事業に対する理解、用地の提供など、地元の方の御理解、御協力が何よりも重要ですので、地元の皆さん方にもよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、高速道路の暫定2車線区間におけるワイヤロープ化の現状と今後の見込みについてです。

東九州自動車道では、対面通行の暫定2車線区間に、正面衝突事故を防ぐため、西都インターチェンジー宮崎西インターチェンジ間と門川インターチェンジー日向インターチェンジ間にワイヤロープが設置されています。

ワイヤロープは、さきの6月定例議会で、田口議員の質問に対して警察本部長が、「設置前

は、その区間において、車が対向車線に飛び出した人身事故が3件発生したが、設置後の1年間ではワイヤロープに接触した交通事故は12件発生しているものの、全て物損事故で、人身事故はなかった」と答弁されました。全国の事例を見ても、対向車線への飛び出し事故は激減しているようで、その効果が確認されています。

本当は、できるだけ早く4車線になることが望ましいのですが、まだまだ時間がかかりそうです。それならば、一刻も早く暫定2車線区間全線にワイヤロープを設置してほしいと考えます。

高速道路の暫定2車線区間におけるワイヤロープ化の現状と今後の見込みについて、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） ワイヤロープにつきましては、高速道路の暫定2車線区間における正面衝突事故防止対策として、昨年から、試行設置による安全対策の検証が開始されたところでもあります。

本県におきましても、東九州自動車道の門川インターチェンジから日向インターチェンジ間の3.0キロメートル、西都インターチェンジから宮崎西インターチェンジ間の8.9キロメートルにおいて試行設置されたところです。

このような中、国におきまして、これまでの技術的検証結果を踏まえ、ことし6月に暫定2車線の高速道路のワイヤロープ設置方針が示されたところでもあります。

その中では、トンネルや橋梁等を除く土工区間については、今後、4車線化や付加車線の事業実施対象となる箇所を除き、国の管理区間はおおむね5年、高速道路会社の管理区間はおおむね3年でワイヤロープの設置を目指すこととなっております。

また、今後新たに開通する箇所については、土工区間に標準的に設置することとなっております。

○横田照夫議員 土工区間においては、おおむね5年をめどにワイヤロープを設置するという方針が示されたということで、大変うれしく思います。利用者が安心して通行できる高速道路になることを期待します。

次に、一ツ葉有料道路の無料化後の対応について伺います。

一ツ葉有料道路は、2020年2月で無料開放となる予定です。それと同時期に国道219号広瀬バイパスが開通する予定となっており、東九州道西都インターから春田バイパス、広瀬バイパス、一ツ葉有料道路と通れば、ほとんど信号機なしで宮崎港や宮崎空港、青島方面へ行けることとなり、交通量もかなりふえることになるとは思いませんか。当然、多くの県外観光客もこのルートを通ることになると思います。一ツ葉有料道路は、美しい海岸線や松林の中を通る本県を代表する観光道路です。これまでは料金収入で景観が保全されてきましたが、無料開放されることによって、これまでのような維持管理ができなくなるのではないかと心配する声が多くあります。

昨年9月議会で、松村悟郎議員も同じ内容の質問をされましたが、改めて、無料開放後の一ツ葉有料道路の景観保全について、厳しい財政状況のもとどのように取り組むのかを、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 本県における沿道修景につきましては、社会情勢の変化や財政事情などのさまざまな課題に対応するため、平成29年3月に「沿道修景美化基本計画」を策定し、効率的でめり張りのある植栽管理の

実現に向けた取り組みを県下全域で展開しているところでもあります。

そのような中、一ツ葉有料道路につきましても、道路公社と連携し、歩道部の寄せ植えの撤去や、雑草を抑制するシートの設置など、眺望を確保するとともに維持管理費の縮減にも努めているところでもあります。

一ツ葉有料道路は、県央部の物流を担う幹線道路であるとともに、県内を代表する観光道路でもあることから、今後とも、県内外の観光客の皆様にも満足していただけるよう、景観の保全にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 次に、海岸侵食についてです。

一ツ瀬川河口から宮崎市住吉にかけての海岸は、昔は運動会やソフトボール大会等が開催されるほどの広大な自然の砂浜が広がっていましたが、近年、海岸侵食が進行し、海岸背後地の住民の安全が脅かされるような状況となっていて、台風や高波のたびに砂丘が削られる侵食が進み、ほぼ全区間において大規模な浜崖が生じている状況にありました。

そこで、浜崖の後退を防止する工法として、サンドバック工法が全国で初めて本格的に施工されました。

サンドバック工法とは、砂丘が侵食されないように、浜崖の根元に土木用繊維でできた大型の布袋に砂を充填したものを埋める工法で、環境・景観等に配慮が求められる現場のニーズに応えられる工法だということです。

これまで、台風襲来時に一部が破損するなどして試行錯誤が繰り返されてきましたが、現時点でサンドバック工法をどのように評価しておられるのかを、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 宮崎海岸では、侵食が年々深刻化してきたことから、平成19年度に、侵食の原因と将来的な傾向と対策について検討するための委員会を設立し、平成20年度から国の直轄事業により、突堤や埋設護岸の整備及び養浜による対策が進められており、このうち埋設護岸であるサンドバックにつきましても、計画延長2,700メートルのうち2,540メートルが完成をしております。

これまでの国のモニタリング調査によりますと、急激な浜崖の後退を防ぐなど効果が出ており、さらに、海から陸への砂浜の連続性が保たれたことにより、5年連続でアカウミガメが産卵を行うなど、環境面での効果も確認されております。

なお、議員御指摘のとおり、サンドバックの一部が破損いたしました。構造を改良後、破損は確認されていないと伺っております。

県といたしましては、今後とも国と協力し、関係者の皆様の御理解をいただきながら、環境や景観等に配慮した「宮崎の海岸の侵食対策」に取り組んでまいります。

○横田照夫議員 最近、県議会でも、延岡市の長浜海岸の侵食が話題となっていますが、このサンドバックをほかの海岸でも設置することになるのか、その可能性を県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 海岸の侵食対策は、海岸ごとに、侵食のメカニズムや海岸の地形、環境、利用等の状況が異なること、また、突堤や護岸、養浜などの、複数の工法を組み合わせて行う必要があることから、さまざまな観点から検討を行った上で、海岸ごとに適切な工法を選択する必要があります。

このうち、サンドバックは、議員御指摘のと

おり、浜崖の後退を防止する目的で砂の中に設置する護岸であり、環境等への配慮が求められる箇所に適した工法であります。

お尋ねの長浜海岸を含め、ほかの海岸の状況は比較的安定していると認識しており、現時点でサンドバックの設置を検討している海岸はございませんが、今後、海岸侵食が進行し、侵食対策の検討が必要となった場合には、護岸としての有効な選択肢の一つになるものと考えております。

○横田照夫議員 次に、五ヶ瀬中等教育学校のスーパーグローバルハイスクールについてお伺いします。

五ヶ瀬中等教育学校では、平成26年度から今年度までで、文部科学省からスーパーグローバルハイスクールの指定を受け、ローカル、いわゆる中山間地からグローバル、国際社会で活躍できる「野性味あふれるグローバル・リーダー」を育成するという取り組みをしてこられました。

スーパーグローバルハイスクールとは、国際的に活躍できる人材育成を重点的に行う高等学校を文部科学省が指定する制度です。

五ヶ瀬中等教育学校でのスーパーグローバルハイスクールの取り組みをどのように評価しておられるのか、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 五ヶ瀬中等教育学校は、21世紀を担う人材を育てるために、新学習指導要領においても重視されている探究型学習に、開校当初から先駆的に取り組んでまいりました。

平成26年度からは、スーパーグローバルハイスクールの指定を受けまして、高齢化など中山間地域の課題に対してグローバルな視点で探究型学習に取り組むとともに、国際社会で活躍す

るリーダーとして必要な素養を身につけるため、問題解決力や英語による発信・表現力等の養成に力を入れております。

これらの取り組みによりまして、英語によるディスカッションやディベートの能力だけでなく、プレゼンテーションの能力も高まり、先般シンガポールで開催されました国際大会において課題解決の研究が特別賞を受賞するなど、一定の成果が上がっていると考えております。

○横田照夫議員 高く評価されているようですが、そうであれば、次年度以降も同様の取り組みを続けていくべきではないかと思えます。もし、次年度以降、文科省からの指定がなかった場合はどうされるのか、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） スーパーグローバルハイスクール事業につきまして、国は現在、改善を検討しておりますが、県教育委員会としましても、五ヶ瀬中等教育学校の意向を踏まえまして、後継事業に申請ができるよう準備をしているところでございます。

仮に指定がない場合でも、五ヶ瀬中等教育学校をグローバル人材育成の拠点校として位置づけ、本校が開校当初から取り組み、この事業で深めてきた探究型学習等の学びを継続し、県下の学校へ普及できるように、積極的な支援を行ってまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 次に、みやざきCOC+（プラス）事業についてお尋ねします。

宮崎大学を中心として、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」で「みやざきCOC+事業」に取り組まれています。

ステップ1で、地元の企業や地元での働き方、活躍する人を知り、ステップ2として、インターンシップなどでそれを体験する。さらに

ステップ3で、学生の県内就職やキャリア意識の調査、県内就職支援、いわゆるマッチングを行い、県内企業や自治体への就職につなげるという、いわゆる学生の県内就職率アップへの取り組みです。

県内7つの大学や短大、高専、そして宮崎県などの自治体、県内経済団体等が参画し、事業を実施しています。

このみやざきCOC+事業の取り組みをどう評価しておられるのか、総合政策部長にお尋ねします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） COC+事業ではありますが、お話にありましたとおり地方大学が、国の財政支援のもと、地方公共団体や産業界等と協働しながら、地域や産業界が求める人材の育成や、学生にとって魅力ある就職先の開拓等により、地元就職率の向上に取り組む事業であると考えております。

県内では、平成27年度以降、宮崎大学を中心に、7つの高等教育機関が、本県産業の特徴や宮崎で働く魅力を学ぶための教育カリキュラムの構築や、学生と県内企業の交流の場の設置等に取り組んでおられます。

これらは、人口減少問題への対応が県政の最重要課題となる中、若者の地元定着の促進による産業人材の育成・確保につながるものとして、大変重要な取り組みであると評価しております。

○横田照夫議員 この授業は、インターネット配信によりパソコンで受けられるシステムだそうです。県内の就業分野を7つに分け、それぞれの特徴ある経営理念や成長ノウハウを見える化した教育カリキュラムで構成されています。

県内企業の内容をパソコンで見られるということは、物理的には誰でも見られるということ

です。県内企業のことを小中学生のころから知るといことが、県内就職率のアップにつながります。現時点では、パスワード等により受講生だけしか見られないシステムになっているようですが、できれば将来的には小中学生などでも見られる方向に持っていきたいとのことでした。

来年度で、このみやざきCOC+プロジェクトは終わるそうですが、この事業をさらに充実していくためにも、県としてもバックアップしていく必要があるのではないかと考えますが、総合政策部長の考えをお聞かせください。

○総合政策部長（日隈俊郎君） COC+事業につきましては、来年度で終了する見込みと伺っておりますが、終了後におきましても、本事業により構築された教育カリキュラムのさらなる活用など、これまで培ったノウハウを生かした、学生の県内就職率向上に資する取り組みを実施していただくとともに、これらを県内の全ての高等教育機関に広げていただくことが重要であると認識しております。

県といたしましては、今後、国に対して、事業の継続等について要望するとともに、宮崎大学内に設置されます、「事業終了後の取り組みのあり方等について検討を行う場」に参加するなど、これまでの取り組みをさらに充実して実施することができるよう必要な支援を行いながら、今後とも宮崎の将来を担う産業人材の育成・確保に努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 次は、飯野高校の県外生徒募集の取り組みについてです。

えびの市の飯野高校において、来年度の入学試験から、県立高校で初めて県外在住者の入学を受け入れる「全国枠」を導入することとなりました。受け入れの上限は、普通科と生活文化

学科の定員の20%以内ということです。

群馬県立尾瀬高校には、全国で唯一の自然環境科があり、同じように全国枠を設けているそうです。

県外からの生徒には「尾瀬ハートフルホーム・システム」というホームステイ、いわゆる下宿制度を設けています。これは、地元の一般家庭がホストファミリーとなり、部屋を県が借り上げ、生徒に月1,000円で貸し出し、生徒は1日3食の食費、水道、電気代の月額4万円を自己負担するというものです。中には築100年もの古民家の下宿から通う生徒もいたり、勉強だけではなく貴重な経験が得られるとともに、地域の活性化にも一役買っているそうです。

群馬県内は、ほかの高校でも全国枠を取り入れている学校があるそうですが、特色がないと県外からの生徒は集まらないということでした。

そこで、今回、飯野高校に全国枠を導入することになった理由と狙いはどこにあるのか、また、このような他県の導入例やその効果をどう判断しておられるのか、教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 全国枠の導入につきましては、平成29年11月に「宮崎県学校教育改革推進協議会」から提言を受け、その必要性や教育的効果等を検討してまいりました。

その中で、飯野高校は、全国枠の導入へ意欲的であり、地域と連携したキャリア教育のプログラムや他県の高校との遠隔学習など、特徴ある教育活動に取り組んでいることに加え、地元からの協力も得られることから、総合的に判断し、導入することといたしました。

また、全国的には、半数以上の県において全国枠が導入されており、志願状況にはそれぞれ差がありますが、県外からの生徒の受け入れ

は、県内の生徒によい刺激を与え、さまざまな価値観や考え方の生徒と切磋琢磨する環境をつくることができると考えております。

○横田照夫議員 この全国枠は、今後、ほかの高校にも導入していくことになるのか、教育長いかがでしょうか。

○教育長（四本 孝君） 全国枠の導入につきまして、本県では3つの要件を設定しております。

まず1つ目は、特色ある学校づくりや教育活動等が行われていること。次に、4学級以下の学校で、導入に向けて積極的な受け入れ体制があること。最後に、県外からの志願者の住居や身元引受人について、学校・地域等で対応できる環境が整備されていること。

以上の要件が満たされた場合には、その必要性や教育的効果等を踏まえ、導入の可否を検討してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 最後に、学校のエアコン設置について伺います。

ことしの夏は、熊谷市で国内の観測史上最高を更新する41.1度など、9都県の19地点で観測史上最高を更新しました。気象庁は、「命に危険が生じる「災害」と認識している」と発表し、水分と塩分を補給し、健康管理に十分注意をするよう訴えました。

本県でも35度前後まで上がり、熱中症で多くの方が搬送されています。

こういう猛暑を受け、全国的に学校のエアコン設置のことが話題になりましたが、本県の県立学校におけるエアコンの整備状況と今後の整備方針を、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 県立学校の普通教室へのエアコン整備状況は、平成30年9月1日現在で、県立高等学校74.5%、県立中学校78.6

%、特別支援学校100%となっております、防衛省などの国庫補助で設置されたもの以外は、PTAで設置をされております。

現在、未設置校についても、整備に向けて取り組みを進めているところであり、県教育委員会といたしましては、生徒がより快適な環境で安心して学習できるよう、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 今のは県立学校のエアコン設置についてですが、県内公立小中学校の設置率は26.7%と、全国平均をかなり下回っています。公立小中学校の設置者は市町村ですが、多額の財政負担がエアコン設置の障壁となっています。国は、現在、3分の1の補助をしておりますが、それでも市町村にとっては大きな負担です。

文部科学省は、ことしの猛暑を受けて、来年度予算の概算要求で、公立学校の施設整備に2018年度当初予算の3.5倍に当たる約2,400億円を盛り込む方針だそうです。

県としても、国の情報収集等に努めていただき、公立小中学校のエアコン設置にも尽力をしていただければと思います。

濱砂議員と2人で100問ぐらい質問をさせていただきましたが、御答弁いただいた内容の実現に向けて御尽力をしていただきますよう強くお願いいたします。自民党会派代表質問の全てを終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○蓬原正三議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時48分散会

9月12日（水）

平成30年9月12日（水曜日）

午前10時0分開議

出席議員（36名）

1番	武田浩一	（自由民主党くしま）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	西村賢	（宮崎県議会自由民主党）
7番	後藤哲朗	（同）
8番	二見康之	（同）
9番	日高博之	（同）
10番	野崎幸士	（同）
11番	日高陽一	（同）
13番	蓬原正三	（同）
14番	凶師博規	（愛みやざき）
15番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	徳重忠夫	（宮崎県議会自由民主党）
20番	丸山裕次郎	（同）
21番	中野一則	（同）
23番	横田照夫	（同）
24番	黒木正一	（同）
25番	松村悟郎	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	新見昌安	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	緒嶋雅晃	（宮崎県議会自由民主党）
33番	右松隆央	（同）
34番	山下博三	（同）
35番	濱砂守	（同）
36番	坂口博美	（同）
37番	星原透	（同）
38番	井本英雄	（同）
39番	外山衛	（同）

欠席議員（1名）

22番	中野廣明	（宮崎県議会自由民主党）
-----	------	--------------

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	畑山栄介
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	川野美奈子
環境森林部長	甲斐正文
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	中田哲朗
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
財政課長	吉村達也
教育長	四本孝道
警察本部長	郷治知
選挙管理委員長	吉瀬和明
代表監査委員	高橋博
人事委員会事務局長	原田幸二

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	上山伸二
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主任主事	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 代表質問

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、県民連合宮崎、渡辺創議員。

○渡辺 創議員 [登壇] (拍手) 宮崎市選出の渡辺創です。この夏は、先日の台風21号や北海道での地震を初め、たくさんの自然災害が日本列島を襲いました。防災・減災への意識を新たにするとともに、とうとい命を奪われた方々に哀悼の意を表し、被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、会派「県民連合宮崎」を代表し、県政のあり方を問い、問題提起してまいります。知事を初め執行部の大胆かつ率直な答弁を期待しております。

まず、知事にお伺いします。去る8月8日、「オール沖縄」を掲げ、普天間基地の辺野古移設に反対してきた沖縄県の翁長雄志知事が死去しました。この場で普天間基地移設の是非を議論するつもりはありませんが、翁長知事の、強権に屈することなく、あるべき正義を伝えていくという政治姿勢は、沖縄の近現代史だけでなく、この国の地方と中央のあり方にも大きな足跡を残されたと思います。

普天間基地の危険性を取り除く歩みは、95年の米海兵隊員による少女暴行事件に起因した基地反対運動の盛り上がり契機となりました。その後、橋本政権下96年の日米特別行動委員会合意(SACO合意)があり、小泉政権下では沖縄県の頭越しで辺野古移設計画案の内容が変更されました。また民主党政権下では、「最低

でも県外」との方針を掲げるも、その方針は米国の理解を得られず迷走・断念の末路をたどることになり、複雑な経過をたどってきました。沖縄の憤りは、至極当然のことと思います。

特に現政権下では、「辺野古新基地反対」という県民意思に支えられた翁長知事に対し、就任後しばらくは面会にすら応じない冷淡な対応を続け、その後も「辺野古が唯一の選択肢」と頭ごなしに押しつける強硬姿勢をとってきました。沖縄と政府の溝はさらに深まったと言えるでしょう。

この変遷と政府の姿勢は、かつて「時間があれば沖縄に行け」という田中角栄氏の教えに沿って沖縄の歴史や基地問題を学んできた、橋本龍太郎氏や小淵恵三氏、野中広務氏のような情けの「経世会」から、自民党の中心が現在の「清和会」に変わってきたこととも連動しているとの指摘も、あながち間違っていない気がします。

話を本題に戻しますが、翁長氏は御存じのとおり、沖縄保守政治のエースであった方です。その翁長知事が、政府と激しく対立する姿勢をとってきました。背景には、保守・革新を問わず、過重な基地負担を「構造的な差別」と捉えてきた民意があり、「歴史的にも、現在も沖縄県民が自由、平等、人権、自己決定権をないがしろにされてきた」との思いがあったのだと思います。翁長知事が口にしてきた「魂の飢餓感」という言葉には、基地問題で沖縄の思いが本土に届かない理不尽さが込められていたのだと感じます。

翁長知事の御冥福を心から祈るとともに、沖縄県民の思いを踏みにじることのない解決策を願うばかりです。

河野知事は、当然、知事会等でも翁長知事と

の親交があったことと思います。知事も今後県政を担うに当たって、時に国の意向と県民意思が食い違う課題が出てくるかもしれません。信念を貫いた翁長知事の印象に加えて、国と地方が対立した局面におけるリーダーのあり方について、河野知事のお考えをお伺いしたいと思います。

残余の質問については自席から行いますので、御答弁のほどよろしく願いいたします。

(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

翁長前沖縄県知事は、沖縄県の抱える課題の解決に向け、病と闘いながらも最後までみずからの信念を貫かれ、その姿勢に政治家としての意志の強さ、また矜持といったものを感じておりました。沖縄県のため命を削るようにして、知事としての職責を懸命に果たしてこられたことに深く敬意を表しますとともに、改めまして心より御冥福をお祈り申し上げます。

国と地方の関係につきましては、地方分権の流れの中で、これまでのような上下主従から対等協力とされてきたところであり、私もそうでなければならぬと強く考えるわけですが、どうしても権限、財源が集中する国が優位な立場にあるのが現状であろうかと考えております。であるからこそ、県のリーダーである知事としましては、国と意見が対立するような局面におきましては、県民の声や思いというものをしっかりと受けとめつつ、本県にとって最善の策とは何かを大局的に判断した上で、主張すべきことはしっかり主張しながら、粘り強く国と十分協議を重ねていくことが重要であると考えております。以上であります。[降壇]

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

それではまず、旧優生保護法についてお伺いします。

福祉保健部長は6月議会の際に、当時の具体的な状況や手術を受けた個人が特定されるような資料は発見されていないと御答弁されました。その後の県の対応を見ると、6月議会での答弁は実態に即していなかったと言えるかと思いますが、どのように受けとめていらっしゃいますでしょうか。

○福祉保健部長(川野美奈子君) 6月定例県議会で御質問をいただいた時点におきまして、一部の職員が、個人が特定できる資料等の存在を認識していたにもかかわらず、部局内及び関係部局間の情報共有の不足によりまして、組織的な把握に至らず、「現時点では確認できていない」という答弁を行ったことにつきましては、大変申しわけなく思っております。

今後、このようなことが起こらないよう、情報共有の徹底を図ってまいります。

○渡辺 創議員 その後の県の発表によりまして、総務部と福祉保健部の間では、個人を特定できる資料があることを、一時は共有していたけれども、その存在に思いが至らず、発見がおくれたということだったと思います。また、総務部では情報公開の仕組みに関して誤った運用があり、資料の閲覧ができない状態だったと聞いていますが、総務部長に、その経緯を御説明いただきたいと思います。

○総務部長(畑山栄介君) 今回、文書センターで確認された資料につきましては、個人情報に配慮した上で閲覧できるようにするべきものでございましたが、非常に秘匿性が高い個人情報が含まれていたことから、昨年11月に、検索リストから削除して閲覧できないようにしたものであり、不適正な取り扱いであったと考え

ております。

また、ことし7月に総務課で資料を確認後、健康増進課に報告するまで2週間要するなど、情報共有が不十分であったことも、重く受けとめております。

このため、文書の適正な取り扱いについて、全所属に通知文書を発出するとともに、庁議等において周知徹底を図ったところであります。また、文書センターでの閲覧申請に対する庁内関係課への確認手続の明確化を図ったところであります。

今後とも、職員研修の充実を図るなど、適正な文書管理や情報共有の徹底に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 昨年秋の時点で、資料の存在は確認できていたということだと思えます。既にその時期というのは、旧優生保護法の課題が報道等で広く社会問題化し始めていた時期ですので、組織の中できちんと認識がつながっていれば早期の発見ができていたのかなと思えます。

6月の一般質問は、できるだけ実態を早く明らかにすることが宮崎県内でも重要と考えた質問でしたので、その時点で把握できていればという思いは正直強くあるところであります。ただ、結果として、極めて重要な資料が闇に葬られることなく、きちんと表に出てくることとなったわけですから、その後の誠実な対応も含めて評価をいたしたいと思うところです。また、日常業務も大変忙しい中、追われながら、今もたくさんの資料を関係する職員の皆さんが探す作業に当たられていること、その努力には敬意を表したいと思います。

ただ、どうしても指摘をしなければならないのは、今、総務部長からも御説明がありました

が、7月の事態発覚後も、総務部から福祉保健部への連絡に2週間という時間がかかっているということです。特に6月議会では、具体的には申しませんが、他の問題をめぐって県庁内部の連絡・情報共有のあり方が大きな課題として指摘をされた時期でもありますので、そのさなかに、このような対応だったということは残念だと言わざるを得ないと思えます。

話を本筋に戻そうと思えますが、旧優生保護法に基づいて強制的に行われた不妊手術の実態がどのようになっていたのかということ、改めてお伺いしたいと思います。福祉保健部長。

○福祉保健部長(川野美奈子君) 県の「衛生統計年報」によりますと、本県では、昭和24年から62年にかけて、本人の同意が不要な優生手術が合計283件実施されております。

また、現在調査中ではありますが、現時点で把握している状況で申し上げますと、優生手術に関連する個人が特定できる資料が、男性3人、女性47人の合計50人分が確認されております。

このうち、本人の同意が不要な優生手術の実施まで確認できる方は25人であり、手術当時の年齢は14歳から42歳までで、当時の診断書に記載された疾患名は、20人が遺伝性精神薄弱、または遺伝性精神病となっております。

○渡辺 創議員 6月議会の答弁では、わかっているのは「県内でも統計的に旧優生保護法に基づいて行われた手術が確認できる」という状況でしたが、今は、「実際に強制不妊手術が行われたケースの具体例が確認」されるという状況になっているわけですから、非常に状況としては大きく変わったと思えます。この機会に、知事に旧優生保護法に関する御認識をお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 旧優生保護法におきましては、本人の同意なく不妊手術を実施することが許容されていたなど、今となりましては、障がいをお持ちの方に対する大変な人権侵害が行われていたものと認識をしております。

今、部長が答弁しましたように、本県におきましても、283人の方が本人の同意が不要な優生手術を受けたことが判明しております。県としては、できる限り御本人や御家族に寄り添った対応を行う必要があると考え、ことし4月より相談窓口を開設し、相談に応じるとともに、国の依頼による調査に加え、県独自の追加調査を行いまして、情報の収集に取り組んでいるところであります。

現在、全国知事会を通じて国に要望しているところでありますが、この法律を制定した国の責任におきまして、速やかに必要な救済措置を講じていただきたいと考えております。

○渡辺 創議員 今回の質問に当たり、現代書館から増補新装版で出版された「優生保護法が犯した罪～子どもをもつことを奪われた人々の証言～」を読みました。大変つらい思いをされた当事者の方々の手記も掲載されています。また、この問題を取り上げてきた新聞社の一連の報道は、今年度の新聞協会賞にも選ばれています。社会の関心が改めて高まり、国会でも当事者の救済に向けた枠組みづくりが進んでいるところです。この機会に宮崎県でも、資料だけではなくて、関係者への聞き取りなど少しでも当時の実態を詳細に把握する努力を進めていくべきだと考えますが、福祉保健部長のお考えを伺います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 旧優生保護法への対応につきましては、県も当事者として、できる限りの調査を行う必要があると考え

ております。

このため、県におきましては、先ほど知事から答弁がありましたとおり、旧優生保護法とは直接関係のない療育手帳の交付に関連する個人別の台帳を調査するなど、県独自の追加調査を進めているところでございます。

なお、お話のありました、当時の担当職員などへの聞き取りにつきましては、県内で最後の手術が行われてから30年以上がたっており、関係者のほとんどが現役を退いておられるということですので、大変難しい面もございますが、救済などを進める上での一つの手がかりになることも考えられますので、今後、調査の内容や方法等について検討してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 できるだけ努力をお願いしたいと思います。県内では、まだ強制手術の当事者という方の名乗りはないわけですが、今後どうなるかはわかりません。さらに、私ができるだけ丁寧な実態把握に取り組むべきと主張している理由は、強制手術の当事者でなくても、例えば、その対象となり得た方々が抱えている思いにきちんと寄り添うということが極めて大事だと思っているからです。まずは、何があったのかという実態をできるだけつかんで、今後、二度とこんな人権侵害が起こることのないようにする。それが旧優生保護法のでんまつから考えなければならないことだと思います。国の機関委任事務だから、責任は云々というレベルではなくて、知事の御答弁にあったように「大変な人権侵害」という認識があるわけですから、そういう大きな視座で、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

もう一点、今回の資料をめぐる混乱を考えると、行政が個人の生き方に大きくかかわるよう

な決定をした資料については、長期保存するという明確な意思が必要かと思えます。例えば、子供たちの「出自を知る権利」を尊重する観点から、社会的養護が必要な環境から養子縁組した子供たちの児童台帳は永年保存ということに既になっています。そういう発想が当時あれば、優生保護法をめぐる現状も違ったのではないかと感じますので、ぜひ念頭に置いていただければと思います。

次のテーマに移ります。公文書管理のあり方についてお伺いします。防衛省や財務省での公文書改ざんなど、「公文書クライシス」とやゆされるような事態が続いています。権力者の意向を隠すような恣意的な扱いは、行政への信頼を失わせるだけでしかないことは明らかかと思えます。

国会で大騒ぎとなった加計学園をめぐる問題では、総理発言の信憑性が問われる形で、愛媛県の文書に記載された内容に関心が集まりました。この件では、県文書の信憑性が疑われるような発言も飛び交い、「国が正しく、地方が危うい」というような偏見に満ちた姿勢に、怒りを感じた地方自治関係者も少なくなかったはずで、その中で、愛媛県の中村知事の基本姿勢には胸がすく思いが、個人的にもしたところでした。

ただ、この件は決して他人事ではありません。宮崎県も同じ立場に立つかもしれません。公式・非公式を含め、国と協議する場面は多いと思えますが、その際の記録はどのような形で作成され、保存されているのか、基本的な考え方を総務部長に伺います。

○総務部長（畑山栄介君） 国との協議やヒアリングなどに出席した職員は、宮崎県職員服務規程等に基づきまして、その経過や内容・結果

を取りまとめた復命書などを作成しまして、上司に報告することとしております。

また、報告後は、その復命書などにつきましては、その後の業務に活用するため、文書取扱規程に基づいて、関係するファイルにとじ込んで整理・保存をすることとしておるところでございます。

○渡辺 創議員 そのあたりの備えもぜひ十分に考えていただきたいと思えます。

さて、今回、公文書管理について考える上で最も大切にしたい視点は、政治・行政の政策判断は未来からの検証に耐え得るものでなければならないということです。政策判断に影響する要素は多様です。影響を考慮すれば、すぐに明らかにできない情報があることは一概に否定しません。しかし、一定の時間がたったときには、なぜそういう政策判断がなされ、どのような要因が影響したのかということを検証可能な状態にしておくことは、もはや政治の責任と言えます。

もちろん、検証に資する素材は、当事者の証言もあれば、具体的なデータなどいろいろあるわけですが、その中でも公文書というのは極めて重要な要素です。そこでまず、原則的なルールを総務部長に確認します。県では、公文書を作成後、どのようなルールで保管をされていますでしょうか。

○総務部長（畑山栄介君） 公文書の保存につきましては、文書取扱規程に基づき、文書の分類や内容に応じ、最長30年から、10年、5年、3年、1年、1年未満までの6つの保存期間を設定しておりまして、区分された公文書は執務室や書庫で保存をしております。

なお、保存期間が経過した文書のうち、歴史的な価値がある文書は、歴史資料文書として、

文書センターで引き続き保存することとしております。

○渡辺 創議員 文書取扱規程では、重要なものは最長で30年保存となり、その期間が過ぎれば、歴史資料文書として公文書センターに保存をされるか、破棄をされるかということかと思えます。もちろん、保存期間が10年であろうが3年であろうが、同じ流れですので、価値があるものであれば、歴史資料文書として保管されるということと理解をしました。

それでは、県の大きな政策にかかわる文書がどのような形で保存されているのかを検証する具体例として、時計の針を今から30年ほど戻して、県政がどういう状況にあったのかを考えてみたいと思います。

ちょうど30年前は1988年。その年の7月にリゾート法（総合保養地域整備法）の第1号指定を受け、宮崎県はシーガイアを中核としたリゾート開発の本格的なスタートを切りました。では、リゾート法1号指定に向けた宮崎県の歩みがどのように進んだかという、その直接的なスタートは、もともと県が80年に策定していた「亜熱帯性ベルトパーク構想」を発展させた「宮崎・日南海岸リゾート構想」ということになります。繰り返しになりますが、このリゾート構想が88年7月にリゾート法の指定を受けるわけです。

当然、この「宮崎・日南海岸リゾート構想」は、県の大方針です。この構想策定に関する文書は、ちょうど今、30年を超える程度の時期を迎えていると考えますが、この関連行政文書はどのように保管され、例えば保管期限を超えているのであれば歴史資料文書として公文書センターに保存されているのか、現在の取り扱いを商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 総合保養地域整備法、いわゆるリゾート法につきましては、昭和62年6月に制定され、「宮崎・日南海岸総合保養地域の整備に関する基本構想」が、昭和63年7月に国の承認を受けております。構想の策定に関する事務が複数の部局にわたってございましたことから、当時の基本構想の策定、また、第三セクター設立時の文書など一部は、当部を初め関係する各部局で保管されております。また、一部は文書センターに引き継がれている状況でございます。

御質問にありました、申請そのものに関する文書につきましては、当時の文書取扱規程に基づき、10年保存とされた可能性があり、現時点では確認されておりませんが、保存期間を超えて保存されている文書も数多くありますことから、引き続き確認作業を行っているところであります。

○渡辺 創議員 今の答弁によりますと、私が確認を求めた文書は、県庁内や文書センターでは見つからず、恐らく保管期限を過ぎて破棄されている可能性もあるかもしれないと推測をされて、まだ引き続き捜していらっしゃるということのようです。

今回の質問に当たって、執行部の方々に相当探していただいたように聞いております。大変御苦勞をかけたと思っておりますが、やはり私の認識、かつ、恐らく県民の相当数の方々の認識からすれば、シーガイアを中心としたリゾート構想は、当時、県の浮沈をかけた一大プロジェクトだったはずですし、その後の破綻処理には多額の県費投入を伴い、今でも、例えばオーシャンドームの跡地利用やカジノ構想の是非なども含めて、県政において重要なテーマであるという認識だと思えます。

しかし、この重要なプロジェクトの直接的なスタートに密接にかかわる行政文書に、宮崎県はアクセスすることができない。というか、保存されていない可能性が高いというのは、ちょっと信じがたい出来事という気がします。

何かの規則に違反するという事態ではないでしょうが、この状況について知事はどのような所感をお持ちでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のように、このリポート構想は、本県の極めて重要なプロジェクトであります。その文書の歴史的価値を考えますと、保存期間が過ぎた後も適切に保存すべき歴史資料文書に値するものと考えておりまして、一部、確認できない文書があるということは、大変残念に受けとめているところであります。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。公文書が「未来からの政策検証」を受けるに当たって極めて重要なツールになるという話は、前段でもしてきましたので、繰り返しは避けませんが、これから先も知事や執行部の判断というのは、我々議会の関与なども含めて検証を受け続けることになります。

例えば、国体に向けた体育施設をなぜ分散整備にしたのか、カーフェリーのリプレースに県が出資を決めた背景は何か、今は現在進行形の課題ですけれども、これもそのうち、いわば未来からの検証を受ける対象となっていくわけです。リポート開発に関する件は残念な状態でしたけれども、今後はその検証に資する公文書を残し、その保存のあり方も考えるべきだと思いますが、公文書に関する知事の認識をお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のありました公文書は、県の施策の方向性を示す計画や県民の

権利義務に関する決定など、さまざまな行政判断につきまして、その内容と決定過程が記載された重要な記録であると認識をしております。

民主主義の根幹を支える基礎的インフラともされておるところでありまして、その時々 of 行政判断について、将来にわたって検証が可能なものとするためにも、文書を適切に保存していくことは、極めて重要なことであると考えております。

県民の県政に対する理解を深め、公正で開かれた県政運営を図っていくため、文書の保存や整理、歴史資料文書の選別など、公文書の適正な管理を徹底してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ぜひ、お願いいたします。

次に、障がい者雇用率の水増しについて伺います。この件は、国の中央官庁が長年にわたり、義務づけられた障がい者の雇用割合を水増しし、実態としては、定められていた目標を大幅に下回っていたということが発覚しました。障害者手帳を持たない対象外の職員を算入するようなケースが多く、1976年の雇用義務化のころから恒常的に行われてきた可能性が高いと言われております。

同じような手法の実態は、地方自治体でも発覚し、残念なことに宮崎県においても、雇用者数の誤りや不適切な確認方法が確認されました。まず宮崎県内の状況を確認するつもりでしたが、きのうの濱砂議員の質問で同趣旨の答弁がありましたので省略をし、県としてどのような問題点があったと認識しているのか、また、今後、適正化に向けてどのような取り組みをするか、各部局ありますが、代表して総務部長にお伺いします。

○総務部長（畑山栄介君） 障がい者雇用状況

の報告に当たりまして、対象者の把握・確認の方法などについて、国のガイドラインに沿った適切な対応がなされていなかったこと、また、事務処理の過程での確認作業が不十分であったことが問題であると考えており、深く反省をしているところでございます。

今後は、厚生労働省通知を踏まえ、ガイドラインを厳格に運用し、プライバシーに配慮した上で、手帳等の確認など、対象者を適正な方法により把握・確認するとともに、国へ報告する際には確認作業を徹底するなど、正確な事務処理に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 行政の信頼にかかわることだと思いますので、よろしく願いいたします。

話題を変えます。性的少数者が抱えるさまざまな課題を重要な人権課題と捉えて、性の多様性についての理解促進を図ろうと、8月1日から7日までの1週間、県庁本館がレインボーカラーにライトアップされました。初めての実施でしたが、どのように総括しているのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 県におきましては、性的マイノリティーの方々の問題を重要な人権課題の一つと位置づけ、県民への啓発に努めているところであります。

今回、新たな取り組みとして、8月の人権啓発強調月間の最初の1週間、性的マイノリティーの方々の尊厳と社会活動を象徴する6色のレインボーカラーで、県庁舎のライトアップを行ったところであります。この取り組みは、新聞報道等でも取り上げられ、多くの方々にごらんいただいたことから、県民の皆様性に性の多様性について認識いただくとともに、人権について理解を深めるための契機となったものと考えております。

○渡辺 創議員 期間中には花火大会等もありましたので、たくさんの方に目にさせていただく機会になったと思います。このような取り組みは継続が極めて重要と思います。今後とも引き続き取り組んでいくものと理解をしていますが、総合政策部長いかがでしょうか。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 性的マイノリティーの方々への差別や偏見を解消していくためには、性の多様性について理解を深めるための啓発活動が大変重要であると考えております。

したがいまして、県庁舎のレインボーライトアップにつきましては、人権啓発活動の一環として、来年度も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございました。この取り組みは、3月に知事と当事者団体の方々が意見交換した際に提案があったと理解をしています。知事はどのような印象を持たれたでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 県庁舎を、さまざまなそのときの政策課題、テーマに沿ってライトアップするというのは、例えばピンクリボン運動、それからドメスティック・バイオレンス、エイズ防止、そのようなテーマごとに行っているところでありますが、今回のレインボーライトアップにつきましては、性の多様性というものにつきまして、県民に広く理解していただくため、その啓発の効果的な手段であると考え、当事者の御意見も伺いながら実施した取り組みであります。

ライトアップの期間中は、当事者団体の方々も多数お見えになったと伺っております。当事者の皆様のお気持ちを受けとめ、そして、それに寄り添うことができたのではないかと考えて

おります。

今後とも、性的マイノリティーの問題を初め、さまざまな人権の問題がありますが、当事者の御意見等も伺いながら、県民の理解促進に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。期間中は、担当課の皆さんが夜間にもかかわらず、資料を配布されたりと大変な努力をしてくださったのを目にしました。心から敬意を表したいと思います。

次に、県有体育施設の整備について伺ってきます。今議会で木花の県総合運動公園内にウエートトレーニング施設を新設するための補正予算が——これは準備にかかるということだと思いますが——310万円計上されています。最終的に、整備には数千万円規模の予算が必要なようですが、この施設の目的と最終的な整備時期について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 現在、県総合運動公園には、武道館の中に広く県民を対象としたウエートトレーニング場がございますが、Jリーグや陸上、スピードスケートの日本代表など国内外のトップアスリートから、さらなる機能強化を望む声が多数寄せられており、また、来年10月にはドイツ陸上連盟の合宿も予定されております。

このため、トップアスリートのトレーニング環境の向上を目指し、来年度上半期までに第1陸上競技場の隣接地にウエートトレーニング場を整備すべく、今回、同施設的设计に係る補正予算を計上させていただいたところであります。

○渡辺 創議員 わかりました。国体に向けた陸上競技場の整備は、さまざまな意見が現在もあるようですけれども、都城市山之口町で進む

ことになりました。この機会に、今後の県総合運動公園の扱いについて認識を整理しておきたいと思います。

現在の県総合運動公園は、今年度予算や今回の補正予算案でも新施設の整備が盛り込まれているわけですから、キャンプ地等として重要な役割を持ち続けるということだろうと想像しますが、例えば陸上競技場は、今後も正式な大会等を開催できる競技場としての機能を持ち続けるのか。そのあたりも含めて、これからの位置づけを知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 県の総合運動公園につきましては、スポーツを初め、県民に広く親しまれている施設でありまして、昭和54年の第1回国体のいわばレガシーとして、本県スポーツ振興の、また「スポーツランドみやざき」の中核となる重要な施設であると考えております。

一方で老朽化が進み、最新の競技の基準を満たさない、そのような課題もあります。さらには、本県は、南海トラフ地震の可能性も高いと指摘されているところでもありますので、例えば長期間にわたるような大規模な大会、また最新の施設基準が求められる大会におきましては、都城市に整備する新たな県陸上競技場での開催を検討していく必要があると考えております。

その一方で、県陸上競技場を含む県総合運動公園につきましては、2020年東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿を初め、競技力向上に向けた練習や各種大会の開催など、さまざまな利用が見込まれますことから、今後とも、活用を図っていく方向で、津波避難対策や必要な改修等について検討を進めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 続けて、県体育館の取り扱い

についてお伺いします。これまでも複数回にわたって県の基本的な考え方をただしていますが、改めて、県体育館は今後どのように扱っていくのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 現在の県体育館でございますけれども、例えば、国体に向けた練習会場としてなど、さまざまな利用が想定されますことから、当面は存続させることとしております。

今後、新たな体育館の整備状況等を踏まえながら、その取り扱いについては整理してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 宮崎市がアリーナの整備計画を進めています。大変驚きましたが、宮崎市議会の定例議会一般質問への答弁で、宮崎市の戸敷市長は、候補予定地として具体的に4カ所を挙げ、宮崎市の市有地、国有地に加え、現在の県体育館用地を候補地として答弁されていましたが、宮崎市からは、県に対し具体的な打診があっているのでしょうか。総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 宮崎市のアリーナ構想につきましては、8月上旬に、宮崎市の戸敷市長が知事を訪問されまして、宮崎市としては、宮崎駅東エリアの市有地、県有地、国有地など、さまざまな可能性を探るため、県体育館敷地も含めて検討していきたい旨のお話があったところであります。

その際、県からは、現在の県体育館は当面は活用することとしている旨をお伝えしたところであります。

○渡辺 創議員 今の御答弁によれば、県体育館は2026年の国体の利用も含めた活用方針であるということをお伝えになったというこ

とだと思えます。

宮崎市のアリーナ構想は、これまでに宮崎市長が議会等で発言されていることに基づけば、今年度に基本構想を策定し、2019年度中に基本設計という計画です。計画が順調に進むという前提で素直に考えれば、その後の進み方というのは、恐らく2020年あたりで実施設計がなされて、選挙の公約であったことを考えると、市長の任期中である2021年度あたりには具体的な整備を始めるとというのが、一般的に予測されるスケジュール感ではないかと考えます。

少なくとも2026年まで活用するというのが今の県の基本方針と考えると、どう考えてもスケジュール感がそぐわないという印象を持たざるを得ません。この状況の中で、県としては少なくとも2026年まで活用という考えを伝えているのに、4つに絞られた候補地として挙がってくることは、私はどうしても違和感があるところなんですけれども。

そこで、改めて確認をしますが、宮崎市が今回、アリーナ構想の候補地として県体育館用地を挙げたことを、県としてはどのように受けとめているのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 宮崎市のアリーナ構想につきましては、今回、4カ所の候補地を挙げられておりまして、今後、宮崎市において、さまざまな検討が進められていくものと考えております。

県としましては、現在の県体育館は、先ほども答弁いたしました、当面は存続することとしておりますことから、当該敷地の活用には課題もあると考えております。

今後、宮崎市から具体的な相談等があれば、県としてどのようにかかわっていけるのか検討していくことになるものと考えております。

○渡辺 創議員 済みません。1点確認ですが、今、知事のもとに市長が来られてお話をされた。その後、今の御答弁でいえば、具体的な相談があれば、県としてもかかわっていかれるかどうか考えていきたいということでしたけれども、現時点で県と宮崎市の間で県体育館用地の活用について、例えば担当課とか、そういう事務的なレベルで、何らか具体的な協議や相談がスタートしているのか否かという意味ではいかがでしょうか。総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 市長がみずから知事に伝えるべきお考えがあったものと思われかもしれませんが、当日、市長が事務方を同伴され知事を訪問されたのですが、県体育館敷地も含めて検討していきたい旨のお話があったところであります。その際には私も同席しておりましたが、それ以外には特になかったところでございます。

○渡辺 創議員 わかりました。ありがとうございました。私はどうしても、この県体育館用地をめぐるやりとりがすっきりしないところがあります。市議会での答弁によると、市の候補地調査の委託事業というのは、ことしの9月中旬にはスタートし、来年2月までには調査結果をまとめるというスケジュール感のようです。

しかし、現時点では担当課レベルで具体的なやりとりを十分にしていることは、今の御答弁でもないとのことのようです。さらに、県体育館用地が遊休地ならともかく、県が現在も、かつ少なくとも8年後も利用すると言っている場所です。そこを、具体的な協議もせずに、いきなり候補地として挙げるというのは、通常、自治体と自治体の関係性の中であることなのかと、ちょっとはてなマークがつくところであります。

県も、今まで新しい県有体育施設の立地場所を選定する過程で、幾つかの市町村の所有地を候補地として挙げてきたことはありましたけれども、今回の県と市のやりとり程度で、議会に対してここが候補地ですと公表するようなやり方はされていないのではないかと信じているところであります。

この件は、宮崎市の話ですので、あえて答弁は求めません。ただ、もし仮に今後、宮崎市との協議が調って、県が県体育館の活用方針を改めて、宮崎市に売却なり譲渡の方針を固めるというようなことがあれば、当然、議案としても上程をされるはずですし、我々議会も、それが妥当な判断なのかを議論しなければならない立場になるわけです。そのあたりを踏まえて、現段階から宮崎市とのやりとりについて、できるだけきちんと情報開示をしていくという姿勢は必要だろうと思しますので、そのことを指摘させていただいて、テーマを変えたいと思いません。

続いて、いよいよ来年は全国高校総体が南九州で開催されます。2004年から高校総体はブロック別での開催が主流となってきていますが、宮崎県での開催は1992年の宮崎総体以来ということになります。宮崎総体の際に私は中学3年生でしたが、部活動の仲間と日向市に泊まり込みでバスケットボール競技を見に行っただけをよく覚えています。たしか「夢きらめいて宮崎の空の下」というスローガンだったと思いません。

話を本題に戻しますが、来年の南部九州高校総体では、県内の5市1町でバレーボールやテニス、ソフトボールなど9種目が開催されます。いよいよ1年を切り、準備も本格化していると思われませんが、開催に向けての準備状況を

教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 本県では、南部九州高校総体の来年度の開催に向けまして、ことし4月に、関係機関や団体で構成します「宮崎県実行委員会」を設立し、大会の基本構想や事業計画等を策定するとともに、5つの専門委員会を設置して、競技全般や広報、高校生の活動等にかかわる準備を進めているところであります。

また、大会を開催する各自治体におきましても、それぞれ実行委員会を設立し、競技運営計画や輸送計画、危機管理対策などの準備を進めていただいているところであります。

今後とも、各自治体の実行委員会や関係団体、南部九州各県と十分に連携しながら準備を進め、大会の成功へ向けて万全を期してまいります。

○渡辺 創議員 8月6日に会派で、愛知県開催の東海高校総体男女バスケットボール会場を視察しました。

男女ともに、決勝進出をかけたベスト4同士の熱戦が繰り広げられていました。競技の水準の高さにも感心しましたが、もう一つ目を引いたのは、地元高校生が積極的に大会運営にかかわっていることでした。試合進行を管理するオフィシャルテーブルや、プレーが中断した時間にモップがけで機敏に動く補助員、そのほかにも、会場案内やスポンサードリンクの提供など、会場の至るところで笑顔の高校生が一所懸命に活動しているというのがとても印象的でした。まさにこの舞台で輝く高校生というのは、全国大会に出場を果たした選手というだけでなく、支える側の高校生もそうなんだということを実感したところであります。

来年の南部九州高校総体は、本県の高校生に

とっても貴重な体験となり、たくさんの関係者が力を合わせて大きなイベントをつくり上げていくという経験をすることができる貴重な機会だと思いますが、大会に向けて高校生はどのようなかかわりを持ち、また県教委としては、その教育的な効果をどのように考えているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 本県での全国高校総体の開催は、県内の高校生が、全国トップレベルの競技を間近に見ることができるだけでなく、大会運営などにかかわることができる貴重な機会と考えております。

そこで、県内の各学校の生徒で構成する「高校生活動推進委員会」を設置し、PR活動や「おもてなし」について、高校生ならではのアイデアを取り入れながら進めているところであります。この夏休みにも、宮崎市や都城市のイベントに参加して、多くの方に大会開催のPRをしたところであります。そのほか、大会期間中には多くの高校生が、競技や運営の補助員として大会を支えることとなります。

このような、自主的な活動や県外の選手・役員などとの交流を通して、豊かな人間関係を築き、心身ともに健全な青少年の育成が図られるものと考えております。

○渡辺 創議員 ことし100回目を迎えた夏の全国高校野球のPR動画、朝日新聞が作成したものが大変話題になりました。ダンス部の高校生たちが、スタンドと一体となって甲子園球場で踊るという内容のものですが、その動画の最後は、「栄冠は、全ての高校生に。」とのテロップで締めくくられていました。こういう発想が極めて大切なんだということを経験しながら思っています。来年の南部九州高校総体にかかわる宮崎の全ての高校生が輝き、

彼らの高校生活の貴重な思い出の1ページになる、そういう大会にぜひ、していただきたい、そういうことを期待したいと思います。

引き続き、子供たちにかかわるテーマでお伺いしていきます。今度は小学生、中学生の通学時の荷物の現状についてです。このテーマについては、昨年の11月議会で日高陽一議員も取り上げていらっしゃいます。学習内容の変化等により、子供たちが通学する際のかばん、つまりは教材や荷物が重過ぎるとの指摘です。文部科学省も9月に入り、改善を考えるべきとの方針を示したようですが、教育委員会は現状についてどのような認識をお持ちでしょうか。教育長に伺います。

○教育長(四本 孝君) 近年、教科書は、学習内容がふえたことに伴い、ページ数が増加しサイズも大きくなるなど、以前と比べ重くなっている状況にあります。

実際に教科書の重さを、平成17年度に使用していたものと現在使用しているものとを比較いたしますと、例えば国語の教科書では、小学校1年生約30%、中学校1年生約50%の増、また、算数・数学の教科書では、小学校1年生約40%、中学校1年生約25%の増となっております。

教科書などの学用品を入れた通学用かばんが重くなっている傾向にあることは、子供の体格や通学距離によっては過度な負担となることも想定され、子供の健康や事故防止等の観点から、検討すべき課題であると認識をしております。

○渡辺 創議員 国語が小1で30%、中1で50%、算数・数学が小1で40%、中1で25%。具体的にイメージできたところですし、私は、県教委がこういうことをちゃんとはかって調べて

いるということにもちょっと感心をしたところでは。実際に教材自体が重くなったということがよくわかりました。

私は毎朝、自宅近くの公民館前で子供たちの登校の見守り活動をしていますが、小学生も大変ですが、より深刻なのは中学生という印象を受けます。中学生は、それぞれ成長段階によって体格差もかなりのものがあります。中には、リュックサック型のかばんに背中を引っ張られるようにして毎日通学している小柄な生徒さんも見かけるところです。この数日間、朝、通る中学生に「かばん重いですか」と聞いてみましたが、重たくないと言った生徒は1人もおりませんでした。

実はきのうの朝、私の中1の娘のかばんの重さを実際にはかってみましたが、通学かばんが5.9キロ、スポーツバッグのような補助バッグが2.5キロでした。話を聞いてみると、運動会の直前なので、時間割に運動会の練習が入っているので、通常よりは教材が少ないし、一部の教科においては、学校に教材を置いていってもいいという指導があっているということです。いつもよりは軽いということでしたが、それでも結構な負担という感じはしました。

県教委ではことし2月に、通学用のかばんについての実態調査を行ったということですが、どのような結果であったのか、教育長にお伺いします。

○教育長(四本 孝君) 県教育委員会が、ことし2月に実施をしました調査では、保護者や地域の方々から、教科書などの学用品を入れた通学用かばんが重いことに対する対応を求める要望があったと回答した学校の割合は、小学校約6%、中学校約45%でありました。

また、児童生徒が、通学用かばんの重さが原因と思われる肩こりや腰痛等により、保健室を利用したことが一度でもあると回答した学校の割合は、小学校約2%、中学校約9%であり、わずかではありますが、通学用かばんの重さによる体調への影響が見られる事例もございます。

○渡辺 創議員 今の御答弁でも、中学生のほうが負担感は大いというのわかったところです。既に県教委としては改善の検討をすべきという立場であるというの理解をしていますが、国の動向もはっきりしたわけですので、そのことも踏まえ、今後どのように対応していかれるのか、教育長にお伺いします。

○教育長(四本 孝君) 通学用かばんの重さに対する調査の結果等を踏まえまして、県教育委員会といたしましては、例えば、教科書などの学用品を毎日持ち帰らせるのではなく、学校に置いてよい物を決めたり、学用品が多くならないよう時間割に配慮したりするなど、学校での対応を求める通知文を出すとともに、公立校長会におきましても周知を図ってきたところがあります。

また、先日の文部科学省からの通知では、学期始め、学期末等に、教材や学用品等を持ち帰る際の配慮事項や、年度当初に、学校に置いてもよいもののリストを配付して、子供や保護者に知らせるなどの工夫例も新たに示されております。

県教育委員会といたしましては、その内容を周知し、各学校で適切な対応が図られるよう努めてまいります。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。重いかばんを持って頑張るといふことも、子供たちにとって必要な経験という面がなくはない気

もしなくはありませんけれども、やはり、その負担感というのは個人差がかなりありますし、事故の懸念というのものも、成長への影響というのがありますので、教育委員会のほうでは、引き続き御配慮をお願いしたいと思います。

テーマを変えます。県の交通ネットワークに関する事、2つのテーマに分けてお伺いをいたします。

まず、国際定期便の路線についてです。2015年3月に運航が始まった香港航空による宮崎—香港線が10月28日に運休することが決まりました。このところ、県のグローバル戦略は順調に進んでいるという印象を持っていましたので、大変残念に思いますし、その思いは、知事を初め執行部の皆様も共有しているところだろうと思います。昨日の濱砂議員の代表質問でも扱われたテーマではありますが、確認の意味も込めて、運休に至った経緯について改めて総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長(日隈俊郎君) 香港線につきましては、平成27年3月就航以来、インバウンドを中心に約8万5,000の方が利用されておまして、本県が香港との経済、観光、文化などさまざまな交流を拡大する上で、大きな役割を果たしてきていると考えております。

昨日も答弁いたしましたが、今回の運休につきましては、航路の安定化を目的とした県から香港航空への支援が平成29年度末で終了することから、本年1月に会社側より、年額数億円もの支援要求があり、県では路線維持のため交渉を積み重ね、要求額を一定程度引き下げることができたところがございますけれども、最終的に提示された要求額は、ソウル線や台北線の数倍に及ぶ額でございました。

県としましては、香港線だけを優遇して支援

することは、他路線を運航する航空会社との間に不公平感を生じ、他の路線の維持に支障を及ぼす可能性もあることに加え、本県の財政状況の中で、継続して高額な支援金を拠出することは困難と考え、さらなる引き下げに向けて交渉を進めていたところでございますが、会社側から打ち切りの通知がございまして、運休に至ったものであります。

○渡辺 創議員 香港には、県の現地事務所も開設しております。また、県の東アジア戦略・グローバル戦略においても重要な拠点との認識を持ってきましたが、今回の路線休止が戦略に及ぼす影響はないのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県では、みやざきグローバル戦略に基づき、県産品の輸出拡大や海外からの観光誘客など、さまざまな取り組みを展開しております。

その中で香港は、県産農産物の最大の輸出先でありまして、本県を訪れる海外からの観光客も、韓国に次いで2番目に多いなど、本県にとって最も重要な市場の一つでございます。

今般の運休により、観光等への影響が懸念される所でございますが、アジア市場の玄関口としての香港の戦略上の位置づけは変わらないものと考えております。

県といたしましては、引き続き関係機関・団体等と連携しながら、本県の情報発信や販路開拓、ネットワークの強化など、戦略の着実な推進を図り、香港とのさらなる経済交流の拡大につなげてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 香港航空は、宮崎線の運休に合わせて、現在週5往復の鹿児島線を7往復にし、鹿児島―香港はデイリー運航になるということのようではありますが、南九州の玄関口を完

全に鹿児島にシフトしているとも受け取れる対応です。香港路線の休止が県内観光に与える影響についてどのように考えているか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 香港線の利用者は、約9割が外国人旅行者であることから、今回の運休により、本県を訪問する観光客の減少や、情報発信力の低下が懸念される所でございます。

このため8月末に、担当課とみやざき観光コンベンション協会にて香港を訪問し、本県向けのツアー商品を造成・販売しています大手旅行社3社に対し、これまで同様ツアーを継続していただくよう、お願いした所でございます。

さらに、旅行会社に対するツアー商品造成の支援や、個人旅行者をターゲットとした現地イベントへの出展、さらには鹿児島など他県空港から本県に誘客するための仕組みづくりなどに取り組み、運休の影響を最小限にとどめてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 今までの御答弁で、経緯や今後予想される影響等についてはある程度理解できた所でございます。私は、今回の県の判断については極めて妥当な判断であったと思っております。そう思う上で、今回の路線休止に当たって一つ確認をしておきたいことは、まず県としては、当然路線の維持は重要だけれども、行政としてできる支援というのには限界がある、そのことをきちんと考えた上で、その環境の中で主体的に今回の判断をしたのかどうかということです。つまり、「なぜこんなことになってしまったんだろうか」というような状況ではなくて、「財政的な支援をしなければ路線運休になったとしても、それはやむなし」という判断を知事がきちんとなさった結果としての

今回の結果だと理解をしようと思っておりますが、知事はそういうことでよろしいでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 現在、「みやぎグローバル戦略」に基づきまして、海外との交流拡大を目指す本県にとりまして、この香港線はソウル線及び台北線とともに大変重要な航空路線であると認識をしております。

一方で、このたびの香港航空からの過大な支援要求を受け入れることは、財政的な制約があることに加えまして、他路線を運航する航空会社との間に不公平感が生じ、本県の国際航空ネットワークの安定的な維持に支障を及ぼす可能性があることから、重要な航空路線であることを踏まえても、要求を受け入れることは困難であると総合的に判断をしたところであります。

今回の運休により、観光面を初め県内経済への影響が懸念されますことから、既に他の航空会社に対する誘致活動を行っておりますが、できる限り早期に直行便が復活するよう、引き続き全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。また、昨日も外国人宿泊客数についての御議論がございました。海外における本県の認知度を高め、渡航先として強く求められるような、そういう努力も重要であると考えております。

○渡辺 創議員 わかりました。香港航空は残念なことでありましたけれども、宮崎—香港の間には当然需要があるわけですし、宮崎県にとっても大きな財産になるのであれば、キャセイとかキャセイドラゴンとか、そういう香港系のエアラインなのか、それ以外にも選択肢があるのかちょっとわかりませんが、再度、早期に路線開設ができるように頑張っていた

きたいと思っております。

次に、バスネットワークについてお伺いをいたしますが、この分野については、関連質問として太田議員にバトンを渡したいと思っておりますので、議長のほうでお取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

○蓬原正三議長 通告がありますので、関連質問を許します。

なお、発言時間は主質問者の質問時間の範囲内となります。太田清海議員。

○太田清海議員 それでは、1問だけ質問をさせていただきます。

質問の要旨は、延岡—宮崎間で運行されていた高速バス「ひむか」が、10月1日のダイヤ改正で減便されるということを知りました。

ダイヤ改正の主な変更点と減便の理由について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 高速バス「ひむか」でございますが、東九州自動車道宮崎—延岡間の開通を契機に、宮崎交通とJR九州バスが共同で運行を開始したものであります。今回のダイヤ改正によりまして、宮崎交通の単独運行となり、1日の便数が5往復から3往復へと減便され、また、これに伴い、出発時間や停車するバス停等の見直しが行われることになっております。

減便の理由といたしましては、他の公共交通機関との競合等から利用が低迷していること、また、運行開始以来、路線収支の赤字が続いていることに加え、運転士の確保が困難になったこと等によるものと伺っております。

なお、運行を継続する宮崎交通におきましては、10月以降、バス車内でのフリーWi-Fiの導入や、お得な回数券を発売するキャンペーンを実施するなど、利便性の向上を図ることに

なっております、県といたしましても、事業者や関係自治体と連携し、利用促進に努めてまいりたいと考えております。

○太田晴海議員 答弁を聞いておりますと、1点目は、この高速バス「ひむか」は、JR九州バスが撤退するため、宮崎交通の単独運行になったということ。

2点目は、路線の赤字、運転手の確保が困難であったため、往復5便であったものが3便となったようです。また、宮交さん自身も割安の回数券を発行するなど、努力をされているということはわかりました。

感想を言いますと、後で理由は述べますけれども、実にもったいない。公共交通機関として、撤退しようとするJR九州バスにはもう一踏ん張りしてもらいたかったなと思っております。

「乗って残そう」という思いで、私は6月議会のときにも申し上げたように、県議会に来るときにはこの高速バスを利用し、自宅に帰るときはJR列車をというふうに乗分け、切りかえたばかりでありました。そういう思いから、実にもったいないということではありますが、10月1日から減便されるこの朝6時台のバス、昨日は実は20名乗っておられました。私の感覚では、次第にふえているのではないかという感じを持ちまして、あとはPRの問題という思いです。

それで、あと3つのことを訴えて終わりにしたいと思います。

1点目、この朝6時台のバス。宮崎大学附属病院に行くために乗っている人もいます。見ていると、弱々しい御主人の通院のために、奥さんもかいがいしく付き添いをしておられる。車に乗れず、早く病院に行きたい。バスが一番ア

クセスがいいからとして乗っている患者さんたちです。こういう人たちの思いをどうするのか。

2点目、このような減便をする前に、本当なら利用者のアンケートをとったらいと思います。私も停留所で待っていると、いろいろな人から「こうしたらいいのにね」と利用促進のための建設的な意見もよく聞きます。

3点目、県立病院を含む延岡・日向あたり大きな病院と連携して、宮崎大学附属病院へのバス利用の促進をPR、営業されたらよかったですのではないかな、もっとふえるのではないかなと感じておりました。

この6時台の減便のバスの復活を、私は今後とも望みたいと思っております。これは地方創生のためでもあると思うんですね。という思いを述べさせていただいて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○渡辺 創議員 それでは、次に移りたいと思います。外山副議長や日高博之議員を初め、元高校野球球児の方々もたくさん議場にいらっしゃるので、ちょっとはばかれますが、ことしの高校野球は、夏の大会100回目ということもあり、また心に残るドラマにもあふれ、近年まれに見る盛り上がりを見せました。その余韻冷めやらぬうちに、宮崎で「BFA U18アジア野球選手権」が、9月3日から雨天順延で1日延びて10日まで、宮崎市内のサンマリンスタージアムとアイビススタジアムで開催されました。スポーツランドみやぎきの価値を高める取り組みになったと思いますが、今大会誘致の経緯を商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県では、国際水準のスポーツの聖地みやぎきへの進化を目指し、市町村や関係団体と連携し、国際大会

の誘致・開催に積極的に取り組んでいるところ
であります。

「BFA U18アジア野球選手権大会」は、ア
ジアンナンバーワンを目指し、18歳以下のアジア
各国・地域の代表選手が競う大会であり、特
に、お話にもありましたように、今回は第100回
全国高等学校野球選手権記念大会が注目を集
め、そこで活躍した選手が代表に選ばれること
が想定されておりました。このため、地元放送
局を中心に、県、宮崎市、関係団体が連携のも
と、アジア野球連盟等に対して誘致を行ってき
たところでございます。

こうした中、これまでの侍ジャパンやプロ野
球キャンプの受け入れ、各種大会の開催実績等
が評価された結果、本年2月に、本県での開催
が決定したところでございます。

○渡辺 創議員 特に開幕前の8月31日でした
けれども、サンマリスタジアムであった宮崎
県選抜チームとの壮行試合では、きら星のよう
な日本代表チームを相手に宮崎県選抜チームも
2対4と健闘し、出場した球児だけでなく、
県内の数多くの高校野球関係者・球児にとっ
ても、自信につながる結果ではなかったかと思
うところです。その点でも大きな意義のある大
会だったと思いますが、大会開催の効果につ
いて、開幕戦で始球式も務められた河野知事
にお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 今大会、九州で初めて
の開催となりました。7つの国と地域から、200
名を超える選手、スタッフが参加していただ
いたわけです。先ほど御議論がありました香
港も含めて、直行便が飛んでおります韓国、
台湾からも参加。これも意義あることだとい
うふうに考えております。また今回、日本代
表が連覇を逃したことは大変残念に思ってお
ります

が、この夏の甲子園を熱く沸かせ、そして、こ
のドラフト候補とも目されるすばらしい選手
の皆さんが参加されたことにより注目が高まり、
8日間に及ぶ大会期間中と直前の壮行試合で、
県内外から述べ3万8,000人を超える観客が訪
れるなど、大変盛り上がったところであります。

宿泊や飲食といった直接的な経済効果はもち
ろんのこと、大会の様子がテレビや新聞等で全
国に連日報道され、さらには参加各国のメ
ディアも訪れるなど、情報発信効果も大変大き
なものであります。これに加えて、今御指摘が
ありましたように、県高校選抜との壮行試合に
は、県内各地から数多くの高校球児が参加し、
この年代トップクラスの日本代表の選手とブ
レーをした貴重な経験を得られたものと思
っております。これまで、侍ジャパンや多くの
プロ野球キャンプの受け入れに加えて、世界
女子野球でありますとか名球会の東西大会、
6大学のオールスター戦など数々の主要な大
会を開催し、野球というカテゴリーにおいて、
本県が確固たる地位を築いてきたのではない
かと、改めて手応えを感じているところで
あります。

今後とも、野球も含め、さまざまな国際大
会の誘致・開催に積極的に取り組み、国際水
準のスポーツの聖地みやざきへの進化へつな
げてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。韓
国、台湾に苦杯をなめた日本チームでしたが、
3位は獲得したということで、来年の世界大
会への出場権にはつながったということであ
りましたので、一安心ということかと思
います。宮崎県としても、今回の大会の経験
を、ぜひ今後さらに生かしていただきたい
と思います。

次に、土呂久公害の教訓を次世代に引き継
ぐ事業についてお伺いします。

土呂久公害とは、説明を必要としないとは思いますが、高千穂町の標高400メートルから750メートルという急峻な山肌を開いた集落にあった旧土呂久鉱山で、農薬や毒薬の原料となる亜ヒ酸が製造され、水や土壌の汚染によって、周辺住民や鉱山労働者に慢性ヒ素中毒が広がった公害です。地元の小学校教諭の研究報告から、被害の告発、知事あっせん、裁判闘争、同時に広がった支援運動、最高裁での和解。その後も、その知見を生かして、バングラデシュなど世界各地でヒ素汚染との戦いを続けるNGOの活動にもつながっていています。

県は昨年度から、この土呂久公害の教訓を次世代に引き継ぐために多面的な事業を展開していますが、これまでの取り組みをどう総括しているか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 土呂久公害につきましては、県では、長年にわたり実施しております住民健康観察の膨大な検診データにつきまして、平成28年度から電子化やデータベース化しているところであります。

また、平成29年度からは、「土呂久公害の教訓を次世代に引き継ぐための環境教育推進事業」において、土呂久公害を題材とした環境教育用DVDの作成、講演会、図書館等でのパネル展などを行っているところです。

これらの取り組みにより、受診者の疾病を早期発見、早期治療するための体制強化が図られるとともに、土呂久公害の歴史等を次世代に引き継ぐための足がかりができたところであります。

さらに、高千穂町、医療関係者、大学等だけではなく、認定患者の方々やNPO法人アジア砒素ネットワークの方々からも協力を得て、相互に連携する体制を構築できたと考えておりま

す。

○渡辺 創議員 失礼しました。私、先ほど昨年度からと言いましたが、一昨年度からということで、大変失礼をいたしました。

8月26日には、被害の実態を最初に告発した元小学校教諭が約30年ぶりに県の講演会でお話をされるなど、関係者の思いと、行政の思いが、長い時間をかけて次第に同じ方向に向かおうとしているのかなという印象も持てないわけではありません。

今後、この教訓を将来に引き継ぐという視点での事業展開が不可欠だと考えますが、今後の展開について環境森林部長はどのようにお考えでしょうか。

○環境森林部長（甲斐正文君） 土呂久公害は、問題提起からほぼ半世紀が経過し、認定患者等も高齢化していることから、歴史の風化を防ぎ、この教訓を次世代に継承することが必要であると考えております。

このため県では、環境を大切にする意識を育むため、DVDや小学生向け副読パンフレットを活用した啓発活動を行うとともに、土呂久地域の活性化につながるよう、地区住民と県内外の大学生との交流を始めているところです。

また、認定患者の「私たちと同じ苦しみを繰り返さないで」という思いに応えるため、検診結果の大学への提供を通して、ヒ素汚染対策に取り組んでいるアジア諸国への国際貢献に寄与してまいりたいと考えております。

今後とも、この教訓を生かして、県民が安心して生活できる環境を未来に残せるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 先日、会派で新潟県を訪ねて、新潟水俣病に関する県立の資料館を視察してまいりました。開設時からの館長さんに丁寧

に御対応をいただいて、住民・関係者それぞれが、一筋縄では整理し切れない心情を抱えている中で、いかにして教訓を引き継いでいくための合意形成をしていくのかということ、その難しさについても学んできたところです。まずは地道な取り組みで、引き継ぐことの価値をみんなで共有できるようになっていくところから始まっていくのかなという印象を持ちましたので、県には今後も継続的な取り組みをお願いしたいと思います。

次に、世界農業遺産、日本農業遺産についてお伺いします。

高千穂郷・椎葉山地域の世界農業遺産、ジオサイトの認定から間もなく3年となります。5年間のアクションプランの折り返しの時期も迎え、いろんな機関からの取り組み状況へのチェック等も迎える時期にあると思いますが、これまでの取り組みの評価と今後の方向性を、知事にお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 世界農業遺産につきましては、「活かす」「育てる」「繋げる」という3つの視点で、神楽等の伝統文化や農産物などの魅力発信に努めております。また、中・高生を対象としました教育プログラム「G I A H S アカデミー」の開催や、九州の他の認定地域と連携した「中学生サミット」など、将来、地域を支える人材育成などにも取り組んでいるところであります。

これらの取り組みにより、例えば椎葉村の焼き畑など注目度が高まり、より地域の活動も活発化している、そのような例もあります。地域の価値を再認識し、自信と誇りの醸成が図られますとともに、世界農業遺産という世界ブランドを背景としまして、農泊を初め、宿泊者数が増加するなど、一定の効果が出てきていると考

えているところであります。

今後は、日本国内における認定地域との連携も踏まえながら、国内外のさらなる認知度向上に向けまして、地域の魅力発信に一層努めますとともに、地域を周遊する旅行商品の開発や、特産品等のブランド化など、地域がさらに輝き、元気になれるような取り組みというものを、地元自治体と一体となって取り組んでまいります。

○渡辺 創議員 F A Oの世界農業遺産とは別に、農水省が進める「日本農業遺産」というのがあると思います。県内の取り組み状況について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 本県における、日本農業遺産に向けた取り組みにつきましては、冬の風物詩であります、宮崎市の「日本一の干し大根と大根やぐら」、そして、400年前から続く海の資源に配慮した、日南市の伝統的な「カツオの一本釣り漁業」の2つの取り組みが行われてきたところであります。

この2つの地域におきましては、地元協議会を中心に、シンポジウムやPRイベント等によりまして、市民への機運醸成を図りながら、認定に向け、地域一体となった取り組みが行われてきたところでありますが、残念ながら、両地域とも2次審査に進むことはできなかったところであります。

しかしながら、このような取り組みは、地域のさまざまな価値が地域住民に認知され、地元の伝統文化等を見直すよい機会になったと考えておりますので、県といたしましては、今後とも、日本農業遺産への取り組みを積極的に支援してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 県内で取り組んでいた2カ所が2次審査に進めなかったというのは、ちょっ

と残念かなという思いがあります。もともと世界農業遺産は、どちらかというところ発展途上国を対象にしたプログラムというか、中身になっているので、なかなか日本では厳しいというのがある。基本的な趣旨は一緒だけれども、国のほうで日本農業遺産をまずは目指して、その中から、世界農業遺産という流れも考えている仕組みだと理解をしています。そういう意味では、日本農業遺産も世界農業遺産も、自然の多様性を大切にしながら、人間社会の開発と自然環境の共存をなし遂げてきた人間の営みみたいなものを評価する趣旨のものだと理解をしています。宮崎県にとってはいずれも、宮崎の多様性であったり、多様性を生かした農業をしているという価値を高めるという意味では、非常に重要な取り組みかなと思いますので、今後、いかにしてそういう観点で取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いしたいと思います。

○農政水産部長（中田哲朗君） 世界農業遺産や日本農業遺産に認定されるということは、その地域で営まれている農業や伝統文化などが、将来に受け継がれるべき価値を持っていると認められるということであると考えております。

このことは、地域住民の自信や誇りを創出するだけでなく、特産品のブランド化や観光誘客などにつなげることで、農林水産業の振興、ひいては地域活性化に大きな効果があると考えております。

このため、県としましては、今後とも、市町村等が行う地域資源の掘り起こしや磨き上げなど、世界農業遺産等の取り組みを支援し、地域の活性化に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 今、御答弁にもありましたけれども、価値の再確認というか、再認識という

か、自分たちが守ってきたものが、平凡なものではなくて、それがとても大きな意義を持つものだというところを、まずは県民が確認できるというところから、多分この取り組みは始まるんだらうという気がしますので、また引き続きよろしくお伺いしたいと思います。

次に、住宅の耐震化についてお伺いします。8月に、神戸市にある、阪神淡路大震災の際の、被害を検証する防災センターを訪問しました。そこでは、いろんな資料を見られるのと同時に、被災者の方の講話等も伺うことができました。

かなり高齢者の男性の方でしたが、家は潰れたけれども、柱と色々な家具とのすき間で、御夫婦が助かったという話を伺いました。それを聞きながら、改めて、耐震化を進めることが命を守ることに直結するという意識を持ったところです。そこでまず、本県の住宅の耐震化の現状を県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 「宮崎県建築物耐震改修促進計画」では、平成32年度における県全体の住宅の耐震化率を90%まで高めることを目標としているところであります。

これに対し、平成26年度末時点の耐震化率は、5年に一度の「住宅・土地統計調査」の結果をもとに、約77%と推計しております。

目標達成には、建てかえによる耐震性の改善を考慮しても、今なお数多くの住宅で、耐震化の工事が必要であると考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。県は、木造住宅耐震化の補助事業を実施していますが、その補助事業の実績と課題を県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 国や市町村と連携しております木造住宅耐震化の補助事業

につきましては、平成17年度に耐震診断の補助制度を創設して以降、平成24年度に耐震改修工事に対する補助を、平成27年度には耐震改修設計に対する補助を追加するなど、順次、制度拡充を行ってきたところであります。

平成29年度までの主な補助事業の実績は、耐震診断が1,472件、耐震改修工事が226件となっております。

課題といたしましては、より一層多くの県民の方々に、まずは耐震診断を行っていただく必要があること、さらに、耐震診断を行い、改修が必要と判定されたにもかかわらず、改修工事に至っていない方々が多くおられることであると考えております。

○渡辺 創議員 今の答弁の中にもありましたけれども、耐震診断を受けるのが1,472件で、いろいろ勉強させていただくと、診断を受けたものは、ほぼ100%近く改修が必要ですよという結果が出るという話ですから、1,472を母数として、改修されているのが226と考えると、15%ぐらいしか実際の工事には至っていないというのが現状かと思えます。この部分に、大きな壁というか、前に進めない段階があるというのが課題になっているんだと思いますが、この課題をどう取り払って、改修工事につなげていくために、県としてはどのような取り組みを行っているのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 耐震診断を行い、改修が必要と判定されたにもかかわらず、改修工事に至らない要因としましては、工事に伴う生活面の制約や費用負担に対する不安が考えられます。

このため、専門的知識を有する「木造住宅耐震診断士」が無料で戸別訪問を行い、工事の進め方などを説明するほか、経済的負担をより軽

減できるよう、低コストで簡便な改修工法を普及するため、工事を行う工務店等を対象に講習会を行っているところであります。

今後とも、このような取り組みに加え、市町村や自治会、関係団体等に対する耐震化の協力要請や意見交換を継続するほか、職員が各地に出向いて、耐震化の必要性や補助事業を周知する出前講座を、「宮崎県防災士ネットワーク」と連携して展開するなど、木造住宅の耐震化を、より一層推進してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 今、いろいろ話を伺っていると、市町村から、事業規模は大体ことしはこのぐらいと行って上がってきて、県は取りまとめて事業化するようですけども、実際に実施されている市町村の工事というのは、最初に考えている額よりも少なく、枠が余っているという言い方はちょっとおかしいかもしれませんが、そのような実態だと聞いていますので、その利用促進が進むことも重要な要素かと思えますので、また引き続き御努力いただきたいと思えます。

それでは、防災関連でもう一つお伺いしたいと思います。ことし3月に、県とMRT宮崎放送がタイアップした減災プロジェクトというのが展開されていきました。テレビ局と県がタイアップして防災、減災の意識向上を図るのは珍しい取り組みかなと、少なくとも県内では珍しいものかなという印象を持ちましたが、その狙いと効果について、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（田中保通君） 3月の防災啓発事業は、東日本大震災を教訓としまして、集中的に啓発活動を行うもので、特に、災害から命を守るための「耐震化」「早期避難」「備

蓄」の3つの減災行動について重点的に取り組んでおります。

その具体的内容につきましては、例年、企画コンペを行いまして、提案があった中から、より啓発効果の高い企画を採用しております。

ことし3月のメディアとタイアップしました啓発事業では、テレビ・ラジオのCM、ポスターなどにアナウンサーを起用することで、親しみやすさを演出し、県民に浸透することを狙いといたしました。

また、CMの放送回数をふやすとともに、特別番組を放送することで、より多くの県民の目に触れ、防災について考えていただく機会をつくることのできたのではないかと考えております。

○渡辺 創議員 ふだんテレビでよく目にするというか、拝見するアナウンサーの方等がたくさん登場して、県民に語りかけるような形でというのは、かた苦しくない印象でもありますし、そういう意味で、新しい印象のするキャンペーンだったと感じています。こういう取り組みが、今後のいろんな浸透を考えると重要となってくるのかなという気がしておりますけれども、今後、こういう狙いでの展開というのは引き続き行われていくのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 県民が減災行動について理解を深め、実際の行動につなげていただくためには、議員御指摘のとおり、余りかた苦しくなく、そして自分のこととしてしっかりと受けとめていただける、そのような啓発が必要であると考えております。

また、防災意識が余り高くないと言われる若年層へ減災行動の重要性を伝えるためには、民間のノウハウを活用しながら、テレビ、ラジオ

などの既存の媒体に加え、SNSを含めたさまざまな媒体を活用する必要があります。

防災は、とても身近で日常的なものであること、簡単に取り組めること、家族や友人、地域の人々を助けることができる大切な取り組みであることなどを、わかりやすく、かつ、切実感を持って伝えられるよう、啓発手法や内容の工夫・改善に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 このキャンペーンの中でつくられたCMのような短い動画みたいなものは、今も楠並木チャンネル等でも見られるようになっていて、上手に活用されているのかな——楠並木チャンネルを見る限りでは、アクセス数はそれほどない状況でありましたけれども——と思いました。

ただ、ちょっと残念に思ったのが、このキャンペーンの取り組みの中で、1時間程度の特別番組みたいなものをつくられているはずですが、それは、一度テレビでは放送されているわけですが、県費100%でつくった番組であるのに、そのとき一旦流されたら、その後は見る機会がない、二次利用の権限がこの番組については県の方にない——肖像権の関係等々あったのかもかもしれませんが——ということでした。いろんなスポンサーの方々や相乗りの番組はともかくとして、100%県が支出している番組の二次利用については、もう少し意識を持たないと、県費を投入していることの意義というのも出てくるかと思えます。

今まで広報戦略の中でも同じ趣旨のことは申してきておりますので、危機管理局に聞くこととはちょっと違うかもしれませんが、改めて広報戦略等とも話をしていきたいと思っておりますが、きょうは指摘にとどめたいと思っております。

す。

次に、特殊詐欺について警察本部長にお伺いをいたします。

当初、オレオレ詐欺とか振り込め詐欺とか、いろいろ言われることの多かったこの種の犯罪は、1990年代の後半ぐらいから散見されるようになってきて、2000年代の前半に大きな広がりを見せたかと思えます。ちょっと調べてみると、警察庁がオレオレ詐欺と正式に命名したのは2004年ということのようではありますが、そのころから国民の間でも、その種の犯罪についての認識が広がり始めたのだと思っています。名称はさまざまな変遷をたどりましたが、今は特殊詐欺という言い方になっていますけれども、県内の状況と被害の傾向についてお伺いしたいと思います。

○警察本部長（郷治知道君） 特殊詐欺の過去3年間の認知状況につきましては、全国平均が認知件数約1万5,000件、被害額約428億円ですが、本県におきましては、平均が認知件数37件、被害額1億3,821万円です。

また、本年8月末現在、認知件数13件、被害額1,261万円で、昨年と同時期と比較して大幅に減少しております。

本県における犯行手口としましては、被害額が比較的大きくなる傾向のあるもののうち、架空請求詐欺が平成27年と本年に多発しており、また、オレオレ詐欺が昨年多発したものの、本年は減少しております。

現金等の犯人に対する交付形態としましては、金融機関での振り込みが主となっております。

○渡辺 創議員 今伺った実態を考えると、よく宮崎県は、全国の100分の1というような言われ方をしますが、その水準よりも特殊詐欺につ

いての被害状況がずっと低いということのようです。悪い人が都会にいて、例えば振り込ませてとか、受け取りに来ても遠いということなど、いろいろな要素もあるのかもしれませんが、宮崎県は全国に比べて被害が小さいということですが、高齢者で被害に遭った方々にとっては、その後の生活の先行きや行く末を大きく左右するような事件となっているわけですので、県警察としてどのような抑止対策をとっているのか、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（郷治知道君） 警察では、巧妙化する特殊詐欺から高齢者を守ることに重点を置きまして、犯人からの電話をとらせないための対策、犯人にだまされないための対策、被害を水際で阻止するための対策を推進しております。

具体的には、犯人からの電話をとらせない対策としまして、自動録音機の貸し出しや優良防犯電話の普及など、犯人にだまされない対策としまして、広報大使によるメディアを活用した広報啓発、防犯メールやコールセンター事業などによる犯行手口や予兆電話の多発地域に関する広報啓発など、被害を水際で阻止するための対策としまして、金融機関、宅配業者、コンビニエンスストア等との連携などを行っております。

今後も引き続き、抑止と検挙の両面で対策を講じてまいります。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。引き続きの対策をよろしくお願いいたします。

質問としては最後のテーマとしたいと思います。18歳の投票権、始まって一定の時間がたちました。これまでに参議院選挙であるとか、衆議院選挙とか、そういう形での投票の機会と

というのはあって、それに合わせて、例えば高校生や若者向けにも、いろんな啓発であったりとか主権者教育の機会が提供されてきたわけです。12月には知事選挙もありますが、来年の春には統一地方選挙があります。例えば県であるとか、住んでいる市町村とか、国政選挙とは違う観点で、住民、有権者にとって自分のかかわりがもっと深い自治体での選挙というのは初めて今度経験するわけです。その意味では、今までのオーソドックスな主権者教育や若年層への選挙啓発だけではなくて、身近な自治体の選挙であるということに力点を置いた啓発であったり、教育というのにも必要になってくるかと考えるところなんです。現状として、そういう意識があるかないかも含めてわかりませんが、そういう観点に立った上で、今現在どのように取り組んでいるのか、または今後どう取り組んでいくのかということ、教育長と選挙管理委員長にお伺いしたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 県教育委員会といたしましては、全ての県立学校において、主権者教育の企画・立案を行う職員を推進リーダーに任命し、年間指導計画の作成や指導の充実に向けた研修会を行うなど、主権者教育の充実や投票意欲の高揚に努めてまいっております。

18歳選挙権導入後、初めてとなる来年度の統一地方選挙は、これからの地域の将来を担う高校生にとって、身近な地域の課題を考え、自分なりの基準で判断する絶好の機会であります。

選挙公報を活用した「ディベート」や「模擬選挙」など、より実践的な活動を取り入れるなどして、生徒の主権者意識の高揚に向け、各学校が積極的に取り組むよう指導してまいりたいと考えております。

○選挙管理委員長（吉瀬和明君） 選挙権年齢

引き下げから初めての統一地方選挙を控えまして、若者の主権者意識の向上を図ることはますます重要だと考えております。県選挙管理委員会といたしましては、市町村選挙管理委員会や教育委員会など、関係機関と連携しまして、若者による意見発表会「わけもんの主張」などの啓発事業によりまして、若者の政治や選挙への関心を深めるための主権者教育にも取り組んでいるところでございます。

また、今年度は新たに、若者を対象としたワークショップ「ボーダーズゼミ」を開催しまして、その中で「身近な課題への地方政治の関わり方」を講義のカリキュラムに取り入れるなど、地方政治への意識向上にも取り組んでいるところでございます。

さらに、選挙に際しましては、学生を活用した大学構内での啓発やSNSなどのメディアを利用し、若者を対象とした啓発にも力を注いでいく予定でございます。

これらの取り組みによって、若者が主権者として地域社会に参加する重要性を実感してもらい、投票率の向上につなげてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 代表質問でございましたので、多岐にわたる質問をしてみました。今回思いとして込めて共通しているのは、いろんな政策がきちんと県から情報公開、情報発信がなされ、そして、県民からの検証に耐え得る施策になっているのかということ、これを大事に考えていかなければならないという思いで、代表質問に臨ませていただきました。3期目への出馬を表明されている河野知事には、ぜひその点を御意識いただいて、今後歩んでいただきたいと思っております。

リゾート構想に関する当時の行政文書に現時

点でアクセスできる状況にないというのは、非常に残念で、極めて大きな県のプロジェクト——誰もが忘れていたような話ではなく、歴史の1ページの話ではなく、まだ生々しい話のような気がしております——にアクセスできないという状況は、やはり残念ではありましたが、今後はこのような事態がないように、ぜひ方策をポジティブに考えていただければいいと思っております。

さらに、県体育館に関する宮崎市とのやりとりに関しては、最後にちょっと余計なことを一言申せば、先ほどの答弁の中で、8月上旬に戸敷市長が知事を訪問されてお会いになったということになっています。けれども、新聞に掲載されている8月前半の知事動静を確認しましたが、知事と戸敷市長がお会いになったという記録を発見することはできませんでした。私なりにこの日かなと思う日の動静を見てみましたが、他市町村からの陳情や要望、それから各種団体からの要請は公表されていて明らかになっているのに、戸敷市長との面談は出ていません。

知事動静というのは、国政における首相動静と同じで、県のトップがどういう方々や団体と会っているのかということ自体が住民にとっては極めて重要な情報であるはずで、だからこそ、報道される価値があると思っています。県のトップと県庁所在地の市長が県庁内で会うということに、隠さなければならないような理由があるとは私は思いませんので、個人的には理解に苦しむところです。

2期目の政策集の中で「積極的な情報公開」をうたい、「歴史を風化させない責任ある県政」をうたっているから、どうか今回の質問に込めた思いをお酌み取りいた

だき、3期目を目指す歩みを考えていただければと思っております。若造が大変生意気なことを申し上げたかもしれませんが、代表質問ということで御容赦いただき、質問の全てを終わりたいと思います。ありがとうございました。

(拍手)

○**蓬原正三議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時36分休憩

午後1時0分開議

○**蓬原正三議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、公明党宮崎県議団、新見昌安議員。

○**新見昌安議員**〔登壇〕(拍手) 公明党宮崎県議団を代表し、通告に従い、順次代表質問を行います。知事を初めとして、関係各部長、教育長、警察本部長に答弁をお願いいたします。

初めに、イクボス宣言のその後について知事に伺います。

そもそもイクボスとは、「男女ともに働きやすい職場環境を整備するために」と、群馬県がつくった造語であります。群馬県が示したイクボスの定義が、そのまま全国に広まっております。そして、イクボス宣言は、部下、職員がワーク・ライフ・バランスを保ちながら安心して子育てに取り組めるような環境をつくると、「公に宣言する」ことであります。

イクボスという言葉をつくったのは群馬県ですが、初めてイクボス宣言をしたのは、平成26年11月、大阪府堺市の竹山修身市長、都道府県知事として初めてイクボス宣言したのは、平成27年1月、広島県の湯崎英彦知事でありました。都道府県で見れば、今は全ての都道府県が

宣言しており、イクボスプロジェクトを推進しているNPO法人「ファザーリング・ジャパン」のホームページを見ると、多くの地方自治体、企業がイクボス宣言をしております。働きやすい職場環境はできつつあります。

しかし、男性も女性も、ともに働きやすい環境をつくるには、職場における真の理解が大きな鍵となります。上司が無理解であれば、その周囲の理解も深まらない。ボスにイクボスとしての意識づけを図り、イクボス宣言をしっかりと部下・職員に浸透させ、職場の雰囲気を変えていく。そのためにも、繰り返し繰り返し啓発し続けることが大事だと考えます。そこでまずは、イクボス宣言後の県庁内における具体的な取り組みと、その効果をどのように認識されているのか伺います。

壇上からの質問は以上とし、残りは質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。イクボス宣言の取り組みとその効果についてであります。

この宣言は、結婚・出産・子育てなどに希望が持てる、暮らしの豊かさ日本一の「みやぎ」の実現のため、県庁から意識を変えたいという私の思いを示したものであります。

これまでの主な取り組みとしましては、女性職員の子育てなどに関する相談窓口の設置や、職員が働きやすい勤務を選択できる「育児のための早出遅出勤務」の導入、また育児休業の取得から職場復帰までの計画づくりの支援等を実施するとともに、「子育て応援ハンドブック」を活用して、これらの取り組みの周知に努めております。

その結果、女性職員のみならず男性職員につきましても、子育て支援制度への理解が進み、

例えば男性の育児休業の取得率は、平成27年に2.9%であったものが、昨年は8.5%に上昇するなど、変化の兆しがあらわれておりまして、「仕事と家庭の両立」の意識が広く浸透しつつある、と考えております。

今後とも、県庁が率先して子育て世代が働きやすい職場づくりを推進することによりまして、庁内だけでなく、県全体における「仕事と家庭の両立」の意識の定着につなげてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○新見昌安議員 ありがとうございます。引き続き知事に伺います。

神奈川県では、毎年1月9日と、毎月19日をイクボスデーと設定して、知事や幹部職員が定期的にメッセージを発信するなど、一過性のもとならないような取り組みをしております。大変有意義だと考えております。鳥取県でも同様に、毎月19日を「イクボス・ファミボスの日」と設定しているようであります。本県でも何らかの形で継続性を持たせるような取り組みをすべきじゃないかと考えるところでありますが、知事の見解を伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 議員御指摘のとおり、イクボス宣言が一過性の取り組みとならないよう、継続性を持たせていくことは大変重要であると考えております。

このため県では、私を初めとする幹部職員が、毎週水曜日に庁内放送で定時退庁を呼びかけております。一緒にイクボス宣言をした県内各市町村長においても、職員の休暇取得促進や各種の啓発事業の実施などに取り組んでいただいているところであります。

また、平成24年度から毎月19日を「育児の日」として、官民一体となって、子供・子育て

について考えてもらう取り組みも進めてまいりました。また、若手知事で構成をされます将来世代応援知事同盟におきましては、特に、年間の中でも11月19日を「いい育児の日」ということで記念日登録されており、また、それに合わせて、さまざまな啓発に取り組んでいるところであります。

今後とも、企業等にも積極的に働きかけを行うとともに、私自身も「イクボス」として、充実した仕事と私生活も楽しみながら、本県で働く全ての人にとって仕事と家庭が両立をし、心豊かに子育てができるよう、この取り組みを広げてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 「まず隗より始めよ」「率先垂範」、これからも知事が常に意識改革の先頭に立って、性別を問わず、働きやすい職場づくりを推し進めていただきたいと思います。要望をしておきます。

ところで、昨年4月、県警察におきましても、当時の野口本部長以下幹部職員、全警察署長57人がイクボス宣言をしております。毎年10人前後の新しい署長が誕生するなど、入れかわりの激しい組織ではありますが、イクボス宣言後の県警察における取り組み状況とその効果について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（郷治知道君） 県警察では、幹部職員の意識改革とリーダーシップのもと、「仕事と家庭の両立」を図るため、昨年4月にイクボス宣言を行い、その後、今年度当初の警察署長会議におきまして、各署の取り組みについて情報共有するなど、意識改革を進めております。

これまでの主な取り組みにつきましては、休暇取得の促進を図っており、平成29年中の年次休暇の平均取得日数は13.1日で、前年比2日以

上延びております。

また、職員の育児や介護等を支援するため、緊急の対応等が少なく、計画的に業務を進められることから、定時退庁等を比較的しやすい係を「両立支援ポスト」に指定しまして、必要性の高い職員を配置することなどに取り組んでまいりまして、引き続き、着実かつ積極的に進めてまいります。

○新見昌安議員 「両立支援ポスト」、初めて聞いたところではありますが、何となく「閑職」のイメージがありますけれども、あくまでも必要があるときだけの配置、このようにとどめて、意欲の減退につながらないようにしていただきたいと思います。

次は、安全で安心な情報収集・活用について何点か伺いたいと思います。

まずは、県庁ホームページのバリアフリー化に関してであります。

高齢者や、色覚、視覚などに障がいのある人が、自分に合った方法でホームページを利用できるように、行政としてホームページをバリアフリー化することは、災害情報などを速やかに伝える上でも大事であります。これは、ウェブアクセシビリティと呼ばれる取り組みですが、平成28年4月に施行された障害者差別解消法においても、「ウェブアクセシビリティの向上は、障がい者へのいわゆる「合理的な配慮」に基づく環境整備を推進する上で重要」とされております。

総務省は一昨年、ホームページのバリアフリー化に関する講習会を全国各地で開催し、ホームページの閲覧のしやすさを、JIS（日本工業規格）の定めるウェブアクセシビリティの基準で最高レベルの「AAA」の次に当たる、「AA」を目標に整備するよう求めて

おります。

そのような中、本県では、「宮崎県ホームページウェブアクセシビリティ方針」を策定し、来年3月31日までに適合レベルの「AA」に準拠することを目標に取り組んでいるようでもあります。

以上を踏まえ、総合政策部長に伺いたいと思います。要するに、ホームページウェブアクセシビリティ方針で目標としているレベルの「AA」、これを達成することによって、利用者にはどのような恩恵があるのか、わかりやすく示していただきたいと思います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） お話にありましたように、本県では、ホームページのバリアフリー化を進めるため、平成26年に「宮崎県ホームページウェブアクセシビリティ方針」を定め、県の公式ホームページについて、JIS規格に定めるAA達成に向けた取り組みを進めているところであります。

AAでは、例えば、文字をくっきりと見やすくするために文字と背景の明暗をはっきりさせることや、文字を200%まで拡大できることなどが求められており、このレベルの達成により、高齢者や障がい者などが、必要な情報をこれまで以上にスムーズに得ることができるようになるものと考えております。

○新見昌安議員 同じく同方針には「AAA」の達成基準にも一部準拠する旨、記載されておりますけれども、適合レベルの最高位である「AAA」の達成を目標にすることについてはどのように考えているのか、同じく総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） AAAの項目の中には、例えば、中学生レベルの読解力を超える内容がある場合には、全ての項目について

別のページを用意し、理解できるように配慮しなければならないなど、対応が難しい項目が多く含まれておりますことから、国が定める「みんなの公共サイト運用ガイドライン」において、公的機関はAAの達成が目標とされているところであります。

このため、本県といたしましては、まず県の公式ホームページについて、本年度末までにAAを達成した上で、県の公式ホームページ以外の県が管理するホームページについて、AA達成に向けた取り組みを進めながら、AAAの項目のうち可能なものについては対応していきたいと考えております。

○新見昌安議員 まずは、今年度末までの目標としている県の公式ホームページの「AA」達成に向けて、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

引き続きホームページに関して伺います。常時暗号化についてであります。

サイバー攻撃対策を担う内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）は、本年7月25日、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準（2018年度版）」を決定して、中央省庁や地方自治体などの行政機関の全てのウェブサイト常時暗号化するように義務づけております。

「常時暗号化」というのは、ログインページなど一部ではなく、サイト内の全てのページで暗号化通信を使えるようにすることであり、やりとりした情報が、インターネット通信の経路の途中で外部に漏えいするのを防ぐのが目的であります。しかしながら、国、地方を問わず、対応がおくれているようでありまして、一般財団法人「日本情報経済社会推進協会」の調査によりますと、多くの自治体は、問い合わせ

フォームなど一部のページの常時暗号化はしているものの、全ページを安全にする常時暗号化は、7月14日時点で、中央省庁は50%、都道府県は48.9%、市町村は37%にとどまっているようであります。

最近では、空港やホテル、また飲食店などで、誰でもWi-Fiに接続して通信をすることができ便利ではありますが、安全対策が施されていない無料Wi-Fiに接続し、常時暗号化されていないホームページを訪問したとき、個人情報盗まれるケースもあるようであります。しかし、常時暗号化されたホームページへの訪問であれば、通信が傍受されることはなく、その意味からも大事な取り組みじゃないかと思えます。この常時暗号化されているか、されていないかの見きわめは非常に簡単で、URLが「http」で始まっているのが常時暗号化されていないホームページ、暗号化されたものは「https」と、「安全」を意味する「secure」の頭文字が加えられております。

以上を踏まえ、本県のホームページにおける常時暗号化への対応状況と、今後どのように取り組んでいくのか、同じく総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） ホームページの利用により、利用者の個人情報などが盗み見られることを防止するため、通信の暗号化が世界的に進んでおりまして、本県においても必要な対応を進めているところであります。

この結果、県の対応状況でございますが、公式ホームページを含めて県が管理する135件のホームページのうち、約63%に当たります85件が暗号化に対応済みとなっております。

今後とも、県ホームページの社会的信用の向上のため、未対応のホームページについて、順次

暗号化への対応を進めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 グーグルが提供しているブラウザの「クローム」というのがありますが、このクロームでは、「保護されていない通信」という警告を、7月24日の更新版から出し始めております。利用者がその警告を見て、にせものじゃないかと誤認する心配もありますので、対策をスピードアップしていただきたいと要望しておきます。

次に、安全で安心な日常生活の確保について、大きく2つの項目で伺います。

1つ目は、住宅用火災警報器に関してであります。まず危機管理統括監に2点伺いたいと思えます。

住宅用火災警報器については、平成16年の消防法の改正によりまして、新築住宅については平成18年6月1日から、既存の住宅についても平成23年6月1日までに設置することが義務づけられております。これを受け私は、普及を推進する観点から、平成20年2月、21年9月、23年2月と質問したところであります。住宅用火災警報器の電池の寿命は約10年と言われております。電子部品の耐用年数も約10年と言っているメーカーもございます。初期に設置したものは、数年後にはそのピークを迎えてまいります。改めてこの設置の意味を確認する意味で、質問に取り上げました。まずは、本県における住宅用火災警報器の設置状況を確認しておきたいと思えます。

○危機管理統括監（田中保通君） 本県の住宅用火災警報器の設置状況につきましては、平成30年6月1日現在で、設置率82.2%となっております。また、全国の設置率は、81.6%となっており、本県は0.6ポイント上回っております。

す。

○**新見昌安議員** 21年9月、23年2月の議会質問で確認したときには、本県の普及率は2回の答弁とも全国のそれを大きく下回っていたことを考えれば、関係者の皆さんが普及に向け努力されたのだと感謝をいたします。

2点目に、住宅用火災警報器の交換などの周知広報と交換への働きかけはどのように行っているのか伺いたいと思います。

○**危機管理統括監(田中保通君)** 住宅用火災警報器につきましては、未設置住宅の設置率の向上と、既に設置されているものが確実に作動するよう保守していただくことが大変重要と考えております。

このため県では、消防機関の協力を得まして、立入検査時の指導や、防災訓練、救命講習等の機会を利用した、リーフレットの配布などの啓発活動に取り組んでおります。また、消防団や自治会、防災関係団体にも、住民の皆様へ直接、働きかけをしていただいております。

今後とも、住宅用火災警報器の交換等を促進するため、県の広報媒体やホームページで周知を図りますとともに、関係機関と連携した取り組みを継続してまいりたいと考えております。

○**新見昌安議員** よろしく願いしておきます。

ところで、住宅用火災警報器の交換などに係る悪質な訪問販売業者が今後ふえてくるのではないかと危惧するところではありますが、消費者行政の観点からどのように対応するのか、総合政策部長に伺います。

○**総合政策部長(日隈俊郎君)** 消費生活センター等に寄せられた、住宅用火災警報器の悪質な訪問販売等に関する相談件数は、平成27年度以降、全国で174件、本県では0件となっております。

ます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、義務化の際に設置された火災警報器の多くがこの数年のうちに交換時期を迎え、悪質な訪問販売等の被害の増加が懸念されます。

このため、県消費生活センターを中心に、市町村と連携を図りながら、ホームページ等での広報や、出前講座の実施などによる啓発、相談に取り組むことにより、悪質な訪問販売等への注意喚起を促してまいりたいと考えております。

○**新見昌安議員** 悪質な訪問販売業者の跳梁は許さない。これもしっかり取り組んでいただきたいと思います。

過去の質問では、県営住宅への設置もお願いしたところでありました。当時の県土整備部長からは、平成20年度から22年度までの3年間で設置するとしていたところを、21年度中には設置完了するという答弁をいただいたところがあります。県営住宅に設置されている住宅用火災警報器の交換などについてはどのように対応しているのか、県土整備部長に伺います。

○**県土整備部長(瀬戸長秀美君)** 県営住宅の住宅用火災警報器につきましては、解体予定で、新たな入居者の募集をしていない空き住戸等を除き、平成21年度までに順次整備を行ったところであります。今後、各住戸に設置されている火災警報器の多くが、交換の目安となる時期を迎えますので、計画的な交換に努めてまいりたいと考えております。

○**新見昌安議員** 集合住宅で発生した火災は、火元のみならず、他の入居者にも多大な被害をもたらしてしまいます。交換台数も多いとは思いますが、答弁にあるとおり、計画的に進めていただきたいと思います。

2つ目は、街路樹に関してであります。

ちょっと前のこと、市民の方から、歩道に植えてある街路樹が大きくなり過ぎて舗装が盛り上がり、歩きづらい、何とかしてくれないかという相談があつて、現場に駆けつけました。行ってみると市道の街路樹だったので、宮崎市の道路維持課に対処してもらいましたが、この相談を機に、街路樹を改めて観察してみると、根元が盛り上がって、今回のケースのように、歩道に影響を与えているもの、大きくなり過ぎて電線にまで達しているもの、さらには、不必要なまでに街路樹の間隔が狭く、どういう基準で設置されたのかと疑問が出てくるようなところもあります。そこでまず、県内の道路で県が管理している沿道の樹木について、植栽された歴史的背景とその本数並びに整備方針について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 沿道への植栽に関する歴史的背景としましては、宮崎交通の初代社長、故岩切章太郎氏が、観光客の方々に宮崎の沿道景観を楽しんでもらうため、昭和12年ごろに日南海岸の堀切峠周辺に山桜やフェニックスを植栽されたことから始まったと伺っております。

その後、県におきましては、昭和34年から「全県公園化構想」の取り組みを開始するとともに、昭和44年には、全国に先駆けて「沿道修景美化条例」を制定し、本格的に道路への植栽を進めてきたところであり、平成29年10月現在、県が管理する沿道の樹木本数は約130万本となっております。

整備に当たりましては、故岩切氏の遺志を引き継ぎ、沿道の歴史や文化、景観等を踏まえて樹種等の選定を行い、道路利用者の方々に潤いや安らぎを与える道路環境の創出と保全に努め

ているところであります。

○新見昌安議員 街路樹は地域の景観に潤いをもたらしてくれるものでありますけれども、植栽から年月がたち、先ほど述べたように、高木化や老木化している樹木も少なくありません。国土交通省の国土技術政策総合研究所は平成28年4月、地方自治体向けの技術解説書となる「街路樹再生の手引き」を作成し、適切な維持・管理のための調査方法や再生技術を示すなど、地方自治体の対応を促しております。植栽された樹木の高木化や老木化の進行で生じる諸問題に対してどのように取り組んでいるのか、同じく県土木整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 沿道に植栽された樹木につきましては、沿道修景美化条例の制定から約50年が経過し、高木化や老木化の進行により、交通安全や景観上の支障となっているものも一部、見られるところであります。

このため、県におきましては、沿道修景を取り巻く諸課題に対応するため、平成29年3月に「沿道修景美化基本計画」を策定し、効率的でめり張りのある植栽管理等の実現に取り組んでいるところです。

具体的には、学識経験者、専門家及び地域の方々等によるワーキンググループで検討を行い、植栽している樹木の撤去や間引きなど、高木化や老木化への対応も開始したところであります。

今後とも、沿道空間における「美しい宮崎づくり」の推進に向け、道路植栽の適切な整備と維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 県内の道路で県が管理している沿道の樹木は、道路の附属物という位置づけで、樹木に関しての知識が不十分な担当者もお

られるのではないかと思います。造園業者はもちろんです、樹木の健康を診断し、治療する知識や技能を持った専門家、いわゆる「樹木医」も、管理する上で重要な存在になってくるのではないかと思います。考えていただきたいと要望しておきます。

次に、防災について何点か伺ってまいります。

まずは、本年3月からスタートした「被災市区町村応援職員確保システム」についてであります。

このシステムは、被災自治体と支援自治体の組み合わせを事前に決める「対口」支援方式などを取り入れ、被災地の一刻も早い生活再建を目指すものであります。「対口」とは、中国語でペアを組ませるという意味のようですが、災害発生時の自治体の応援は従来からあった中で、今般、このようなシステムが創設されました。そこで、このシステムと従来の職員派遣の仕組みにはどのような違いがあるのか、また、新しいシステムによる効果をどのように認識しているのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（田中保通君） 大規模災害が発生した場合、被災市区町村では、災害応急業務が膨大に発生し、対応に当たる職員が不足いたします。これに対しまして、従前は、全国市長会、全国町村会等を通じて市町村職員の派遣要請を行い、また別途、全国知事会等を通じて都道府県職員の派遣を要請しておりました。

新たなシステムでは、総務省や全国知事会など関係団体が、被災地において現地調整会議を設置しまして、被災市区町村を1対1で支援する都道府県・市区町村を決定し、その都道府県等がみずから完結して被災市区町村の支援を行うこととされました。

これによりまして、従来に比べて応援職員の確保の迅速化が図られ、一日も早い生活再建につなげることができるものと考えております。

○新見昌安議員 本年7月、甚大な被害をもたらした西日本豪雨で、このシステムに基づいた初めての支援が行われております。これから有効に機能することを期待したいと思います。

次に、DHEAT（ディーヒート）について伺います。

6月議会ではDCAT（ディーキャット）「災害派遣福祉チーム」の設置について伺いましたが、今回はDHEAT（ディーヒート）「災害時健康危機管理支援チーム」であります。厚生労働省は今年度から、災害時に、後手に回りがちな被災者の健康管理を手厚く支援するため、当該チームを立ち上げ、本格的に運用を始めるようであります。都道府県や政令市単位でのチーム発足を目指していますが、本県におけるDHEATの編成に向けた準備はどのような状況か、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 近年、国内では、大規模地震や台風による土砂災害など多くの自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしており、また今後、南海トラフ巨大地震の発生も予測されることなどから、被災地において保健や衛生などの健康にかかわる危機管理業務を支援するDHEATの編成は、急務であると考えております。

このため、現在県では、平成28年度に国が開始したDHEATの養成研修に、初年度から医師や保健師等の職員を派遣し、チームの構成員となり得る人材の育成に取り組んでいるところでございます。

今後とも引き続き、研修への派遣等により必要な人材の育成に努めるとともに、ことし3月

に国が示した要領等を踏まえ、被災地における活動マニュアルの策定に取り組むなど、DHEATの編成に向けて体制整備を進めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 このDHEATも、今回の西日本豪雨で甚大な被害を受けた広島県、愛媛県、岡山県へ初めて正式に派遣をされております。県においては、活動マニュアルの策定もスピードアップしていただき、実践的な研修等にも取り組んでいただきたいと思います。

防災対策の最後になります。乳児用液体ミルクについてであります。

厚生労働省は先月8日、乳児用液体ミルクの製造・販売を可能とする規格基準を定めた改正省令を施行したところであります。これにより、日本国内でもついに乳児用液体ミルクが解禁となったわけであります。日本では、乳児用粉ミルクは、食品衛生法に基づく「乳等省令」で成分の規格が決められていますが、液体ミルクの成分規格がなく、安全性を担保する基準がなかったため、製造・販売ができない状況にありました。しかし、乳児用液体ミルクは常温での保存が可。容器に吸口を装着すればすぐに飲めます。粉ミルクと違い、お湯で溶かす必要もなく、水や水を沸かす燃料の確保が難しい災害時でも有効に活用することができ、実際、東日本大震災や熊本地震では、フィンランドの液体ミルクが救援物資として被災地に送られ、母親たちから大変喜ばれたというふうに聞いております。

東京都は本年6月、乳児用液体ミルクを災害時に調達するため、流通大手と協定を結び、海外メーカーから緊急輸入する体制を整えておりましたが、7月の西日本豪雨では、この協定を生かし、愛媛県や岡山県倉敷市に提供をしてお

ります。ただ、省令が改正され、製造・販売ができるようになったとはいえ、製品の賞味期限と同じ期間、試験をする必要があるため、実際に店頭に並ぶのは来年の夏以降になりそうですが、いずれにしても災害備蓄に適しているのではないかと思うところであります。危機管理統括監に見解を伺いたいと思います。

○危機管理統括監（田中保通君） 乳児用液体ミルクは、お話にありましたように、お湯に溶かす必要がなく、そのまま飲める状態であることから、粉ミルクに比べまして、衛生的で手間がかからず、水や燃料が不足する災害時には有用であると考えております。

一方で、まだ液体ミルクの国内製造が始まっておらず、今後の状況がどうなるかわかりませんが、一般的に、粉ミルクに比べ賞味期限が短く、販売価格も高くなると言われております。

県の備蓄品は、更新や保管等を考えますと、低コストで長期保存が可能なものが望ましいと考えており、現時点では、備蓄品としては粉ミルクの方が適しているのではないかと考えております。

なお、備蓄につきましては、県民に対し、最低3日分、可能であれば1週間分の水や食料の備蓄をお願いしているところでありますので、乳児用液体ミルクが商品化された場合には、家庭における備蓄品の一つとして紹介してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 乳児用液体ミルクについては、我が党の女性委員会が政府とも意見交換を行い、国会質問でも早期解禁・普及を訴え続け、結果、今回の対応につながったというふうに思っております。確かに、今の答弁にありますように、粉ミルクに比べて割高で、価格が粉ミルクの倍以上になると想定もされておま

す。少子化が進む中で、メーカーの採算がとれるのかという課題も指摘されております。だからこそ、一定の市場規模の確保や、価格の抑制につなげるためにも、自治体が備蓄を進める意味は大きいんじゃないかと思えます。検討課題の一つにしていただければと思います。

次は、福祉保健行政についてであります。福祉保健部長に伺ってまいります。

まず、児童虐待に関して伺いたいと思えます。東京都目黒区で、両親に虐待されていた5歳の女の子が死亡した悲しい事件を受け、国は7月20日、児童虐待防止の強化に向けた緊急総合対策を決定しております。この対策の柱は、今回の事件で明らかになった課題に対処するための緊急対策と、従来からの防止策を強化する総合対策の2本であります。この対策の内容を確認するために伺っていきたいと思えます。

まず、児童相談所が虐待通告を受けて48時間以内に子供と面会ができず、安全確認ができない場合には、立入調査を実施すること、その際、必要に応じて警察に援助要請することを、全国ルールとして改めて徹底することとなりますが、これまでの対応はどうされていたのか。また、ルール化によりどのような効果があるかと考えるか、あわせて伺いたいと思えます。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 本県ではこれまで、虐待通告を受けて安全確認ができない児童の家庭への立入調査につきまして、訪問調査を繰り返し行っても面会することができず、危険性が高いと判断されたケース等に実施してきたところでございます。

今回の見直しにより、立入調査の速やかな実施が義務化され、警察への援助要請を求めやすくなったことから、これまで以上に児童の安全確認をより早く確実にを行うことができるものと

考えております。

○新見昌安議員 次に、今回の事件では、児童相談所間の連携不足が指摘されております。支援を受けている家庭が転居した場合、児童相談所間の情報共有を徹底するよう、引き継ぎルールを明確にし、緊急性の高いケースは、双方の職員が対面で引き継ぎを行うことを原則化しております。これについても、これまでの対応はどうしていたのか伺います。また、ルール化により期待される効果をどのように認識しているのか、あわせて伺います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 児童相談所間の引き継ぎにつきましては、これまでは緊急性の高いケースは、原則として、対面による引き継ぎを行うものとされてはいたものの、遠隔地に転居した場合などは、書面による引き継ぎも可能とされていたため、原則、本県でも同様の対応を行ってまいりました。

今回の新しいルールでは、緊急性の高いケースは全て対面により行うこととされ、書面だけでは伝えられない問題や危険性を含め、確実にケースを引き継ぐこととなりますので、より確実に子供の安全確保が図られるものと考えております。

○新見昌安議員 次に、児童虐待通報ダイヤル「189（いちはやく）」について伺いたいと思えます。

厚生労働省は、子供の虐待の通報や相談を24時間受け付ける全国共通ダイヤル「189」の通話料を無料にする方針を固め、来年度予算概算要求に盛り込んでおります。現在は、相談窓口につながるまでに電話が切れてしまうケースが多いことから、着実に子供の安全確認や支援につなげられるようにするのが目的であります。

厚生労働省がことし5月の入電状況を調べた

ところ、携帯電話からかかってきた7,673件のうち4,166件が、児童相談所に取り次ぐオペレーターにつながる前に切れていたそうでありませう。通話料が発生することを伝える冒頭の音声案内で切れたものは、3,454件に上っていたそうでありませう。厚生労働省は、通話料が発生するために切ってしまう人がいる可能性があるとして、無料にする方針を固めたようでありませう。

本県における189（いちはやく）の入電状況と、無料化によりどのような効果が期待されるのか伺いたいと思ひませう。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 児童相談所全国共通ダイヤル、いわゆる189（いちはやく）によりまして、本年4月から8月までの5カ月間に、本県が受けた電話の件数は、合計179件でしたが、このうち、通話料金の発生を告げる音声案内の途中等に電話を切られたものが134件で、応答できたのが45件でした。

このことから、189（いちはやく）の通話料の無料化が実現しますと、これまで相談に応じる前に電話が切られていた多くのケースについても、内容を把握することが可能になると思ひませう。

また、無料化が広く周知されますと、189（いちはやく）の利用がさらに促進されると思ひませうので、児童虐待の未然防止と早期発見につながることを期待しているものでありませう。

○新見昌安議員 入電状況の調査の時期が異なりますが、国と同様、本県においても途中で切られたケースが多いという実態があるということが理解できました。通話料が無料になった暁には、県におかれても、県民への周知にしっかりと取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

児童虐待に関して最後になりますが、児童虐

待を防止する上では、警察との情報共有を強化することも大事でありませう。現在の情報共有はどのように行われているのか伺いたいと思ひませう。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 本県の児童相談所におきましては、昨年度締結しました警察との連携協定に基づき、相互に連携が必要と判断したケースについて情報共有を図ってきたところでありませう。

このような中、今回の国の緊急総合対策において、児童相談所と警察の情報共有の強化に取り組むこととされ、具体的には、虐待による外傷がある場合など、情報共有すべき事案の内容が明確に示されたところでありませう。このことにより、より迅速かつ広範に、警察との情報共有が図られることが期待されるものでありませう。

今後とも、警察との連携を進めることにより、児童虐待の未然防止と子供の安全確保に取り組んでまいりたいと思ひませう。

○新見昌安議員 総合対策では、児童相談所や市町村の各相談体制の強化に向けて、新たな「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を年内に策定するというようにしておりますが、そこでは、2017年4月1日現在で3,253人の児童福祉司を、2022年度までに約5,200人まで、2,000人ふやすことが盛り込まれております。「半端ない」目標ではありますが、国や地方自治体が協力した実効性のある取り組みが求められているのだと捉えていただき、果敢に挑戦していただければと思ひませう。

次に、はしか（麻疹）と風疹について伺ひませう。

「本年3月以降、沖縄県や愛知県などで麻疹の発生が相次いでいる」との報道、記憶に新し

いところでありますが、この夏は、風疹の患者が7月下旬以降、首都圏を中心に急増しており、今月5日には、その患者数が昨年の3倍になったとの報道があったばかりであります。ともに予防接種の重要性を訴えておりますが、風疹を別名「三日ばしか」と呼ぶこともあって、正直、その違いがよくわからないところでもあります。まずは、麻疹と風疹の違いをわかりやすく示していただければと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 通称「はしか」と呼ばれる麻疹につきましては、麻疹ウイルスによる感染症です。感染力が非常に強く、免疫がない人は、患者と同じ空間にいただけでほぼ感染すると言われております。発熱や発疹の症状のほか、肺炎や脳炎などの重篤な合併症を起こすことがあります。

次に、風疹につきましては、風疹ウイルスによる感染症です。麻疹ほどではありませんが、比較的強い感染力を持っています。麻疹と同様に、発熱、発疹などの症状があります。一般的に軽症で、重篤な合併症を引き起こすことはほとんどありませんが、妊娠初期の女性がかかると、生まれてくる子供に難聴、視力障がい、心臓病などが見られることがあります。

○新見昌安議員 年齢によっては、我々みたいにワクチン接種が不要の人や、1回のみ接種の人はもう1回接種しろとか、正直よくわからない点も多くて、啓発活動が重要だというふうに思います。麻疹と風疹の感染予防に関する県の啓発活動の状況と、その効果を伺いたしたいと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 麻疹、風疹の感染予防のためには、予防接種で特に幼児期からの免疫を高めることが最も有効です。このため、まずは、小学校入学前までの2回の定期

予防接種率を高めるよう、市町村に働きかけています。

さらに、流行している地域へ出かける予定の方や、妊娠中の方が身近におられる方などに向けて、予防接種歴や罹患歴などを確認した上での接種を検討するよう、県及び市町村の窓口、並びに学校、医療機関などを通じ啓発するとともに、マスメディア等さまざまな媒体を活用し、周知を図っているところでもあります。

また、感染が疑われるような方に対しましては、周りに感染を広げないための受診方法などについても同様に周知を図っています。

この結果、平成28年の1歳児の定期予防接種率は99.2%となっており、平成27年以降、県内で麻疹の発生は1例、風疹の発生は3例にとどまっております。

○新見昌安議員 麻疹について我が国は、2015年（平成27年）に世界保健機関（WHO）から、国内由来の麻疹ウイルスによる感染が発生していない、いわゆる「排除状態」であるとの認定を受けており、現在、感染が広がっているのは、海外から持ち込まれたウイルスによる「輸入感染」とされているようであります。その「輸入感染」を防ぐには、ワクチン接種で免疫を持った人たちをふやすしかないそうであります。そのためにも啓発活動、しっかり取り組んでいただくようお願いをいたします。

次は、教育行政について教育長に伺ってまいります。

まずは、コミュニティースクールについてであります。

文部科学省は本年6月、保護者や地域住民が公立学校の運営に参画する学校運営協議会を設置した「コミュニティースクール」の数が、4月現在で全国の公立学校の14.7%に当たる5,432

校に拡大したと発表しております。対前年度比1,832校増とのことであります。この制度は、昨年3月に成立した改正地方教育行政法により、教育委員会に対し同協議会の設置が努力義務化されたことを契機に、この1年間で設置校は1.5倍になったようであります。コミュニティスクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって魅力ある学校づくりを進めていくことができます。そこでまずは、本県の公立小中学校におけるコミュニティスクールの設置状況はどうか、またその成果についてもあわせて伺います。

○教育長（四本 孝君） 本県の公立小中学校におけるコミュニティスクールの設置状況につきましては、本年度は、昨年度に比べて2校ふえ94校であり、県内全小中学校の約26%の設置率となっております。これは、全国の設置率約17%に比べて高い状況にあります。また、今後も複数の市町村がコミュニティスクールの設置を予定しており、設置数はさらにふえていく状況であります。

コミュニティスクール設置の成果といたしましては、「保護者・地域による学校支援活動が活発になった」という声や、「学校と地域が目標を共有することによって、地域の方がこれまで以上に学校運営にかかわる動きも見られるようになった」との声が寄せられているところであります。

○新見昌安議員 文部科学省の発表によれば、高等学校のコミュニティスクールは、前年度の65校から382校と、前年度と比べ317校ふえております。本県の高等学校におけるコミュニティスクールの設置状況はどうか、今後の方向性についてもあわせて伺いたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 高等学校におけるコ

ミュニティースクールの設置につきましては、全国的には年々増加傾向にありますが、現在27の都府県が未設置であり、本県におきましても、設置には至っておりません。

今後につきましては、平成30年5月策定の県立高等学校教育整備計画後期実施計画におきまして、地域や保護者の学校運営への参画等の推進の観点から、地域と学校をつなぐ仕組みとして、コミュニティスクールの推進を検討することとしております。

○新見昌安議員 文部科学省は、次のようにコメントをしております。すなわち、「今後、高等学校においては、新学習指導要領のポイントである「社会に開かれた教育課程」を実現するために、大学進学等で地元を離れる若者に、地域への理解を深める学びを充実するため、学校運営協議会制度を生かした地域との積極的な対話による学校経営が進むことが期待されます」と、このような内容であります。県教育委員会におかれましても積極的に取り組まれるよう、要望をしておきます。

次は、SNSを活用したいじめ相談についてであります。

これについては、昨年11月議会でも取り上げたところであります。教育長の答弁は、「SNSを活用した相談については、適切な対応ができる相談員の絶対数の不足、割高なコストなど課題もある。試行した県の事業効果などを分析するとともに、関連業者から情報を収集するなど研究していきたい」ということであります。このSNSを活用したいじめ相談に関して、文部科学省は2017年度補正予算と2018年度予算合わせて2億5,000万円の予算額で、1カ所1,000万円を上限に、相談体制の整備費用を補助するとしておりましたが、それを活用し、こ

の4月から岡山県、熊本県、滋賀県の大津市など4県2市が取り組みを開始し、さらに北海道、東京都、大阪府、兵庫県、名古屋市など14都道府県7市が年度内に実施するということがあります。これは時代の流れであり、来年度以降も加速するのではないかと考えるところですが、前回質問の答弁以降、どのように取り組んでおられるのか、また、その他の相談体制をどのように充実されているのか、あわせて伺いたいと思います。

○教育長（四本 孝君） SNSを活用した相談体制につきましては、先進県や関連業者を訪問するなど、引き続き情報収集を続けております。現在、実施している自治体が少ないため、十分な分析にまで至っておりませんが、相談する児童生徒数が伸びていないことや、具体的な悩み相談まではつながらないなどの課題が見えてきたところでもあります。

また、その他の相談体制につきましては、県教育委員会のホームページ上に開設している「ネットいじめ目安箱」を改修し、いじめに関する内容を画像で投稿できる機能を追加したり、24時間の電話相談体制を整えたりするなど、充実を図っているところでもあります。さらに、いじめ等の悩み相談窓口を紹介するカードを県内全ての児童生徒に配付し、周知に努めているところでもあります。

○新見昌安議員 国において、いじめ防止のためのSNSを活用した相談窓口を整備しようとしているのは文部科学省。一方、厚生労働省も若者の自殺防止対策として、同じくSNSを活用した相談窓口を構築しようとしております。2億5,000万円の予算は文部科学省。両者の連携を密にし、強化することが大事な、もう少し推移を見守るべきかなとも思いますが、いずれ

にせよ、教育委員会におかれては、いじめ等の相談にしっかり取り組んでいただきますようお願いをいたします。

次は、スクールサポートスタッフについて伺います。

これは、長時間労働が深刻な教員の負担軽減を目的に、文部科学省が今年度から設置を進めているもので、配布物の印刷や会議・学校行事の準備、提出物のチェックなど、教員でなくてもできる事務作業を代行する支援員のことであります。教員の負担が軽減され、本来の仕事に集中できるメリットがあると感じます。本県ではまだ配置されていませんが、スクールサポートスタッフの導入についての見解を伺います。

○教育長（四本 孝君） 教員の事務負担を軽減し、子供と向き合う時間を十分に確保することは、本県の喫緊の課題であると考えております。

そのため、県教育委員会では本年度、新たに「学校における働き方改革推進プラン」の策定に向けて、市町村教育委員会、学校、PTA、スポーツ団体等の関係者を委員とした「学校における働き方改革推進協議会」を立ち上げ、協議を行っているところでもあります。

授業の準備やプリントの印刷など、教員の補助的業務を行うスクールサポートスタッフにつきましては、教員の働き方改革に取り組む上で非常に重要でありますことから、その導入について検討してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 導入を検討していくとのことでもあります。よろしく願いをしておきます。

教育行政の最後になります。がん教育について伺います。

がん教育の推進については、2006年、平成18年のがん対策基本法の制定を主導してきた我が

党が、国会質問で何度もその重要性を訴える中、2012年から16年度までの「第2期がん対策推進基本計画」に「がん教育」推進の検討と実施が盛り込まれ、その後、2016年、平成28年12月の法改正では、学校や社会での「がん教育の推進」が明記されております。

これを踏まえ、政府が2017年、平成29年10月に閣議決定をした2017年から2022年度までの「第3期がん対策推進基本計画」では、「国は、外部講師の活用体制を整備する」ということがうたわれております。

一方、本県においては、平成24年3月に制定された「宮崎県がん対策推進条例」第11条に、「がんに関する教育の推進」がうたっております。また、本年3月に策定された「第3期宮崎県がん対策推進計画」において、「がん教育・がんに関する知識の普及啓発」に努めることがうたっております。

以上を踏まえ、まず、現在の学校現場におけるがん教育の取り組みはどうなっているのか伺いたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 学校におけるがん教育は、がんについて正しく理解したり、健康と命の大切さについて、主体的に考えたりすることを目標として、保健の授業や学級活動等を中心に行っております。

現在、各学校においては、県教育委員会が作成した指導参考資料を活用して、小・中・高等学校それぞれの発達の段階や児童生徒の実態に応じたがん教育に取り組んでいるところであります。

○新見昌安議員 国の動きに鑑み、本県でもがん専門医、がん経験者などの外部講師を活用したがん教育を実施すべきと考えますが、見解を伺いたいと思います。

○教育長（四本 孝君） がん教育においては、科学的な理解や健康と命の大切さについて、みずから考えることが求められており、専門医やがん経験者の方々の活用を図ることにより、がん教育がさらに充実するものと考えております。

現在、県では、「がんに関する教育普及推進協議会」において、がん教育における外部講師の選定や活用の仕方について検討を進めているところであります。

今後、児童生徒の実情に応じて必要な配慮を講じながら、外部講師の活用を努めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 昨年3月に改訂された中学の次期学習指導要領、本年3月に改訂された高校の次期学習指導要領、ともにがん教育の実施が明記されております。専門医による医療現場での経験に基づいた話、がんを克服した経験者の話、これらは子供たちへの啓発効果が大きいと思います。外部講師の活用、ぜひとも積極的に進めていただきたい。ただ、実施する際には、そこに小児がんの患者がいるかもしれませんし、家族にがん患者がいる子も聞いているかもしれません。今の答弁にあった「必要な配慮」をお願いしておきたいと思います。

最後は、警察本部長に伺ってまいります。サイバー犯罪に関してであります。

県民にサイバー犯罪の現状や被害防止対策などの啓発を図るために実施するサイバーセキュリティカレッジについては、より多くの県民に理解してもらうために、県政出前講座のメニューに組み入れてはどうかと、昨年6月議会で提案をしたところですが、早速対応していただいております。インターネットを利用した架空請求や不正アクセス、また、仮

想通貨の流出といった新たな事象も出てきており、インターネット利用者自身が安全対策や情報管理にしっかり取り組むことはもちろんですが、取り締まる側も対処能力向上にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そこでまずは、ことしに入ってからサイバー犯罪に関する相談件数と検挙件数はどのような状況か伺いたいと思います。

○警察本部長（郷治知道君） 平成30年8月末のサイバー犯罪に関する相談件数は、未確定ではありますが、1,701件で、前年同期と比較して105件減少しております。しかしながら、過去最多の前年に次ぐ高水準で推移しておりますので、依然として高どまりの状態であると考えております。

また、8月末現在の検挙件数は44件で、前年同期と比較して13件増加しております。

○新見昌安議員 検挙件数がふえているのは、サイバー犯罪対策課を設けて体制を強化したことによるのかなと思います。感謝します。

国においては、本年2月1日から3月18日までを「サイバーセキュリティ月間」と定め、インターネット上で個人情報などを奪い取るサイバー攻撃から身を守る方法の普及啓発活動を、産官学民と連携して集中的に行う取り組みを始めしております。我々も改めて、自分の身は自分で守るということ、肝に銘じたいと思います。

ところで、ちょっと古い新聞記事情報ですが、本年2月、県警察として初めて、サイバーセキュリティ競技会——これはわざを競う競技会ですが——なるものを実施されております。この競技会の目的と、そこではどのようなことをされたのか、また、その成果をどう捉え、今後どのように取り組んでいかれるのか伺いたいと思います。

○警察本部長（郷治知道君） サイバーセキュリティ競技会は、サイバー犯罪対処能力の向上を目的としまして、県下13警察署と警察本部から選出された職員が、インターネットに接続された端末と解析用のソフトを使用しまして、サイバー犯罪を想定した問題を解答して、その早さや正確性を競うものであります。

この競技会を通じまして、職員のサイバー犯罪対処能力の向上が図られるとともに、人材の発掘にもつながりました。

今後、複雑多様化するサイバー犯罪に的確に対応するために、実践的な競技会等を実施していきたいと考えております。

○新見昌安議員 県警察では従来から、さまざまな競技会を実施されておりますけれども、サイバーセキュリティ競技会も時代の流れであります。しっかり取り組んでいただきたいと思います。

最後にもう一点伺いたいと思います。インターネット上の犯罪を未然に防ぐ「サイバー防犯ボランティア」、これが全国で誕生しております。警察から委嘱された大学生らが、ネット上の違法・有害情報を監視したり、ネット犯罪から児童・生徒を守る啓発活動などを行っております。本県では昨年、宮崎大学工学部の学生を「特定サイバー防犯ボランティア」として委嘱されておりますが、その活動内容とどのような効果があるのか伺いたいと思います。

○警察本部長（郷治知道君） 昨年、御指摘のとおり宮崎大学工学部の学生で情報通信技術とかかわりの深い方々を特定サイバー防犯ボランティアとして委嘱しまして、ことしは14名にお願いしております。

大学生ボランティアの方々には、主に、中学校や高校で行われるサイバーセキュリティカ

レッジの講師として、インターネットを通じて犯罪の被害に遭ったり、逆に他人を傷つけたりする危険性について講話をいただいております。

年齢が近い大学生が講話を行うことで、中高生の受講者が内容をより身近に感じられ、高い効果が期待できるものと考えております。

○新見昌安議員 確かに、大人のおじさんではなく、自分たちよりちょっとだけ先輩のお兄さんが講師を務めてくれれば、親近感も増し、自分のこととしてしっかり受けとめてくれるのではないかと思います。また、ネット社会は変化も激しく、それらに敏感に反応できる若い世代こそ、サイバー防犯ボランティアに最適であります。これからもしっかり連携するとともに、宮崎大学以外の大学生にも広げていくことも考えていただきたいと要望し、以上ですべての質問を終わります。ありがとうございました。

(拍手)

○蓬原正三議長 以上で代表質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時1分散会

9月13日（木）

平成30年9月13日（木曜日）

午前10時0分開議

出席議員（36名）

1番	武田浩一	（自由民主党くしま）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	西村賢	（宮崎県議会自由民主党）
7番	後藤哲朗	（同）
8番	二見康之	（同）
9番	日高博之	（同）
10番	野崎幸士	（同）
11番	日高陽一	（同）
13番	蓬原正三	（同）
14番	凶師博規	（愛みやざき）
15番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	徳重忠夫	（宮崎県議会自由民主党）
20番	丸山裕次郎	（同）
21番	中野一則	（同）
23番	横田照夫	（同）
24番	黒木正一	（同）
25番	松村悟郎	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	新見昌安	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	緒嶋雅晃	（宮崎県議会自由民主党）
33番	右松隆央	（同）
34番	山下博三	（同）
35番	濱砂守	（同）
36番	坂口博美	（同）
37番	星原透	（同）
38番	井本英雄	（同）
39番	外山衛	（同）

欠席議員（1名）

22番	中野廣明	（宮崎県議会自由民主党）
-----	------	--------------

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	畑山栄介
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	川野美奈子
環境森林部長	甲斐正文
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	中田哲朗
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
財政課長	吉村達也
教育長	四本孝道
警察本部長	郷治知
代表監査委員	高橋博二
人事委員会事務局長	原田幸二

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	上山伸二
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主任主事	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 一般質問

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、凶師博規議員。

○凶師博規議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。一般質問トップバッター凶師博規です。先般通告しておりました内容に従って、順次質問をまいります。

まず、子供を犯罪から守るための取り組みについてお伺いいたします。

ことし5月、新潟県新潟市で、小学2年生の女の子が下校途中に連れ去られ殺害されるという痛ましい事件が起きました。私は、議員である前に幼子を育てる父親として、この事件とその背景にあるものを絶対に許すことはできません。おそらく同じ気持ちで野崎議員も、6月に同様の項目を質問されたと思います。さらに踏み込んだ質問をまいります。

逮捕された男は、下校途中に少女を車に押し込み、首を絞め殺害した後、遺体を線路上に放置し、電車にひかせ、事故死に見せかけようとした、極めて残忍な手口で女兒をあやめました。もし我が子が同様な目に遭わされたとするならば、私は正気であることも、また、自分の行動を自制することもできないでしょう。

残念ながら、こうした連れ去り事件は後を絶ちません。子供が被害に遭うケースは、全国的には年間100件前後で推移しています。文部科学

省の調査では、事件防止のため、全国の小学校の約6割で集団登下校を実施し、9割近くが保護者や地域のボランティアらによる見守りを実施していますが、下校時間帯は幅があるために、登校時に比べると、一人一人を見守ることは難しく、手薄になった見守りのすきを突かれ、子供たちが被害者となっています。

また、防犯教育の一環で、子供たちみずからが学校周辺を歩いて、不審者があられやすい場所を探し出し、手づくりの防犯マップを作成している学校があり、学校が警察から不審者情報を入手し、保護者らにメールで流し、注意喚起する取り組みも全国的に行われております。

その注意喚起に関してですが、今回の犯人は女兒殺害をする1カ月ほど前にも、女子中学生を連れ回したことで書類送検されたものの、逮捕には至っていませんでした。

周辺住民がその中学生連れ回しの事実を知ったのは、殺害事件後であったということで、「連れ回し事件が公になっていれば、女の子が犠牲にならずに済んだのではないか」という声も多数上がっております。

そこで、警察本部長にお伺いします。現在13歳未満の被害者に対し、性犯罪を犯し服役した出所者について、警察庁が情報を取りまとめ、各警察本部や警察署に出所者情報を提供する「再犯防止措置制度」というものがあります。

では、この再犯防止措置制度がどういったものなのか、また実際、犯罪から子供たちを守るためにどのように活用されているのかを御答弁ください。

以下の質問につきましては、質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○警察本部長（郷治知道君）〔登壇〕 お答えします。

再犯防止措置制度とは、警察庁が法務省から、13歳未満の子供を被害者とした暴力的性犯罪で服役して出所した者に関する情報の提供を受け、各都道府県警察において、当該出所者の所在確認や、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなどの再犯防止に向けた措置をとるものでございます。

これにより、当該出所者が警察の存在を身近に感じて自制心を保ち、また、警察からの助言を受け更生意欲を奮い立たせることが期待されます。

なお、情報提供を受けた当該出所者の数や面談回数等の運用状況につきましては、当該出所者の個人情報保護の観点から、答弁を差し控えさせていただきます。以上であります。〔降壇〕

○凶師博規議員 今の御答弁によりますと、出所者情報は警察内部では共有されるものの、周辺住民へ知らされることはなく、地域で予防的に子供たちを守るための対策には役立つことができている。この質問をつくるに当たり、担当者の方ともちょうちょうはっしで意見交換させていただきました。せめて、宮崎県内にその対象者が何人いるのかだけでも、地域はいいから、数だけでも教えられないかというお話をさせていただきましたが、それ以上、前に進むことはありませんでした。

ここでは、諸外国の先進事例を引き合いに出すのではなく、本県としてどのような取り組みができるのかを考えていきます。

本県でも、子供たちを守るため、PTAの方々などによる見守り活動や青パトの巡回などにより、一定の予防効果は上げていると思います。

一方、大阪では、さらに積極的に子供たちが

巻き込まれる性犯罪の増加を食いとめるために、平成24年に「子どもを性犯罪から守る条例」が制定され、18歳未満の子供に対し、強制わいせつなどの性犯罪者のうち、刑期満了5年を経過していない者が、大阪府に住所を定めた場合、14日以内に住所などの届け出の義務を課すとともに、知事は必要に応じて警察本部長に協力を求めることができますとなっています。

さらに宮城県では、性犯罪前歴者やDVの加害者を対象にGPS携帯を義務化し、警察が24時間監視することを検討した経緯もあり、既に「子どもを犯罪の被害から守る条例」が平成27年に策定されています。

このほかにも、奈良県、栃木県、長野県でも同様の条例が制定されており、県民総ぐるみで、子供たちが安心して生活できる環境づくりのために取り組みを実践されています。

そこで、知事にお伺いいたします。子供を含めた弱者を守るという観点から、地域の防犯体制を拡充する新たな取り組みが今、必要だと考えますが、知事の御所見はいかがでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘がありました新潟県の事件、非常に痛ましい事件でありまして、大変心を痛めたところであります。

子供は地域の宝、社会の希望であり、未来そのものであると考えております。子供の健やかな育ちを確保することは、この社会の未来へとつながる大変重要な取り組みであると考えております。

そのような大切な子供も含めた弱い立場にある方々を守るため、県では、犯罪のない安全で安心なまちづくり県民会議が主体となりまして、青色防犯パトロールカー支援、防犯アドバイザーの派遣などにより、見守り活動を行っているところであります。さらには、防犯メール

による情報提供などの取り組みを行っております。今、人口減少、高齢化が進む中で、全国各地ではさまざまな取り組みが行われております。子供の登下校時に合わせて、例えばジョギング、ウォーキング、犬の散歩、庭の水やり、そういう形で地域全体として見守りを行っていくというような動きもございます。しっかりと力を合わせて、そういう安全のネットワークを築いていく、そういう社会づくりも大変重要であろうかと思えます。

議員がさまざまな各県の取り組みを御紹介いただいたところではありますが、警察などからの安全情報をより多くの方が共有でき、地域コミュニティや自主防犯活動がさらに活性化され、子供や高齢者等の弱い立場にある方々、事件や事故、災害から守られるような社会づくり、地域づくりにこれからも取り組んでまいりたいと考えております。

○凶師博規議員 ぜひ知事には、子育てをともにする世代として、さらに踏み込んだ施策を期待しております。

大阪府は、この条例を制定するに当たり、子供の安全を最優先に、国の動きを待つのではなく、大阪府が先駆けることにより、国の法制度を促すという強いリーダーシップを示されています。

河野知事が、大阪府のこの行動に呼応し、宮崎県のさらなる防犯体制に取り組まれることを期待しております。

続きまして、宮崎県立高等学校教育整備計画の後期実施計画について伺ってまいります。

平成31年から34年までの県立高校の整備計画が示された後期実施計画ですが、その中で県が示す、1学年4クラス以上、1学級40人とする適正規模に満たないという理由で、都農高校の

統廃合が打ち出されました。

ここ2年は都農高校への入学者数が回復していたこともあり、地元都農町からは存続を求める声が大きく、ことし6月には、都農町議会から「都農高校の閉校について再考を求める意見書」が、知事と教育長宛てに提出されました。

都農高校以外にもこの適正規模を満たしていない学校は、高千穂高校、日向工業高校、宮崎海洋高校、本庄高校、日南高校、福島高校、飯野高校と複数にわたっているにもかかわらず、後期計画で統廃合となるのは都農高校だけです。

知事は、学校は地域の拠点であり、地域振興を担う人材育成や、ふるさとの活性化に貢献する重要な拠点であり、その役割を担っているという答弁を再三、繰り返されてきました。にもかかわらず、教育委員会は淡々とその拠点の統廃合を進めています。

改めて、今回なぜ都農高校だけが再編統合されたのか、その経緯を教育長に伺います。

○教育長(四本 孝君) 都農高校につきましては、都農町及び関係機関と協議を重ね、学校の魅力化推進等の支援を行ってまいりましたが、県立高等学校教育整備計画中期実施計画の方針や、学校教育改革推進協議会児湯地区部会の協議を受け、平成28年12月に、平成31年度からの生徒募集を停止するとの方針を決定したところであります。

ことし6月に都農町議会から、都農高校の閉校について再考を求める意見書が提出されましたが、都農町に対しましては、改めて再編統合の方針を説明し、都農町長からは、「統廃合については、まことに残念で、断腸の思いではあるが、県の方針を受け入れることとしたい」との回答があり、一定の理解をいただいたところ

であります。

○図師博規議員 都農町長の御回答の中にあつた断腸の思いとは、中国の故事で、子供の猿をさらわれた母親が、その後その子猿を追いかけて100里ほど走ります。約400キロメートルぐらいですね。そして、やっと子猿に追いついたときには、息絶えてしまいます。その母猿の腹を裂くと、その腸はずたずたに断ち切られていた、それぐらいつらい思いしながらも、母猿は子猿を追いかけるのです。子供たちから無理矢理に引き離されることになった都農町民の方々の思いを、この断腸の思いという言葉は、まことに的確に表現していると思います。

私が所属する文教警察企業常任委員会で、先日、群馬県教育委員会を訪れました。群馬県でも、統廃合の検討に当たり、その計画が示されておりましたが、群馬県では、統廃合は、地域住民や学校関係者などと懇談会を開催し、さらには準備委員会を設置、意見聴取会、意見交換などを実施する、その流れを公開で、公にしております。議員も、もちろん参加ができます。

懇談会が立ち上がり、再編統合が決定されるまでに、群馬県は実に8年から9年ほどかけ、慎重に議論が積み上げられ、その中で地元自治体から賛同が得られない場合には、再編は先送りされ、無理のない地域から計画が推進されていくとの説明がありました。

宮崎県の場合は、地域での協議会は開催されるものの、非公開で議員の参加は認められず、その協議会の経緯を、教育委員会に資料の提出を求めたところ、提出される議事録は黒塗りがほとんどで、協議の経過が全くわからないことなどを伝えると、群馬県教育委員会の方々は大変驚かれていました。

なぜ本県は、群馬県のような丁寧な対応がで

きないのか、再度、教育長に伺います。

○教育長(四本 孝君) 本県におきましては、教育整備計画の策定に当たり、地域の保護者や産業界の代表、教育関係者などによる学校教育改革推進協議会の地区部会を開催するなど、地域の教育のあり方について、全県の視点から御意見をいただいているところであります。

また、学校の再編統合など教育整備のあり方につきましては、地元と十分な協議を重ねて進めてきたところであります。

今後は、高等学校と地域との連携がますます重要になりますことから、他県の先進的な事例等も参考にしたいと考えております。

○図師博規議員 私は、後期実施計画が示される際には、先ほどから申しております1学年の適正規模が見直されるものとばかり思っておりました。

1学年4クラスから8クラスで、1クラス40人、1学年4クラス以下の学校が定員を満たない状態が続いた場合には統廃合を検討する。県が示すこの適正規模は、既に学校現場と乖離しており、基準に則した統廃合が進められていないがゆえに、不公平感が生じているのです。

長野県や三重県では、小規模校を存続させるために独自に適正規模を策定しています。特に長野県は、1学年2学級でもよしとし、本県の半分です。さらに、1学年2学級規模の定員に満たない程度に小規模化しても、すぐには募集停止や統廃合の対象とすることにはせず、地域キャンパス、いわゆる分校化して地域の高校生の学びの選択肢を残す、そういう取り組みをされています。

同じ中山間地を抱え、そして財政規模もそう変わらない長野県にできて、なぜ本県にできな

いのか。今まさに、教育委員会が示しております適正規模を見直す時期に来ておると考えますが、教育長の見解をお伺いします。

○教育長(四本 孝君) 高等学校の規模が小さくなってまいりますと、生徒同士の切磋琢磨や学び合いの機会が減少し、深まりのある教育活動を展開しにくくなることに加えまして、幅広い教科・科目等の学びを設けることや、さまざまな部活動を開設することが制限されるなどの課題が生じるものと考えられます。

今後、高等学校の小規模化が進展する中、地元自治体と連携体制を構築し、保護者や地域が学校運営へ参画する仕組みを通して、生徒たちにとってよりよい教育環境を提供できるよう、議論を深めてまいりたいと考えております。

○図師博規議員 平行線であるという感です。もう今となつては、都農高校の来年度の募集停止を白紙に戻すことはできないかもしれせん。

それであれば、都農高校が統合される高鍋高校において、学科等の都農高校からの受け入れ体制はどのような体制を取られるのか、教育長に伺います。

○教育長(四本 孝君) 高鍋高校につきましては、東児湯地域の中核となる学校として、進学、就職、スポーツなど、生徒の多様なニーズに対応した普通科系の高校として、平成31年度の入学生から、新しい学科を設置するなどの魅力づくりを行っております。

新設する探究科学科では、地域課題を主体的に探究するとともに、ハイレベルな学習を通して、将来、幅広い分野で活躍する人材の育成を目指すこととしております。

また、都農高校の充実したキャリア教育の取り組みを継承し、基礎的・基本的な学力を身に

つけながら、情報関連の科目を取り入れた特色あるカリキュラムで学習する「キャリア情報クラス」も開設することとしております。

○図師博規議員 本来であれば地元にある高校に進学できていた子供たちを、この再編統合で遠方まで通学することを強いる、それがこの高校再編の計画であります。

これは都農高校の場合に限ったことではなく、今後進められるであろう統廃合においても、通学の足の確保は、統廃合を進める県の責任において講じるべきです。

現時点でも、福島高校や本庄高校、飯野高校において遠方から通学する生徒の支援をすることが、生徒数減少に歯どめをかけることにもつながります。

私立高校によるスクールバス運行は既に広範囲で行われており、一部県立高校でも、PTA主導によりスクールバスを導入しているところもあります。

今後、県として、遠距離通学をする生徒への修学支援をさらに拡充すべきと考えますが、教育長のお考えはいかがでしょうか。

○教育長(四本 孝君) 通学に要する費用につきましては、基本的に保護者等が負担をすべきものでありますが、県内の高校生が安全に安心して学習できる環境を確保し、通学を含め、生徒や保護者の負担を減らすことは大変重要であると考えております。

このような点を踏まえ、県では、県内6カ所に地区生徒寮を設けておりますほか、授業料以外の教育費を支援する「奨学のための給付金」制度等も設け、負担軽減を図っているところであります。

○図師博規議員 今回の質問を作成するに当たり、都農町また町民の方々と、本当にいろんな

意見交換をさせていただきました。先ほど申しました不平等感を感じている方々もたくさんいらっしゃいました。ぜひ、今回のこの一連の質問が、また今後の県立高等学校の再編統合へい効果を生み出すことを期待しております。

続きまして、先日、千葉県教育委員会を訪れ、障がいによる学習上、または生活上の困難の改善を目的とする自立活動を高等学校でも実施する、いわゆる高等学校における通級による指導体制について調査してきました。

この高等学校における通級指導の背景にあるものは、障害者権利条約で提唱された「インクルーシブ教育」の理念があります。

そこでまず、このインクルーシブ教育の目指すものは何であるのか、教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） インクルーシブ教育システムとは、障がい者が精神的及び身体的な能力等を発達させ、社会に効果的に参加することを目的として、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みのことです。

現在、本県におきましては、インクルーシブ教育システムの構築のために、通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校といった障がいのある子供にとっての「多様な学びの場」の設置や、障がいのある子供とない子供がともに学ぶ「交流及び共同学習」など、共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進を図っているところであります。

○図師博規議員 今、御答弁にありました、障がいがあっても、またはその疑いがある生徒でもインクルーシブする、つまり包み込む教育というのが、この通級教育の指導内容であります。

では、この通級指導が行われることにより、生徒本人の自己理解と他者理解が深まり、つま

ずきを克服することにより自己肯定感が向上されていくということが十分に期待できるのです。

しかし、この指導がおくれると、障がいがある理由となるいじめや不登校の増加にもつながる可能性があるため、速やかな体制整備が求められます。

既に本県でも小・中学校では、通級によるものと特別支援学級での指導が行われていますが、その対象生徒数の推移と内容について教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 平成30年5月1日現在、本県の小中学校におきまして、通級による指導を受けている児童生徒数は1,107名であり、5年前と比較しますと295名ふえており、約1.4倍の増加となっております。

その障がい別の内訳は、言語障がい375名、情緒障がい218名、難聴18名、学習障がい及び注意欠陥多動性障がい496名であります。

次に、特別支援学級の児童生徒数は2,443名であり、5年前と比較しますと688名ふえており、約1.4倍の増加となっております。

その障がい別の内訳は、知的障がい838名、自閉症・情緒障がい1,601名、弱視4名であります。

○図師博規議員 御答弁にありましたとおり、5年前と比較するだけでも1.4倍の対象児がふえておるとことが示されました。

では、その生徒が中学校を卒業した後、全て特別支援学校高等部に進学しているわけではなく、その多くは県立及び私立の高等学校に進学をしています。

ゆえに、高等学校での通級による指導体制の整備を急ぐ必要があります。

本県も今年度から、高校での通級指導に取り

組まれているようですが、その内容について教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 高等学校における通級による指導につきましては、本年4月より制度化され、本県では県下全域に8つの拠点校を配置し、取り組みを開始したところであります。

それぞれの拠点校におきましては、生徒や保護者、教職員への説明を行い、生徒の実態把握や指導計画の作成を進めているところであります。

また、各校の実情に応じて、希望する生徒に対して指導を開始したところであります。

○図師博規議員 それでは再度、この通級指導を定着させるためにはどのような課題があるのか、またその課題を克服するためにはどのような取り組みをされているのか、教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 本県の高等学校における通級による指導につきましては、拠点校の実践を通じたモデルづくりとその啓発が課題であると考えております。

このため、拠点校の担当者会を実施し、各拠点校や県外先進校の取り組みに関する情報を共有しながら、協議や意見交換などを行っているところであります。

今後は、これらの取り組みを継続しながら、さらに保護者や生徒に対して広く周知することが必要であると考えており、ホームページ掲載内容の充実や、通級による指導のリーフレットを作成・配布し、啓発に努めてまいります。

○図師博規議員 今、答弁にありましたとおりの啓発と理解が大切であります。特に保護者への理解を求めることは、我が子はその対象ではないという拒否的な保護者も少なくないというこ

とですので、この通級教育がどういう効果を示すんですよというものの丁寧な対応が必要かと思われま

す。言うまでもなく通級による指導は、体制整備をするだけで完結するものではなく、そのカリキュラム、その授業内容が重要であることは言うまでもありません。

千葉県では、「心理学」を選択教科として設け、社会生活上の困難を抱える生徒も、抱えていない生徒も選択できるようにして、自己理解と他者理解を深められるようにグループワークやロールプレイングを導入しています。

また、生徒や保護者、教職員の理解啓発のために、メンタルトレーニングや能動的学習型授業、いわゆるアクティブラーニングなどに関する講演会を定期的を開催することにより、意識の醸成が図られていました。

では、本県が高等学校で通級指導を実施するに当たり、どのような授業内容となるのでしょうか、教育長、お願いします。

○教育長（四本 孝君） 本県におきましては、障がいのある生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するということを基本方針として、通級による指導に取り組んでおります。

その指導内容や時間等につきましては、拠点校の担当者会において県教育委員会が例示し、それを踏まえて、各学校が一人一人の生徒の障がい特性等に応じた指導計画を個別に作成し、指導を行っております。

例えば、周囲とのコミュニケーションが苦手な生徒の卒業後の生活に向けた指導として、上手な依頼の仕方や断り方などについて、週に1時間、個別の学習として取り組んでおります。

○図師博規議員 ぜひ、千葉県の例などを参考

にされ——千葉県は進学校において通級指導を積極的に導入されているという経緯もございました。参考にされてください。次の質問に移ります。

先般、県内小・中・高校でのいじめの件数が、過去最高の1万947件となり、1,000人当たりの発生率では全国で2番目に高いと、不名誉な結果が示されました。

また、それに伴い不登校の数も増加傾向で、その状況に対応するため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが配置されていますが、抜本的な改善には至っていないということになります。

次に、視点を変えまして、教職員への暴力についてであります。

教職員の方々は現在、体罰が禁止されている。これは現在も過去もそうだったんですが、その教育現場において、生徒が横柄になり、生徒との信頼関係が構築できない、または情緒不安定な生徒が多くなっているがゆえに、教職員に対して暴言や暴力を振るう事象が全国的に増加しているという報道があります。

本県における生徒の暴力行為の状況及びその対応がどうなっているのか、教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 平成28年度の県内公立学校における暴力行為の発生件数は125件であり、その内訳は、児童生徒間暴力84件、対教師暴力21件、学校内における器物損壊15件であり、教師や児童生徒以外の対人暴力が5件となっております。

学校におきましては、教員が一人で抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応するとともに、県教育委員会といたしましても、スクールカウンセラーやスクールソーシャル

ワーカー、スクールサポーターなどの外部専門家、警察及び児童相談所等の関係機関と連携しながら、未然防止や問題解決に取り組んでいるところであります。

○図師博規議員 今、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーについて御説明もありましたが、いじめや不登校の予防的活動や保護者や教職員の支援・相談に、その2つの専門職は重きが置かれております。

生徒の非行防止や校内暴力事件への対応、そして補導を行う専門職に、今もありましたスクールサポーターという専門職があります。

では、このスクールサポーターはどのような活動をし、どのような成果を上げているのか、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 現在、県下にスクールサポーター9名を配置しまして、主に小中学校と連携して生徒の非行防止と健全育成を目的とした活動を推進しております。

平成29年度の主な活動状況は、学校訪問が4,094件、情報交換が3,815件、相談や助言が843件、非行防止教室の支援などが279件であります。

なお、警察が受理した生徒の教師に対する暴力事案につきましては、平成25年が7件、平成26年が8件でありましたが、平成29年は3件にまで減少しております。

今後とも、学校、教育委員会等と連携して生徒の非行防止と健全育成を図ってまいります。

○図師博規議員 生徒からの暴言・暴力の数のうち、私が現場の先生方と意見交換する中で出てきた言葉は、「冰山の一角です」と。この生徒からの暴言・暴力はなぜ冰山の一角になってしまうのか。それは、その暴言や暴力を振るわれた先生方の評価、もしくはその事象が起こっ

てしまった学校の評価に直結するがゆえに、現場ではそれを水面下に抑え込もうという傾向もあると聞きます。

教員が黙っていることが、生徒の健全な成長にはつながりません。より積極的なスクールサポーターとの連携を期待いたします。

それでは続きまして、児童福祉に関する質問に移ります。

平成23年に国は児童養護の環境について、従来の施設型の養護とグループホームなどの小規模養護、そして里親などに預ける家庭養護をそれぞれ3分の1ずつにする家庭的養護推進を示し、都道府県はその内容に沿って家庭的養護推進計画の策定を迫られ、本県も平成27年から平成41年にかけて15年間で、この目標を達成するための計画を策定されました。今まさに、地域の実情に即しながら施設の小規模化、地域分散化、そして里親への委託を進められています。

そこでまず、3年目となる本県の家庭的養護推進計画の進捗状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 平成27年度に策定しました宮崎県家庭的養護推進計画は、地域における児童の家庭的養護を推進するため、里親等への委託を進めることや、施設の小規模化、地域分散化を進めるという方針と、そのための方策を示したものであります。

このうち、施設の小規模化や地域分散化につきましては、これまで児童養護施設のなかった西諸県地域に新たに施設が設置されたほか、児湯地域で施設の小規模化のための整備が行われたところであります。

一方、里親等への委託につきましては、2029年度末までに35%を目標としているところでございますが、昨年度末時点で13.8%という状況

でございます。

○図師博規議員 順調に推移しているとも受け取れる御答弁ではありましたが、まだ計画前半であるので、相対的な評価をするには早い段階でありましょう。しかし、里親委託率はなかなか伸びていないという現状が示されました。

全国平均が平成28年度末で18.3%ですので、約5%ほどの開きがあります。下回っているということを理解され、さらなる強化が必要かと思われま。

それでは、県が全国の里親率を下回っているということ、里親委託率をさらに向上させるため、また里親になられた方々のその後をサポートするため、それらの取り組みをどのように今展開されているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 県では、里親に関する普及啓発等に係る業務を包括的に行う体制を構築するため、平成28年度からNPO法人に委託して、「里親普及促進センターみやざき」を開設したところです。

同センターでは、里親制度に関する説明会や相談事業を行い、里親登録者数の拡大を図るとともに、県内3カ所に里親委託等推進員を配置しまして、里親家庭を定期的に訪問し、情報提供や相談支援を行っております。

また、乳児院を運営する社会福祉法人に委託して、里親等に対する乳幼児の養育トレーニングを実施することなどにより、里親委託の推進を図っているところでございます。

○図師博規議員 努力されている経緯は非常によく理解ができました。

ところが、ここに来て、国は平成28年の児童福祉法改正に当たり、現在、児童養護施設に預けられている子供のうち、3歳未満につきまし

ては5年以内に、それ以外の未就学児の子供につきましては、7年以内に里親委託率を何と75%にすること、そして、小学生以上の子供も、10年以内に里親委託率を50%にすることが明示された「新しい社会的養育ビジョン」が示されました。

国は、現在取り組んでいる家庭的養護推進計画を吹っ飛ばし、新たなビジョンに即した社会的養育推進計画の策定を求めてきています。

この新ビジョンに関しては、現場の児童福祉関係者から、余りにも現実とかけ離れた数字であること、余りにも今までの児童福祉の取り組みが否定されていること等あり、驚きを超えた怒りの声が今、上がっています。

県は、この新ビジョンが求める社会的養護の推進にどう対応されていくのか、再度、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 都道府県社会的養育推進計画でございますが、ことし7月に国から示された策定要領におきまして、現行計画を全面的に見直し、2019年度末までに策定することが求められているところでございます。

県といたしましては、新たな計画の策定に向けて、現在、児童養護施設等の関係団体との意見交換を行うとともに、家庭での養育が困難となり、支援が必要となる子供の数の見込みや、そのうち里親等委託が必要な子供の割合等の推計作業などを進めているところでございます。

○図師博規議員 やはり前向きに捉えられているという感じがいたしますが、そもそも、この国の示した新しい社会的養育ビジョンが示された背景には何があったのか、今までは15年かけて里親委託率も3分の1、33%程度に引き上げていきなさいということ求めたいにもかか

わらず、それをその成果、その計画の進捗を待たず新たなこのビジョンを示してきました。私には押しつけてきたように思われますが、実際、この新ビジョンが示される背景にはどのようなものがあったと福祉保健部長はお考えでしょうか。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 日本では、平成6年に「子どもの権利条約」を批准しております。その実現のための取り組みを推進していく責務がございます。

このような中、平成21年の国連総会において、3歳未満の児童の代替養育は家庭的環境を基本とする指針が採択されまして、翌22年には、国連から日本に対し、条約や指針を実現するための具体的な対応が求められました。

これらを受け平成23年に、国の審議会において、欧米主要国の高い里親委託率を踏まえ、日本でも3割以上へ引き上げるべきとする考えが示され、これが現在の家庭的養護推進計画につながっております。

その後、さらに、条約の理念である「子どもの権利」について法律に規定すべきという議論が高まったことなどにより、平成28年に家庭養育優先の原則等を盛り込んだ児童福祉法の改正が行われたところであります。

新しい社会的養育ビジョンは、その改正法の理念を具体化するため、平成29年に取りまとめられたものでございます。

○図師博規議員 答弁にもありましたが、今回の急展開は、国際条約でもある児童の権利条約に批准していることが関係していると考えられる、そう考えるのが自然だと思います。

それでは、今答弁にもありました諸外国では、この里親委託率はどのような数字になっているのでしょうか、福祉保健部長、お願いしま

す。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 厚生労働省の示した2010年前後の主な国・地域における里親委託率の資料によりますと、その時点で日本が12%であるのに対しまして、ヨーロッパではイギリスが71.7%、北米ではアメリカが77%、東アジアでは香港が79.8%という状況にございます。

○図師博規議員 大変わかりやすいですね。

欧米の数字に重ねますと、新ビジョンが出しております75%という数字も見えてくる場所があります。欧米に追いつけ追い越せで新ビジョンが示されたと言っても過言ではないでしょう。

私は先月、アメリカのマサチューセッツ州ボストンでカウンセリングサービスディレクターをされているティア・キンバーク氏の講演を聞き、意見交換をしてみました。講演の内容は、アメリカの里親制度とその実態の解説でした。私は、日本が新ビジョンを目指す上で貴重な情報収集ができると、食い入るように話を聞きました。

すると、その内容は衝撃的で、昨年、ボストンの里親ケアシステムで預けられていた子供のうち35人が死亡しており、アメリカ全土では、昨年だけでも336人もの子供が亡くなっている。原因は、里親が関係する暴力や事故、さらには食事を与えないなどのネグレクトであるということでした。さらに、児童福祉従事者いわゆるソーシャルワーカーが、ストレスと子供の安全性が確保できないなどの理由で、1年間に9割ほどが退職する事態となっていること。何より、児童福祉や里親、そしてそれを支える専門職に関する予算が枯渇していて、アメリカの児童福祉制度は破綻していると述べられました。

そして最後に、日本がアメリカから学ぶべきものは、アメリカの児童福祉制度を見習わないということと、つけ加えられました。

今まさに、国が示している里親に関する新ビジョンは、欧米の表面的な委託率を追いかけようとしているもので、それに関する予算措置や里親を育成・支援する体制も整わないまま、現場に押しつけようとしています。そのしわ寄せで被害を被るのは、まさに子供たちです。

では、本当に国が示す新ビジョンを県は追いかけるのか、また、今の計画を抜本的に見直していくのか、再度、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 里親等への委託に係る数値目標につきましては、国の示した策定要領におきまして、国の数値目標を念頭に、個々の子供に対する十分なアセスメントを行った上で、各県が設定することとなっております。

県といたしましては、関係者と丁寧に協議を重ねながら、県内の社会的養育の実情を十分に踏まえた、本県としての数値目標を設定してまいります。

○図師博規議員 現場との意見交換を最優先していただくことを期待します。以上で質問を終わります。（拍手）

○蓬原正三議長 次は、黒木正一議員。

○黒木正一議員〔登壇〕（拍手） 通告に従いまして、一般質問を行います。

中山間地域対策について、まず関係人口について伺います。

国立社会保障・人口問題研究所は、平成27年と比べ、30年後までの都道府県や市区町村別の将来人口推計を発表、東京や沖縄の人口増は15年間続くが、その後減少に転じ、全ての都道府

県で人口が減っていくと試算。本県の30年後の人口は82万4,806人で、平成27年と比べ25.3%減少する予測になっています。

中でも30年間の人口減少率が最も高いのが諸塚村の61.6%で、日之影町、美郷町、五ヶ瀬町、椎葉村もほぼ6割減少し、現在の4割規模になると予測されました。地方創生とはほど遠いものであります。

歴史を振り返れば、人口の約8割が中山間地域に暮らし、農業や林業や漁業に従事しながらふるさとを守ってきたという生き方は、1,000年以上も前から変わらない日本人のライフスタイルだったと言われますが、それが、わずか50年で一変した社会を私たちは今生きており、特に山間地域においては、さらに人口の減少は加速しています。

このような中、国も地方もさまざまな施策を講じているものの、仮に出生率が回復したところで人口減少を反転させることは不可能な人口構造まで移行しており、全体の人口が減る中で、地方自治体間で、定住人口という限られたパイの奪い合いを繰り返すことは、疲弊を生むだけである。

そこで、関係人口を第2住民として地方のまちづくりに参加させることで、活力を増していきこうという考え方があります。参勤交代のように、関係人口が都市と地方をにぎやかに行き来するようになれば、日本は息を吹き返すのではないかというものです。

総務省の研究会の中間取りまとめにも、注目すべきキーワードとして盛り込まれたり、現場レベルでも各地で活躍する活動家や研究者が、関係人口こそが重要だと唱え始めています。

関係人口は地域活性化の鍵と有望視されていますが、知事の考え方を伺います。

以下は、質問者席より伺います。(拍手)

〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

人口減少、少子高齢化が急速に進んで、地方において、地域活力の維持が困難と。そういう中で、今、御指摘がありました「関係人口」、さまざまな関係、また、さまざまな思いを寄せただけの人々につきましても、いろいろな形で地域活性化に寄与している事例が多く見られるところであり、大変注目をされております。

都市部に居住をしながら、さまざまなきっかけにより本県に思いを寄せ、ファンになっていただき、ふるさと納税を行ったり、例えば週末や長期休暇等に来県をして環境整備や祭りのボランティア活動を行うなど、さまざまな形で本県を応援してくださる「関係人口」に当たる方々というものは、場合によっては将来的に、移住・定住により地域の担い手となることも期待をされるわけでありまして、本県の活性化にとりまして大切な存在であると認識をしております。

県としましては、こうした関係人口を創出する、よりふやしていく取り組みを推進して、将来的な移住・定住に結びつけていく、また地域の活力に結びつけてまいりたい、そのように考えております。以上であります。〔降壇〕

○黒木正一議員 関係人口とは、住んでいなくても地域に多様にかかわる人々ということでしょうか。島根県は、「過疎」という言葉の発祥地で、都道府県で唯一、国勢調査開始時の大正9年の人口を下回っている、人口減少のトップランナーで、その危機感から、昭和50年から「新島根方式」と呼ばれる農業振興対策事業で、大分県の一村一品運動と並んで全国的に注

目された集落活性化に取り組んだり、平成4年からは「定住元年」と名づけて、26年前になりますけれども、人口減少や定住の対策に本気で取り組んでいるそうですが、関係人口対策にも早くから注目し、平成24年から毎年関係人口育成講座を東京で開講、6年で83人が受講し、6割近くが島根にかかわる活動をしており、3割近くが移住したとのこととあります。

関係人口を創出するためどのような取り組みが考えられるのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 関係人口を創出するためには、都市部の住民と地域がつながる機会を提供するとともに、そのつながりを継続させる取り組みが必要であります。

具体的には、都市部の若者等が、一定期間働いて収入を得ながら地域に滞在するワーキングホリデーの実施や、都市部において、地域への思いを喚起する交流イベントの開催、県外で本県の魅力をPRしていただく「みやざき応援団」などの取り組みがあります。

また、それらの方々に、定期的に本県各地域の情報を発信することや、地域への訪問を促すこと等により、きずなを保ち、深めることが重要であります。

県としましては、今後とも市町村や民間企業等と連携し、関係人口を創出するための取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 農林業センサスでも、このような問題意識が反映され、長い歴史の上でも初めて、前回、都市住民と農業集落の交流に関する質問項目が設けられ、全国約14万農業集落における、人口集中地区からの時間距離別活動状況の割合が示されております。

その中でも、グリーンツーリズムや定住推進の項目では、人口集中地区から所要時間1時間

から1時間半の集落で最も活発に都市住民との交流が行われており、1時間半以上になると極端に少なくなっています。

かつて、県内1時間構想というのがありましたが、この時間距離が都市と地方のつながりを生み、集落活性に結びついている。地方の交通アクセスの整備がいかに重要かがわかります。

また、内閣府の調査では、「農業の停滞や過疎化、高齢化などにより活力が低下した農村地帯に対して、どのようにかかわりたいですか」という質問に、「積極的にかかわりたい」という20代男性が大きく増加しています。若者の間に、新たな価値観が生まれていると考えられます。

関係人口の拡大のため、農山村側ができることは少なくないと思います。ただ、これ以上過疎化が進んだ場合、集落そのものが消滅することも考えられ、都会からの移住者などを受け入れるには、過疎化が進行しているが、まだ集落が消滅していないという過渡期に限定されます。

そこで、中山間地域等直接支払制度について伺います。この制度は、条件不利地域において農業生産の維持を図るという観点から、ヨーロッパ諸国の条件不利地域対策が先駆的事例として紹介されたり、日本型デカップリング等の議論がされる中、平成12年度から実施されてきました。

日本全体では、農用地のほぼ2割を対象とした制度で、本県においては棚田の多い西臼杵郡、東臼杵郡が対象農用地の多くを占めています。この制度は、本県においてどのように推移してきたのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（中田哲朗君） 中山間地域等直接支払制度につきましては、お話がありまし

たとおり、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するために支援を行う制度でございます。

本県におきましては、制度が始まった平成12年度に4,297ヘクタールで取り組みを開始し、その後、取り組み面積を拡大し、平成29年度には5,526ヘクタールとなっております。

近年は、協定参加者が高齢化し、取り組みの継続が難しくなった集落も出てきておりますが、平成27年度に、複数の集落が広域連携して活動の体制づくりを行った場合に支援が強化される仕組みなどが創設されましたので、制度の積極的な活用を推進し、中山間地域の持続的な営農の継続に努めているところでございます。

○黒木正一議員 この制度は、他の補助金などと比較して、共同取り組み活動に交付金の一定割合を充当できること、基金積み立てができること、創意工夫を発揮し多くの活動ができるなどの特徴があり、条件不利地域の生産コストの補填をすることで耕作放棄地を防止し、農地を維持するという農業政策の面と、共同取り組み活動で集落活性化を図るという2つの面を持っておりますけれども、制度の成果をどう考えているかを、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（中田哲朗君） 中山間地域等直接支払制度について、平成29年度に行いましたアンケート調査によりますと、取り組みを行っている集落の約8割が、「この制度がなければ耕作放棄地が増加する」と回答しており、また、集落の約9割が、「農地等を保全管理する協働意識が高まった」と回答するなど、耕作放棄地の増加の抑制や、集落のきずなを深める効果があったと評価しているところであります。

県としましても、この制度が、中山間地域の

営農を初め、集落を活性化させるために必要不可欠なものと考えておりまして、今後とも市町村と連携し、制度の有効活用にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 この制度がなかったら、相当な耕作放棄地が発生したことが想像されますし、共同取り組み活動で、さまざまな集落活性化に取り組んでいる事例が見られ、今後の制度の発展が望まれます。

また、国会議員による「棚田支援に関するプロジェクトチーム」ができ、そこが行った棚田保全に関するアンケート調査では、高齢化、後継者不足など人材不足、収入確保が課題とされ、収入源に中山間等直接支払いに大きく依存していることがわかります。プロジェクトチームでは、棚田地域を後押しする議員立法の制定を目指しているとのことで、農地を守るだけでなく、伝統文化を守ることもつながることであり、制度のさらなる充実に期待したいと思います。

次に、自然災害対策について伺います。

台風21号の被害状況に驚いているさなか、北海道で、これまでで最大震度の地震が起きました。被災者の皆様には、心からのお見舞い、お悔やみを申し上げます。今、日本は自然災害列島とも言える状況にあります。近年の災害の状況は、「天災は忘れたころにやってくる」から「天災は忘れないうちにやってくる」に、「異常気象」から「極端気象」に、また「これまでなかった災害」が「これまでになかった地域」で起こるなどとも言われるようになっております。このような中、避難のあり方、情報の共有など対応を考え直す必要があります。

そこで、土砂災害対策について伺います。西日本豪雨で、土砂災害による被害が際立った広

島県の犠牲者のうち約7割が、土砂災害警戒区域などあらかじめ災害が想定された地域で亡くなっています。平成26年の広島土砂災害を受け、自治体などが避難体制を整備する必要がある警戒区域の指定を急いでいますが、本県の指定状況を県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県では、土砂災害の危険な箇所を周知するために、地形などの基礎調査を行った上で地元説明を行い、市町村長の同意を得られたものから、順次、土砂災害警戒区域等の指定を進めております。

平成30年8月末の進捗状況につきましては、基礎調査を予定している1万4,700カ所のうち、1万647カ所の指定を完了したところです。

このうち、土砂災害の危険性がより高い8,863カ所については、土砂災害特別警戒区域に指定をしております。

基礎調査につきましては、危険な箇所をより早く住民に周知するために、1年前倒しして、今年度中の完了を目指しているところであります。

○黒木正一議員 次に、土砂災害危険箇所についてであります。県では、土石流、地すべり、急傾斜の崩壊が発生するおそれがある箇所を定め、順次整備を進めていますが、その整備率を伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 土砂災害危険箇所は、土石流、地すべり、急傾斜地の3つの危険箇所に分類されております。

県内には、土石流危険渓流が3,239カ所、地すべり危険箇所が273カ所、急傾斜地崩壊危険箇所が8,314カ所、合計で1万1,826カ所の土砂災害危険箇所がございます。

このうち、被害想定区域内に人家が5戸以上ある箇所や、公共施設等の人の集まる箇所な

ど、4,366カ所について、優先的に整備に取り組んでいるところであり、その整備率は、平成30年3月末で29.7%となっております。

○黒木正一議員 順次、危険箇所の整備は進んでいるものの、まだまだであることから、避難対策が重要であります。土砂災害の危険性が高いとされる警戒区域で多数の犠牲者が出たことは、区域指定が避難行為につながらなかったわけで、避難意識を高める対策が課題と言えます。

西日本豪雨の被災地で7月末、台風12号が接近し、約152万人に避難勧告などを出したものの、実際に避難したのは600人、わずか0.4%と、被災直後でも、自分のところだけは大丈夫という災害心理が働いたのかもしれない。

「人は逃げない」ということを前提に、「いかに避難を促すのか」。これまで経験したことがないような災害が迫っているとき、限られた情報の中でいかに住民を迅速に避難させるか、難しい判断を迫られることとなります。

避難勧告・避難指示などの発令は市町村長に権限があり、重要なのは、防災情報や今後の予測などの情報の共有であると思いますが、市町村長への支援対策はどうなっているのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県では、大雨警報が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まった場合に、市町村単位で土砂災害警戒情報を宮崎地方気象台と共同で発表しております。

この情報を確実に伝達するために、該当する市町村へメールまたはファクスを送信するとともに、電話でも連絡をしております。

あわせて、地域を特定できるように、1キロ四方ごとに危険度を色分けした情報も提供して

おります。

さらに、昨年6月からは、市町村長に直接、情報提供する「ホットライン」の取り組みを開始しており、避難勧告等の発令が的確に判断できるよう支援しているところであります。

今後とも、住民の早期避難が図られるよう、市町村との連携を強化してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 人災が発生した場合、必ず問題・課題として取り上げられることが、避難指示などのタイミングの適切さであります。市町村が混乱していても、大切な情報が伝わるようなホットライン体制が重要と思います。

避難情報を発令する前提として、安全な避難所の設置があります。西日本豪雨でも避難所の被災が問題になりましたが、避難所に適した場所が少なく、リスクを抱えながらの指定に頭を悩ませる自治体も多いのではないかと思います。土砂災害危険箇所の整備率について伺いましたが、その整備には莫大な時間と費用がかかることから、特に住居が点在している山間地域では、将来の人口予測も考えると、安全な避難所を設置し、そこを拠点とした住居の移転も視野に入れた新たな公共事業も必要ではないかと思えます。

8月の初めの日曜日、熊本県境にある椎葉村不土野地区に行きました。8月の初めには、県内の多くの地域で地域総出での道路清掃が行われていますが、不土野地区でもそうでした。ただ、朝早く小学校に地区の住民、年寄りから子供まで集まり避難訓練を行い、それから全員で道路清掃をしていると聞き感心しました。日ごろから訓練を行い、地域の安全は地域で協力して守るという心構えが大切だと思います。

さて、市町村の職員は人員削減で、土木職も

極めて少なく、いざという時の大災害対応力は脆弱なものがあると言われていています。今回、大規模な災害発生時に市町村を応援する新しい取り組みを県土整備部の退職者が始めると聞きますが、その概要を県土整備部長に伺います。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 県では、平成17年台風14号以降、大規模な災害が少なくなっている中、過去に災害復旧を経験した技術者が退職し、減少していることから、ことし4月、対応力強化のため、災害復旧エキスパート制度を創設しました。

この制度は、大規模な災害が発生した場合、市町村からの要請に基づき、災害復旧業務の経験や専門知識を有する技術者を派遣し、指導・助言を行うなど、ボランティア活動により市町村を支援するものです。

災害復旧エキスパートは、支援団体から派遣することとしており、ことし8月、県土整備部の退職者で構成される団体がその支援団体に登録されたことから、運用を開始したところであります。

県としましては、当制度の活用により、市町村職員の技術力向上が図られますとともに、迅速な災害復旧に資するものと考えております。

○黒木正一議員 8月に運用を開始したということですが、余り活躍してもらったら困るわけですが、市町村にとりましては、本当に安心につながるありがたい制度だと思います。

次に、災害時の外国人支援について伺います。

日本で働く外国人は約128万人と、年間で2.8倍に増加、来年4月には新在留資格の創設があり、さらに増加することになりますし、またインバウンドも大幅に増加しております。そのような中、災害時における、言葉の不自由な外国

人の支援策も課題と言えます。

日本人の場合、地震国であり、子供のころから防災訓練・研修など教育を受けているものの、外国人の中には、地震などの災害がどんなものか、どんなリスクがあるのか知らない人が多いとも言われています。

東日本大震災では、仙台市や茨城県が災害多言語支援センター、熊本地震では、災害支援センターを設置するなどの対応をしています。

また国は、東京オリ・パラが開催されるに当たり、災害情報の伝達、避難誘導のあり方に関するガイドラインを策定したとも聞きます。外国人住民の防災対策や災害時の支援について本県の取り組みを、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 外国人住民は、日本語が不自由であったり、日本の生活環境になれていないことも多いため、災害時には特に配慮が必要であると考えております。

そのため、県といたしましては、日ごろから防災知識の普及・啓発を図るため、県国際交流協会を通じまして、多言語による防災パンフレットの提供を行うほか、外国人向けの防災講座を開催しております。

また、外国人災害サポートボランティア養成講座等を開催し、地域や避難所において外国人を支援する人材の育成に努めているところであります。

さらに、実際に災害が発生した場合には、市町村と連携しながら、多言語による情報提供を行うほか、一層の支援が必要な際には、速やかに、県国際交流協会内に窓口を開設し、生活相談などへの対応や、通訳ボランティアの派遣等を行うこととしております。

○黒木正一議員 いろんな対応をしていること

がわかりました。

次に、林業に関して伺います。

まず、災害に強い森林づくりについてであります。

森林は本来、土砂災害、流出防止の役割を持っていますが、近年、台風・大雨などによる森林災害が多発しております。このため、森林面積の約6割を占める人工林を中心として、本来の機能を十分に発揮できるよう森林の健全性を高める対策が必要でありますし、そのためには間伐など人の手を加えなければ、健全で多様な機能を持つ森林は造成できません。

しかし、収穫期を迎えた本県においては皆伐が進んでおり、適正な規模の施業による災害防止が欠かせません。

森林からの土砂流出量は、裸地の場合と森林を比較すると、森林の場合が150分の1とも言われており、さらに、大面積皆伐は土壌の保水力の低下などで災害などに結びつく可能性があることから、しっかりしたガイドラインづくり、指導体制を求める声を聞きます。

自然災害を防止する伐採指導と再生林に向けた県の取り組みについて、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（甲斐正文君） 自然災害を防止するためには、林地の保全に配慮した伐採を行うとともに、伐採後は、速やかな再生林を実施することが重要であると考えております。

このため県では、市町村や森林組合等と定期的に伐採現場のパトロールを行い、現場からの土砂や枝葉などの流出防止等を直接指導するとともに、今年度からは、適正な伐採の普及を目的に、県内の伐採事業者が自主的に行う研修を支援しているところであります。

一方、再生林につきましては、伐採後、直ち

に造林する「一貫作業システム」の事業化に取り組むとともに、「山会議」におきましても、再造林を最重要課題として取り上げ、関係者一丸となって対策を協議、検討しているところがあります。

県としましては、これらの取り組みを通じて、自然災害を防止する伐採及び再造林の推進に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 この前、霞が関フォーラムに参加をいたしましたら、木材利用技術センターで所長をされておりました有馬先生とお会いしまして、「宮崎県の林業はどうなっていますか」と聞かれたものですから、「新しい需要ができて、非常に山が動き出しました。ただ、大面積の皆伐が進んだり、その後の再造林、一体、人材が確保できるのか、そういうのが心配です」というような話をしましたら、有馬先生は、「おやじ元気で留守がいい事業はどうでしょう」という話をされまして、「どういうことですか」と言いましたら、「都市部の人退職されて、家でうろうろされたら奥さんが困るんだ。ですから、そういう人たちを対象にして、できる仕事を自由な時間でやる仕組みをつくる。苗づくりとかできますよ。ほかにもいろんな仕事ができますし、恐らく行く人おりますよ」という話をされておりました。考えてみますと、空き家対策とか、いろんな健康長寿の対策とか、山村と都市との交流とか、いろんなものに結びつくのかなというような気もしたんですけども。「おやじ元気で留守がいい事業」、宮崎県で最初に取り組んだらどうでしょう。これは有馬先生のアイデアでありました。

災害に強い山づくりといえますと、それに期待されるのは、広葉樹中心で山づくりが行われます「企業の森」活動、これに期待されること

が大きいわけでありますけれども。この「企業の森」活動は、地球環境問題が叫ばれ、企業の果たすべき責任が言われるようになり、また、人工林の手入れ不足や里山の荒廃、林業就業者の減少・高齢化が進行する中で、地方自治体からも参加を期待する動きが出始める中、受け入れ体制整備が急速に進められてきております。

企業の森づくり活動の実施箇所は、全国で1,500件を超え、ここ10年でほぼ3倍になっているとのことで、森林組合の事業量の確保、また都会の企業との交流も期待されているところであります。本県においては、平成18年に「企業の森づくり制度」を創設していますが、制度の取り組み状況について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（甲斐正文君） 県では平成18年度から、県の森林環境税を活用して、県民の理解と参画による森林（もり）づくりを推進しております。

その中で、社会貢献活動として、森林（もり）づくりに取り組む企業に対し、森林（もり）づくりの情報やノウハウの提供、また、森林所有者とのマッチングなどを通じて、企業の森づくり活動をサポートしてきたところであります。

この結果、企業の森づくりのことし8月末までの実績は、34の企業との間で50件の協定を締結し、協定締結済み面積は約360ヘクタールとなっております。

協定を締結していただいた企業におかれては、植栽や下刈り、間伐などを実施することにより、本県の森林環境の保全に協力いただいております。

○黒木正一議員 この取り組みが企業と地方とのつながりになればいいなと思います。

次に、鳥獣害対策について伺います。

8月の末に、千葉県南房総市に行きました。驚いたのは、東京都心から70～80分の時間距離でありながら廃校になった小学校が、道の駅になってにぎわっていたり、サイクルツーリズムの拠点施設に活用されているところもあり、周りに住宅が多い地域で学校を存続できない少子化の現実に、複雑な思いでありました。

また、南房総市だけで年間6,000頭のイノシシを捕獲しており、廃校を利用したジビエレストランの計画があることにも驚きました。イノシシも都市近郊に向かっています。

さて、本県では、鳥獣害対策をより円滑にするとして、技術指導や人材育成の面での的確に支援し、被害防止に迅速に対応する部門として、平成24年4月、鳥獣被害の深刻な中山間地域に位置する林業技術センター内に鳥獣被害対策支援センターを設置しましたが、今年度から総合農業試験場へ移管しています。その理由について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（中田哲朗君） 鳥獣被害対策支援センターは、中山間地域の鳥獣被害に対応するため、平成24年度に美郷町の林業技術センターに設置し、鳥獣被害対策の支援を行ってきたところでもあります。

その結果、農林作物の鳥獣被害は年々減少している状況にあります。依然として大きく、近年では、中山間地域だけでなく、平野部におきましても被害が広がっている状況でございます。また、農産物の被害の割合が大きい状況となっております。

このため今年度から、鳥獣被害対策の窓口を農政水産部に一元化するとともに、県内各地での現地活動や研修会を効率的に実施するため、また被害額が大きい農産物に精通した試験場の

研究員の知見を対策に生かすために、林業技術センターから総合農業試験場に移管したところでもあります。

今後とも、効率的な現地活動や研修の充実を図り、効果的な鳥獣被害対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 鳥獣被害対策支援センターの看板を掲げたのは、牧元元副知事ではなかったかと思いますが、牧元元副知事が林野庁長官に就任されました。大変うれしいこととございまして、今後の御活躍を期待申し上げます。来年は林業大学校が開講になりますけれども、林野庁長官が宮崎の林業大学校を見たいと言って来たときに、私の掲げた看板がないじゃないかと思うかもしれないなという気もするわけでもあります。同じ美郷町で行われました知事とのふれあいフォーラムですか、あのときに若い林業者の人から、今のままの対策では及ばない、新たな対策を考えてほしいというような強い要望がありましたけれども、場所は変わったとしても、これからしっかりとした対策をとっていただきたいと思っております。

次に、地域林政アドバイザーについて伺います。

これまでの森林法の改正などにより、市町村の役割は大きくなってきています。さらに、来年4月には森林経営管理法が施行され、「経営管理権集積計画」の作成など、新たな森林管理システムがスタートし、市町村の役割がますます大きく重要となってまいります。

しかしながら、市町村の林務の専門職員は全国で約3,000人で、3分の2の市町村は、こうした職員がゼロか1人とマンパワー、知識双方とも不足している状況にあり、市町村に期待される役割を十分に果たせる体制とはなっていない

とされています。

このような中、市町村の森林・林業行政を支援する「地域林政アドバイザー」制度を創設することとなっており、国はその育成に向けて、民間の林業技術者などを対象に、専門的知識の習得を支援する事業にも取り組む予定と聞いております。

市町村が地域林政アドバイザーを確保する上で、県はどのような支援を行うのか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 来年度からスタートする新たな森林管理システムを、市町村が円滑に推進するためには、国の地域林政アドバイザー制度を活用することも大変有効な手段と考えております。

地域林政アドバイザーになれる者は、森林総合管理士や林業普及指導員、森林施業プランナーなどの資格を有する者のほか、地域の森林・林業事情に精通し、林野庁が実施する研修を受講した専門的知識を有する者となっております。

県としましては、市町村がアドバイザーを確保しやすくなるよう、国や県、森林組合のOBなどの有資格者の名簿を作成し、希望する市町村へ紹介、あっせんするなどの支援を行ってまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 次に、森林環境譲与税の用途について伺います。

本県は、全国に先駆けて本格的な主伐時期を迎えており、再生林を確実に実施していくことが喫緊の課題であります。このような中、再生林の推進については、下刈りなど森林整備を行う担い手の確保・育成や低コスト造林など、取り組むべき多くの課題があります。

一方で、森林環境税、森林環境譲与税が創設

され、市町村が実施主体となる新たな森林管理システムによる森林整備が推進されることとなります。

来年度予算の概算要求では、森林整備事業予算では新税を財源とするすみ分けを明確にするため、再生林支援策を強化するという話もあり、また、税の3割は人口に応じて配分されることから、森林はないが人口は多い大都市にも相当額が配分されることもあり、その用途が注目されているところであります。

林業団体からは、市町村が円滑に事業を執行できるように、その用途に関する詳細かつ的確な情報を求める要望がありますが、県の検討状況について環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（甲斐正文君） 国の森林環境譲与税につきましては、来年度から始まる新たな森林管理システムの円滑な実施などのため、市町村及び都道府県に譲与されることとなっており、来年1月の通常国会において関連法案が審議される予定であります。

そのため、現時点では、国から用途についてのガイドラインが示されておりませんが、平成30年度税制改正大綱で示された用途の範囲をもとに、制度の実施に当たり充当できる事業の検討を行っているところであります。

このようなことから、市町村においては、森林所有者みずからが経営管理できない森林について、その整備等の前提となる林地台帳の整備や、森林所有者への移行調査等に、また、県は、市町村職員の研修や地域林政アドバイザーのあっせんなど、市町村の実行体制確保のための支援等にそれぞれ活用することを想定しているところであります。

○黒木正一議員 新たな森林管理システムを円滑に進めるために使われるということのようで

あります。細かな使途は示されていないようですが、新システム、新税の導入で、林業政策の転換期であり、現場の混乱も予想されます。加えて本県は、27年連続杉素材生産日本一と、林業のトップランナーであり、それはまた、課題先進県でもあります。

関係団体からは、新税を本県の喫緊の課題である再生林への有効活用を求める要望が複数来ています。再生林対策への新税の対応は難しい方向のようではありますが、現場の声にもしっかりと耳を傾け、それを国に届け、新税を活用した全国に誇れる宮崎モデルをつくり上げなければならぬと思います。

知事は、国の森林環境譲与税の活用も含め、林業先進県として、今後どのように取り組みを考えているのかを伺います。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のように、杉の素材生産量が全国トップの本県は、全国を代表する森林業のトップランナーであると、自負しておるところではありますが、そのような本県におきましても、森林の所有地が分散化し、また、伐採現場がより条件の厳しい奥地に移行している、また誤伐・盗伐の問題、所有者不明森林の増加等の課題に直面している状況にあります。今回の新たな森林管理システムは、持続的な森林経営を推進する上で有効な制度であると考えております。

そのため、森林環境譲与税を、市町村と適切な役割分担を図りながら積極的に活用しまして、全国に先駆けて、いち早く、このシステムを軌道に乗せてまいりたいと考えております。

一方、本県では、森林環境譲与税の使途となっていない伐採後の再生林の着実な実施など、重要な課題も抱えているところでもあります。

私としましては、既存事業の拡充を初め、県民の皆様の理解を得ながら、県の森林環境税も効果的に活用して、再生林対策の強化や林業生産の効率化・省力化、また、若手人材の育成・確保等に積極的に取り組みまして、全国のモデルとなる林業の成長産業化と資源循環型林業の確立を図ってまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 新しいシステムが始まりますので、県内どの地域も同じ情報が共有できるようにして、うまくスタートできるように、いろんな御指導をいただきたいと思います。

次に、観光行政について伺います。

先日、県の総合計画審議会の重点施策「新しいゆたかさ展開プログラム」について、平成29年度の取り組みの評価の答申結果が公表されました。8分野のうち、「観光再生おもてなし」がC評価となり、また内部評価では、「人材育成プログラム」の子供たちの「生きる力」の向上などによる将来世代の育成促進もC評価で、特に郷土への誇りや愛着を育む「ふるさと学習」のさらなる充実を図るなど、将来世代の育成に向けさらに取り組む必要性が指摘されています。

そこで、観光教育について伺います。

訪日外国人観光客の増加に伴う観光産業の活性化は、日本の大きな課題となっていることから、観光庁は、子供たちが地元の観光資源への理解を深める観光教育の充実を目指し、国内外から収集した事例をもとにモデル授業案を作成し、全国の小中学校、高校から協力校を選定し、作成した授業案を活用した授業実践に取り組む予定とのこととあります。

観光教育は、地域の宝探しでもあり、まさに「ふるさと学習」ではないかと考えます。観光人材の育成につながることを期待されますが、

観光教育の取り組みについて教育長に伺います。

○教育長(四本 孝君) 観光庁が進めます、地域の魅力的な資源等を理解し、関心を持ち、その魅力を内外に発信するという、いわゆる「観光教育」につきまして、本県におきましては、主に「ふるさと学習」として実施をされております。

例えば中学校では、総合的な学習の時間で学んだ地域の魅力を修学旅行先でアピールしたり、市町村の子供議会等で、地域の魅力を高めるため、観光地への集客方法についても提言したりするなど、地域の特性を生かした取り組みが進められているところでございます。

県教育委員会といたしましては、今後、観光庁が示した「観光教育」の先進事例等も参考にするなど、地域の魅力を理解し、発信するといった活動の一層の普及・啓発に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 高校の学習指導要領改訂では、地理の教育内容の主な改定事項の一つ「職業教育の充実」に、「観光ビジネス」が盛り込まれたとのことですが、鹿児島県旅行業協会では、さまざまなマーケット需要に対してより一層の知恵、企画力など新たな商品造成力が求められている中、高校生以上の学生を対象とした、若者ならではの自由な発想でユニークな着地型旅行プランを募集する事業を継続して実施しています。教育機関、参加学生が連携することにより、地域の観光素材を見詰め直して利活用する機会をふやすよいきっかけとなり、観光業の体験や即戦力の基礎づくり、人材育成にもつながっているとのこととあります。

さて、本県では、魅力的な観光地づくりを牽引する人材を育成するため、「観光みやざき創

生塾」を設置していますが、その概要について商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長(井手義哉君) 県では、観光業や観光地づくりに携わる意欲的な方々を対象に、マーケティングやマネジメント手法を実践的に学ぶ観光みやざき創生塾を平成28年度から開設しているところでありまして、今年度は38名の方が受講されております。

これまで、既に91名の方が修了し、それぞれの企業や地域で活躍されておりますが、講師陣の継続的な指導やOB交流会の実施などを通じまして、地域資源を生かしたサイクルツーリズムの立ち上げや、塾生OB同士による、それぞれの地域の食材を生かした新商品開発が始まるなど、成果も見え始めたところでございます。

今後とも、講座内容の充実に努めますとともに、市町村や民間事業者等と連携しながら、塾生のフォローアップやネットワークの強化を通じまして、本県観光をリードする新たな担い手の育成に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 塾生の今後の活躍に期待したいと思います。

次に、ひむか神話街道について伺います。

ひむか神話街道は、松下政経塾生で宮崎県出身の田丸拓也氏が、平成2年、「宮崎神話街道」構想を提言、高千穂町の天岩戸神社から高原町の皇子原公園に至るおよそ300キロメートルの広域観光ルートで、沿線には、天孫降臨や日本書紀・古事記にまつわる神話や平家落人伝説の舞台となる場所があり、平成15年6月に全線開通、大規模施設に依存することのない観光開発であり、物語のある周遊型観光道路であるといった説明がされています。

沿道には伝説の説明やルート、祭りなどの案

内板が設置されていますが、舗装が剥がれている箇所などもあり、観光客に尋ねられても、よい道だと勧められないという話を聞きます。また、幅員が狭いところなどもあり、毎年、改良整備の要望もあります。

この神話街道、観光資源としてどのような位置づけがされているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） ひむか神話街道は、神話・伝説をテーマにした広域周遊ルートとして、県内9つの市町村の国県道や林道などをつなぐことで沿線の交流人口の増加につなげようと、平成14年に設定したものでありまして、県ではこれまで、道路標識や看板、モニメント等を設置するなどして、「神話のふるさと宮崎」のイメージアップや情報発信に活用してきたところであります。

県内各地に数多く残る神話や伝説は地域の大切な宝でありまして、本県観光の大きな強みでもあります。今後とも、その魅力の効果的な情報発信等に努め、さらなる観光誘客につなげてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 数年前ですけど、高千穂で行事があったときに、横田議員も一緒だったんですけれども、きょうは時間があるから神話街道を歩いて帰りたいということで、ホテルで、「どこで乗ったらいいでしょうか」と聞いておりました。そうしましたら、ホテルの人から、「きょうは雨が降っているから通らないほうがいいですよ」と言われて、「そんな悪い道なの」と聞かれたことがあります。私も通るのは一部だけではありますが、確かに舗装が剥がれておったりして、自治体にどうするのかと話を聞いても、いろいろ負担になっているという面もあるようであります。今ちょうど、その

記紀編さん記念事業を展開中でありまして、それが終わるまでには、改良整備というのは難しいかもしれませんが、せめて補修ぐらいはしてもいいのではないかと思います。

最後になりますが、観光地のトイレの整備について伺います。

大分県は観光地の魅力向上を図るために、「ピカピカトイレ来県おもてなし」と称して観光・公共施設の公共トイレの整備を行い、洋式化、老朽化した便器の交換や内装の修繕、バリアフリーで手すりの設置改修、男女別への変更、多目的トイレを加えるなど、改築や新築する市町村に費用の2分の1を助成し、本年度は50カ所を整備し、秋に行われる国民文化祭、障害者芸術文化祭までにその多くを終えるとのことで、「トイレは大きなおもてなしの一つで、きれいなトイレで迎えたい」と取り組んでいるようであります。

本県でも、観光交流の飛躍的な拡大が期待される国文祭や国体などを控えており、この時期を逃さず、世界から選ばれる観光県を実現することを目指して、「未来創造基金」を設置しております。主な取り組みとして、美しい宮崎づくりの推進や宿泊施設などのバリアフリー化などにも取り組むことになっております。観光地のトイレの整備の考え方について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 観光地におけるトイレの環境は、旅行者の旅先での印象を左右する重要な要素の一つであると認識しております。

そのため、県におきましては、市町村などが行う魅力ある観光地づくりに対する支援の中で、トイレの改修等についても対象としているところであり、また、国においても、市町村や

民間事業者が行う観光地のトイレの洋式化等を支援する制度を設けております。

県といたしましては、引き続き、市町村等に対し、国や県の支援制度の活用も促しながら、本県を訪れた皆様に「また来たい」と思っただけのような観光地づくりに努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 これは必ずしも比較対象にはならないと思うのですが、本県の公立小・中学校の洋式便器の割合は31.4%であり、全国平均の43.3%を下回っており、全国で下から4番目です。観光施設、公共施設がこの割合で、全国よりもかなり低いというわけではないと思いますが、宮崎の場合、学校の耐震化を先に進めたということもあるのかもしれませんが、やはりまた来たいと思うおもてなし、どうやったらできるのかということ、今後しっかり考えていく必要があるのではないかなと思います。

以上で私の質問を終わります。(拍手)

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時40分休憩

午後1時0分開議

○外山 衛副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) 通告に従い、順次お伺いしてまいります。

まず、物流対策の海上輸送力についてお伺いをしてまいります。

私は今日までの議会において、本県の産業を推進する中で、大消費地から遠隔地にある本県

の最も大きな課題の一つに、トラック業界、宮崎カーフェリーの抱える課題等についてお伺いしてまいりました。

前回も述べましたが、昨今、トラック業界は、慢性的な人手不足に陥っているため、ドライバーが休める長距離フェリーのトラック利用は伸びてきております。

宮崎カーフェリーは日によっては満船となるため、乗船できなかったトラックは、労働基準の改正前であれば、そのまま陸路を長時間運転して関東、関西方面に走っていたのでありますが、改正後は労働時間の規制等により、大分県の港や鹿児島県志布志港から乗船するか、延着を前提に陸路を走っております。

ドライバーを確保するためには、給与の引き上げや待遇改善を図ることが必要であり、そのためには、荷主や荷受けなどさまざまな段階での合意形成が重要であると、今までの一般質問の中で指摘してまいりました。

その後、宅急便業界を中心に、運賃引き上げや再配達制限などドライバーの勤務実態の改善を図る動きが出てきたことは、待遇改善に向けた第一歩であると考えております。

そのような中で、去る8月9日付日経新聞に、トラック運賃が大幅に上昇しているとの記事が載っておりました。運賃上昇の主な理由として、7月の西日本豪雨による被災地域内のトラックが水没し、さらにはJR貨物の運休によりトラック輸送に切りかえる荷主が増加したこと、連日の猛暑で飲料などの荷動きが活発になっていることが挙げられておりました。

日本貨物運送協同組合連合会によりますと、2010年4月を100とした運賃指数は、ことし7月には123となっており、7月としては過去最高の運賃となっております。

J R貨物の運休は、関西と九州を結ぶ山陽本線の一部が10月まで続くということでありまして、九州の物流環境は、前回の質問当時よりも一段と厳しくなっております。

一方、トラック輸送の環境が変化する中で、大消費地から遠隔地にある本県が、安定的に農畜産物や工業製品を輸送、販売していくためには、海上輸送力の確保が重要であることから、宮崎カーフェリーのリプレースに向けた取り組みについてもお伺いをしてまいりました。

その後、宮崎カーフェリーは、高速道路料金引き下げや、燃油高騰による収支悪化、多額の累積債務、さらには新船造船の資金調達の課題などから、ことしの3月に、現在の会社に事業譲渡が行われております。

昨年11月30日付の産経新聞によりますと、事業譲渡の際の記者発表の席上、政府系ファンドの地域経済活性化支援機構の今井社長は、「県が主体的に出資し再生を図るのは、我々としても初めてだ。ぜひ成功させたい」と意気込みを語っておられます。

また、知事も昨年、「本県の長距離フェリー航路を本県経済の生命線と考え、県内経済界等と連携して、航路の維持・発展に全力を挙げて取り組む」と答弁しておられます。

海上輸送力の強化に向けて、大変心強い言葉ではありますが、先月8月10日の宮日新聞には、「宮崎カーフェリーの臨時株主総会で、宮崎県の郡司副知事を社外取締役に迎え入れることを決定した」という記事が掲載されておりました。

そこで、お伺いをしてまいります。

平成28年9月の私の一般質問で、宮崎カーフェリーのリプレースへの支援などお伺いしてから、環境が大きく前進していると思います

が、どのような経緯で新会社ができなのか、また社外取締役に副知事が就任することになった経緯について、総合政策部長にお伺いをいたします。

以下、質問者席にて行います。(拍手)〔降壇〕

○総合政策部長(日隈俊郎君) お答えいたします。

長距離フェリー航路は、県産品を大消費地に輸送する大変重要な航路ではありますが、船舶の老朽化が進んでおり、新船の建造が最大の課題となっております。

一方で、旧会社につきましては、財務状況から、新たな投資が困難であったため、県や地元経済界等の「オール宮崎」が結束した新会社で航路を担っていくことが最善の方策であるとの結論に至り、旧会社の債務を整理の上、本年3月に新会社を設立したところであります。

新会社の経営陣は、社内の取締役に加え、財務や事業再生の観点から、金融機関や地域経済活性化支援機構が社外取締役に派遣しておりますが、さらなる経営安定化のためには、観光や物流の利用促進等の観点から助言が必要であるとの判断から、県に対し、就任の要請がございました。

県といたしましては、農産物の生産や輸送、観光等に関する地元のニーズを集約し、経営によりの確に反映させる必要があるものと考えましたことから、要請に応えることとしたところであります。以上であります。

○山下博三議員 本県が運航主体の事業継承に時間を費やしている間に、鹿児島県の志布志―大阪航路には、本年5月15日に、新船である「さんふらわあ さつま」が、また、9月15日には2隻目の「さんふらわあ きりしま」が就航を

いたします。いずれも25年ぶりの新造船ということでもあります。

総トン数も、従来の1万2,415トンから1万3,659トンと大型化したことにより、トラックの積載台数が16%増強され、関西―九州間の物流を担う大動脈としての役割を強化したということでありました。

また、「さんふらわあ」の利用に際しては、予約時に鹿児島―志布志間の連絡バスに申し込むと無料で利用できるなど、官民一体となって利用促進に向けた取り組みがなされております。

郡司副知事は、知事の「本県の長距離フェリー航路を本県経済の生命線と考える」との答弁を踏まえ、どのように航路を維持していきたいのか、決意のほどをお伺いいたします。

○副知事（郡司行敏君） 本県唯一の長距離フェリー航路は、大消費地から遠隔地にある本県にとりまして、農畜産物を初めとする県産品の長距離輸送を確保していく上で極めて重要な航路と言えます。

近年、トラック輸送のニーズが増加している中、特に本県の農産物の出荷がピークを迎える冬場を中心に、貨物を載せ切れていない状況がございます。このような状況を改善することや、旅客ニーズに沿った客室の整備などが必要となっており、そのためにも、老朽化した船舶のリプレースが最大の課題であると、そのように考えております。

私といたしましては、社外取締役として会社の経営に参画いたしますが、農畜産物の生産や輸送、観光等に関する地元のニーズを集約し、経営に的確に反映させることに力を注いでまいりたいと、そのように考えております。特に新船建造の検討におきましては、県産品の輸送力

の向上や、関西等からの広域的な誘客促進といった、県の施策との整合を図ることも必要であると考えており、こうした点を通して、航路の維持や地域経済の発展が図られるよう、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 決意のほど、ありがとうございます。

28年2月議会にて、宮崎カーフェリーのリプレースに向けた検討状況についてもお伺いしております。当時は、「関係機関と連携してオール宮崎で取り組んでまいりたい」との答弁でありましたが、宮崎カーフェリーも「オール宮崎」の新体制となり、新たな方向性が見えてきたものと思います。

そこで、新船の発注時期はいつごろと見込んでおられるのか、また、海上航路を生命線として位置づけ、県内経済界等と連携して航路を維持していこうということではありますが、新船建造に向けて、県はどのような支援を検討しておられるのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（河野俊嗣君） 現在、本県と神戸を結んでおります長距離フェリー航路は、「本県経済の生命線」でありまして、この長期的かつ安定的な維持のためには、新船の建造が最大の課題と考えております。

この新船につきましては、就航の目標を4年後の2022年ごろとしております。建造期間を考慮しますと、来年度中を目途に発注する必要があるものと考えております。

現在、会社におきまして、エンジンや客室、トラックの積載台数など、新船のスペックについて検討作業が進められている段階であります。

その具体的な内容を踏まえつつ、県の支援につきましては、今後、具体的な投資額や将来の

収支計画等を精査した上で、会社や金融機関等と協議をしまいたいと考えております。

○山下博三議員 4年後の2022年に新船の就航を目標との答弁をいただきました。

設計から造船までは3年ほどかかると言われております。時間のない中で、来年度には県の支援がはっきりしてくると思いますが、本県経済のさらなる推進のために、物流対策のかなめであるカーフェリー対策、よろしく願いをいたします。

海上輸送については、6月27日付の宮日新聞に、八興運輸が平成32年1月に新たなローロー船を就航させるという記事が出ておりました。

船舶の大型化で積載量は約2倍になり、モーダルシフトや県産品の出荷増に対応し、トラック輸送と連携を図りながら、県内から大消費地への長距離輸送を支えていきたいと、三輪社長が意気込みを語っておられます。

新たなローロー船では、ベースカーゴである化学原料や木材の需要増に対応するのみならず、これまで手つかずだった農産品や小口混載貨物の輸送ニーズにも応えていくということでありまして、航路は現在と同じ細島一堺泉北港一宮崎港一細島港ということであります。

八興運輸のローロー船新船建造については、県はどのような期待をしているのか、総合政策部長にお伺いをいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 大消費地から遠隔地にあります本県にとりまして、大量輸送が可能な海上輸送の充実は、大変重要な課題であるとと考えております。

近年、ドライバー不足等を背景に、トラックから海上輸送へ切りかえる、いわゆるモーダルシフトの需要が高まっていることに加えまして、昨今の自然災害により、高速道路や鉄道が

使えない状況が多発しておりまして、海上輸送の役割は、ますます重要性を増しているものと受けとめているところであります。

このような中、八興運輸によるローロー船の大型化は、本県と大消費地を結ぶ物流ネットワークを強化するものでございまして、地元企業の成長や、今後の企業誘致の下支えになるなど、広く地域経済に寄与していただけるものと期待しているところであります。

○山下博三議員 知事の2期目の公約でありました、平成30年度末の本県への新規企業立地件数であります。150社の目標に対して、平成29年度末で142件と、ほぼ達成が確実であると考えます。公約実現に向けた御尽力に敬意を表します。

新規企業の立地、例えば日機装や宮崎キヤノンなど、大型の企業誘致が実現されたことで、本県から関西、関東に向けて出荷される貨物の量も飛躍的に拡大していくものと思われま

す。また、今後、引き続き企業誘致を進めるのであれば、当然、生産、出荷される製品の輸送手段まで考慮することが重要であります。

遠隔地にある本県として、安定した長距離輸送を確保し続けるためには、荷主や運送事業者が、海運、鉄道、トラックのそれぞれの費用や所要時間などの特性を踏まえ、適切な輸送手段を選択できるよう物流網を構築する必要があります。

このため、本県物流のネットワークの充実に向け、長期的な視点に立って、交通・物流ネットワーク戦略を改定すべきだと思いますが、知事の認識をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 大消費地から遠隔地にある本県において、安定した物流ネットワークを確保していくことは、外貨を獲得し、地方創

生を実現する上で、最重要課題の一つであると
考えております。

このようなことから、本県におきます交通及
び物流の関連施策を効果的に展開していくた
め、平成24年度に「宮崎県交通・物流ネット
ワーク戦略」を策定しまして、その後、平成27
年度に改定した内容に沿って、関係部局一体と
なって取り組んでいるところであります。

現行の戦略は、来年度に終期を迎えますが、
次の戦略を策定するに当たりましては、県内企
業や運送事業者の抱える課題を踏まえるととも
に、御指摘のありました、誘致企業の生産や物
流の動向なども把握をした上で、航路の充実や
港湾等のインフラ整備など、長期的な視点から
も、本県の物流ネットワークの充実が図られる
よう検討してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 平成28年度末の本県のトラッ
ク事業者数は625社、1万1,885両もの車両が本
県の物流を支えていただいております。

主力である生鮮品目の輸送について、市場の
要請から到着時間を指定されるケースが多く、
鮮度の問題もあり、結果として長時間の連続運
転につながっている状況であります。荷主側に
とって、輸送コストの削減は大きな課題であ
り、インフラの整備やモーダルシフト、船舶に
よる大量輸送等の効率的な輸送体系の構築が望
まれております。新たな「宮崎県交通・物流
ネットワーク戦略の策定」を要望しておきま
す。

次に、香港との連携についてお伺いをいたし
ます。

先日の宮日に、宮崎ー香港航路の直行便が10
月末で運航休止になるという記事が出ており、
突然の出来事にびっくりしたところでありま
す。

搭乗率は、直近の平成29年度が72.5%という
ことでありまして、これまで国内線で採算ライ
ンと言われていた搭乗率60~70%よりも高い中
での運休ということで、海外資本の厳しさに直
面したということでありましょうか。

同時に香港は、昨年、過去最高の輸出額46
億4,000万円を記録した本県農畜水産物の約4割
を占めており、宮崎牛や養殖ブリなどの重要な
輸出先であります。

そこで、農畜水産物の輸出や観光客の誘致な
ど、香港事務所設置による成果について、商工
観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 香港事務
所は、平成25年の開設以来、県内企業の輸出等
の海外展開支援を初め、観光誘客や宮崎の情報
発信、さらに現地でのネットワーク構築等に取
り組んできたところであります。

この結果、お話にもありましたように、宮崎
牛やカンショ、養殖ブリなど農畜水産物の香港
向けの輸出が、平成29年度には17億7,000万円
と、事務所設置前である平成24年度の約4倍に
ふえております。

また、観光誘客につきましても、平成29年の
香港からの延べ宿泊者数は6万1,230人と、平
成24年の約12倍に達するなど大きく伸びており
ます。このように香港事務所は、本県と香港と
の経済交流の拡大に貢献しているものと考えて
おります。

○山下博三議員 香港事務所の開設以降、5年
経過しておりますが、農畜水産物の輸出や観光
誘客は順調に推移しているようではありますが、
今回の直行便の運休の影響をどのように捉え、
対応されるのか、商工観光労働部長にお伺いを
いたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 香港向け

農畜水産物の輸出につきましては、他県から香港への船便や航空便の利用が中心となっております。直行便を利用しているスイートピーなど一部の品目についても、他の路線への振り替えが可能であると伺っております。こうしたことから、今回の運休の影響は限定的であると予想されますけれども、引き続き、輸出の拡大に向けて、香港事務所等を活用した販路開拓やネットワークの強化に努めてまいりたいと考えております。

一方、観光面では、直行便の利用者の約9割が外国人旅行者であることから、今回の運休により、本県を訪問する観光客の減少や、情報発信力の低下が懸念されるところであります。

県といたしましては、これらの影響を最小限にとどめるため、民間事業者等にも連携を促しながら、旅行会社に対するツアー商品造成の支援や、個人旅行者をターゲットとした現地イベントへの出展のほか、鹿児島など他県空港から本県に誘客するための仕組みづくりにも取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 観光誘客の面では、影響を最小限にとどめるための対策を実施されることとありますが、引き続き香港からの誘客を進めていくためには、一刻も早く直行便を復活させることが最重要課題であると考えます。

直行便の復活に向けて、県は今後どのように対応されるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 宮崎と香港を結ぶ直行便の利用者数は、先ほどもありましたが、インバウンドを中心として年々増加してきたところをごさいまして、「みやぎきグローバル戦略」に基づき、海外との交流拡大を進める本県にとりまして、香港線が果たす役割は非常

に大きいものと認識しております。

このため、県といたしましては、同路線をできる限り早期に運航させることが重要であると考えておりました。既に、香港に拠点を置く他の航空会社を中心に誘致活動を行っているところでありますが、引き続き、関係機関とも連携を図りながら、復活に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、産業労働力についてお伺いをしてまいります。

本年4月に東京で開催されました自民党本部主催の全国都道府県議会研修会に参加してまいりました。テーマは、「働き方改革」「生産性革命」「地方創生」の3点であります。一貫していたのは、人口減少時代において日本の活力をいかに維持向上させるかでありました。

いただいた資料の中で、我が国の出生率は1970年代半ばから長期的に減少を続け、2016年には100万人を割り込んでおり、合計特殊出生率も1975年以降、40年連続で人口置換水準2.07を下回っております。このままで推移すると、日本の総人口は、2050年には2010年に比べ20%、2,500万人減となると見込まれております。年齢構成を見ると、65歳以上の高齢人口は500万人増加するものの、15歳から64歳までの生産年齢人口は2,500万人減少、さらに若い若齢人口は500万人減少するということが示されております。全国規模で産業分野の働き手があと30年もするといなくなるという、恐るべき実態が懸念されておりました。

私もいろいろな経営者と話をする機会がありますが、ハローワークに求人を出しても応募が全くなく困っているとの声をよく耳にします。そこで、県内の人手不足の状況はどうなのか、商工観光労働部長にお伺いをいたしま

す。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県内の有効求人倍率は年々上昇傾向にありますが、ことし7月には、集計を開始して以来の最高値であります1.54倍となったところであります。

宮崎労働局においては、雇用期間が4カ月以上の求人をもとに職業別の有効求人倍率を算定しておりますけれども、これによりますと、製造業関連が1.7倍、トラックドライバー等の輸送関連が2.55倍、福祉関連が2.18倍、農林漁業関連が1.62倍、福祉[※]関連が2.50倍となっているなど、求人数が求職者数を大きく上回っている状況にあります。

これらの分野を中心として、予定とした採用人員を確保できず、人手不足を感じる事業者がふえているものと考えております。

○山下博三議員 県内でも人手不足が深刻な状況となる中、平成29年10月末現在の県内の外国人労働者は3,490人で、平成24年の1,634人と比べて約2.1倍と、大きくふえております。ことしはさらにふえているのではないかと思われま

す。国においても、7月25日付日経新聞にありましたが、「労働力不足に対応して、留学生や技能実習生だけでは限界があるという小売業や製造業などの声を踏まえ、在留管理を強化することを前提に、外国人の単純労働を解禁する検討を進める」ということであります。

5月16日付日本農業新聞に、「県とJA宮崎中央会が連携して、外国人技能実習生を受け入れるための「第三者管理協議会方式」の検討を進めることとした」という記事が掲載されておりました。

その後、6月には国からガイドラインが示され、「農作業請負方式技能実習」という呼び名

に変わったようではありますが、地元の農業法人や地域の担い手農家と意見交換する中でも、労働力不足は大きな課題となっており、県とJAグループが連携して外国人技能実習生の検討を行ってくれるのは大変心強いと聞いております。

そこで、農作業請負方式技能実習とはどのような仕組みか。また、農業者から見たメリットは何か、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 農作業請負方式技能実習とは、JA等が技能実習生を雇用し、そのJA等と請負契約を結んだ組合員の農場において技能実習を行う仕組みであります。

この方式を実施するためには、県を事務局とする管理組織を設置する必要があり、本県では本年8月31日に、県、JA宮崎中央会、宮崎県農業会議等を構成員とする管理組織を設立したところであります。

この取り組みによりまして、農業者にとっては、収穫期などの繁忙期のみ技能実習生を受け入れられることが可能となるほか、技能実習生に係る手続や費用負担を軽減できるなどのメリットが考えられます。

一方、繁忙期が重なることによる実習生の調整が必要となるなど、解決すべき課題もありますが、今後、JAグループと連携しながら、この方式の活用を推進してまいりたいと考えております。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 済みません。1点訂正をさせていただきます。

先ほどの答弁で、福祉関連の有効求人倍率を2回申し上げました。正確には福祉関連が2.18倍、そして後段で言いましたのは建設関連が2.50倍となっております。訂正をさせていただきます。失礼いたしました。

※ このページに訂正発言あり

○山下博三議員 一方、国においては、農業分野での外国人就労について、新たな在留資格を創設するという動きもある中で、本県の取り組みはどのようになっているのか。また、今後のスケジュールについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 本県の農林業における外国人労働者は、宮崎労働局によりますと、昨年10月時点で517名であり、そのうちの94%、487名が、農業者等が直接受け入れている技能実習生となっております。

県では、これに加えまして、先ほど御説明いたしました農作業請負方式を推進することとしておりまして、9月中にはJ Aグループへの周知を図り、10月以降、実施を希望するJ Aに対して個別に支援することといたしております。

さらに、今後、本県農業の生産力を維持していくためには、外国人材の確保は重要な課題であると考えておりますので、現在、国において検討されております新たな在留資格につきましても、条件や手続等、情報収集をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

○山下博三議員 農業分野については、J A、農業法人等、それぞれ雇用について努力をされておりますが、他産業の分野でも人材不足については大変苦悩しておられるようです。

一方では、県内企業の人手不足を補うために、シルバー人材センターが大きな役割を果たしているという記事が、7月30日付宮日に掲載されておりました。

県内のシルバー人材センターは、よく知られている庭木の剪定や掃除といった請負、委託と異なり、会員が自動車販売会社など企業の指揮のもとで勤務する「派遣事業」に取り組んでおり、その受注件数は年々増加しているというこ

とであります。

宮崎市のセンターでは、昨年度は100件の派遣依頼を受けたものの、センター自体の会員減少や、依頼される仕事の内容と会員のミスマッチにより、3分の1に当たる33件を断ったということであります。

単純労働と技能労働を同じテーブルにのせて議論できるかどうか一概に言えませんが、全国的な人口減少、中でも生産年齢人口の大幅な落ち込み、さらには本県の産業分野でも、対策を講じつつも人材確保に苦慮されている現状であります。

そこで、深刻な産業労働力不足の状況を踏まえ、人材確保につながるような一歩踏み込んだ対策が必要ではないかと考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 人口減少問題への対応が喫緊の課題となる中で、地域や産業を活性化しまして、地方創生の実現を図るためには、それを支える人材の育成・確保が極めて重要なものと考えております。

このため県では、産学金労官、関係者が方向性を共有して具体的な対策に取り組むため、外国人や女性、高齢者など多様な人材の活用という視点も踏まえながら、必要な取り組みを体系的に取りまとめました「産業人材育成・確保のための取組指針」を昨年末に策定したところであります。これに基づきまして、これまでの取り組みに加え、さらに、教育関係者や産業界の実務者が情報の共有や意見交換を行う体制の整備のほか、女性の県内定着対策の実施や県外人材確保のためのコーディネーターの設置など、一歩踏み込んだ対策を推進しているところであります。

また、先ほど来、御議論のありました外国人

材の活用につきましては、ことしの全国知事会でも議論となりまして、新たに外国人材の受け入れプロジェクトチームを立ち上げることであり、本県もそこに参加して提言を取りまとめ、国に対して要望活動を行ったところであります。

近年、県内ではさらに人手不足感が広がり、人材確保に対する危機感が高まってきておりますので、引き続き、産学金労官が緊密に連携をしながら、宮崎の将来を担う産業人材の育成・確保に取り組み、地域や本県産業の振興につなげてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、国文祭・芸文祭についてお伺いをいたします。

2020年東京オリンピック・パラリンピックが終了した翌月の10月から、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭が51日間にわたり本県で開催されます。

国民文化祭、略して「国文祭」と言うそうですが、国民一般の文化活動を全国規模で発表、競演し、交流する場を提供することで、国民の文化活動への参加機運を高めて、新しい芸術文化の創造を促すことを目的に、昭和61年から毎年、各都道府県持ち回りで開催されており、文化の国体と言われております。

一方、全国障害者芸術・文化祭「芸文祭」と略すそうですが、障がいのある方の芸術や文化への参加を通じて、生きがいや自信の創出、自立と社会参加の促進、さらには障がい者に対する国民及び県民の理解と認識を深めることを狙いとしており、平成13年から各都道府県持ち回りで、平成27年からは国文祭が開催される都道府県において、同じ年度に開催されてまいりました。

県で昨年実行委員会を設置し、これまで基本

構想や大会ロゴマーク、キャラクターなどを決定したとのことでありますが、国文祭、芸文祭に対する県民の理解、特に芸文祭に対する理解が十分に進んでいるか気になっているところであります。

今日までの取り組み状況、また県民への周知、浸透状況はどうなっているのか。また、本大会への参加者をどれほど見込まれているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 先般、国の実行委員会において、本県の基本構想の承認をいただいたところでありますが、開会式・閉会式等の総合フェスティバルや県内各地で実施します分野別フェスティバル、あるいは県主催の事業や障がい者芸術・文化事業につきましては、現在、有識者で構成されました企画会議や企画運営委員会等において、演目等の具体的な検討を進めているところであります。

県民への周知につきましては、大会専用のツイッターやフェイスブックを設け、最新情報を発信しておりますほか、5月に決定しました大会ロゴマークも、さまざまな広報媒体での活用が広がってきているところであります。

また、10月からは、県内各地のにぎわいのある場所でプレイベント等を予定しておりますので、より認知度が高められるよう、工夫を凝らしてまいりたいと考えております。

次に、本大会の参加者数についてでございますが、平成28年度に策定しました「みやざき文化振興ビジョン」で掲げております100万人を上回るよう取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 国文祭、芸文祭には多くの参加が期待をされますが、芸文祭に際しては、多くの課題もあるような気がいたします。本大会

への福祉保健部のかかわり方と主体的な取り組みについて、お伺いをいたします。

また、他県の障がいのある方との交流を促す絶好の機会でもありますが、どのように考えておられるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 福祉保健部におきましては、本年2月に、障がい者芸術に携わる団体や学識経験者等で編成します企画運営委員会を設置し、大会プログラムの具体的内容の検討を行うとともに、障がいのある方々が安心して来場できるように、ハード・ソフトの両面から、受け入れ体制の強化にも努めているところであります。

また、全国障害者芸術・文化祭は、障がいのある方もない方も、誰もが楽しめる大会であるとともに、地域や世代を超えた文化交流を促進することで、一層の文化の振興を図る契機にもしたいと考えております。

このため、音楽や美術などさまざまな分野で、全国の方々にも参加いただけるよう、プログラムも含めて検討してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 多くの障がいのある方の来県が予想される中、交通手段である空港、JR駅、自家用車駐車場やホテルなどのバリアフリー化をどのように進めていくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 全国障害者芸術・文化祭に来場される障がいのある方々に大会を楽しんでいただくためには、交通手段や宿泊施設、会場など、さまざまな場面で障がいの特性に応じた配慮を行うことが大変重要であります。

そのため県では、宿泊施設のバリアフリー化

の支援や、心のバリアフリーに関する県民の意識啓発に取り組んでいるところでありまして、今後は、会場、駅などで多様なサポートを提供できるよう、受け入れ環境の整備に努めてまいります。

また、来県に伴い、障がいのある方々が観光地や食文化も堪能できますよう、情報提供のあり方等についても検討してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 大会に参加される障がい者の皆さんに、宮崎に来てよかったと満足して帰っていただき、また宮崎に来たいと思っただけのような大会にするためには、ボランティアの皆さんの力が欠かせないと思いますが、福祉ボランティアをどのように確保されるのか、同じく福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 全国障害者芸術・文化祭を成功裏におさめるためには、手話通訳者、要約筆記者等を適切に配置するとともに、来場された障がいのある方々をサポートするためのボランティアの協力が必要不可欠でございます。

そのため県では、従来より取り組んでいます手話奉仕員などの育成に加え、今年度からは、難聴の方など障がいのある方にもボランティアとして携わっていただくための講習会を開催し、大会をサポートしていただく人材の確保に努めております。また、空港、ホテルなど接客業の方を対象に、障がいのある方を接客する際の配慮や、簡単な手話を学んでいただくための講座を開催するなど、おもてなしの向上にも取り組んでいるところでございます。

これらの取り組みを進めながら、今後とも福祉ボランティアなどの確保に努めてまいります。

○山下博三議員 私の近くに、車椅子で生活される重複障がいをお持ちの方がおられます。絵を描くことが非常に上手でありまして、私どもが想像できない発想と表現力で個展を開いておられます。多くの皆様方に感動を与えていただいております。

国文祭、芸文祭においては、皇族が出席されるそうではありますが、宮崎に誘致いただいた知事の御尽力には敬意を表します。しかし、誘致いただいた大会の成功とは、単に大会や式典が円滑に終了するだけでなく、大会に集まった県内外の参加者や同伴者に、宮崎の豊かな食や文化、県民性に触れていただき、また宮崎に来たい、宮崎に住んでよかったと思ってもらうことが真の成功だと思います。

51日間の開催期間と100万人を上回る参加者を見込んでおられますが、十分な対応をとっていただくよう要望しておきます。

次に、県道105号馬渡大川原線整備状況についてお伺いをいたします。

この道路につきましては、都城市、高千穂の峰の麓にある、最も中山間地域に当たる西岳地区の馬渡から、鹿児島県大川原地区までの路線延長約9.3キロの整備計画道路であります。

昭和50年代後半から事業に着工され、平成29年4月現在、車道幅員5.5メートルで改良済延長はわずか約4.1キロで、改良率が44%であります。

早期開通に向けて今日まで、地元からの要望も何回か出されておりますが、整備状況について県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県道馬渡大川原線の整備状況につきましては、平成29年4月現在における県内区間約9.3キロメートルの改良率は約44%となっており、その内訳としまし

ては、起点の馬渡地区から県道都城霧島公園線間の約5.5キロメートルで約34%、同県道から鹿児島県境間の約3.8キロメートルで約57%となっております。

現在、県道都城霧島公園線から鹿児島県境間におきまして、特に幅員が狭小な区間、約1キロメートルを大塚工区として整備しており、昨年度までに約700メートルを供用したところであります。今年度も、引き続き改良工事を進め、早期の完成に向け取り組んでまいりたいと考えております。

また、馬渡地区から県道都城霧島公園線間におきましては、地形条件が厳しいことから、未改良区間が多く残っている状況となっております。

○山下博三議員 私も先日、地元の方々と調査に入ってみました。西岳地区の東西に離れた集落を結ぶ大変重要な道路と思っております。特に馬渡地区から県道都城霧島公園線においては、車同士の離合もできない箇所が何カ所もあり、夜はとても怖くて通りたくないということがあります。その沿線上には大規模な畜産農家も多く、飼料運搬、出荷作業など苦勞をされております。

また、この県道は、小林市と鹿児島県霧島市を結ぶ国道223号が通行どめとなったときに迂回路にもなります。平成23年1月27日に52年ぶりとなる新燃岳の爆発的噴火が発生した折に、国道223号が通行どめになった際、多くの車両は、この県道馬渡大川原線を通るか、霧島南部地区広域農道を通っておられました。

県道馬渡大川原線を早く整備することによって、新燃岳のマグマがかなりたまっている状態でいつ噴火するか危険性が高まる中で、住民の安全安心を確保するための迂回路としての役割

が大いに期待されているところであります。

早期完成を望むところでありますが、馬渡地区から県道都城霧島公園線間の整備について、今後どのように取り組んでいかれるのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 馬渡地区から県道都城霧島公園線間の未改良区間につきましては、幅員が狭く見通しも悪いため、改良の必要性は認識しておりますが、地形が険しく、山間部を通過するため、抜本的な道路整備を行うには多くの費用と時間が必要と考えております。

しかしながら、この路線は、地域の方々の生活を支える道路でありますとともに、国道223号が通行規制の際には、迂回路としての役割も担う重要な道路となりますことから、より安全で円滑な走行ができますよう、部分的な拡幅や待避所設置などの整備について検討を行ってまいりたいと考えております。

○山下博三議員 地元の皆様方は、早期完成の本当に熱い思いを持っておられます。土地代も無償でいいよと、そういう話をされたりですね。そして、都城の土木事務所の皆さん方と話をしたんですが、いわゆる計画がある中で、地元の皆さん方の意見の中には、旧道があるそうなんです、その旧道を通っていくと安価な経費でできるんじゃないかということもありましたので、しっかりと検証をしてください。

次に、公務員獣医師の確保についてお伺いをいたします。

約30万頭もの家畜のとうとい命が犠牲となった口蹄疫の終息から、先月27日で丸8年が経過をいたしました。

その間、本県の畜産は、口蹄疫からの再生・

復興方針の策定と、それに続く「宮崎県畜産新生推進プラン」に基づき、防疫体制の強化をベースに、生産基盤の強化や畜産物の輸出戦略等が進められているところであります。

これまでの取り組みにより、去年は、全国和牛能力共進会における史上初となる内閣総理大臣賞3大会連続受賞や、宮崎牛を初め県産牛肉の輸出額が過去最高の35億円を超えるなど、本県畜産業にとって明るい話題が続いた年でありました。

一方で、ことし3月には、韓国で13カ月ぶりに口蹄疫の発生が確認され、さらに8月には、東アジアでは初めて中国でアフリカ豚コレラが発生し、その後続発しております。

本県に地理的にも近く、人や物の交流が盛んな東アジア地域での家畜伝染病の発生状況を見ますと、非常に脅威であり、これまで以上に防疫体制を強化する必要があり、このようなことから、家畜防疫対策や食品の安全性確保など、公務員獣医師の担うべき役割はますます重要となっております。

一方、県の公務員獣医師につきましては、口蹄疫発生時、国の口蹄疫対策検証委員会の報告において、宮崎県は、肉用牛の数は全国3位、養豚は全国2位の畜産県だが、他の都道府県と比較して、家畜防疫員の負担は格段に大きいことが指摘されました。

具体的には、家畜保健衛生所の獣医師1人当たりの管理頭数として牛、豚、鶏の飼養頭数を換算係数に基づき計算したものを「家畜衛生単位」と言いますが、これが当時、全国平均が4,244に対し、本県は1万5,342と約3.6倍でありました。

この指摘を踏まえ、県では公務員獣医師の確保に取り組んできたと思っておりますが、現在の家畜

保健衛生所の獣医師職員数の状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 県におきましては、平成23年度に策定いたしました獣医療計画に基づき、家畜保健衛生所の獣医師を平成32年度までに20名程度増員し、68名とすることとしております。

本年度の家畜保健衛生所の獣医師数は、再任用職員を含め66名となり、また、獣医師1人当たりの家畜衛生単位も、牛換算で口蹄疫発生当時の1万5,342頭から1万2,423頭と、改善の方向にあります。

お話がありましたとおり、近隣諸国におきましては、口蹄疫やアフリカ豚コレラ等が多発しており、海外からの家畜伝染病の侵入リスクがますます高まる中、家畜防疫対策の強化はさらに重要となっておりますので、引き続き獣医師の安定確保に努めてまいります。

○山下博三議員 これまでの取り組みにより、家畜保健衛生所の獣医師職員数は、平成23年度に比較し増加しております。さらに、職員1人当たりの家畜頭数も減少し、他の畜産県並みにはなってきたとのことではありますが、口蹄疫や鳥インフルエンザ、さらにはアフリカ豚コレラなど、新たな伝染病に対する農場防疫指導など、県職員の果たす役割はますます重要になっていると考えられます。先日は岐阜でも、26年ぶりに豚コレラが発生したということでもあります。

このような中、家畜保健衛生所の獣医師職員のうち、女性の割合がふえてきており、再任用職員も家畜保健衛生所に10名配置され、職員構成も多様化していると伺っております。

今後、公務員獣医師が専門的な能力を十分に発揮し、本県の防疫レベルを向上させ、畜産の

発展に寄与していくためには、新卒者を確保し、安定的な体制をつくっていくことが重要であると考えます。そこで、県職員獣医師の確保のための取り組みについて、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 県におきましては、平成24年度に、庁内に総務部、福祉保健部及び農政水産部の職員で構成する「獣医師確保推進協議会」を設置し、関係部局が一体となって獣医師確保に取り組んでいるところであります。

具体的には、全国の獣医系大学の就職説明会や出張講義、インターンシップの受け入れ等を通して、県職員獣医師のやりがいや魅力を発信するとともに、修学資金の貸与のほか、既卒者の随時募集を行うなど、幅広い取り組みを進めております。

しかしながら、現在、獣医系大学の卒業生のうち、都道府県への就職は全体の約1割にとどまるなど、県職員獣医師の確保は厳しい状況にあります。

本県の畜産振興を図る上では、安定的な防疫体制の構築が重要でありますので、今後とも県職員獣医師の確保に向け、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 若手職員がやりがいを持って働ける環境づくりを、ぜひお願いしたいと思います。引き続き県職員獣医師の確保に向けて努力していただくよう、要望をいたしておきます。

最後の質問になりますが、平成29年度の宮崎県産牛肉の輸出量は、香港、アメリカ、さらには台湾を中心に、過去最高の約394トンとなっております。

このような中、来年度には、EUへ牛肉を初

めとする県産食肉輸出に向けた、ミヤチク都農工場が稼働する予定であります。

同工場が、早期に対EU輸出認定認可を取得することで、さらなる本県産牛肉の輸出拡大のための基盤整備が図られることとなります。このことは、関係者はもちろん県民の皆様から大きな期待が寄せられております。

一方、海外輸出相手国が14カ国にも上り、それぞれの輸出認定工場では、毎月の国の査察や輸出国の査察官による検査に合格する必要があるなど、大変厳しい衛生管理が求められております。

このため、工場を所管する食肉衛生検査所においては、海外輸出対応に伴う衛生指導や輸出証明書の発行等の大きな役割を担っており、これら業務を行うための人材を養成していくことが重要であると考えております。

そこで、海外輸出国、輸出量が増加していく中で、海外輸出に向けた検査業務を担う食肉衛生検査所獣医師の人材育成について、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 海外輸出対応のため、食肉衛生検査所には、輸出認定工場に対する相手国の基準に応じた検査とともに、当該工場における適切な衛生管理等について検証を行うことが義務づけられているところであります。

さらに、輸出相手国政府による査察が、食肉衛生検査所に対して行われますことから、職員である獣医師には、高いレベルの検査技術の習得が求められているところであります。

このため県では、職員が最新の知識や技術を習得できるよう、外部講師による研修会の開催、米国政府機関や海外屠畜場への派遣を行っているところであります。

また、宮崎大学の協力のもと、感染症対策などテーマを絞った研修会を実施し、職員の専門性の向上にも努めているところであります。

今後とも、国や大学など関係機関と連携しながら、輸出拡大に向け、積極的な人材育成に取り組んでまいります。

○山下博三議員 最近、中国からのたくさんの観光客がお見えになる中で、いつアフリカ豚コレラ、そしてアジア圏はほとんど汚染国でありますから、いつ病気が入ってもおかしくない状況でありますので、それぞれの役割をしっかりと担っていただきますようお願い申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○外山 衛副議長 次は、野崎幸士議員。

○野崎幸士議員〔登壇〕（拍手） こんにちは。宮崎県議会自由民主党の野崎幸士です。

9月定例議会に当たり、議長のお許しをいただきましたので、質問通告書に従いまして質問を進めてまいります。

今回の質問が、恐らく私の1期目の最後の質問となりますので、思いを込めて質問していきたいと思っております。

私は、平成19年に清武町議会議員に初当選した直後、まだ議員としてぴかぴかの真っさらな状態で、「平成の大合併」、いわゆる市町村合併問題の大きな政治判断に直面しました。合併賛成か反対か、町は二分され、その判断に新人議員の私にも大きな責任が課せられ、時には住民から圧力もありました。しかし、この経験が今の糧になっていると感謝しています。

国や県が進めてきた市町村合併、主に平成18年から22年にかけて行われ、本県で44あった市町村の数は26に減り、行政事務の効率化・スリム化がなされ、合併特例債という市町村にとつ

て有利な財政措置により、インフラ整備等々が急速に進められてきました。

しかし、一方では、合併によって行政区域が広域になったことにより、地域の隅々までの行政サービスが低下した、職員が減り行政と住民との距離が広がった気がするなど、住民の不満や不安といったさまざまな問題が起こったのも事実でございます。

私が県議会議員になってまず質問したのが、この市町村合併についてでした。知事が、平成19年から東国原英夫前宮崎県知事のもとで副知事に就任され、その後、知事に就任された時期にまさしくこの市町村合併が行われ、各自治体でその後の地域づくり・まちづくりが進められてきたわけでございます。平成の大合併が行われて約10年、合併直後の不満や不安といったものも落ちついてきていると感じますが、市町村合併後の本県の各自治体の町づくり・地域づくりをどのように評価しておられるか、知事にお伺いいたします。

以下の質問は、質問者席よりお伺いしてまいります。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。平成の合併に対する評価についてであります。

本県では、平成の合併によりまして、合併前に44あった市町村が、現在の26市町村になったところでもあります。この間、合併を選択した団体、合併を選択しなかった団体のいずれにおきましても、その地域の将来をめぐり、さまざまな議論を経て、その選択がなされ、現在に至っているものと認識をしております。

合併の効果としまして、道路や下水道といった社会基盤の整備などが旧市町村の境界を越えて計画的に行われたり、行財政運営の効率化な

どが進められている、さらには地域の多様な魅力を生かした地域づくりが進んでいる、そのような自治体もあると考えております。現在、深刻な人口減少期を迎えまして、住民に最も身近な行政サービスの担い手である市町村は、例えば地域包括ケアシステムの構築でありますとか、午前中も議論がありました新たな森林経営管理システムにおいて重要な役割を果たすことが求められるなど、ますます複雑化・多様化する行政課題に直面し、その役割というものへの期待は高まってきております。

県としましては、今後とも、基礎自治体である市町村の機能が将来にわたって十分に果たされますよう、しっかりと連携を図ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○野崎幸士議員 合併から約10年、この間、新しい行政区での地域づくり・まちづくりが進められたスピードよりも、少子高齢化・人口減少の進展のスピードのほうが速いため、ようやく形になってきたおのおの地域は、既に大きな社会問題を背負っている状況ですので、地域間格差の出ないように、均衡ある発展のためにしっかりと市町村と連携をとっていくよう要望いたします。

「平成の大合併」のもう一つの狙いは、前段の少子高齢化・人口減少を見据え、合併によるスケールメリットを生かしてさまざまな経費の削減をし、行財政を効率化させることにありました。

御案内のとおり、我が県は、少子高齢化の急速な進展や本格化する人口減少の局面に入っております。約10年前に行われた市町村合併が、現在の少子高齢化・人口減少の施策の一つとして進められてきたことを考えると、大変意

義のあることだと評価をしますが、合併後、人口減少は、その加速化に歯どめがかからないほどの喫緊の課題になっており、特に中山間地域を中心に、著しく人口が減少している地域がありますが、このような人口減少が著しい地域の今後の対策をどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 人口減少が進行する中であっても、中山間地域の暮らしを維持していくことは、地方創生を実現する上でも大変重要であります。

このため県では、平成27年7月に改定した中山間地域振興計画に基づき、「仕事がある中山間地域づくり」「子育て環境等の整備と移住・定住の促進」「集落の維持・活性化と新たな絆の創造等」「安全・安心な暮らしの確保」の4つの重点施策に全庁を挙げて取り組んでいるところであります。

しかしながら、人口減少の進行は、お話にもありましたが、予想を超えて進んでおり、これまでにない柔軟な発想や視点での取り組みも必要であると考えております。

今年度は、中山間地域振興計画の見直しも行ってまいりますので、地域の暮らしを支える新たな仕組みづくり等について、庁内はもとより市町村等とも真剣な議論を行ってまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 その地域地域に昔から根差した暮らしがある限り、行政は、その生活・営みを守る一役を担っているという意識を持って、しっかりと取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、本県の人口減少問題の中でも深刻な「若者の県外流出」の対策について質問していきます。

若者から、「自分の人生だから、どこで何をやろうが自由やん」と言われたらそれまでですが、そのときにその考えを引きとめ、考え直してもらおう、納得してもらおう、しっかりとした材料があるかが、この問題の大きな鍵になると思います。

先月公表された学校基本調査の速報値を見ますと、ことし3月に県内高校を卒業し、就職した高校生の県内就職率は、前年と比べ1ポイント上昇し、56.8%となりましたが、依然として低い水準にあり、多くの高校生が県外に流出しています。

県では、高校生の県内就職率が2年連続全国最下位となった平成28年度以降、高校生の県内就職促進に向けた取り組みを強化していますが、この取り組みにおけるこれまでの成果に対する見解と今後の方向性について、商工観光労働部長と教育長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県では、高校生が県内企業の魅力に直接触れる機会を提供するため、学年別の企業ガイダンス等の開催や、私立高校の県内就職支援員と県立高校の就職支援エリアコーディネーターが連携して、企業情報の提供や職場体験活動の支援等に取り組んでおります。

このような中で、高校生の県内就職率は3年連続で上昇はしているものの、議員御指摘のとおり、依然として多くの高校生が県外に流出している状況に変わりはないものと認識しております。

このため、本県の将来を担う産業人材の確保に向けて、これまでの取り組みに加え、働き方改革の推進や地域の中核企業の育成等により、働く場所としての魅力を向上させるとともに、こうした魅力や宮崎の暮らしやすさを、高校生

だけではなく、高校入学前の早い段階から子供たちに伝える取り組み等を、これまで以上に強化してまいりたいと考えております。

○教育長（四本 孝君） 県教育委員会におきましては、平成28年度より、県内企業理解や職場定着に向けた事業を立ち上げ、就職支援エリアコーディネーターを県内6地区に配置し、生徒・保護者向けの企業見学会や地元企業の魅力発信など、企業と学校をつなぐ取り組みを継続的に実施してまいりました。

これらの取り組みから、県教育委員会が実施しております就職状況調査による県立高校の県内就職率は、平成27年度末に52.3%であったものが、平成28年度末には54.4%、平成29年度末には57.4%と、着実に県内定着の成果が出てきていると考えております。

しかしながら、近年の好調な雇用情勢を背景として、県外企業からの求人熱はますます高まっておりますので、県教育委員会といたしましては、今後とも県内企業と学校の連携を強化する取り組みを進めるとともに、宮崎で暮らし働くことのよさを認識し、郷土愛を育むキャリア教育の充実に、より一層努めてまいります。

○野崎幸士議員 就職を決めるのは、最後は生徒本人かもしれませんが、高校生の年齢では、なかなか最初から最後まで全てを一人では決め切れないと思います。

答弁にあったように、保護者へのアプローチ、また、おのおの学校の卒業生が活躍している企業の洗い出し等、生徒にとってより身近に、よりリアルに地元企業の魅力を理解してもらえるような取り組みを進めていただくことを要望いたします。

高校卒業後の県内就職率が常にトップクラスの富山県では、中学2年生を対象に「社会に学

ぶ「14歳の挑戦」という職場体験を実施しているようです。

毎年、一般企業、官公庁など3,000カ所以上の事業所から協力を得て、生徒全員が参加し、生徒が憧れる、また興味を持った仕事に対して地元の事業所が生徒を受け入れているという内容です。平日の5日間、自宅から直接「職場」へ通い、昼食休憩を挟んで約7時間の業務をこなし、その中で、地域の方々の働く姿から、自分自身の適性や可能性を考える機会を得て、仕事の喜びを感じ、地元の方々の温かさに触れ、郷土愛が芽生え、高校卒業後の県内就職につながっていると評価されているようですが、本県では、こういった中学生、早い段階での取り組みは行われていないのか、お伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 本県におきましても、全ての公立中学校において職場体験を実施しているところであります。

職場体験については、活動期間が主に2日から3日となっておりますが、子供たちの勤労観・職業観を醸成するとともに、地元の方々との触れ合いや地元企業を知る貴重な機会となっておりますことから、効果的な実施方法について、教員を対象とする研修を通じて啓発しているところであります。

また、職場体験につながるものとして、中学生キャリアフォーラムの開催や、地元企業等と連携し、地域の大人が学校を訪問して地元で働く喜びや苦勞などを語る「よのなか教室」の普及・啓発など、発達段階に応じた、中学校におけるキャリア教育の充実に取り組んでいるところであります。

○野崎幸士議員 先ほどの富山県の取り組みは、職場体験の当日だけでなく、事前・事後学習も含めてカリキュラムを設定している学校も

あり、職場体験先は、可能な限り生徒の希望がかなうように配慮をされているようです。

いきなり富山県みたいな取り組みはできないと思いますが、今やっている取り組みを、もっと県が主体となって着実に充実した職場体験に発展させていくよう、要望いたします。

また、本県では、高校生の県内就職・進学を促進するために、高校1年の生徒や保護者、教職員を対象に、県内企業や業界団体等を一堂に会し、「宮崎県内就職・進学体験フェア」を開催しているようですが、その内容と参加した生徒の反応についてお伺いいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 「県内就職・進学体験フェア ～〇〇ごっこ～」と申ししておりますが、これにつきましては、お話にありましたように、高校1年生や教職員等に対し、就職や進学における県内でのさまざまな選択肢を紹介することにより、高校生のキャリア形成を支援することを目的として、平成28年度から実施しております。

その内容は、参加者が企業や大学等のブースを回り、実際の仕事や講義内容を体験するというものでありまして、平成29年度に参加した高校生2,227名へのアンケートにおきましては、95%の生徒が、「企業・進学先の魅力が伝わった」と回答しており、例えば、「県内にも自分の知らない仕事や進学先があると知った」「今回の体験をもとに、自分に合う仕事を見つきたい」などの感想が寄せられております。

今年度も12月に開催することとしており、具体的な内容は今後検討することとなりますが、参加者の進路選択に役立つ魅力的なフェアにしてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 聞いたところ、昨年度と同規模のフェアを開催するには会場が手狭で危険だ

ということで、ことしは、県内企業や業界団体等の募集を減らしたとお聞きしました。

参加者の安全確保という面からは仕方ないことだと思いますが、参加に意欲のある企業や業界団体等にとっては、高校生に対する最大のアピールチャンスだと思いますので、高校生の県内就職・進学を促進するという意味でも、いろいろと企画を練っていただくことを要望いたします。

この人口減少問題を我が県の喫緊の課題と位置づけるのであれば、「若者の県外流出の抑制」対策のほかにも雇用の創出や、6月にも質問させていただきましたU I Jターンの促進、子育て支援の充実等、大変厳しい財政状況なのは承知しておりますが、しっかりとした予算確保と充実した着実な事業の進展を強く要望いたします。

先ほど、「平成の大合併」は人口減少と少子高齢化時代を見据えた施策の一つだと申し上げましたが、次に高齢化時代の備え、対策の進捗状況について質問していきたいと思っております。

2025年には、団塊の世代が75歳を超えて超高齢化社会を迎え、医療・介護の需要が急増し、財政不足から現行の社会保障制度が行き詰まるおそれがある「2025年問題」が懸念されております。

2025年には本県の高齢者は、現在よりも2万3,000人ふえると推計されていて、現在、第7期介護保険事業支援計画に基づいて、さまざまな体制づくりが進められているところですが、高齢化の進展によって、介護が必要な高齢者や障がい者が、家庭でも病院でも施設でも介護を受けることができない、いわゆる「介護難民」の対策についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 本県の要介

護等認定者は、2025年には現在より9,000人ふえ、6万7,000人を超えると推計されております。

このような中、県では、ことし3月に策定しました第7期介護保険事業支援計画の中で、今後3年間で必要な介護サービス量を見込み、施設等の計画的な整備や介護人材の確保に努めているところであります。

また、計画における施策の柱として、「自立支援に向けた取り組みの推進」を新たに掲げ、介護予防など、高齢者が可能な限り健康で自立した生活を送るための施策に積極的に取り組んでおります。

県としましては、高齢者が要介護状態になっても、必要とされる介護サービスが十分に受けられるよう、市町村や関係団体とも連携しながら、計画の実現に向けて、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 本県では、2025年には3,700人の介護人材が不足する推計もありますので、まずは介護人材の確保と育成に力を入れていただくことを要望いたします。

また、本県の平均寿命は、男性が80.34歳、女性が87.12歳、健康寿命は、男性が72.05歳、女性が74.93歳です。この平均寿命と健康寿命の差を縮めることが、医療費や介護費の削減につながりますので、引き続き健康寿命日本一を目指しての取り組みを進めていただくことを要望いたします。

さて、国は、2025年には今に比べ医療ニーズが膨らみ、病院を中心とした提供体制では受けとめ切れなくなるとして、「病院から在宅へ」方向づけをしておりますが、その受け皿となる地域の体制づくりも重要になってきます。

国は、2025年までに、高齢者が、病気になっ

ても介護が必要となっても住みなれた土地で暮らし続けられるよう、住まいを中心に、その周りを取り囲むように、医療や介護、予防・生活支援の一体的な体制「地域包括ケアシステム」の構築を全国にくまなく広げていくよう進めておりますが、本県の取り組み状況をお伺いいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 地域包括ケアシステムは、2025年に向け、全ての市町村が地域の実情に応じて構築していくこととされております。このため、市町村におきましては、高齢者の自立を支援するための「地域ケア会議」を推進するとともに、認知症の人や家族を支える「認知症初期集中支援チーム」や、地域の支え合いを促進する「生活支援コーディネーター」を設置するなど、さまざまな取り組みを進めているところであります。

県といたしましては、広域的な取り組みとして、入院や退院時に医療と介護の連携を図るための「入退院調整ルール」の策定を行ったほか、研修会の開催や医療・介護人材の育成など、市町村の取り組みが円滑に進むよう、積極的な支援を行っているところであります。

○野崎幸士議員 この「地域包括ケアシステム」の構築が、2025年問題、またそれ以降の超高齢化社会を乗り切る受け皿としての地域の形になりますので、まずは、この「地域包括ケアシステム」の理解を広め、認知度を上げること、特に中山間地域等、地域によっては広域な連携が必要な地域も出てくると思いますので、市町村に対しまして、県としての指導・助言・支援を行っていただくことを要望いたします。

次に、風水害対策について質問します。

先日、9月6日に発生した「北海道胆振東部地震」、死者41名、多くの重軽傷者、家屋の倒

壊、長引いた停電等々、甚大な被害になりました。

また、記憶に新しい、約2カ月前に発生した「西日本豪雨」、8月21日時点で、死者221名、住宅の全壊6,206棟、河川の氾濫、土砂災害、断水、鉄道の運休等々、こちらも甚大な被害になりました。

お亡くなりになられた方々に心から御冥福をお祈りし、被災された方々へ心から御見舞いを申しますとともに、早期の復旧復興を心から祈念いたします。

我が県におきましては、災害の話になりますと、どうしても南海トラフ巨大地震を想定した防災・減災対策が主になりがちですが、今回の西日本豪雨災害の状況、また最近の台風等の気象状況を鑑みても、我が県においても豪雨に対するさまざまな備えを講じておく必要があると、強く感じたところです。

まず、西日本豪雨災害の状況をどのように受け取られたのか、危機管理統括監と県土整備部長にお伺いいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） ことは、西日本豪雨や相次ぐ台風の襲来により、大規模な風水害が続いており、改めて自然の驚異と、命を守る行動の大切さを認識したところであります。

西日本豪雨では、避難指示等が発令されたにもかかわらず、実際に避難した人は対象者の4.6%程度との報道もあります。

災害による人的被害をなくすためには、まずは一人一人が、自分の命は自分で守るという「自助」、そして地域で支え合う「共助」が大切となるほか、行政におきましても、安全・迅速な避難行動につながる防災情報を適切なタイミングで発信することが大変重要だと考えてお

ります。

県民一人一人が、命を守る行動について真剣に考えていただき、早期避難していただけるよう、今後もさまざまな機会を捉え、より一層、啓発に努めてまいりたいと考えております。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 今回の平成30年7月豪雨、いわゆる西日本豪雨における相次ぐ堤防決壊による大規模な浸水や、土石流に埋め尽くされた住宅地など、甚大な被害の状況に、これまでにない危機感を持ったところでもあります。

一方で、河川改修やダム改造、砂防堰堤などの整備により被害が防止、軽減されたとする報道を聞きますと、ハード整備の重要性を再認識するとともに、その整備を着実かつスピード感を持って推進すべきであると強く感じたところでもあります。

さらに、計画規模を超える降雨により発生する、施設では防ぎ切れない水害や土砂災害に対しては、みずから命を守るソフト対策も重要であると改めて認識したところであり、住民みずからの迅速かつ確実な避難を促す対策をさらに充実させてまいりたいと考えております。

今後とも、予算の確保に努めるとともに、国や市町村と連携を図りながら、ハード・ソフト対策を着実に進めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 まず、避難勧告・避難指示等は、空振りを恐れず、早めに出すことが重要とされています。しかし、危機意識が薄く、なかなか自助が働かない——私もそうかもしれませんが——それが現状だと思います。

また、自治会加入率の低下等を見ても、いざというとき、しっかりと共助が働くのも、まだまだ広がっていないと思います。地道な啓発活

動と地域のきずなづくりが、この自助・共助につながると思っていますので、市町村と連携して、根気強くしっかりと取り組んでいただくことを要望いたします。

また並行して、ハード整備の着実な進行ももちろん重要です。西日本豪雨災害での状況を見ても、全体で1,732件の土砂災害が起きており、土石流による住宅街の被害が甚大でした。広島県内では、住宅街のすぐ裏手で土石流が発生し、624件もの土砂災害が発生し、87人が亡くなっています。広島では4年前にも大規模な土砂災害が発生し、これを契機に土砂災害防止法が改正され、国民の生命を守るために、必要なソフト面の施策を行うことを目的に、各都道府県では、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域という2種類の指定を行っているところですが、急傾斜地崩壊危険箇所のハード対策はどのような状況なのでしょうか。

急傾斜地とは御存じのとおり、傾斜が30度以上ある崖のことで、急傾斜地の崩壊に対する事業に採択されますと、崩壊による被害防止・軽減のための擁壁等の設置工事が行われますが、急傾斜地崩壊危険箇所における、急傾斜地崩壊対策事業の採択条件をお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 急傾斜地崩壊対策事業には、県が事業主体となります国の交付金事業と、市町村が事業主体となる県費補助事業がございます。

県が実施する事業の採択条件は、急傾斜地の崖高が10メートル以上の自然崖の箇所で、人家10戸以上で被害を及ぼすおそれのあるものとなっております。ただし、地域防災計画書に位置づけられた避難路や、幼稚園、老人福祉施設等の要配慮者利用施設に被害を及ぼすおそれがあるものは、人家が5戸以上となります。ま

た、地域防災計画書に位置づけられた避難場所等に被害を及ぼすおそれのあるものについては、人家戸数にかかわらず対象となります。

一方、市町村が実施する事業の採択条件は、急傾斜地の崖高が5メートル以上の自然崖の箇所で、人家5戸以上に被害を及ぼすおそれのあるものとなっております。ただし、人家が5戸未満であっても、学校や病院等に被害を及ぼすおそれのあるものについては対象となります。

○野崎幸士議員 次に、急傾斜地における崩壊防止対策の整備状況を、お伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県内には、急傾斜地崩壊危険箇所が8,314カ所あり、このうち保全対象人家が5戸以上の箇所や、老人福祉施設等の要配慮者利用施設がある箇所など、優先すべき2,680カ所を対象に整備を進めており、その整備率は、平成30年3月末で30%となっております。

しかしながら、施設整備には膨大な費用と時間を要することから、県としましては、住民の早期避難を促すため、土砂災害警戒区域等の指定による危険箇所の周知や、防災意識の向上を図るための講座を開催するなど、ソフト対策にも力を入れて取り組んでいるところであります。

今後とも、国や市町村などと連携を図りながら、ハード・ソフト一体となった土砂災害防止対策を、しっかりと推進してまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 整備率が30%ですから、費用と時間がかかるということで、なかなか進んでいないようですが、特に市町村が実施する事業においては、各市町村での財政的な格差によって、その進捗状況にも差が出てくるのが懸念されますので、ソフト面の対策もしっかり取り

組んでいただくことを要望いたします。

次に、「堤外民有地」について質問いたします。堤外民有地とは、河川区域内に存在する民有地のことですが、我が県における堤外民有地の現状をお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 河川は、自然発生的な公共物であり、長い歴史の中で、洪水などによる氾濫、蛇行を繰り返してきたことから、その流れを大きく変えてきました。その際、民有地が河川区域内に取り込まれたこと等により、多くの河川に民有地が存在することになったと考えられております。

このため、県内の多くの河川におきましても、堤外民有地が存在するものと存じます。

○野崎幸士議員 本県でも多くの河川に存在するとのことですが、例えば、侵食等で危険度が高まっている河川が存在して、そこが堤外民有地だったとしたら、基本、手をつけられないということになり、大雨時には、河川の氾濫等を招き、その地域住民を巻き込む大災害に発展することが懸念されますが、堤外民有地の対策についてお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 災害復旧などの河川工事を行う場合、工事に必要な用地の範囲にある堤外民有地は、買収をする必要がございます。

しかしながら、堤外民有地につきましては、不明者や共有地、さらに字図混乱地などが存在することが多く、用地境界の確定や用地交渉に多大な労力と時間を要しますことから、不在者財産管理人制度などを活用しながら、用地取得を進めているところであります。

緊急的に工事を行う必要がある災害復旧工事において、用地買収が困難な堤外民有地が含まれる場合には、やむを得ず、施工方法の見直し

や応急的な工事を行っているところであります。

○野崎幸士議員 用地買収も困難な堤外民有地、本当に深刻な、また厄介な問題だと思いますし、また、その河川域の住民の方々は、堤外民有地のことを理解していないので、護岸工事の要望が頻繁になされるわけです。

こういったことから、このような地域の住民の方々に堤外民有地の周知を行い、危機意識、ソフト対策を促す取り組みも大事になってくると思います。国会でも幾度となく、この堤外民有地については議論がなされていますが、結論には至っていません。こういった、国の力が必要な案件に地方が困惑し、そこに住む地域住民が不安を抱えているのは、私は間違っていると思いますので、国のほうにも積極的に要望していただくことをお願いいたします。

さて、6月議会にて、災害廃棄物について一般質問をさせていただきましたが、議会終了後すぐに「西日本豪雨災害」が発生し、災害廃棄物の処理が大きな問題となりました。運び出されたごみが道路を塞ぎ、一部では車両の通行を妨げ、渋滞の原因にもなっているところや、気温が高かったため衛生面も危惧されましたが、我が県において、膨大な災害廃棄物が発生したときの市町村との連携や事前の対策について、お伺いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 西日本豪雨災害においては、発生直後から、道路沿いに災害廃棄物が山積するなど、初動体制や連絡体制の不備が指摘されており、改めて、市町村との連携や事前対策の重要性を認識したところであります。

このため県では、事前対策の一つとして、先月8月2日に、災害廃棄物処理に係る研修会

を、市町村職員を対象に開催いたしました。この中で、東日本大震災で災害廃棄物処理に尽力された方の講話や、初動対応に欠かせない仮置き場の設置条件等について、参加者みずからが考えるワークショップを実施し、災害廃棄物への対応力を向上させる人材育成の取り組みを行ったところであります。

また、平成29年2月に設置した、官民で構成される災害廃棄物処理対策ネットワーク会議を活用しまして、市町村はもとより、民間団体との連携強化に努めているところであります。

○野崎幸士議員 災害時に最も大事なことは、人命を救うことですが、膨大な災害廃棄物の処理のおくれが、その救助の障害、救援物資の障害、また復旧作業の障害、生活の障害になることを鑑みると、大災害への防災・減災対策と並行して、この災害廃棄物処理対策も重要と考えますので、市町村、民間事業者との連携体制の構築も着実に進めていただくことを要望いたします。

次に、林業振興について質問いたします。

本県の木材産業は、代表である杉素材生産量が27年連続日本一となるなど、国内でも確固たる地位を築いている一方で、さまざまな問題を抱えています。

本県の森林面積は、県土全体の76%に当たる約58万6,000ヘクタールで、うち民有林が約40万8,000ヘクタール、70%となっており、そのうち人工林が約23万3,000ヘクタールで、人工林率は57%となっているようです。

民有林の杉の人工林は17万ヘクタールで、その齢級構成は――齢級とは、苗木を植栽した年から5年幅でくくった年齢のことですが――標準伐期齢の35年を超える8齢級以上の林分が78%を占めているようです。このように齢級に偏

りのある状況では、将来にわたって森林経営を持続していく上で問題があると考えます。

そこで、人工林の齢級構成を平準化するためには、若い人工林を確保していく必要があると考えますが、県の再生林への取り組みについてお伺いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 本県人工林につきましても、議員御指摘のとおり成熟林が多く、若い森林が少ないことから、持続的な森林経営のためには、平準化に向けて、若い人工林を確保するための再生林が最も大きな課題であると考えております。

このため本県では、再生林を推進していくために、国の森林整備事業に積極的に取り組むとともに、県の森林環境税を活用して、一定の要件を満たす速やかな再生林に対し、かさ上げ補助も行っているところであります。

また、造林の省力化や低コスト化につながる「伐採と造林の一貫作業システム」を事業化するとともに、今後、需要の増加が見込まれるコンテナ苗の安定供給に向けた取り組みを行っているところであります。

今後とも、これらの取り組みを通じて、着実に再生林を進めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 さまざまな取り組みを行っているようですが、資源の循環、森林経営を持続させていく上でも再生林の着実な進展は必須ですので、しっかりと取り組んでいただくことを要望いたします。

このように、持続可能な森林経営が推進されている中、これらの取り組みを阻害する要因の一つに「誤伐・盗伐」問題があります。

最近では、報道等でこの誤伐・盗伐問題が全国的に頻繁に取り上げられ、警察を初め、関係

者の方々の関心も高まっているので、大分抑止力が働いているのではないかと察しますが、本県の誤伐・盗伐の現状をお伺いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 県及び市町村が把握している、誤伐及び盗伐が疑われる森林伐採についての相談件数は、統計をとり始めた平成26年度が2件、27年度が4件、28年度が19件、29年度が42件、30年度、現在7月末までに10件と、これまでに計77件となっております。

○野崎幸士議員 この問題が頻繁に叫ばれるようになって、関係者の関心の高まりが相談件数の増加につながっていると思いますが、誤伐・盗伐を未然に防ぐ取り組みについてお伺いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 県では、誤伐や盗伐の未然防止対策として、市町村に対し、伐採届け出の審査の厳格化を指導するとともに、昨年8月に締結した協定に基づき、警察等と合同で伐採パトロールを実施するなど、監視の強化に取り組んでおります。

加えて、森林所有者に対しては、相談窓口の設置や、各市町村の自治会を通じたチラシの配布による注意喚起を、伐採事業者に対しては、境界確認の徹底などの指導を行うとともに、今年度からは、適正な伐採を普及するため、県内の伐採事業者が自主的に行う研修を支援しております。

また、中長期的な対策として、境界の明確化を図るため、市町村が行う林地台帳の整備や適正な運用、森林の境界測量を支援しております。

今後とも、市町村や関係団体、警察等と連携しながら、誤伐や盗伐対策の一層の強化に努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 伐採届の受理を行う市町村への審査の徹底指導や連携を初め、境界を明確化する地籍調査の進展等、しっかり取り組んでいただくことを要望いたします。

また、林業の担い手の減少も深刻化しています。平成17年の国勢調査による本県の林業就業者数は2,311人、平成22年では、16%増加の2,690人でしたが、平成27年は、平成22年から17%減の2,222人でした。65歳以上の割合、高齢化率は、平成22年の19%だったのが、平成27年では23%と高い水準にあります。

近年、新規林業就業者は増加傾向にあるようですが、年々伸びる高齢化率等を鑑みますと、林業の担い手育成と確保は大変重要な課題だと思いますが、今までの取り組みと成果、今後の方向性についてお伺いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 本県の林業担い手の確保・育成対策につきましては、県内外における林業就業相談会の実施や各種相談会への参加に加え、「みやざき林業青年アカデミー」やU I J ターン希望者の体験研修、女性の活躍のための活動支援などに取り組んでおります。

また、新規林業就業者にとって働きやすい環境づくりを促進するため、福利厚生や労働安全衛生の充実に対し支援を行っているところであります。

その結果、平成29年度の新規林業就業者数は178名となっており、例年並みの就業者を確保しております。

今後とも、こうした取り組みを積極的に展開するとともに、来年度開講予定の「みやざき林業大学校」において、実践的な人材育成を総合的に行うこととしておりまして、市町村や教育関係者、関係団体等との連携を一層強化し、担

い手の確保・育成に取り組んでまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 平成28年11月に設立された、みやざき森林・林業の女性の会「ひなたもりこ」の取り組みは、男色の強い林業のイメージを変える意味でも本当に期待している取り組みです。林業女子がふえてくれれば、男子も林業へのイメージが変わって興味を示すことは間違いないと思います。

また、労働環境の改善・向上、特に所得向上が安定した生活につながりますので、しっかり関係機関と取り組んでいただくことを要望いたします。

答弁にもありましたが、来春、4月に開講する「みやざき林業大学校」、基礎から実践的な知識・技術の習得や林業就業に必要な資格を取得し、本県林業の即戦力となる担い手を育成するとして、大変期待されております。

先日、高知県立林業大学校と群馬県立農林大学校へ視察にお伺いし、カリキュラム等の説明を受けました。お話を聞いてみると、学生募集については、地元の高等学校の林業を専攻する学科から入学してくる学生がいるとのことでした。本県の高等学校の現状はどうなっているのか、お伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 林業に関する学科につきましては、入学希望者の大幅な減少によりまして、平成2年に宮崎農業高校、平成17年に門川農業高校、平成21年には日南農林高校の林業に関する学科を募集停止しておりますことから、現在、林業に特化した学科は設置をされておられません。

しかしながら、林業が盛んな地域におきましては、農業系学科の教育課程の中に「林業の学び」を取り入れ、産業人材の育成を行っている

ところであります。具体的には、門川高校の林業を専攻するコースにおいて、「森林科学」等の専門科目を設定し、演習林実習など実践的な学習を行っております。また、高千穂高校や日南振徳高校では、林業科目を選択できるようにしております。

近年、林業界からの人材育成の要望も高まっている現状がございますので、今後とも関係部署と連携を図ってまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 定員割れが続き、林業に関する学科はなくなったとのこと。冒頭に、高校生の県内就職について質問させていただきましたが、特にこのような専門性を要する、しかも来春その大学校を開講するとなれば、高等学校に、しっかりと専門的に林業が学べる科を設け、若いうちに興味を持たせ、専門的な人材を育成し、さらに大学校でその専門性を磨く流れを構築すべきだと考えます。

来春開校の「林業大学校」は、募集定員が15名となっています。こういった募集も、県内に林業科の高等学校があれば、そんなに心配することではないのかなと思います。全国でも確固たる地位を築いている林業県宮崎ですので、高等学校への林業科設置を含めた人材育成の調査・研究にしっかり前向きに取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、農政について幾つか質問してまいります。

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、本県でもおもてなしプロジェクトが進められ、宮崎の誇る食材・食文化の提供に向けての取り組みが進んでいます。

東京オリンピック・パラリンピックでは、選手村などで提供される食材については、食の安

全や環境保全などを要件にした食材調達基準が定められていて、農作物についてはGAP（農業生産工程管理）の取得した産地のみが提供できることとされています。

私も過去2回、昨年8月に策定された宮崎県版「ひなたGAP」を含めたGAP取得について質問をさせていただきましたが、大会まで残り2年となりました。ひなたGAPなどのGAP取得に向けた推進状況についてお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 本県では、ひなたGAPやJGAPなどのGAP取得を推進するため、県の普及指導員やJAの営農指導員等を対象として、昨年度は142名、今年度は151名を目標にGAP指導員等を育成しております。GAPの普及・啓発や認証を希望する農家等への支援を行っているところであります。

このような取り組みによりまして、現在、ひなたGAPでは、6経営体が認証を受け、グローバルGAPやJGAP等を含めると、県全体で121経営体が認証を受けております。

県としましては、今後とも関係団体と連携して、平成31年度までに200経営体のGAPの取得を目標に推進してまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 指導員、取得状況も着実に進んでいることに安心しました。

日本の農作物が世界で一番、新鮮で安全で安心なのがわかっているけれども、こういったGAP等の認証なしでは、国際的なやりとりの際には何の意味もありません。今後、我が国で開催される多くの国際的な大会やMICE、また輸出等の際には、こういった認証基準が求められる場面がふえてくると思います。

国も東京オリンピック後は、都道府県GAP

をなくし、国際基準に統一する方針です。日本が独自に作ったJGAPについても、2019年初めまでに国際基準にすることを目指し、2030年には、全国に国際水準のGAPを普及させる方向ですので、これを機会に農業従事者の意識向上をさらに拡大してもらい、その一つにGAP取得を進めていくような取り組みの充実を要望いたします。

次に、えびの市長江川問題について質問いたします。

この質問は、6月定例議会にも質問させていただきましたが、4月19日の硫黄山の噴火後1カ月ぐらいたって、私も長江川の調査に行きましたけれども、河川の白濁は大分薄まってきているように感じ、噴火活動も落ち着いてきたのかなと思っていたやさきに、7月10日前後に再び長江川が白濁しました。

こういった中、8月31日に、稲作を断念した310戸の農家163ヘクタールに総額6,100万円の共済金が支給されたところでございますが、重要なのは、ことし稲作を断念した農家が来年は再び営農ができるかです。このまま、長江川の水質が改善されず、農業用水として利用できないことも懸念されます。

先日、えびの市から今期作付を行わなかった水田のうち、来期は最大51ヘクタールで代替水源を活用した取水が可能となる見通しとの説明がなされましたが、現在の農業用水確保の取り組み状況についてお伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） 農業用水の確保対策につきましては、現在、えびの市と県が一体となって、水系ごとの整備計画や水源、用水量調査などを実施しているところであります。

また、今議会でお願ひしております補正予算

によりまして、さらなる詳細調査を進めますとともに、工事実施のための測量設計を行い、地元と調整した上で、順次、既存施設の改修工事に着手することとしております。

さらに、中長期的な対策として、地域外からの水源を利用するための整備や、水を有効活用するための工法などについても、引き続き検討してまいります。

先般、えびの市におきまして、農家向けの説明会が開催されましたが、その報告によりまして、現時点において、河川からの取水ができない場合、全ての農地での農業用水確保が厳しいとの見通しが示されたところであります。

県としましては、今後とも、えびの市や土地改良区などの関係機関と連携し、さまざまな対策を実施し、農業用水の確保に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 えびの市の説明では、4年後の2022年までには、ことし作付を行わなかった面積の45%に当たる121ヘクタールで取水を開始するとの説明がなされたとのことですが、4年間という時間と、全ての農地が取水できないことを考えれば、転作等の方向転換もやむを得ないと思いますので、えびの市を初め関係機関としっかりと連携して、今後の対応に尽力していただくことを要望いたします。

次に、家畜防疫の取り組みについて質問します。

29万7,808頭のとうとい家畜の生命が犠牲となり、本県に大きな、深い影響を及ぼした、決して忘れてはならない口蹄疫の終息から、先月の8月27日で8年がたちました。

本県では、この8年前の口蹄疫を教訓に、口蹄疫を初めとしたさまざまな家畜伝染病の発生を防ぐため、家畜防疫体制の充実・強化の取り

組みを、継続して尽力していただいているところです。

このような中、先ほどもありましたけれども、全世界の豚の生産量の47%を占める中国において、これまでアジアでは見られなかった「アフリカ豚コレラ」が8月に発生し、その広がりは日に日に拡大しているようです。このような状況を見ると、もしかして、もう既に中国全土に蔓延しているのではないかと悪い方向に想像してしまいますが、このアフリカ豚コレラは、豚とイノシシに感染し、ウイルスを含む糞や体液等の接触、ダニによる媒介で感染が広がっていきます。

アフリカからヨーロッパ、そしてロシアと感染が拡大していて、先月8月にアジアで初めて、中国で発生が確認されました。

また、先日、岐阜県岐阜市の養豚場においても、家畜伝染病である「豚コレラ」の感染が確認されました。精密検査の結果、アフリカ豚コレラの感染ではないとのことですが、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づいて、防疫の措置が行われております。

本県の豚の飼育数は約82万2,200頭で、全国2位、もし本県でこのような家畜伝染病の発生が確認されれば、口蹄疫と同様、発生農場の豚は原則24時間以内にすべて殺処分、農場周辺には移動制限区域が設定されます。本当に心配しているところでございますが、中国で猛威を振るっているアフリカ豚コレラ、また岐阜県で発生した豚コレラの防疫対応について、お伺いいたします。

○農政水産部長（中田哲朗君） お話がありましたとおり、先月、アジアで初めて中国での発生が確認されましたアフリカ豚コレラは、死亡率が高く、ワクチンや治療法がない、養豚業に

とって重大な伝染病であります。

このため県では、養豚農家や関係機関に対し、防災メールや文書等により、農場防疫の強化について迅速な情報発信や周知の徹底を図りますとともに、宮崎空港での動物検疫所と協力した渡航者への啓発や、農林水産省の専門官を招いた家畜防疫研修会の開催、各種会議における養豚農家や関係団体等への注意喚起を行ったところであります。

また、中国での急激な発生拡大を受けまして、9月7日には緊急防疫会議を開催し、市町村や関係団体等とさらなる防疫対策の徹底を再確認したところであります。

このような中、9月9日に、国内で26年ぶりとなる豚コレラが岐阜県で発生しましたが、県といたしましては、アフリカ豚コレラと同様、危機意識を持って、侵入防止にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 とにかく、今まで以上の養豚場の消毒、防疫の徹底を促すことと、また、アフリカ豚コレラにおいては、ウイルスに感染した肉を使った加工品、ハムなどが媒介するおそれもありますので、徹底した水際対策を講じられるよう要望いたします。

先ほど、今期最後の質問と申しましたが、月日がたつのも早いもので、もう3年と5カ月がたちました。

県議にならせていただきまして、本当に優しくて頼りがいのある先輩議員、そして執行部の皆様方には、本当に御指導、また、時には叱咤激励をいただきました。本当に感謝をしております。

感謝の気持ちを伝えましたので、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

(拍手)

○外山 衛副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時49分散会

9月14日（金）

平成30年9月14日（金曜日）

午前10時0分開議

出席議員（36名）

- 1番 武田浩一（自由民主党くしま）
- 2番 有岡浩一（郷中の会）
- 3番 重松幸次郎（公明党宮崎県議団）
- 4番 来住一人（日本共産党宮崎県議会議員団）
- 5番 岩切達哉（県民連合宮崎）
- 6番 西村賢（宮崎県議会自由民主党）
- 7番 後藤哲朗（同）
- 8番 二見康之（同）
- 9番 日高博之（同）
- 10番 野崎幸士（同）
- 11番 日高陽一（同）
- 13番 蓬原正三（同）
- 14番 凶師博規（愛みやざき）
- 15番 河野哲也（公明党宮崎県議団）
- 16番 前屋敷恵美（日本共産党宮崎県議会議員団）
- 17番 渡辺創（県民連合宮崎）
- 18番 高橋透（同）
- 19番 徳重忠夫（宮崎県議会自由民主党）
- 20番 丸山裕次郎（同）
- 21番 中野一則（同）
- 23番 横田照夫（同）
- 24番 黒木正一（同）
- 25番 松村悟郎（同）
- 27番 井上紀代子（県民の声）
- 28番 新見昌安（公明党宮崎県議団）
- 29番 田口雄二（県民連合宮崎）
- 30番 満行潤一（同）
- 31番 太田清海（同）
- 32番 緒嶋雅晃（宮崎県議会自由民主党）
- 33番 右松隆央（同）
- 34番 山下博三（同）
- 35番 濱砂守（同）
- 36番 坂口博美（同）
- 37番 星原透（同）
- 38番 井本英雄（同）
- 39番 外山衛（同）

欠席議員（1名）

- 22番 中野廣明（宮崎県議会自由民主党）

地方自治法第121条による出席者

- | | | |
|-----------|------|-------|
| 知事 | 河野俊嗣 | 野行敏 |
| 副知事 | 郡司宜文 | 鎌原俊郎 |
| 副知事 | 日隈栄介 | 畑山栄通 |
| 総合政策部長 | 田中保 | 川野美奈子 |
| 総務部長 | 甲斐正文 | 井手義哉 |
| 危機管理統括監 | 中田哲朗 | 瀬戸長秀美 |
| 福祉保健部長 | 福嶋幸徳 | 凶師雄一彦 |
| 環境森林部長 | 桑山秀達 | 吉村達也 |
| 商工観光労働部長 | 四本孝道 | 郷治知宗 |
| 農政水産部長 | 郷治知宗 | 郡司宗則 |
| 県土整備部長 | 原田幸二 | |
| 会計管理者 | | |
| 企業局長 | | |
| 病院局長 | | |
| 財政課長 | | |
| 教育長 | | |
| 警察本部長 | | |
| 監査事務局長 | | |
| 人事委員会事務局長 | | |

事務局職員出席者

- | | | |
|----------|------|------|
| 事務局 局長 | 片寄元道 | 山伸二 |
| 事務局 次長 | 上藤安彦 | 齊藤民子 |
| 議事課 課長 | 日高俊一 | 濱崎修三 |
| 政策調査課 課長 | 山口隆太 | 井尻隆太 |
| 議事課 課長補佐 | 井三倉潤 | |
| 議事担当主幹 | | |
| 議事課 主任主事 | | |
| 議事課 主任主事 | | |

◎ 一般質問

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。通告に基づいて質問をしてみたいと思います。

まず、福祉行政、重度障がい者医療費の公費負担事業、中でも入院外の現物給付の問題について質問をしてみたいと思います。

この課題については、これまでも議論されてまいりました。さきの6月議会においては、前屋敷議員が質問をいたしました。また議会の外においても、障がい者団体などが署名運動に取り組まれるなど、県民的課題となっております。さらに、公費負担対象の3割を占める宮崎市は、本年8月、市長名で知事に対し現物給付への転換を正式に申し入れており、事業主体においても切実な課題となっております。

入院外の現物給付の課題は、障がい者とその家族の皆さん、さらに障がい者福祉施設の関係者などの実情から、一刻の猶予も許されないものとなっております。また、この課題に答えることは地方自治体の基本にかかわる問題であると考えます。

重度障がい者医療費公費負担事業は、各市町村が行う助成事業に県が負担するもので、昭和50年に開始され、平成18年には償還払いであったものを、入院費については現物給付に発展させられました。この公費負担事業は、重度障がい者である約2万7,000人の方々の健康と医

療を守る制度の一つとして、障がい者とその家族にとって欠くことのできない制度であります。

この制度が創設されて43年が経過し、そして入院費の公費負担を現物給付に発展させられて13年となります。全国的には30の都道府県が入院外通院も現物給付となっております。障がい者やその団体はもちろん、実施団体の一つである宮崎市も現物給付への転換を正式に求めています。入院外の現物給付について、知事の所見を伺いたいと思います。あとの質問は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕おはようございます。お答えします。

重度障がい者(児)医療費公費負担事業につきましては、障がいのある方の健康と福祉の向上を図る上で重要な事業であると認識しております。

この事業におきましては、外来の場合、給付対象者が医療費の1割から3割相当分を一旦支払い、その後、市町村窓口で払い戻しの申請をする必要があるなど負担が大きいことも伺っております。

しかしながら、現物給付化につきましては、財源の確保を初め、さまざまな課題を整理する必要がありますので、実施主体である市町村と意見交換を行ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○来住一人議員 私は発言の中で、「入院外」とか、または「通院」という言葉を使っておりますけど、概念は同じでありますので御理解いただきたいと思います。より正確に言うと、「入院外」の方が正確かなと思いますけど。

ここで、福祉保健部長にお尋ねします。部長は8月30日、障がい者の皆さんと懇談をされ、

皆さんの現状や思いに直接触れられました。その懇談をされてどのような思いを抱かれたのか、述べていただきたいと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 議員のお話にありました8月30日でございますが、本制度を利用されている障がいを持つ方々がお越しになりました。この制度についての懇談を行いました。外来の現物給付化についての御要望をいただいたところでございます。

そのお話の中で、「医療機関で一旦医療費を支払う必要があるのですが、その額も少なくない額だ。それで生活が苦しい」というお話、それから、「市町村の窓口で償還払いの手続に出向かないといけないので、大きな負担がある」、そういったお話をお伺いしたところでございます。

当日、多くの方々の署名も持参されておりました。この懇談を通じまして、重い障がいのある方々の切実な状況を直接お聞きしたということで、改めて、この問題に対して真摯に向き合ってまいりたいと思ったところでございます。

○来住一人議員 私も今回質問を準備するに当たりまして、重度の障がい者の皆さんや障がい児を持つお母さん方と会って話をする機会がありました。初めて聞くこともあり、認識を新たにすることも多くありましたが、私が受けた第一の印象は、重度の障がいがありながら、経済的にも苦勞されているのに、こう言うてはあれですけど、意外と明るく、そして希望を持って生活されているなということを感じました。こうした明るく一生懸命の姿に、私自身、少しでも応えなければならぬと改めて思ったところであります。小学校4年生の元気な子供をもつ脳性麻痺のお父さんは、子供の話にな

ると、はにかみながら誇らしそうに話をされておりましたし、また、若い女性の方は自立したいと、そういう話をされておりました。私は、確認はしませんでしたけど、いずれ両親と別れる日が来るわけですから自立したほうがよいと、このように考えておられるんだなということを感じたところであります。

償還払いが障がい者に変な負担となっていることは、部長御自身が今、お話しされたとおりであります。宮崎市のKさん、男性の方で脳性麻痺の障がいのある方ですが、この8月、市民の森病院に2万6,600円を含めて、6つの医療機関、薬局なども含みますけど、4万4,910円を一時的に立てかえ払いされております。この金額は毎月最低必要とするもので、これ以外に例えば風邪を引くとか、さらには腹痛を起こすということがあれば、さらに立てかえ額はふえて、収入は年金だけでありますから本当に大変であります。特別の検査をしたためにお金が足りなくなって、ヘルパーさんのお金を借りたこともあったということでもあります。Kさんではありませんけど、帰りのタクシー代が足りなくなるとか、また、病院に払えずに病院側に待ってもらう、このようなことはしばしばあるということで、経済的に大変な負担となっております。

自動償還となっているのは都城市と三股町だけです。宮崎市は申請書を医療機関に提出することになっています。この2市1町を除く市町村は、役場窓口で申請書と領収書を持っていか、郵送しなければなりません。重度の障がい者でありますから、申請書を記載することができない方もいらっしゃいます。申請書を提出すること自体、私たち健常者には思いもつかない負担がかかっております。宮崎市では、医療機

関の窓口で、申請書記載の代筆はできませんというところがあるそうです。医療機関の関係者から聞きましたけど、これは悪意ではなくて、申請のミスが発生し、その責任を医療機関がとらなければならないということが起こって、そういうことを防ぐためにこのようなことになっているというお話も聞きました。

事業主体の市町村では、返還のための事務確認作業に大きな時間と費用・労力を要しております。こうして償還払いは、障がい者とその家族、医療機関、そして市町村に多大な負担をかけております。現物給付に転換するならば、これらの問題は一気に解決することになります。現物給付への転換の必要性和合理性は、今述べたとおりであります。

さきの6月議会において、前屋敷議員の質問に対して部長は、「入院を現物給付した場合に、県の負担額が1億3,000万円増加した事例もごございます」と答えておられます。増加した1億3,000万円の根拠を具体的に示していただきたいと思っております。答弁を求めます。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 事業費につきましては、給付対象者の増減や高齢化の進行、医療費総額の増加など、さまざまな要因で変動するものでございまして、入院を現物給付化したことによる影響額を抽出して推計することは困難であります。

このため、6月議会の答弁におきましては、年度後半の12月から入院を現物給付化した平成18年度の県の決算額と19年度の決算額との差額をお示ししたものでございます。

○来住一人議員 増加した1億3,000万円は、今お話がありましたように、18年度と19年度の決算額を比較して述べられていると思っております。しかし、担当課にお聞きしますと、決算額はわか

るけど、入院と通院に分けての受診件数と金額の資料はないということでもあります。さらに、このときに診療報酬や薬価などは上がっていないのかなどの状況はわからないということがありました。したがって、1億3,000万円増加したのが全て入院費の現物給付に起因するものと断定することはできないと思っております。6月議会での部長の答弁は正確性を欠いていると思っております。今の部長の答弁が、より正確であると認識をいたしました。

荒っぽい計算ですけど、私も試算をしてみました。諸式を口頭で述べるとわかりにくいので、また、時間もありませんので述べませんが、実に荒っぽい計算ですけど、私の試算では、1億3,000万円を入院患者数に直しますと、入院者は、延べでなくて実数で1,082名ふえたこととなります。その伸び率は45%となりまして、そのようなことはあり得ないことだと思っております。

通院を現物給付にすると、県や市町村の負担がどれほど増加するかは予測できませんけど、ふえることは間違いないと思っております。さきに宮崎市のKさんなどのことを紹介しましたが、償還払い、障がい者にとっては一時立てかえ払いを行えば、一時的ではあっても経済的負担となり、これが受診抑制につながっていることは間違いないと思っております。この負担が和らげば、受診量が増加することは確かだと思っております。

そこで部長に、基本的なことをお尋ねしたいと思っております。宮崎市の条例によると、「この条例は、重度心身障害者に対し、医療費を助成することにより、保健の向上に寄与し、もって重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする」と規定しています。県の要綱においても、「重度障がい者の保健と福祉の増進に努め

るため」と述べております。

通院の現物給付によって受診抑制が少しでもなくなり、障がい者の皆さんの人としての尊厳が保たれることは、この制度の本懐とするところではないかと思っております。私はそう思いますけど、部長の所見を伺いたいと思っております。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 外来を現物給付化することにより、受診時の一時的な経済負担や、市町村窓口まで赴く負担がなくなり、障がいのある方の健康と福祉の向上につながることは十分に理解しているところでございます。

一方で、制度を改めるためには、実施主体である全ての市町村が一致して取り組むことが前提であると考えておりますので、引き続き、市町村と意見交換を行いながら、制度のあり方や財源の確保などの課題について整理してまいりたいと考えております。

○来住一人議員 現物給付についての先ほどの知事の答弁は大変前向きな答弁であったと、私は理解をいたします。

皆さん御承知だと思いますけど、脳性麻痺の障がい者は、障がいの程度によりますが、多くの方々が健康な歯が少ないというのが特徴でありまして、皆さんもお気づきになっていると思います。原因は、自分で歯を磨くことができない、介助なしには歯を磨くことができない、顔や手が安定していないからであります。ですから歯の治療も、専門の歯医者さんに行って麻酔をして頭が動かないようにしなければ治療ができない。

障がい者の皆さんとお会いして感じることでありますけど、皆さん本当に一生懸命、その一瞬一瞬を過ごされております。私たちも、障がい者の皆さんから力と愛をいただいている、そ

ういうことを、いつも障がい者の皆さんに会うたびに感じるところであります。

何はともあれ、障がい者の皆さんの切なる願いに応えなければならないのではないかと思います。知事の日も早い決断をみんなが願っていることを申し添えて、この問題については終わりたいと思っております。

次に、農政問題についてお尋ねします。えびの市の長江川の白濁に関する問題は、現在、えびの市と県によって、用水の確保など努力をされており、特に現場において任務に当たっておられる方々の御苦労に敬意を表したいと思っております。

まず、知事にお聞きしたいと思っておりますが、長江川白濁に影響を受けているえびの市の農業の現状、今後について所見を伺いたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） このたびの長江川の白濁は、今期の水稻の作付に大きく影響を与えることとなりまして、特Aもとりましたえびの米であります。そのブランド確立に長年、大変御尽力をされた農家及び関係者の皆様の心情を察するに余りあるものと考えております。

県としましては、6月議会や本議会でもお願いをしております農業用水確保のための対策や、水質改善のための調査研究、安全・安心のための土壌分析など各種支援策を活用しながら、さまざまな課題解決に向けて関係機関と一体となって取り組んでまいります。

また、先月25日、安倍内閣総理大臣来県の際には、私も村岡市長初め地元関係者と、地域の実情を説明しますとともに、引き続き中長期的な対応につきまして要望を行ったところであります。

今後とも火山活動の長期化が考えられます。

えびの市や国等と十分、連携・協力をしまして、地元農家の方々が安心して営農を継続できるよう、取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○来住一人議員 部長にお尋ねします。ことし作付ができなかったところは農業共済が支払われたのでありますけど、来年度、水稻の作付ができないものに対しては農業共済はなく、農家にとっても、また、えびの地域、いわゆる地域経済等にとっても深刻な事態となります。新たな救済対策が必要であると考えますが、部長の所見を伺いたしたいと思います。

○農政水産部長（中田哲朗君） 県といたしましては、できるだけ多くの農家の方々が水稻作付を再開できるよう、用水路や水門の改修などによる農業用水の確保に全力で取り組んでいるところでございますけれども、現状といたしましては、全ての農地に水を確保するというのは、なかなか難しい状況でございます。

このため、農家の所得確保に向けまして、産地交付金の対象となる飼料作物などへの転作や、収益が期待できる品目への転換を推進していく必要があると考えているところであります。

今後とも、農家の皆様に十分寄り添いながら、営農継続に向けた取り組みを支援するとともに、機会あるごとに、地域の実情等について、国への説明や要望を行ってまいりたいと考えております。

○来住一人議員 水が取水できないことによって、転作ができる農家は、これはまだよろしいのですが、そうでない方々は本当に大変で、そうした農家の方々に「自然災害だから仕方がありませんね」ということで済まされるものではない、このように思います。県と市だけでは

大変ですけど、国を含めて農業共済にかわるものをつくってほしい。これは農家の皆さんの切実な願いだと、このように思います。

知事も述べられたように、地元農家の方々が安心して営農を継続できるようにするためには、特に米をつくりたいという農家のためには、水の確保は絶対条件となります。この点で地下水の調査はされておるのか。また、地下水の利用についてはどのような所見を持っておられるのか、答弁を求めたいと思います。

○農政水産部長（中田哲朗君） 農業用水の確保対策につきましては、現在、えびの市と県が一体となりまして、水系ごとの整備計画や用水量調査などを実施しているところであり、今後、詳細調査や既存施設の改修工事に着手することといたしております。

また、御質問の地下水の利用につきましても、今議会でお願ひしております補正予算を活用して、地下水等の状況を把握するための調査を行うこととしておりますが、水量や水質、周辺の井戸等への影響、さらには、ポンプ設置に伴う維持管理費など検討すべき課題もありますので、調査結果を踏まえて、地元農家や関係者と協議しながら、検討してまいりたいと考えております。

○来住一人議員 水確保のために大変な努力をされていることは承知しているわけですけど、今のお話にあるように、4年後においても全ての農地に水が確保できない、こういう状況になっているようでありますが、4年後においても水が確保できない農地が出てくるということについての、県としての所見をお聞きしたいと思います。

○農政水産部長（中田哲朗君） 農業用水の確保につきましては、さまざまな対策を講じてい

くこととしておりますが、用水確保が困難とされる地域におきましても、農地がしっかりと維持され、地域全体で営農が継続されることが重要であると考えております。

このため今後は、新たな品目の導入を初め、担い手対策、農地対策、生産対策など、農家の意向を踏まえながら、地元えびの市やJA等とともに総合的に検討していく必要があると考えているところでございます。

○来住一人議員 結局、水の確保が困難であるということは理解しますが、やっぱり今の部長の答弁では、水を100%確保することは諦めているのかなという感じもして。僕は素人で、科学的な知見も全くありませんけど、えびののあの地域は、加久藤カルデラで1つの盆地になっている、そして、飲料水の企業もあそこに誘致されて、相当な地下水をくみ上げていらっしゃるのではないかなと思うんです。そういう点から見て、どこでも掘ったら温泉が出てしまっただけではないんですけど、もっと地下水の活用というのを本格的にお考えになったらどうかなと。もちろん経費だとか、そういうものもかかってくるわけですけど。そういう点では、ぜひ僕がお願いしたいのは、自分は米しかつくりたくない、米しかできないのだと、そういう農家の思いは酌み取っていただきたい。だから農家の人に、心配せんでいいよ、水は絶対確保するからねということ、今の県・国の力をもってすれば僕はできると思いますので、改めてこの点をお願いしておきたいと思っております。

次の問題に入ります。我が党議員団は、種子法廃止のこともあって、9月4日、県総合農業試験場において、関係各課との懇談をさせていただきました。関係者の皆さん、多忙の中で丁寧に対応していただき、本当にありがとうございます。

いたしました。改めてお礼を申し上げたいと思っております。

米の原原種などを栽培している圃場も案内していただくなど、試験場の生い立ちや役割などについて学ぶことができました。「ヒノヒカリ」に関連してお聞きしたいと思います。先輩の方々が、1979年(昭和54年)より10年に及ぶ努力で、奨励品種「ヒノヒカリ」を育成しておられます。「ヒノヒカリ」をつくり上げた意義、また、今日「ヒノヒカリ」が果たしている役割をどう評価しておられるのか、答弁を求めたいと思っております。

○農政水産部長(中田哲朗君) 「ヒノヒカリ」が育成されるまでの本県の普通水稲につきましては、食味が中程度の品種が中心であり、本県の気候に合った食味のよい品種の開発が課題となっていたところであります。

このため、総合農業試験場におきましては、全国的に評価の高い「コシヒカリ」と同等の食味を持つ品種の育成を目指し、さまざまな交配を行いながら選抜を進め、昭和54年から10年の歳月をかけて、「ヒノヒカリ」を育成したところであります。

「ヒノヒカリ」につきましては、極めてすぐれた食味を持つ品種として高く評価され、本県はもとより、西日本を中心に全国3位の作付となっており、「売れる米」として、稲作農家の経営向上に大きく貢献しているものと考えているところであります。

○来住一人議員 続けてお聞きしますが、米を初めとする主要農作物の将来を見据えた現在と、これからの農業試験場の研究の方向はどのようにお考えになっているのか、お知らせいただきたいと思っております。

○農政水産部長(中田哲朗君) 総合農業試験

場における主要農作物の試験研究につきましては、米の育種等を中心に行っているところであります。

具体的には、生産現場からの要望が強い早期栽培用の焼酎こうじ用米の栽培技術の確立を進めますとともに、将来を見据えて、温暖化などの気候変動の影響を受けにくく、食味がよいポストヒノヒカリとなる品種や、業務用や飼料用など多様なニーズに対応した、多収で病気に強い品種の育成等に取り組んでいるところであります。

今後は、これらの研究をさらに進めますとともに、省力化技術や生産性の高い栽培技術の開発などに取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○来住一人議員 農業試験場の活動に期待を申し上げます。このように思います。先ほど「ヒノヒカリ」を育成する動機や「ヒノヒカリ」の評価などについて報告をしていただきました。宮崎県で生まれた「ヒノヒカリ」が、現在では日本を代表するものになっております。「ヒノヒカリ」が誕生するまで10年を費やしたということですから、あの試験場においても、何代もの研究者や技術者がかかわってこられたと思います。こうした努力は高く称賛されなければならないと思います。同時に、これをなし遂げることができた後ろ盾が種子法であったと、このように思います。

種子法は、主要農作物の種子の品質を管理し、優良な種子を安定的に供給することを、全ての都道府県に義務づけたものであります。したがって、農業試験場など種子生産にかかわるための予算を、国が責任を持って手当てをしていたものです。現在では一般財源化されておりますけど、「ヒノヒカリ」が誕生した背景に

種子法があったと思います。

種子法は、昭和27年に制定されておりますが、「ヒノヒカリ」の4代前の祖先は、調べてみましたら、富山・京都・栃木・山形・宮城などにありました。その後の多くの品種が、種子法のもとで生まれてきたと思います。残念ながら種子法は廃止されたのでありますが、廃止の狙いなどについては、今回述べることはやめたいと思います。

現在、4県が条例を制定し、種子を守ろうとしておりまして、この流れはさらに広がると、このように確信をいたしております。知事はさきに、主要農作物種子制度の条例について、制定の方向で検討する旨の発言をされておりました。心強く感じたところであります。この制度を、いつをめぐりに制定する考えがあるのか、知事に改めて考えをお聞きしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 主要農作物の種子供給につきましては、条例を制定する方向で検討することとしております。内容や制定時期も含めて、検討してまいりたいと考えております。

○来住一人議員 現在、試験場の業務は要綱で進められておりますけど、より重い条例を制定し、種子の研究と安定的な供給を進める意思を、農業関係者を初め県民の皆さんに示してほしいと思います。期待をしたいと思います。

次の教育問題についてお尋ねします。

ことし7月、熱中症の疑いで救急搬送された7歳から18歳未満の子供は117名です。ことしの7月です、7月1日から7月31日までの間に、117名が搬送されております。ちなみに、昨年が59名、28年が45名、27年が34名、26年が32名でありまして、過去4年間の平均が42.5人です。ですから、ことしはその2.7倍となっております。气象台に行って気温も調べてまいりまし

たけど、報告するまでもないと思います。気温の上昇や救急搬送の状況もあり、公立学校の普通教室のエアコン化が大きな課題となっております。延岡市や都城市などは、全普通教室をエアコン化することを発表いたしております。こうした動きをどのように捉えておられるのか、答弁を求めたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 学校施設は児童生徒の学習や生活の場であり、エアコンの設置は、教育環境の改善につながるものでございます。

県教育委員会といたしましては、引き続き、研修会や担当者会議などさまざまな機会を通じて、市町村教育委員会へ国の予算や補助制度等の情報提供をするとともに、必要な助言を行ってまいりたいと考えております。

○来住一人議員 延岡市や都城市などが、都城はことし全部つけるという話でありますし、延岡は年次的につけていくという話であります。ですから、多分これは一気に進んでいくんじゃないかなと私は思うんです。また、ぜひそうなってほしいと思います。そうした市町村の動きを応援していく、そういう意味でも、市町村が施行するエアコン化に対する県としての財政的支援はできないのか、答弁を求めたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 市町村立小中学校のエアコン設置につきましては、学校設置者である各市町村が、国の補助制度を活用し計画的に行っております。

※
現在、国から市町村に対する財政支援は行っていないところでありますが、県教育委員会といたしましては、市町村の計画する事業が円滑に実施できるよう、予算総額の充実や補助要件の緩和、実情に即した補助率・補助単価の引き上げについて、あらゆる機会を活用し、引き続

き、国に対して要望してまいりたいと考えているところであります。

○来住一人議員 将来を担う子供たちのためでありますから、ぜひエアコン化が進むように、国の補助率をもっと上げてほしいと思います。県の方でも大いに努力をしていただきたいということを申し添えておきたいと思います。

最後に、先日えびの高原に上ってみました。硫黄山は大変活発で、長江川の源流の白濁も見てまいりました。えびの高原を初め霧島山の登山道に、登山者の安全を確保するための避難施設を設置する必要があると思いますけど、県の考え方について伺いたいと思います。これは環境森林部長だそうで、どうぞよろしく願いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 現在、新燃岳や硫黄山の活発な火山活動が続いておりますことから、登山者の安全を確保するために、霧島山登山道における避難施設の設置は必要であると考えております。

このため、県におきましては、県が管理する池巡り探勝路内や韓国岳登山道など3カ所に、屋根などを補強した避難施設を本年度設置することとしております。

また、国におきましても、えびのエコミュージアムセンターの補強改修を行ったほか、大浪池登山道内に避難施設としての休憩所を整備しているところであります。

県としましては、国、市町とも連携して避難施設等を順次整備し、登山者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○来住一人議員 御嶽山の教訓もありますので、ぜひ計画的に進めていただいて、登山者の安全を確保していただきたいということを改めてお願いいたしまして、私の一般質問を終わ

ます。ありがとうございました。(拍手)

○教育長(四本 孝君) 済みません。先ほどのエアコン設置の答弁に間違いがございましたので、訂正をさせていただきます。

「現在、国から市町村に対する財政支援は行っていない」というふうに答弁をいたしました。が、「現在、県から市町村に対する財政支援は行っていない」というのの間違いでございました。おわびして訂正をいたします。

○蓬原正三議長 次は、徳重忠夫議員。

○徳重忠夫議員〔登壇〕(拍手) 通告に従いまして、順次質問をしております。

まず最初に、建設業の格付について伺います。

県においては、今年10月10日付で、都城市、株式会社大建に対して、営業停止処分と入札参加資格停止処分を行っておりますが、その件につきまして、質問をさせていただきます。地元のことですので、大変苦しい質問になるわけですが、あえて申し上げたいと思います。

平成30、31年度の建設業者の入札参加資格審査結果通知が平成30年3月28日に公表されました。この公表の中で、都城市の株式会社大建について、格付の基礎となる経営事項審査の内容に虚偽申請の疑いがあり、申請のうち25カ所の工事を指定して、再度調査してほしいという通報メールが、平成30年2月28日10時45分、県土整備部管理課に発信されました。「この封書を送る件につき匿名にして送りたかったのですが、問題内容が大き過ぎること、このまま何もせずに見過ごした場合は、次年度からも県の建設業格付に影響が及ぶと考え、もし問題が発覚した場合、相手からの仕返し等、身の危険を感じ、申しわけありませんが不利益が生じないよ

うお願いします。連絡をしていただく際は、携帯をお願いします。」とされております。

ところが、8月までにその差出人に何の連絡もない状態であります。通報から既に6カ月も経過しております。

なぜ、通報者が実名で依頼しているのに本人に連絡しないのか、まずはその理由を県土整備部長にお伺いいたします。

2つ目に、県は平成20年12月15日付で、「建設業ホットライン」の開設をしております。建設業者ホットラインでは、「建設業法違反に関する建設業者の情報を受け付けます」とあります。そのホットラインに、今回、メールにて虚偽申請の疑いがあるという情報が提供されたわけです。そこで、2月28日の通報メール受信後、いつごろ、誰が参加し、どういう検討が行われたのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

3つ目、立入検査は、いつ、誰を派遣し、何を検査したのか。人、物、場所等だろうと思います。また、検査結果は誰が精査し、どういう結論になったのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

以上を壇上の質問といたしまして、後の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○県土整備部長(瀬戸長秀美君)〔登壇〕 お答えします。

まず、通報者に連絡しなかった理由についてであります。今回の通報につきましては、連絡先が、勤務先と携帯電話との両方が記載された上で、携帯電話へ連絡してほしいとの申し出がありました。携帯電話では本人確認ができず、偽名の可能性が拭き切れなかったため、連絡を行っておりませんでした。

しかし本来は、本人確認後、検査結果を通報

者へ報告すべきであったと反省しております。先日、通報者を訪ね、謝罪を行ったところでもあります。

次に、通報メール受領後の検討についてであります。メール受領後、通報に対する県の対応について、直ちに管理課内で検討し、立入検査を速やかに実施することとしたところでもあります。

最後に、立入検査についてであります。立入検査は、3月9日、14日、18日の3回、管理課職員が2名または3名で実施をしました。9日の検査におきましては、注文書や契約書、収入伝票や預金通帳のほか、下請業者との間で取り交わされた工事注文請書などにより、請負額等の確認を行いました。14日及び18日の検査では、発注者立ち会いのもと、「石風呂自治公民館駐車場舗装工事」ほか5カ所の工事において施工現場を確認し、発注の有無や施工内容等について聞き取りを行っております。

検査結果につきましては、実際に立入検査を行った職員に加え、管理課内の職員により精査し、不正の事実が確認できなかったことから、その時点では、問題はないと判断しました。以上であります。〔降壇〕

○徳重忠夫議員 ただいま答弁をいただきました。それでは3日間もかけて確認ができなかったということですが、3日間も立入検査を行いながら、虚偽の申請を見抜けなかったのは、どう理解すればいいでしょうか、お答えください。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） ことし3月の立入検査におきまして、例えば、「石風呂自治公民館」の駐車場舗装工事の例で申しますと、注文書や下請業者との工事注文請書などの書類が全て偽造されておりました。

加えて、現場立ち会いの際、実際の公民館長でない者が発注者を装い、公民館所有の土地に舗装工事を発注したということでしたが、全て偽証でありました。

このような、株式会社大建や関係者による書類の偽造や偽証とあわせて、県における対応の不十分さもあったことから、虚偽の申請を見抜けなかったと考えております。

○徳重忠夫議員 ただいま部長は、全て偽証だったとお答えですが、検査のために3日も職員を2人3人やって見抜けないというのは、どうも納得できません。それでは、ただいま県土整備部長がお答えになったことでは納得できませんので、知事にお伺いをいたします。

ことしの2月28日の県民からの通報により発覚しました。早速、県土整備部におかれましては、3月9日、14日、18日と管理課職員を派遣し、立入検査を実施されたようであります。素早い対応に敬意を表したいと思います。

部長の答弁で、3日間にわたり2名または3名の職員で実際に立入検査された結果、「不正の事実が確認できなかった」「問題はないと判断した」と言われました。

そこで、立入検査の一例を紹介させていただきますので、お聞きいただきたいと思っております。まず、ここにいらっしゃる議場の全ての皆さん、皆さんは自治公民館に加入されていると思っておりますので、自分の公民館と照らし合わせて私の発言を聞いてください。

まず、3月9日、株式会社大建で書類の検査をされております。市街地の公民館は別として、農村部の公民館で、公民館の敷地の舗装をしているところは私は見たことがありません。皆さんのところはいかがでしょう。

株式会社大建が、石風呂自治公民館を平成25

年と28年、2カ年にわたり、1,273万5,000円で舗装工事を行っております。36戸しかない自治公民館であります。このような高額の工事をすることは絶対にあり得ない、このように私は思います。

3月18日、舗装工事が行われた現場である石風呂自治公民館へ行かれたと思いますが、雑草が生い茂り、舗装の形跡もなかったと思います。この実態を、県の優秀な職員が、自治公民館にこんな大金があるのかということも疑問と感じないわけはありません。これだけの工事ができると考えたわけがありません。石風呂自治公民館は本当は舗装もしていなかった。しておりません。行ってそうだったということです。これは完全な虚偽申請ではないのでしょうか。3月18日、その時点で、これは虚偽申請だと、誰が考えてもわかる話ではないかと私は思っています。

ほかにも何カ所か調査をされました。3月18日、発注者に聞き取り調査もされております。調査した県職員は、その結果を部の上司に報告されたと思います。まず、書類上で工事金額が自治公民館で支出できる額であったのかどうか、また、現場を検査した結果が不正ではなかったかどうかを報告されたと思いますが、私は、どう考えても県の優秀な職員が、「この書類が正確で、さらに、正しく工事がされている」と報告はしていないと思うのであります。

その後、部長を初め上司の方で検討されたはずであります。3月20日ごろ、県の管理課から、全く建設業に関係のない第三者に対し、「異議申し立てされた内容には不正の事実は確認されなかった」との報告がなされたと聞いております。

私は現場で調査した職員は、現地で確認した

事実を、間違いなく、しっかりと報告されていると思います。このような実態にもかかわらず、課内協議の結果は不正はなかったとのこと。現場を見たときに、舗装はしていないわけですので、虚偽申請であることは明白であります。3月18日の調査時点で、はっきりした虚偽であるとわかっていたはずで、職員もこのことを伝えなかったとは私は思っておりません。これは、職員の尊厳にもかかわる重大な問題だと思っております。

今回の事案は、大変不可解なことが多過ぎます。2月28日の通報メール後、3日間も立入調査を行い、不正がなかったと判断した一連の対応について、知事の見解を伺いたいと思いません。

○知事(河野俊嗣君) 通報メールを受領しました後、3月に実施しました立入検査の中で、株式会社大建による注文書や契約書の偽造、虚偽の発注者の証言のほか、それに加えて、県においても対応の不十分さなどがありまして、虚偽の申請を見抜けなかったものであります。

虚偽の疑いがあるとの情報を受けて立入検査を実施したにもかかわらず、不正を見抜くことができなかったことは、大いに反省すべきであると考えております。今後は、立入検査に必要な改善策を講じ、再発防止に取り組んでまいります。

○徳重忠夫議員 今回のことについて3月末ごろ、県は、建設業とはまったく関係のない第三者からの問い合わせに、「お尋ねの大建については、現地確認の結果、問題はありませぬ」と回答し、この第三者から建設業関係者に同じ内容が伝えられたと聞いております。このことよって、これは事実と反すると、地元都城では大問題になったところであります。

検査結果を、なぜ通報者ではなく関係のない第三者に、どのようにして伝えたのか。さらに、第三者に伝えたことは、行政の守秘義務という点で問題はないのか、県土整備部長にお尋ねをいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 立入検査で知り得た資産や取引先などの秘匿を要する法人情報ではなかったため、問題はないと判断し、調査結果に関する問い合わせに対して回答を行っておりました。

しかしながら、通報者へ報告しないまま、第三者に話をしたことについては、慎重であるべきであったと考えております。

○徳重忠夫議員 ただいまお答えいただいたところでございますが、質問を続けてまいりたいと思います。

県が第三者に伝えた内容は、県と誰が協議した内容なのか。この問題をどの範囲の職員が知っていたのか、部長にお答えいただきたいと思っております。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 問題はないと判断したことについては、管理課内で協議した結果でございまして、当時の県土整備部長まで口頭で報告をしております。

○徳重忠夫議員 私は、この問題は大変大きな問題と考え、ある県議と相談し、現地状況の確認をすることにいたしました。

先月8月24日、県職員と地元業者15名と一緒に2班に分かれて、株式会社大建が実施した工事現場の確認を行いました。

「石風呂自治公民館舗装工事」を平成25年、323万5,000円、平成28年、950万円で行っていると記載されておりますが、公民館は雑草が生い茂り、舗装の跡形もありませんでした。

その後、県職員の案内で、別の場所の舗装の

現場を紹介されました。しかし、その場所は公民館所有の敷地ではなく、別の運送会社の物件ではないかとの話がありました。そこで、運送会社の社長にお話を聞くため、私と別の県議、県職員2人、4名でお伺いしたところでありませぬ。「その土地は自分の土地で、大建さんに舗装工事は頼んでおりませぬ。別の業者に工事をしてもらいました」とのことでした。何もかも嘘であります。

誰が考えても、わずか36戸の自治公民館が2カ年にわたり、1,273万5,000円もの舗装工事を行うことは絶対にあり得ないことであると思っております。しかも、この物件は公民館のものではなく、運送会社のもので、完全に虚偽申請であります。

建設業法では、経営事項審査申請書に虚偽の記載をして提出した者について、どのような罰則が科されているのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 建設業法におきましては、経営事項審査の申請書での虚偽記載は、営業停止等の監督処分の対象になるほか、6月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる場合がございます。

○徳重忠夫議員 経営事項審査の申請書に虚偽の記載をして提出したわけですから、6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられるということでありませぬ。刑に処せられた場合は、許可の取り消しを受ける場合もあり、その場合は5年間は改めて許可を受けることができないとなっているようでありませぬ。

そこで、今回の株式会社大建の虚偽の申請は、これに該当するのか、また該当する場合、どのような処分となるのか、県土整備部長にお尋ねをいたします。

○**県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 罰則の適用につきましては、最終的に司法の判断に委ねられるため、当方ではお答えすることは差し控えさせていただきますが、仮に該当し、6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられた場合は、建設業の許可の取り消しを行うこととなります。

○**徳重忠夫議員** 私は、今回の虚偽申請の件につきまして弁護士に相談をいたしました。今回の件は大変悪質であることから、県が告発できる事案であるとのことですが、そういう考えは県にあるのか、お尋ねをいたします。

○**県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 株式会社大建の経営事項審査における虚偽申請に対しましては、今月10日付で、45日間の営業停止処分及び5カ月間の入札参加資格停止処分を行ったところであります。

また、今後、引き続き詳細に調査を進める中で、取り消し基準に該当するさらなる不正の事実が確認された場合には、入札参加資格の取り消しの処分を行うこととなります。

こうした行政処分の状況及び今後の調査結果を踏まえながら、告発に関しましては慎重に判断してまいりたいと考えております。

○**徳重忠夫議員** 株式会社大建が格付が上がることによりまして、落ちた人がいるわけですね。Aランクは7,000万円までの仕事、特Aランクは7,000万円以上、上は幾らでもあるそうですが、受注額が格段に違うわけで、会社運営に多大な影響が出るものと思われれます。新しい格付により、今年5月から大建さんは、3カ月間の公共工事だけでも約3億6,000万円（県1億5,000万円、市2億1,000万円）の受注額となっております。

新しい格付前の大建さんの受注工事は民間工

事が多かったわけですから、これは虚偽の申請による格付が上がったことで得られた不当な利益だと思われれます。そして、それは全て県民や市民の公金により賄われていると思います。

格付は、経営事項審査に基づく客観点と、県独自の入札参加資格審査に基づく主観点によって順位が決められていますが、経営事項審査の点数を上げるために、各業者は必死の努力をされております。

今回の平成30、31年度の入札参加資格審査における総合数値は、前回と比較すると、土木一式が1,226点から1,283点、57点も上がっております。舗装工事は1,038点から1,230点、192点も増加しております。

一部の業者が急に大幅な審査数値が上がったことに対して、何の疑問も持たなかったのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

○**県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 株式会社大建の入札参加資格における総合数値は、技術者数の増加や建設機材数の増加、新分野進出に係る加点に加え、今回問題となっております水増しによる完成工事高の増加により、上昇しております。

県におきましては、これらの申請内容につきまして、保険証や車検証、注文書や契約書等により金額等を確認し、また、立入検査におきましても、注文書や契約書等の偽造などにより、不正に気づくことができなかったため、適正なものとして処理を行いました。

今となりましては、さらに調査を尽くすべきであったと反省をしているところであります。

○**徳重忠夫議員** 株式会社大建は、ことし5月からの3カ月の間で3億6,000万円の工事を受注しております。これは、今回明らかになった虚偽申請により得られた受注であるため、受注工

事を施工する資格がなかった業者ではないかと、私はこう考えておりますが、県土整備部長、そういう判断でよいのかお尋ねいたします。

○**県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 株式会社大建は、経営事項審査における虚偽申請により、不正な方法で得た格付で、公共工事を受注したことは事実でございます。

しかしながら、個々の工事の契約自体は、既に成立しておりますので、今後、調査と並行して、その取り扱いにつきましては検討していきたいと考えております。

○**徳重忠夫議員** ぜひ慎重に協議していただきたいと、お願いをしておきます。

最後に、知事にお伺いをしておきたいと思えます。

12年前、宮崎県では安藤知事と建設業者との問題が発生しました。知事は、当時は総務部長であったので、鮮明に記憶に残っているものと思います。今回の問題は、知事が直接関係しているわけではありませんが、経営事項審査において不正があり、そのことについて通報を受けた県が、立入検査を行ったにもかかわらず、その不正を見抜けなかったことは、県民の宮崎県行政に対する信頼を完全に失墜させたものと私は思っています。また今回は、情報管理のあり方という点についても問題であったと考えております。

そこで、今後、今回のようなホットラインによる通報があった場合、県としてどのように対応すべきか、知事の見解を伺っておきたいと思えます。

○**知事（河野俊嗣君）** 今回の事案に関しまして、情報提供により立入検査を実施したにもかかわらず、不正を見抜けなかったことや、検査

結果を通報者に報告することなく第三者に告知したことなど、今回の一連の対応によりまして、情報提供者を初め建設業界、県民の皆様にお迷惑をおかけしたことにつきまして、大変申しわけなく、深くおわびを申し上げます。

県におきましては、今後、このような通報がありました場合、施工業種に精通した技術職員の検査への同行や、発注者、資材納入業者等への確認の強化など、検査における具体的な内容を盛り込んだマニュアルを整備しますとともに、通報者への丁寧かつ速やかな対応や、検査内容等に関する情報管理の徹底など、改めて検証を行い、このようなことが二度と起こらないよう、厳正に取り組んでまいります。

○**徳重忠夫議員** それでは、質問を変えてまいります。次に、南海トラフ地震対策について伺います。

近年、日本全国で震度6、震度7を観測する大きな地震が発生し、甚大な被害が発生しております。おとし4月の熊本地震では震度7を2回も記録し、今年は6月に大阪北部で震度6弱の地震が発生し、ブロック塀の下敷きになって児童が犠牲になるという痛ましい事故がありました。さらに先週6日には、北海道で震度7の地震が発生し、土砂災害など、多くの方が犠牲になりました。近年、日本は地震の活動期に入っていると言われており、頻繁に発生する大きな地震に対して、命を守るための備えを急がなければなりません。

本県としても、30年以内の発生確率が70%から80%に引き上げられた南海トラフ地震や、比較的発生確率の高い日向灘地震が、あす起こってもおかしくない状況にあり、ハード・ソフト一体となった取り組みを加速して進める必要があると考えます。

そこでまず、南海トラフ地震を初めとする地震津波災害に対する、県土整備部におけるハード整備の取り組みについて、県土整備部長にお尋ねをしておきたいと思えます。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県土整備部におきましては、数十年から100数十年に一回起こるような、比較的発生頻度が高い津波に対しまして、人命や資産を防護するため、一ツ瀬川における堤防補強や平山海岸における護岸のかさ上げなど、河川や海岸の施設整備を進めております。

また、現在想定されております最大クラスの地震や、それによる津波に対しましては、何としても人命を守るという考え方にに基づき、迅速かつ安全に避難できるよう、建物の耐震化や避難施設の整備を進めるほか、災害発生後の救援・支援活動を支える都城志布志道路の整備や、油津港における岸壁の耐震化などに取り組んでいるところであります。

今後とも、国や市町村、関係機関と連携を図りながら、切迫する南海トラフ地震などにおける地震津波対策の推進に努めてまいります。

○徳重忠夫議員 ぜひ早急に努力をしていただきますよう、お願いをしておきます。

次に、避難場所の確保について伺ってまいります。

県の最大クラスの地震・津波の想定では、県内各地で震度7の揺れが発生し、津波が最短で14分で到達、津波の高さも高いところで17メートルに達するとしております。このような地震では、津波からいかに早く避難できるかが重要であります。

先日、私が高知県を調査で訪れた際、津波避難タワーが100基以上も建設されている状況を見て、大変驚きました。住宅地の中に避難タワー

がたくさん設置されており、いち早く住民が避難できるようになっておりました。本県の津波避難タワーの数は、それほどないようでございますが、宮崎県も高知県と同様に海岸線が長く、津波避難タワーなどの整備を早急に進めるべきと考えます。

そこで、避難場所の確保に対する県の取り組みについて、危機管理統括監にお尋ねをしておきたいと思えます。

○危機管理統括監（田中保通君） 南海トラフ地震により高知県への津波到達時間は、地震発生から数分以内と想定されておまして、その時間内に避難できる津波避難ビルや高台が付近にない住宅地等のために、111基の津波避難タワーが整備をされております。

本県でも、お話がありましたように、津波が最短14分で到達し、津波の高さも最大17メートルになると想定されることから、避難場所の確保を進めているところであります。

これまでに、沿岸市町では、津波避難ビル655カ所、高台等531カ所を緊急避難場所として指定するとともに、これらの避難場所までの避難が困難な地域におきましては、平成31年度までに26基の津波避難タワー等を建設する計画でありまして、うち17基が完成しております。

さらに、避難経路の整備や誘導標識等の設置も進めているところでありまして、今後とも、沿岸市町と連携し、住民の安全・迅速な避難の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 一刻も早く避難タワーができるように期待をしたいと思います。

次に、市町村の広域応援体制について伺ってまいります。

南海トラフ地震では、沿岸部を中心に地震動

や津波による被害が広範囲にわたり、県の想定では、避難者の数が発災1週間で約40万人になるとしております。安全な避難場所の確保、食料や飲料水、物資の供給が求められますが、1つの市町村だけで対応することは困難であります。

南海トラフ地震で津波が発生すると、沿岸部の市町では、津波による浸水で多数の避難者が発生しますが、この避難者を内陸部で受け入れたり、人的・物的支援を市町村間で行う枠組みを構築することも必要だと思っております。

沿岸市町が被災した場合の広域的な応援体制について、県はどのような取り組みを行っているのか、危機管理統括監にお伺いをいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 議員御指摘のとおり、南海トラフ地震では、津波によりまして、沿岸部を中心に甚大な被害になると想定されることから、沿岸市町を支援する体制の整備・構築は大変重要であると考えております。

これまで、都城市を中心としました県南部の10の市町では、南海トラフ地震等の大規模災害の発生に備えまして、宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会を設置しまして、物資や避難施設の提供、人的応援体制等についての計画を策定するとともに、毎年、訓練を実施しております。

県も当協議会と連携しまして、防災訓練や図上訓練を実施するとともに、市町村間の連携や計画等の実効性を高めるため、助言等を行っております。

県央、県北地域でも、このような広域的な支援体制を構築する必要があると考えておりますので、現在、関係市町村と、連携のあり方や体制づくりについて協議を重ねているところであ

ります。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。

それでは次は、福祉保健部長にお尋ねをしてみたいと思います。高齢者の生きがいづくりについてでございます。

国立社会保障・人口問題研究所の平成30年3月の統計によりますと、高齢者人口は年々増加し、2025年には、本県の人口は102万3,000人、そのうち65歳以上の高齢者人口は35万8,000人、高齢化率は35%と、3人に1人が高齢者という超高齢社会となります。7年後でございます。そのような中、高齢者の皆さんには、人生の最期まで、希望と生きがいを持って明るく楽しく生活してもらうことが大変大切だと考えております。

そこで、2025年に向けて、高齢者の生きがいづくりのために、県はどのような施策に取り組んでいこうとされているのか、福祉保健部長にお伺いをしておきたいと思っております。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 高齢者が生きがいを持ち、活力に満ちた長寿社会づくりを進めるためには、高齢者自身が社会を支える一員として、長年培ってこられた知識や経験を十分に発揮し、生き生きと活躍していただくことが重要だと考えております。

このため、県におきましては、NPO等の活動を体験する中で、自分に合った活動を見い出すきっかけとなるシニアインターンシップ事業の実施を初め、老人クラブが行う健康づくりや社会奉仕、さらには、ひとり暮らし高齢者や子供の見守りなど、幅広い活動を支援しているところでございます。

県といたしましては、今後とも、高齢者の社会参加を促進するため、例えば、地域を支える介護の担い手など多様な活躍の場づくりを進

め、生きがい対策に努めてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 高齢者が生きがいを感じて頑張ってくださいように、私は、高齢者の就労促進を図っていく必要があるという観点から、質問をしてまいりたいと思います。

働くことにより生きがいを感じる高齢者も多いことと思います。仲間と交流しながら楽しく働き、自分の役割や責任を認識して社会に貢献し、さらには収入も得ることにより、生きる喜びを感じることができます。また、少子高齢化が進展し、労働力不足が問題となっている中、経済や社会の活力を維持していくためには、長年培ってきた知恵や経験、技能を持つ高齢者の労働力も必要とされております。

このような中、高齢者の就労を促進するため、「生涯現役促進地域連携事業」に取り組んでいると聞きましたが、その事業内容について、商工観光労働部長に伺っておきたいと思っております。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 「生涯現役促進地域連携事業」は、働く意欲のある高年齢者が、能力や経験を生かし、年齢にかかわらず働くことができる生涯現役社会を目指す、厚生労働省の委託事業であります。

本県におきましては、県を初め、県シルバー人材センター連合会や県社会福祉協議会で構成します「みやざきシニア活躍推進協議会」が受託しております。

平成29年8月から翌31年度末の32年3月までの事業で、事業費は、総額で1億370万7,000円となっております。

具体的な事業内容ではありますが、高齢者を対象として、就業支援相談窓口を県内3カ所に開設しているほか、就職面談会の開催、就業に係

るニーズ調査や就労開拓、生活設計のためのセミナーの開催、農業・観光・介護分野における体験型モデル事業などを行っております。

これらの取り組みによりまして、平成29年度は89名の方の就労に結びついたところであります。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。働く意欲のある高齢者の就労を促進することは、生きがいづくりの意味で大変重要であると考えます。引き続き事業に取り組んでいただきますように、お願いをしておきたいと思っております。

特に、就業支援相談窓口は県内3カ所に設置しているとのことでありました。今後は、各市町村において就職支援相談窓口を利用したいと思っている高齢者の方々が、より支援が受けやすくなるよう、各市町村にも窓口を設けていただくように努力していただきたいと思っております。

次に、ただいま言われました生涯現役促進地域連携事業の、事業期間が終了するという事をお聞きしておりますが、事業期間が31年度までとのことでありました。その後の取り組みについてどのように考えておられるのか、商工観光労働部長にお伺いしておきたいと思っております。

○商工観光労働部長（井手義哉君） お話にありましたように、高齢者の就労を促進し、社会で活躍していただくということは、生きがいづくりや労働力確保の観点から大変重要であると考えております。

32年度以降につきましては、本事業の成果を検証した上で、特に効果の高い取り組みについて、引き続き実施することができるよう国に対して働きかけるなど、今後とも高齢者の就業機会の拡大に努めてまいります。

また、本事業では、その成果等を、お話にありましたように県内各市町村へ広めること、こ

れにつきましても事業内容の一つとしております。このため、今後、市町村におきましても、各シルバー人材センター等と連携するなどして同様の事業が展開されますよう、今回の事業で得たノウハウの周知を図るなど、市町村への支援も行ってまいります。

○徳重忠夫議員 ぜひお願いいたしておきたいと思えます。

それでは、教育長に伺ってまいります。中高一貫教育、五ヶ瀬中等教育学校の成果について伺ってまいります。

平成6年4月に県の「フォレストピア宮崎構想」を受け、五ヶ瀬中等教育学校ができました。私の恩師であります当時の児玉郁夫教育長のもと、相当な苦勞の末、全国初の公立中高一貫教育校として開校したと聞いております。開校当時は、県立五ヶ瀬中学校・五ヶ瀬高等学校でしたが、昨年11月、学校教育法の改正に伴い、現在中等教育学校となり、今年で25年目になります。

同校は、21世紀を担う個性豊かで創造的な発想を身につけ、真の「生きる力」や「人間力」を育成するための教育活動の展開をするなど、他校と比べて、さまざまな特色のある教育活動をこれまで行っているにもかかわらず、そのよさや取り組みが県下全域に伝わっていないことを非常に残念に感じているところでございます。

1期生は40歳になっております。社会で活躍している卒業生も多いと思われそうですが、そのような卒業生の活躍を知ること、在校生が自分の学校に誇りを持つことができるのではないかと思います。そのためにも卒業生の動向を把握することが必要と考えておりますが、五ヶ瀬中等教育学校の卒業生の動向について、どのよう

に把握されているのか、教育長に伺っておきたいと思えます。

○教育長(四本 孝君) 五ヶ瀬中等教育学校の卒業生の動向につきましては、定期的な追跡調査は実施をしておりますけれども、同窓会等を中心に把握に努めているという状況であります。

確認できた情報によりますと、探究的な学びを生かして医師や教師、または大学等において研究に携わっている方や、グローバルな学びを生かして海外で教育に携わっている方、地元の五ヶ瀬町役場やみずから会社を起こして地域の振興に携わっている方など、さまざまな分野に人材を輩出しております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。幅広い分野で活躍している卒業生がいることが、よくわかりました。

このように活躍している卒業生を知ること、学校も在校生も元気が出ると思えますので、可能な限り把握していただきますように、お願いをしておきたいと思えます。

続いて、五ヶ瀬中等教育学校は、地元の自然や文化、そして人材を活用した、さまざまな特色ある教育活動がなされていると思えます。そこで、五ヶ瀬中等教育学校の特徴的な教育の取り組みについて、教育長に伺っておきたいと思えます。

○教育長(四本 孝君) 五ヶ瀬中等教育学校は、豊かな自然の中で、「感動と感性の教育」の理念のもと、21世紀を担う創造力豊かな、国際社会で活躍する人材を、6年間を通して育成するために設立されました。

開校当初から取り組んできた探究的な学習は、現在、全国で行われている「総合的な学習の時間」の先駆的な実践となっております。

さらに、中山間地域の課題をテーマに取り組み、探究的な学習の成果が認められ、平成26年度にスーパーグローバルハイスクールに指定をされています。その取り組みにおいて、生徒たちは、これまでの学習をグローバルな視点でより一層深めるとともに、日本語だけでなく英語によるディスカッションや論文作成等の活動を通して、課題解決力やコミュニケーション能力、表現力などを身につけ、国際的な視野を持つ人材が育っているところであります。

○徳重忠夫議員 県内の中高一貫教育校について伺います。

他校の参考となる五ヶ瀬中等教育学校の取り組みについてはわかりました。このような取り組みができる同校のメリットの一つとして、中高一貫教育があることは間違いのないと思っております。それでは、県内にはほかにどのような中高一貫教育があるのか、お伺いをしておきたいと思っております。

○教育長（四本 孝君） 中高一貫教育校には、五ヶ瀬中等教育学校のほかに、「併設型」及び「連携型」の2つのタイプがあります。

まず「併設型」につきましては、高等学校入学者選抜を行わずに、附属中学校から接続する高校へ進学するもので、設置校は宮崎西高校と都城泉ヶ丘高校の2校であります。

また、「連携型」につきましては、市町村立の中学校と県立の高校が授業や部活動、学校行事において交流するなど、緩やかな連携をするものであります。

これにつきましては、福島高校と串間市立串間中学校が取り組んでいるところであります。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。

次に、中高一貫教育校の今後の設置について伺います。

県内の中高一貫教育校の状況についてはわかりました。それでは、中高一貫教育校の設置について、今後どのように考えているのか、教育長に伺っておきたいと思っております。

○教育長（四本 孝君） 「宮崎県立高等学校教育整備計画・後期実施計画」におきまして、中等教育学校や併設型中高一貫教育校につきましては、今後の生徒数の減少が予測をされる中、ほかの公立や私立の中学校への影響を考慮し、新たに設置する予定はありません。

また、連携型中高一貫教育校につきましては、その取り組みの成果を検証しながら、生徒・保護者のニーズや実態等を勘案するとともに、高等学校の特色や魅力づくりの視点も踏まえ、開設の可能性について検討してまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 今後は、生徒数の減少があるわけでございます。学校の教育整備計画によりますと、学校数の減少も考えられますので、連携型中高一貫教育校については、地域の活性化にも寄与すると思っておりますので、引き続き検討をしていただきますように、お願いをしておきたいと思っております。

今回は、五ヶ瀬中等教育学校の成果を中心に質問をしました。今回の新学習指導要領で重視されている探究型学習については、同校は開校当初から取り組んでいることが改めてわかりました。五ヶ瀬の学びを県内の学校にもさらに普及させていただきたいということをお願ひしておきたいと思っております。

最後の質問に入ります。2巡目国体に向けた施設整備について伺います。

都城市山之口町に整備する陸上競技場につきましては、6年後には完成予定ということで、これから設計や建設に向けた準備に計画的に取

り組まれていくと思います。この施設整備について、地元の建設業者、業界から、「地元でできることは地元でやりたい、自分たちもかかわりたい」といった声を多く伺っております。また、100年に一度の大規模な県の公共工事ということもありまして、大きな期待を寄せられているようでもあります。体育館が整備される延岡市や、プールが整備される宮崎市においても、同じように地元業者は期待しているのではないかと思います。

そこで、2巡目国体に向けた陸上競技場の整備について、今後どのようなスケジュールで進めていくのか、総合政策部長にお伺いをいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 陸上競技場につきましては、現在、整備基本計画を取りまとめているところでありまして、先般、計画素案に対するパブリックコメントを実施したところであります。

今後は、基本設計や実施設計等に順次着手しまして、国体前年の2025年に予定しておりますリハーサル大会までに確実に整備できるよう、着実に進めてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に、知事の考えを最後にお聞かせいただきます。

今回、このような大規模な事業が行われることで、地元の建設業者としては大きな期待と夢を持っております。その思いに対する知事の考えを伺っておきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 2巡目国体に向けました今回の施設整備は、スポーツランドみやぎの将来へ向けた、また地方創生にも資する大きな投資でありまして、建設工事等による経済効

果も非常に大きいものと考えております。

これらの工事発注等におきましては、工事の品質確保やWTO政府調達協定、事業スケジュールなどといった制約もありますので、それらを踏まえつつ、県内経済への波及や県内業者の育成などにも配慮しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 県内業者の育成に配慮いただけるという知事の御答弁で、大変感謝をいたしております。

これは要望といたしますが、期間が6年もあるということですから、計画的にやれば、地元の業者に発注できる部分もたくさんあると思いますので、そういった地元への配慮をよろしくお願い申し上げまして、私の質問の全てを終わります。ありがとうございました。（拍手）

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時33分休憩

午後1時0分開議

○外山 衛副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、岩切達哉議員。

○岩切達哉議員〔登壇〕（拍手） 会派県民連合宮崎、社民党の岩切達哉であります。

傍聴にお見えの皆さんには、県政に対する強い関心を持っていただき、心から感謝を申し上げたいと思っております。

それでは、通告に基づき一般質問に入りたいと思っております。

最初に、知事の政治姿勢について伺います。

河野県政2期8年、口蹄疫からの復興や、国体誘致、そして、県内の均衡ある発展を期し

て、国体施設を分散整備することとした決定、さらには県内農産物輸送の動脈であるカーフェリーの救済など、時々課題に的確に判断し、対応してこられたと評価するところです。また、「新しいゆたかさ」「くらしの豊かさ日本一の宮崎」を目指すこと、「美しい宮崎づくり」など県の成長目標を明確にして、県政のかじ取りをされております。私が強く関心を持っております福祉・医療などの分野では、「子ども・子育て支援は、大切な「未来への投資」」として取り組まれ、さらには県立宮崎病院改築の判断など、着実に県民の福祉、医療の充実を図ってこられました。一方で、地方財政の厳しい現状は続いており、さまざまな制約があることと思っております。

そういった中、県知事選は、平成30年12月23日の投開票と、県選管から6月末に公表されました。河野知事に伺います。知事は、3期目を目指すと既に表明されておりますが、これからの宮崎に必要な政策を具体的にどうお考えなのか、お示しいただきたいと思っております。

重ねて知事に伺います。6月中旬、大阪府北部地震で、ブロック塀倒壊により、小学校1年生が命を落とす不幸がありました。その翌月、7月初旬の自治会回覧板には、県土整備部発行の「ブロック塀を点検しましょう」というチラシが入っていました。迅速な対応に感心をいたしました。また、県庁楠並木通りには、ベンチが置かれています。風雨によって表面が汚くなっているなど思っていたやさき——これは管轄の土木事務所かと思っておりますが——きれいに補修され、観光地としての面目を保つことができました。このように、目立ちませんが、確実に業務に取り組む職員の頑張りがあります。

一方で、6月以降、さまざまな不祥事、行政

上、不適切な事務処理があり、代表質問を含め、取り上げられてきました。

知事に伺います。これらのことがなぜ発生するか、どのように対応していくかであります。ただ、職員個人の責任にとどめてはなりません。

私は、限られた職員配置が進む現場の実情から、職員の相互支援体制、これができているか大変心配しております。隣に座る職員の業務実情がわからないでは、相互に支援することはできません。チームで対応するという言い方がありますが、そのような実態になっていたのか。そのことで、処理がおくれるとか、漏れるなどを防ぐ体制整備が必要と考えますが、知事の所見を伺います。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、これからの宮崎に必要な政策についてであります。

私は、知事就任以来、口蹄疫等からの再生復興と新たな成長に向けて、フードビジネスや中核的企業の育成等に全力で取り組んでまいりました。その結果、農業産出額や食料品出荷額などが順調に伸びてきており、今後は、この成長の流れをしっかりと軌道に乗せていく必要があると考えております。

また、今後の東京オリンピック・パラリンピック、さらには国民文化祭、全国障害者芸術文化祭、そして、その先の国体や障がい者スポーツ大会などの開催というものを本県にとっての好機(チャンス)ととらえ、世界農業遺産やユネスコエコパークなどの地域資源を生かしながら、国内外に向けて、本県の魅力を強くア

ピールし、観光・交流の拡大にも着実につなげていかなければならないと考えております。

さらに、医療・福祉サービスの維持・充実、中山間地域対策、交通インフラのさらなる充実、さまざまな危機事象への対応など、引き続きしっかりと腰を据えて取り組んでいかなければならない課題が山積をしております。

特に、人口減少問題への対応は喫緊の課題でありまして、早急にこの問題に対応しなければ、ますます人口減少が進み、本県の活力が失われてしまう、今まさに、本県の将来にとりまして、極めて重要な局面を迎えていると考えております。

私としましては、県民の皆様に、次期県政を負託していただけるのであれば、こうした課題にも果敢に取り組み、本県のポテンシャル、さらには伸び代というものをしっかりと生かしながら、人口減少の中にあっても、県民が安心と希望を持って暮らしていけるよう、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、不適正な事務処理についてであります。

今年度に入り、不適正な事務処理が続いておりますことは、県民の信頼を損なう、憂慮すべき事態であると認識しておりまして、私自身、強く責任を感じているところであります。

このような状況の中、職員一人一人に対し、公務員として求められる規範意識につきまして、いま一度、自覚を促しますとともに、大切なことは、職員が課題や仕事などを一人で抱え込むことがないよう、日ごろからの情報の共有や相互の支援につきまして、改めて組織としてのあり方を見直す必要があると考えております。

今後とも、職員の公務員倫理の確立に粘り強

く取り組みますとともに、組織内のコミュニケーションを高め、不安や悩みに互いに寄り添い、気遣うことのできる、働きやすい職場環境づくりに努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○岩切達哉議員 次に、県土整備部長に伺います。

知事への質問で例示しましたが、ブロック塀のこと、ベンチのこと、さらに言えば、毎週水曜日だと思えますけれども、宮崎土木事務所の職員が楠並木通りの清掃をしている姿があります。これらの職員の取り組み、部長としてどう評価されていますか。お答えいただきたいと思えます。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 御紹介いただきましたブロック塀点検のチラシは、一刻も早く住民の方に点検をお願いしたいという思いから、また、楠並木のベンチの補修や歩道の清掃は、県庁を訪れる方や楠並木を通る方へのおもてなしと、美しい宮崎づくりの観点から取り組んでいるものであります。

このうち、楠並木の清掃につきましては、当初は宮崎土木事務所だけの取り組みでしたが、美しい宮崎づくり推進条例の制定を機に、まずは本庁各課から率先して行動したところであります。

現在は、県土整備部の出先機関や他部局においてもこうした活動が行われるなど、県内一円にその活動が広がっており、私としては大変心強く思っております。

県土整備部としましては、今後とも職員一丸となりまして、県民の安全・安心な暮らしの確保と美しい宮崎づくりの推進に、しっかりと努めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 活動が広がったというお話で

ございました。

こんなふうに職員は頑張っている、けど、うまくいかない部分もあった、こういうことで知事からも答弁もいただきました。相互に支える体制をつくっていく、そういうことであります。

互いに寄り添い気遣うことのできる職場環境、このようにおっしゃっていただきました。職員にただただ頑張れ、しっかりしろと言うだけでは済まない、そういうシステムづくり、相互支援体制づくりというものが必要になっている。そのことで、不手際を未然に防止する、そういう県庁づくりをぜひ進めていっていただきたい、このようにお願いしたいと思います。

続けて、県土整備部長に伺います。美しい宮崎づくり推進条例を制定し、取り組みを進められており、私は大変関心と期待を持っています。

しかしながら、先日、国道10号を高岡町から都城市まで車で通行した折に、道路脇の背の高い雑草が真っ茶色に変色しており、それが延々と続く光景がありました。これが美しい宮崎を標榜する県の国道かと、残念に、悲しく思ったところでもあります。これは、除草剤を使用したものと思われませんが、どうしてこの状況は発生したのでしょうか、お答えをいただきたいと思っています。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 国道10号の除草剤の使用につきましては、管理する国に確認しましたところ、草刈り回数を減らすため、試験的に実施していると伺っております。

また、県におきましても、「より効率的な除草対策」として、従来の草刈りと併用しまして、除草剤や成長抑制剤などの活用を進めているところでもあります。

御指摘のとおり、除草剤の使用には立ち枯れなど、景観を阻害するという課題もございますので、雑草が成長する前に薬剤を散布するなど、景観への配慮について国とともに検討を進めてまいります。

今後とも、宮崎の美しい景観の保全に向けた効率的な除草対策に努めてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 除草剤を試験的に使用しているというお話でございました。除草剤に対する評価もいろいろとあるところではありますが、いずれにいたしましても、景観の視点を大事にして、効果の評価をしていってほしいと、このようにお願いします。

また残念ながら、道路を美しく保つ予算が少ないというお話を聞きます。過去、実は宮崎県の道路はきれいだと高評価をいただくことが多かったのですが、現在は草が生い茂る状況が目立つようになっていきます。

私のところにも、道路の草刈りをしてほしいという県民からの要望をいただくことがございますけれども、各土木事務所でも要望いただいているのだらうと思います。

美しい宮崎づくりという、観光宮崎のハード面を担う県土整備部として、これらの要望にどう対応していくのか、お聞かせいただきたいと思っています。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 美しい宮崎づくりを支える上で、沿道の良好な景観を保全することは重要な課題でございますが、限られた予算の中、維持管理が行き届かない箇所もございまして、さまざまな御要望を伺っているところでもあります。

このようなことから、平成29年3月に「沿道修景美化基本計画」を策定し、効率的でめり張

りのある維持管理の実現や、県民、企業等との協働にも積極的に推進していくこととしたところではあります。

具体的には、地域の草刈り活動などを支援する「クリーンロードみやざき推進事業」に加え、本年度から、企業や団体に植栽管理の担い手になっていただく「アダプト制度」にも取り組むこととしたところであります。

今後とも、地域の方々と連携を図りながら、「美しい宮崎づくり」に向けた沿道景観の保全に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 めり張り——「めり」か「張り」かどっちがいいのか、わかりませんが、やっぱりしっかりと、県民が美しい宮崎づくりを進めていてよかったと、関係者を含め共通の理解が得られるように対応していただきたいと思います、重ねてお願いしておきたいと思っております。

続けて、県土整備部長に伺いますが、宮崎市の源藤交差点についてであります。220号線から清武町に入っていく交差点ですけれども、慢性的な渋滞が見られます。

先日、空港から県庁に戻ってくる途中の源藤交差点で、後方より救急車が近づいてまいりました。渋滞する車がお互いに道をあけ合って、数百メートルの渋滞の中、救急車が数分かかって走って行きました。

宮崎市郡医師会病院が宮崎西インターに移転するというごさいまして、宮崎西環状線を救急車が搬送路として使うことが期待されていると思っております。この西環状線でもありますけれども、昭和56年都市計画決定と伺っておりますが、220号線南バイパスにつなぐことになっております。

この宮崎西環状線を完成することが、渋滞緩和に効果的だと思いますけれども、そのことについての見通し、部長の思いをお聞かせいただきたいと思っております。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県道宮崎西環状線は、これまで平和が丘から北川内町までの延長約10.6キロメートルが完成しているところであり、残る北川内町から源藤町の国道220号までの延長約2.7キロメートルが未供用となっております。

議員御指摘の源藤交差点で発生している渋滞につきましては、道路ネットワークとして取り組むべき課題と認識をしております。

このことから、本路線の未供用区間が完成しますと、源藤交差点を回避し、宮崎市西側を大きく迂回する環状道路が形成されることから、交通が分散され、市街地の渋滞緩和はもとより、救急搬送時間の短縮などにも極めて高い効果が発揮されるものと考えております。

しかしながら、この区間は市街地を通過するとともに、既存の道路と立体交差するなど、整備には多くの費用と時間を要することとなります。

このため、県といたしましては、まずは現在、古城工区として着手しております北川内町から古城町までの延長1.2キロメートルにつきまして、早期整備に向け、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 残る2.7キロメートルの完成、そのことの効果も御認識だと伺いました。ぜひ1日でも早い完成をお願いしておきたい、期待しておきたいと思っております。

次に、総務部長に伺います。障がい者雇用率の問題でございます。

「障がいのある人もない人も共に暮らしやす

い宮崎県づくり条例」では、雇用に際して、または就労継続に対して不利益取り扱いの禁止と、合理的配慮の提供が規定されています。雇用主としての県も、条例を踏まえて、しっかりした雇用対応をやってほしいと思います。

手帳を所持しないという意味を持つ方、そのようなさまざまな個人の意向を尊重する必要がありますので、手帳の提示の強要とか、手帳申請を指導してしまうとか、誤った対応がないように、この件については留意してほしいと思いますが、これからの対応についてお聞かせください。

○総務部長（畑山栄介君） 障がい者雇用状況の国への報告につきましては、このたび、対象者の把握・確認方法について、手帳等の確認が徹底されておらず、国のガイドラインに沿った適切な対応がなされていなかったことなどが判明したところであります。

このため、知事部局全職員を対象に、障害者手帳等の確認を目的とした調査を実施したところでありますが、調査に当たっては、ガイドラインにのっとり、その利用目的などを職員へ明示するとともに、職員の意思に反して、障がい者である旨の申告や手帳の取得を強要することがないように、プライバシーへも十分配慮した上で実施したところであります。

今後とも、障がい者雇用状況の報告等におきまして、障がい者本人の意思に反した取り扱いを行わないなど、ガイドラインに基づき、適切に対応してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 雇用に関連して、東京医科大学で、受験生の合否決定に全くもって不当な女性差別を行っていたことが明らかになっています。

念のために伺いますが、県において、採用時

の男女差別はないか、いかがでございましょうか。

○総務部長（畑山栄介君） 職員の採用につきましては、地方公務員法に基づき、受験成績などの能力の実証に基づいて行わなければならないとされておりまして、人事委員会等による採用試験の厳格な実施により、その公正さは確保されておりまして、採用に当たりまして、男女差別はございません。

○岩切達哉議員 当然の御回答がありました。根底には、差別はいけない、このことが共通理解としてあると思います。障がいを持つ方も、性別でも、差別されることなく、その方の持つ能力が生かされていくことが大事だと考えます。ぜひ、その態度で進んでいただきたいと思えます。

次に、職員のメンタルヘルスの問題です。職員が心の病に至り、休業休職するということがあります。この場合、職場環境の検証と、その改善が必要ではないかと考えます。

なぜメンタルの不調を来すことになったのか、日々の大半を過ごす職場での環境、業務量だったり、職場内の対人関係であったり、または業務上接する県民市民との関係であったりということが、精神の不調の理由であるとすれば、それをどう解消することができるのか、しっかり考えることが必要ではないでしょうか。病気を繰り返し生産するような現場状況であってはならないと考えます。

メンタルヘルス対策については、その復職支援など本当に充実されてきました。また、ストレスチェックなど予防策も充実しています。しかしながら発生が続く、その原因は何なのか。職員が健康で働き続けられることが、県の業務推進にも欠かせないことですから、現状の対策

を一步前進させるために、検証と改善を進められるよう求めたいと思います。部長の見解をお聞かせください。

○総務部長（畑山栄介君） 心の病により休職した職員については、健康管理医等が療養相談や所属長への面談を実施しながら、ストレス要因の検証に努めているところであります。

ストレス要因のうち、職場環境に関するものについては、健康管理医等の意見を参考に、所属と総務事務センターが連携して、業務量の調整や相談しやすい体制づくりなどに取り組んでおります。

また、平成28年度から実施しておりますストレスチェックにおいて、職場環境リスクが基準を上回った所属には、保健師等が訪問し、専門的な見地から助言を行いまして、職場環境改善への取り組みを促しております。

さらに、今年度から復職者を受け入れる所属を対象に、臨床心理士による復帰前職場研修を行い、復帰しやすい環境整備を図ることとしております。

県民ニーズが多様化する中で、的確な施策の推進を行っていくためには、職員一人一人が心身ともに健康であることが重要であると考えておりますので、これまでのメンタルヘルス対策事業の効果について分析や見直しを行いながら、今後とも、より一層の充実を図っていききたいと考えております。

○岩切達哉議員 職場環境を改善し、病に倒れる人を再生産しない、そういう対応を目指されるようお願いをしておきたい、やっていっていただきたいと思います。

次に、農政水産部長に伺います。獣医師の現場の問題であります。

アフリカ豚コレラという新たな病気が外国で

猛威を振るっていると報道されています。今月、岐阜県で豚コレラが、平成4年以来の発生と確認されました。きのう、野崎議員から元気に詳しく質問があったとおりであります。これを何とか防ぎ切らなければなりません。

このような家畜の感染症防疫については、丁寧な畜産農家支援が必要で、これまでも鳥インフルエンザなど、管内をくまなく指導しておられますが、特に冬場はシーズン通して心配が尽きないと伺っています。

山下議員からも獣医師確保に関する質問がありましたが、これらの業務に係る獣医師の確保が重要だと思っております。

宮崎県では、家畜保健所ごとの獣医師が受け持つ農家数や家畜頭数、業務量が明らかに大きいというデータが出されましたけれども、実際のところ、どのように現場で職員が対応されているのか、お聞かせいただきたいと思います

○農政水産部長（中田哲朗君） 今回の中国でのアフリカ豚コレラ発生を初め、近隣諸国において口蹄疫などが常在化している中、防疫の中核を担う家畜保健衛生所の役割はますます重要になっております。

家畜保健衛生所の主な防疫業務といたしましては、家畜伝染病等の発生予防や蔓延防止のための検査や衛生指導、さらには、農場からの通報に対する緊急的な病性鑑定業務などの対応がございまして。

また、毎年、牛・豚・鶏、合わせて約5,000農場を対象に、飼養衛生管理基準遵守のための巡回指導を行っており、さらに、近隣に水辺があるなど、鳥インフルエンザの発生リスクが高い農場に対しましては、さらなる重点的な点検・指導等を実施しているところでございます。

○岩切達哉議員 5,000農場と伺いました。水辺

が近い農場に対してはさらに行っている、こういうことですが、そのような業務実態であるとして、現在の家畜保健衛生所は県内に3カ所という実情であります。熊本県は5カ所、鹿児島県は6カ所、いずれも支所を含まない数なんですけれども、これに比べて宮崎県は箇所数が少ないと考えています。

業務の実情を聞けば聞くほど、管轄面積、担当農家数などから見て、県内3カ所体制は未来永劫これでいいのか、さまざまな視点から検討を開始するべき時期が来ているのではないかと思いますが、部長の見解を伺います。

○農政水産部長（中田哲朗君） 本県の家畜保健衛生所の獣医師1人当たりの家畜頭数は、全国で最も多いため、まずは獣医師の安定確保が急務であると考えておまして、関係部局が一体となって確保対策に取り組んでいるところでございます。

家畜保健衛生所の体制につきましても、平成25年度から、日南、小林、高千穂の3カ所に駐在職員を配置し、畜産農家への衛生指導など、地域防疫の強化に取り組んでおります。また、畜産職や臨床検査技師の配置による家畜保健衛生所の充実強化も図っております。

今後とも、家畜保健衛生所間の連携及びNOSA I 獣医師など地域との協力体制の強化に努めてまいります。

○岩切達哉議員 明確にはなかったんですけれども、ぜひ考えていただきたい課題だと思います。

同じく獣医師の配置された職場で、畜産試験場がございます。その支場、川南支場がありますけれども、行ってみますと厳重な防疫体制で、容易に場内に入ることもままならない状況です。この支場での業務の実情についてお聞か

せください。

○農政水産部長（中田哲朗君） 畜産試験場川南支場では、養豚、養鶏及び環境衛生に関する試験研究を行っております。

具体的には、未利用資源を活用した特色ある豚肉生産の試験研究や、「みやざき地頭鶏」の生産性向上に向けた原種鶏の改良、さらには、豚舎排水の効率的な浄化処理技術の開発などを行っているところであります。

また、同支場での防疫体制につきましては、今お話がございましたけれども、養豚や養鶏が盛んな児湯地域に立地していることに加え、近隣諸国で口蹄疫や鳥インフルエンザなどが発生していることから、場内に出入りする人や車両の消毒の徹底、畜舎消毒、野生動物の侵入防止策を強化するなど、万全の対策に努めているところでございます。

○岩切達哉議員 ただいまお聞かせいただいた、獣医師のそのような重要な業務実態からして、確保対策を強化したいというお話もありましたけれども、採用時の条件もさることながら、伺った支場の責任に応じた、支場長の位置づけについてですが、課題を見ることもできると思います。大事な任務を負っていただいていると認識いたしましたので、この課題について、獣医師確保の視点からも、ぜひ検討を重ねていただきたいと要望しておきます。

次の課題であります。福祉保健部長に伺います。一昨日、新見議員も触れた児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策でございます。

東京都目黒区で発生した虐待死事件、5歳の幼児が残したメモ、多くの人が涙したあの事件を機に策定されたものです。この決定内容に、宮崎県内で生活する子供たちのために、積極的に取り組んでいただきたいと思っております

が、特に「体制強化」の項で、中核市における児童相談所の設置を支援促進するとされています。言うまでもなく、宮崎市に児童相談所を設置するよう求めていくということです。

そこで部長に伺いますが、まず、県内の児童相談所が受理する相談の何割が宮崎市居住か。それをお聞かせいただいた上で、その宮崎市に児童相談所設置を働きかけていくお考えはないか、答弁をお願いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 平成29年度に県内の児童相談所が受け付けた相談の件数は4,063件であり、このうち宮崎市居住者の相談が1,332件で、全体の33%となっております。

中核市による児童相談所の設置につきましては、平成18年度より可能となったところですが、現在、2つの中核市が設置している状況にあります。

このような中、今回の児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策において、中核市に対しては、児童相談所設置に向けた検討を進めること、都道府県に対しては、児童相談所設置に向け検討を行う中核市を支援すること等を求められたところであります。

中核市が児童相談所を設置することにより、子育て支援から要保護児童対策まで一貫した児童福祉施策の実施が可能となるなど、児童福祉の向上が期待されますことから、児童相談所の設置について、宮崎市と協議してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 続いて、国の緊急対策では、全国で児童福祉司を約2,000人増員するとしています。これは、全国の児童福祉司約3,300人に対して、これを1.6倍にするという、相当大的な体制強化策であります。

これを宮崎県に当てはめると何人増員する

か、宮崎県の児童福祉司の現状から、何人ほど増員配置していくという目標になるのか、福祉保健部長、お聞かせいただきたいと思っております。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 国が増員の基準としております平成29年度の本県の児童福祉司は28人であります。

仮にこの1.6倍の配置がなされた場合を試算しますと、45人という数字になりますので、17人の増員ということになります。

○岩切達哉議員 国は児童福祉法の改正時点で、その改正の施行後5年を目途として、中核市が児相を設置するための必要な措置を講ずる、このように専門委員会から付言をいただいております。まさに中核市での児童相談所設置は具体的視野に入ってきたと、私は認識しております。住民に身近な自治体である、それも、それなりの規模を持つ自治体は、子供の育ちに責任を持つべきであります。現実に33%の相談は宮崎市のものだというお話でありました。

今答えられた児童福祉司の増員目標、そんなことを含めて、中核市が児相を設置するよう私も私の立場で頑張りますが、ぜひ部長も、知事もよろしくお願ひしたいと思います。

次に、こども療育センターのあり方についてであります。

こども療育センターは、設置から30年余り、肢体不自由児の総合療育施設でありますけれども、現在は重度心身障がい児の利用増加があります。その変化に即して、こども療育センター機能が充実変化していくことが求められています。

建物のあり方、人材の配置、その機能の見直し検討が必要な時期が来ていると考えます。部長の見解をお聞かせください。

○福祉保健部長（川野美奈子君） こども療育センターにつきましては、障がいの重度化・重複化や在宅志向の高まりを受けて、入所児童の7割を占める重症心身障がい児への対応の充実や、在宅支援として行っている短期入所、日中一時支援等における高度な医療的ケアの実施など、機能の強化に努めてきたところであります。

しかしながら、常勤小児科医が不在であり、また、現在の場所に移転して30年が経過したことによる施設・設備の老朽化などの課題も顕在化してきております。

このため、今年度、センターの所長を含めた部内検討会を立ち上げ、県内唯一の県立の医療型障害児入所施設として、求められる機能を整理した上で、その役割を果たすために必要な体制や施設のあり方についての検討を始めたところであります。

○岩切達哉議員 ありがとうございます。光が差したという思いがする御答弁だったと思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、社会としての貧困対策という課題について、各方面の施策に関して伺いたいと思います。

宮崎県では、人口減少の中、一人世帯は平成2年の時点で20.5%だったのですが、平成27年には32.1%という実態です。一人世帯の増加で心配されますのが、支え合う家族がいない、そのことで、経済的困窮すなわち貧困問題へと転換していくことであります。貧困とは、貧しいということに加え、困り事があるということだと学んでおります。経済的な支援と同時に困り事にも対応する、そのような支援が社会的に必要になっています。

まず、生活保護制度の実施状況についてです

けれども、「健康で文化的な最低限度の生活」というテレビドラマがありまして、生活保護法の根拠となる憲法25条の条文の一部を題名にしたドラマですが、生活保護制度の理解が広がることを歓迎しております。

現在、受給世帯数は過去最高で、特に高齢世帯では9割が一人世帯というデータがございます。これから先、いわゆる非正規労働の増加という就労環境のこととか、生涯未婚率とか、出生率とか、年金加入状況とか将来を推計するデータでは、一人世帯でかつ貧困状態という方が増加すると予想される数字ばかりです。

生活保護を利用せざるを得ない方が増加すると予想しますが、生活保護制度の実施体制について、部長は日ごろから各実施機関にどのような支援、指導を行ってきているか伺いたいと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 県では、生活保護制度の適正な実施を図るため、県内全ての福祉事務所に対し、さまざまな支援や指導に努めております。

具体的には、法令改正などの制度説明を行う会議や、ケース支援のあり方を検討する研修を行うとともに、個別の事例に関する電話や電子メールでの問い合わせに助言を行うなど、直接支援を行う福祉事務所が、受給者一人一人に寄り添い、それぞれの抱える問題の解決が図られるよう、きめ細やかな支援を行っております。

また、毎年度、施行事務監査を行い、法に基づく職員の配置や、ケースワーカーの訪問調査活動の状況、個別ケースにおける支援のあり方などについて、指導を行っているところであります。

○岩切達哉議員 続いて伺います。被保護者に対する暴言を印刷したジャンパーが問題となっ

た小田原市では、その反省から、他の自治体の模範となる実施体制に変革してきているということでもあります。

数年前には、いわれなき生活保護受給者に対するバッシングが全国的にありました。もとより、県内の実施機関は十分な研修などを行いつつ、制度の適正な実施を行っていると考えますが、この小田原市の適正実施の取り組みを参考にしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 小田原市では、利用者に寄り添い、ケースワーカーが職務に専念できる体制づくり等を目的に、「ケースワーカーの標準配置数の充足」や、「ストレスのない職場づくり」「不正受給が起こりにくい援助のあり方」などについて、組織的な取り組みが行われております。

本県におきましても、施行事務監査において、ケースワーカー数を充足していない福祉事務所に対し指導を行うとともに、初任者のケースワーカーを対象とした研修会で実務上の困難な点について意見交換を行い、仕事上の悩みの共有を図るなど、ストレスの解消につながる取り組みを行ったところであります。

今後とも、小田原市を初め、さまざまな自治体の取り組みを参考にしながら、生活保護業務を担う職員が適正に業務を執行できるよう、支援や指導を行ってまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 続けて伺いますが、2013年度に続いて2018年度からも保護基準引き下げが実施されました。大変残念に思うんですけども、一方でこの夏には、熱中症予防のために、クーラー設置の支援がなされることとなりました。県内でのこのクーラー支援の実施状況を教

えていただきたいと思っております。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 近年、全国で熱中症による健康被害が数多く報告されていることを踏まえ、本年6月に、国の生活保護の実施要領が改正され、7月1日から、「生活保護開始時」及び「住宅の転居時」などにおいて、冷房器具の購入に必要な一時扶助の支給が認められております。

制度改正に伴う、県内各福祉事務所での冷房器具の購入支援実施状況につきましては、現時点で、手続中が5件、支給済みが6件となっております。

○岩切達哉議員 生活保護制度は、社会情勢に沿って、特別なことではなく普遍化していく、一人世帯が大変増加する社会情勢にある、このように思いますので、誰しもが利用をという場面になることが考えられる、このように考えています。部長のほうから寄り添う支援というお話がありました。社会のありようを考えると、大変ありがたい態度だと思います。ぜひその方向でお願いしたいと思います。

貧困対策として関連の深いセーフティーネット住宅のことについて、県土整備部長に伺います。

地域包括ケア体制整備にも、その土台は住まいと住まい方だとされています。生活困窮者支援にも住宅確保という事業があります。まずはハウジングファースト、住まいは基本的人権であるという立場で、貧困対策上、住まいをしっかり確保いただくことは重要です。

国交省提唱なのですが、民間賃貸住宅の空き家を活用した「新たな住宅セーフティーネット制度」が本格的に始まりました。高齢者、低額所得者、子育て世帯等を「住宅確保要配慮者」といって、そういう方々の入居を拒まない賃貸

住宅の「登録制度」が基礎になりますが、現在の登録住宅数について、県土整備部長に伺います。

○**県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅、いわゆるセーフティーネット住宅につきましては、本年8月末現在、本県では宮崎市内におきまして、1棟2戸の登録がされております。

○**岩切達哉議員** 十分な数とは言えないようであります。この登録制度を推進しようということで、他県では登録手数料を免除するという動きが活発で、検討されている自治体も多いと伺っております。

今回、議案の中に手数料条例の改正が提案されていますが、宮崎県での対応についてお聞かせください。

○**県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 全国的にも登録戸数が伸び悩む中、登録の一層の促進を図るため、国におきまして、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則」が本年7月に改正され、登録申請手続が大幅に簡素化されたところであります。

県におきましては、この改正に伴い、登録審査手続が軽微なものとなることから、登録手数料は徴収しないこととする条例の改正議案を今議会に提案しているところであります。

登録申請手続の大幅な簡素化に加え、手数料が不要となれば、セーフティーネット住宅の登録促進が図られるものと期待されますことから、引き続き、広く県民や不動産関係団体、福祉関係団体に対しまして、制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

○**岩切達哉議員** 今回議案として、無料化されるという御提案をいただいているということでございますので、このことで登録が進んで、住

宅確保要配慮者に対して、住まいがスムーズに確保されることになるよう期待したいと思いません。

住宅確保に支援が必要な場面で、実際に当事者の相談に応じている福祉サイドに、十分にその制度を知ってもらうことが必要であり、また活用してもらうことが必要だと考えますけれども、この住まいの確保支援について、福祉部局との連携をどのように県土整備部長は展開されているか、御答弁をいただきたいと思いません。

○**県土整備部長（瀬戸長秀美君）** 福祉部局との連携につきましては、従来より、公営住宅の入居者で家賃の支払いが困難な方に対しまして、生活保護制度などの情報提供や助言を、福祉部局等と連携して行っているところであります。

また、不動産関係団体や福祉関係団体及び住宅、福祉部局等で構成する「宮崎県住生活協議会」を通じて、新たな住宅セーフティーネット制度の周知や登録住宅の供給促進に向けた検討を行っているところであります。

住宅確保要配慮者の住まいの確保につきましては、今後とも、福祉を担当する行政機関や関係団体等と連携を図りながら、取り組んでまいりたいと考えております。

○**岩切達哉議員** 住宅の確保には、契約の際に保証人を求められたりとか、そういうような高齢で万が一のことに備えたいという家主さんの思いがあつて、なかなか厳しい。そのことを乗り越えるための制度でありますので、関係部局と連携をいただいて、住まいの確保について御尽力いただきたいと思いません。

次に、子供の貧困対策についてでございますけれども、県内各地で、子ども食堂の展開や学習支援の活動などが広がっております。

そういう中で、地域によっては、子ども食堂に対して、食品を提供する企業があつて助けられているというふうに伺っております。とりわけ、農産物を取り扱いますJAが積極的に支援いただけないかと思っておりますけれども、その可能性についていかがか、お聞かせいただきたいと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 県におきましては、これまで、子供の貧困対策としまして、子ども食堂運営団体などで構成します「みやぎ子ども未来ネットワーク」と企業とのマッチング等に取り組み、運営資金のための寄付や、食糧の支援などが実現しているところがあります。

このような中、県内のJAにおきましては、昨年、日向市や延岡市の子ども食堂に対しまして、直売所の野菜などを無償で提供する取り組みを実施されていると伺っております。今後、県内全域への広がりを期待しているところでもあります。

今後とも、さまざまなネットワークを活用し、JAを含めた県内外の企業などに、さらなる支援の働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 子ども食堂を開設している実践者から、県の担当者に企業をつないでいたという話も伺っており、頑張っているという認識しております。また、農政水産部長にもJAに働きかけをお願いしたいし、よければ知事も一度、子ども食堂を見に行っていたらありがたいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、県で作成した家庭的養護推進計画の中にあります、母子生活支援施設について、DV被害者や虐待の増加に対してケアが必要である

とか、母子を分離せずとも支援できる施設特性を生かした保護と自立支援の機能を強化していくという計画になっています。

しかしながら、宮崎県内には1つもないという状況になったということで、2月議会でも、この問題についてやりとりをさせていただきました。ひとり親の貧困とかが課題になっている中、DV相談も伸長している中、県はどうお考えなのか、いま一度お聞かせいただきたいと思います。

ことし8月に、厚生常任委員会の県外視察で仙台市の母子生活支援施設「仙台つばさ荘」を視察いたしました。仙台市は政令市で人口108万人です。宮崎県とほぼ同じで、母子生活支援施設は3施設あります。3施設で60世帯分が用意されています。このうち1施設は県立で、運営は社会福祉法人です。宮崎県にゼロでいいのか、もう一度、考え直してほしいのですが、お考えを改めてお聞かせいただきたいと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 母子生活支援施設は、配偶者のない、または、これに準ずる事情にある女性とその子供を入所させて保護を行うとともに、自立を促進するための生活支援を行うことを目的とした施設でございます。

御指摘のとおり、本県では、本年4月以降、母子生活支援施設がない状況となっておりますが、施設を廃止した市におきましては、支援を必要とされる方のニーズに対応するため、民間アパートの借り上げ等により、母子生活支援を行う対応がとられているところであります。

こうした中、近年、DV相談や児童虐待相談の件数が増加する状況にありますことから、母子の自立を支援する取り組みは重要と考えております。

県といたしましては、市町村や社会福祉法人など、関係機関との意見交換を行いながら、母子の生活支援のあり方について検討してまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 ありがとうございます。

続いて虐待の問題であります。

昨年の相談対応件数は1,136件。心理的虐待が2.5倍ということで注目がありましたけれども、実は身体的虐待も239件ということで、件数が1.5倍と大きく伸びております。

親の側が、自分もたたかれて育てられたんだ、こういうふうに、みずからの育てられ方をそのまま子供に対して行う、このようなことを「虐待の連鎖」と申しますけれども、虐待の連鎖防止のために、「愛の鞭ゼロ作戦」というのがありまして、これは厚生労働省が提唱しているものであり、この徹底普及を求めたいと思います。

増加する虐待に対応するのも大変大事でありますけれども、将来に向けて、虐待をなくす、そういう社会づくりという目標を掲げて、「愛の鞭ゼロ作戦」は、厚労省が推奨しているものであります。親が子供に、しつけだからと暴力を振るうことを許している限り、他の方法があるんだよということを広めない限り、身体的虐待は増加していくと思います。目前に11月の児童虐待防止月間がございます。ここでの徹底をしっかりと取り組んでほしいのですが、福祉保健部長いかがでしょうか。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 「愛の鞭ゼロ作戦」は、体罰が子供の脳の発達に深刻な影響を及ぼすおそれがあることを指摘するなど、体罰によらない育児を推進するための啓発の取り組みであり、しつけを名目とした体罰を抑止することで、児童虐待の未然防止につながるこ

とが期待されております。

県といたしましても、児童虐待の未然防止の取り組みは大変重要であると認識しておりますことから、特に11月の児童虐待防止推進月間では、「愛の鞭ゼロ作戦」の啓発資料も活用しまして、重点的に啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 続いて、児童が虐待で亡くなる虐待死の原因の最大のもは、親子心中によるものだというふうに伺っております。

心中は、親の都合で子供を死に至らしめ、みずからも自殺してしまう事案であり、虐待防止、自殺防止として取り組む必要があります。自殺の背景は、本県では健康問題が最も多く、その半数以上はうつ病などの精神疾患が原因となっています。そして、うつ病の背景には、経済・生活問題や家庭問題、勤務・学校問題など、さまざまな貧困に絡む問題が潜んでいます。心中による虐待死について理解するために、県内の数字はなかなか難しいようではありますが、全国の数字があれば、まずそれをお聞かせください。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 厚生労働省では、児童虐待による死亡事例の全国調査を実施しておりまして、この調査によりますと、直近の平成28年度の心中による虐待死事例は18件で、児童数は28人という状況でございました。

○岩切達哉議員 心中によることで、児童が28人亡くなっているということでもあります。

児童虐待防止法施行後15年が経過している平成26年までのレポートがございまして、15年間で、心中による子供の虐待死は454人、そのように伺っています。虐待死は626人、合わせて1,000名以上、こういう15カ年間のデータがございまして。

心中について、それに至らないよう、支援のありようについて、県はどのように取り組まれていますでしょうか。

また、心中による虐待死が確認された場合、どのような対応をすることができますでしょうか、お聞かせください。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 議員御指摘のとおり、自殺の原因の多くがうつ病などの精神疾患であります。うつ病の兆候は、不眠やだるさなど、身体症状としてあらわれることが多いため、初めにかかりつけ医を受診する傾向が見られます。

県では、そうした方を早期に専門的治療につなげるため、かかりつけ医と精神科医の連携システムの構築に取り組んでおります。

また、うつ病等の背景には、子育ての問題や生活苦などさまざまな要因が潜んでおりますことから、これらの相談に対応する窓口について、パンフレットやインターネット上で周知を図っております。

また、虐待死が確認された場合には、県社会福祉審議会の部会において、事案の背景や事実関係、発生原因の分析等の検証を行っているところですが、心中による虐待死の場合にも可能な限り検証を行うことにより、虐待死の発生予防につなげてまいりたいと考えております。

○岩切達哉議員 子供を持つ保護者、特に産後うつという状況があると伺いまして、自殺念慮を抱くことがありますけれども、産婦人科医や小児科医との連携も大事だと思っております。ぜひよろしくをお願いします。

最後の質問になります。一人世帯の増加をベースに、いろいろとお尋ねをいたしました。最後の部分で、孤立死、孤独死というものも課題になっていくところでもあります。

「身寄り問題」という言葉が出てくるようになりました。身寄りがいないために孤立している、孤独である。その中で迎えた死に、社会が対応せざるを得ない事例が増加しつつあるということでもあります。

孤立死、孤独死の発生した後の課題、葬儀や片づけなどの課題に、どのように社会はかかわっていけるのか、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 身寄りのない方が孤立死され、御遺体の引き取り者がいない場合は、墓地埋葬法に基づき、市町村が火葬等を行っております。

一方で、孤立死した方が賃貸住宅に入居していた場合は、部屋の清掃や家財処分、さらには不動産の価値減少など、所有者等の大きな負担になるとともに、住居を希望される高齢者などで身寄りのない方にとっては、入居を妨げる要因になっているとも考えられます。

現状では、こうした孤立死が発生した場合の対応について、公的制度は十分に整備されているとは言えませんが、民間では、家財整理事業者のサービスに加え、孤立死リスクに備えた保険も提供されておまして、こうした民間の動きを活用しながら、社会全体として対応していく必要があると考えております。

○岩切達哉議員 社会全体で取り組まなければならない課題だと、御認識をお示しいただきました。

今、社会では、世界同時好況とか景気のいい話がある一方で、貧困、格差の固定化というのが顕著になっていると、私は認識しております。

それに対して、持続可能な開発目標、御承知のSDGs、17の目標の一番目が、貧困をなく

そうということであります。社会の貧困対策に関連した質問を行いましたけれども、強い皆さんには行政の御支援は必要なくて、やっぱり弱い立場にある方々にこそ、行政はしっかりとした手を差し伸べる、行政の出番だと思うところであります。関係部の御奮闘をお願いし、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○外山 衛副議長 次は、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎、社民党の満行潤一です。

今日のこの祝詞をパートナー(嫁)に見せましたら、こんな難しいことが一般の県民にわかるかって一蹴されてしまいました。多くの傍聴の皆さんもありますので、めげずに頑張っていきたいと思っています。

まず、知事の政治姿勢についてお尋ねいたします。

地方三新法制定140年についてであります。明治維新150年が注目されていますが、ことしは地方三新法制定140年に当たります。

明治11年(1878年)に制定した3つの地方制度関連法。具体的には郡区町村編制法、府県会規則、地方税規則の3つの法令です。明治政府が発足し、廃藩置県によって中央集権体制を進める政府に対し、地方の強い抵抗が続きました。

地方三新法が制定されたころは西南戦争が前年に終結に至るも、全国で農民一揆が頻発し、また自由民権運動が拡大しつつある社会状況がありました。このような中で、政局を安定するためにも地方制度改革が必要不可欠であるとの指摘が広くなされ、当時内務省で地方行政の整備に力を入れていた大久保利通により発案されたものです。これにより、明治時代において全

国統一の本格的な地方自治制度が確立したとされています。

政府が、府の長に府知事、県の長に県知事を任命し、府には府会、県には県会を置き、府県会の議員は、財産ある男子の制限選挙により公選され、府県会は府県の予算と税の徴収に関する議定の権限を持ちました。

新法により府県会を設置したことは、地方自治と議会制の確立に向けた実質的前進であったと評価できます。中央集権化を推し進める中央政府に対して、さまざまな制限がある中、各地の府県会が自由民権運動の政府攻撃の拠点となりました。地方三新法制定は近代地方自治に大きな影響を与えたと、私はそのように評価しますが、旧自治省出身である河野知事に、その所感をお尋ねいたします。

次に、主要農作物種子法の廃止による、その対策についてであります。食料安全保障は、国内生産、海外からの輸入、備蓄の3つの柱で構成されるというのが世界的常識と言われます。

日本農業の最大の弱点は、担い手の高齢化と後継者不足の同時進行です。反対に強みは主食の米です。米は、消費量のほとんどを国産自給できていますし、その種子は100%国産です。種子が戦略物資であるということは、古今東西を問いません。主食の種子の確保は、食料安全保障に直結します。

現在、世界中で栽培されている小麦の約8割が、日本由来の「小麦農林10号」の系統だそうです。日本の敗戦直後、アメリカの学者が京都大学の研究施設などに乗り込んで、ノーリン10を含む貴重な遺伝子資源を持ち去り、交配に利用したからだと言われています。

米、麦、大豆の種子の生産と普及を都道府県に義務づけてきた主要農産物種子法が廃止され

ましたが、そもそも、昨年の農林水産委員会で賛成意見もないのに廃止が可決されました。その発端は、規制改革委員会の「種子の生産も民間に任せるべきだ」という答申だったと言われます。事実、種子法廃止可決後に、「農業競争力強化支援法」が成立しています。その趣旨は、「種子その他の種苗について、民間事業者が行う技術開発及び新品種の育成その他の種苗の生産及び供給を促進するとともに、独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進すること」とされています。

国は公的機関中心の種子開発を大きく転換し、民間参入を加速させる方向転換を行いました。しかし、都道府県の試験場がなくなる。企業による種子開発の独占を懸念する声が根強く、危機感を持った地方自治体は動き始めています。

全国一の種もみ産地の富山県は今年度、新規事業で種もみ生産技術拠点の整備に着手。民間や他県の育成品種の実種を病気がない状態で供給するために、隔離圃場や検定温室を整備。また、埼玉県は今年度から、種子産地の強化と若返りを図る新規事業を始め、他産地との連携や共同乾燥施設の設置といった施策を推進する「産地強化計画」を作成する方針とのことです。米産地の新潟県は、同法にかわり、稲などの種子の安定生産と供給体制を維持する条例を、ことし4月1日に施行。兵庫県も、新たな条例を4月1日に施行。北海道は、来年度以降に条例制定を含めて検討する方針とお聞きします。

このように、「優良品種の維持と供給に行政の関与は不可欠」との動きが全国的に広がっています。本県農業に大きな影響を与える可能性

が高く、注視していく必要があると思います。本県の対応状況を、副知事にお尋ねいたします。

以下、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。地方三新法制定140年についてであります。

明治11年の「地方三新法」は、新たな行政区画としての郡区町村の設置、公選の議員により構成される府県会の設置、さらには地方税の創設などを定めたものでありまして、その制定は、全国統一的な地方制度としての第一歩を踏み出した、大きな転機であったと認識をしております。

地方三新法の制定から140年という節目に当たり、さまざまな困難、そして議論を経て、こうした地方自治の発展の礎を築かれた諸先輩方の御功績に、改めて敬意を表するものであります。私は、旧自治省に入り、国の立場から地方行財政の仕組み、法制度というものを企画・立案・整備する立場から、今、現場にあって地方の実情を踏まえ、県民の声に耳を傾けて、地方自治を実践するという立場に移ったわけですが、改めて、この宮崎県の現場で地方自治に携わる者としての誇りを持ち、人口減少問題を初め、地方が直面する課題に全力で取り組んでいかなければならないと、決意を新たにしているところであります。以上であります。〔降壇〕

○副知事(郡司行敏君)〔登壇〕 種子法廃止後の県の対応についてであります。

主要農作物種子法廃止後の県の対応につきましては、新たに要綱を制定して、従来どおり種子の供給を行っておりますが、その供給体制が将来にわたって本当に維持されるのか、そんな

不安の声が、農業団体等から出ておるところであります。

水稻は、本県農業の基幹品目の一つでありますことから、優良な種子を安価で、しかも安定的に生産者へ供給することは極めて重要なことであると認識をしております。

このため、現在、既に条例を制定した県及び検討中の道県から、条例の内容等について情報収集を行っており、今後、これらの内容等を参考にしながら、本県においても、関連する条例を制定する方向で検討してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○満行潤一議員 ありがとうございます。

ことし140年。10年後は150年ですので、ぜひ若い議員の皆さん、150年には何かイベントを企画していただきたいなと思います。

では、テーマを自然災害の備えについてに移したいと思います。

我が国の降雨量は1,400～1,800ミリであり、地表全体が800ミリであるのに比べ、水資源豊かというふうに見えるが、そうではない。

なぜなら、河川が短く急流であるため、地域の背骨に相当するような大山脈「脊梁山脈」に沿って降った雨が一挙に海に注いでしまい、貯水することが極めて困難だという問題がある。同時に、大雨が梅雨時期と台風期という短い期間に集中するという特徴がある。我が国では、数千ものダム・堰・ため池などの貯水施設を大和朝廷の時代以来、営々と整備してきた。それでも大まかに300億トン程度の水しかためることができないでいる。極めて超大な水の量だが、世界的に見るとそれは、中国の三峡ダムやアメリカのフーバーダムの1つ分程度でしかない。

降雨強度の変動も大きくなってきている。1時間に50ミリという強烈な豪雨の発生回数は

年々増加し、1時間に100ミリという、先が全く見えなくなるほどの集中豪雨が各地で頻発する事態が生まれている。いわゆる「ゲリラ豪雨」の発生である。

東アジアモンスーン地帯においては、「水を治めることは国を治めることだ」と言われてきたように、我々日本人も、過去から懸命に治水努力を続けてきた。しかし、「ゲリラ豪雨」と呼ばれるほどに激化している現在、毎年どこかで大きな斜面崩壊や土石流といった土砂災害や洪水災害が生じている。我々は水を治め水に対応し切ることなど、まだまだできてはいないのである。

そこで、県内の農業ため池700カ所の管理について質問したいと思ったところですが、既に代表質問でありましたので、飛ばしたいと思います。

大阪府北部地震のブロック塀倒壊事故を踏まえ、その対応について伺います。

6月18日、最大震度6弱、マグニチュード6.1の地震によって4人死亡し、434人の負傷、住宅被害は3万棟に上ります。震度6弱の地震でも4人も死亡したことはショックでした。

家屋倒壊やブロック塀倒壊で亡くなられております。通学路にある学校等の公共施設のブロック塀については対応がなされていますが、民間所有のブロック塀の安全確保・点検はどうなっているのでしょうか。また、危険と判断された場合はどのように対処されるのか、お伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 通学路のブロック塀につきましては、教育委員会を通じて、各学校において関係機関と連携した合同点検が実施されております。

通学路以外のブロック塀につきましては、県

が管理する道路のうち、住宅が建ち並ぶなど人通りが多いと考えられる区域と、特に多くの歩行者が見込まれる商業地域内の全ての道路について、点検を行っているところであります。

これらの点検の結果、安全性に問題があると考えられたものに対しましては、順次、安全点検のためのパンフレットによる注意喚起を行っているところであります。

今後とも、市町村や学校関係者などと連携を図りながら、所有者等に対して、歩行者への注意表示や、改修、撤去をお願いするなど、大規模地震発生時の被害の軽減を図ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 今後ともしっかりと対処いただきますように、お願い申し上げたいと思います。

県民の防災意識の向上についてであります。

今回の西日本豪雨では、230名を超える死者、行方不明者が出ましたが、死者の7割は60歳以上の「災害弱者」です。

夏真っ盛り、かんかん照りと思っていたら、いきなり空が暗くなり大雨が降る。まさに青天のへきれき。昔は夕立、今は局地的豪雨、いわゆるゲリラ豪雨となります。

地震、豪雨、これらの災害による人的被害の発生を防ぐためには、県民の防災意識の向上が何より必要です。「自分の命は自分で守る」丁寧な啓発活動が重要だと思いますが、本県の取り組みについてお伺いいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 近年、日本各地で、豪雨や台風、地震などの自然災害が多発しておりまして、これらの災害から生命・財産を守るためには、県民一人一人が日ごろから災害を意識した備えを行い、災害時には、いち早く安全な場所へ避難することが何よりも重要

であると考えております。

このため県では、特に、地震が発生したときに命を守る「耐震化」、風水害や土砂災害、津波から身を守る「早期避難」、そして、災害発生後に生き延びるための「備蓄」、この3つの命を守る取り組みについて重点的に啓発しているところであります。

また、5月の県防災の日、9月の防災週間、11月の世界津波の日、そして東日本大震災が発生した3月など、防災への関心が高まる時期を中心に、年間を通じてメディアを活用した啓発を行っております。

今後とも、工夫・改善を加えながら、自分のこととして受けとめていただけますよう、県民の防災意識の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 この3つの視点というのは非常に大事だろうと思います。行政が出てくるときにはもうおこなっているわけですよ。いつ起こるかわからない災害に対して、自分のこととしてしっかりと認識をする、その啓発をぜひ、今後ともお願い申し上げたいと思います。

次に、熱中症対策です。

気象庁はこの夏、命を奪う危険な高温が続き、熱中症を災害だと位置づけました。熱中症とは、体温が上がり、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温の調節機能が働かなくなったりして、体温の上昇や目まい、けいれん、頭痛など、さまざまな症状を起こす病気の総称です。

熱中症が起こりやすい場所があります。救急要請時の発生場所では、住宅等居住施設が最も多く、全体の37%を占めています。最近はこのような「室内型熱中症」が注目されています。熱中症予防の正しい知識の啓発が欠かせま

せん。啓発の状況についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 本県では、ことし4月30日から9月2日までの速報値で申し上げますと、871名の方が熱中症で救急搬送され、うち1名の方が亡くなられておりますことから、熱中症の対策は大変重要であると考えております。

このため、県民に向けて、小まめな水分補給、エアコンでの温度調節の重要性や熱中症の初期症状について、各種マスメディアや健康教育の場などを通じて情報提供するなど、熱中症の予防や早期発見を促すための啓発を行っております。

さらに、近年、夏季に実施されるイベントにおきまして、集団で熱中症になる事例がふえておりますことから、環境省が作成したガイドラインを市町村を通じて情報提供するなど、イベント実施時の熱中症対策を促すための啓発も今年度から行ったところです。

熱中症は命にかかわる病気ですが、予防法を知っていれば防ぐことができる病気であるため、今後とも、適時適切に繰り返し啓発するよう努めてまいります。

○満行潤一議員 熱中症は、特に高齢者が安易に考えているという問題がありますので、ぜひその啓発をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、受援力についてであります。被災したときに多くのボランティアを受け入れる能力が、受援力であります。

東日本大震災で、宮城県石巻市の福祉避難所の運営支援ボランティアに従事しました。そのときに、全国から来た各種ボランティア団体、NPOやNGO、多くの団体が避難所や被災地を巡回していました。

布団を干す部隊とか、掃除をする部隊とか、

看護職とか、いろんな人たち、いろんな団体が被災地を訪れる。

災害時に、直ちに円滑なボランティアの受け入れができるよう、ふだんから被災地に派遣したりコーディネーターが研修を積む機会を確保するなど対応が必要です。本県ではどのような取り組みをしているのか、お伺いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 災害の発生時には、被災地の社会福祉協議会が中心となりまして災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受け入れと支援ニーズとのマッチングを行うことになっています。

しかしながら、昨今の大規模災害では、多様な支援主体が当該センターによる調整を経ずに独自に活動することも多いため、円滑な活動のためには、そのような団体との連携や活動を調整する仕組みが、より重要となっております。

このため本県では、国等が主催する研修会への参加や、社会福祉協議会とNPOとがボランティアの活動体制について話し合う検討会を実施していますが、今年度はさらに、連携・協働のための研修会を予定しているところであります。

○満行潤一議員 今、複数のコーディネーターを擁するNPOとかたくさん全国組織がありますので、ぜひそういうネットワークを構築していただきたいと思ひます。

次に、防災ヘリについてであります。

群馬県の防災ヘリコプター「はるな」が同県中之条町の山中に墜落し、乗員9人全員が死亡した事故が発生いたしました。

国土交通省は、県から事前に伝えられていた飛行計画と実際の飛行内容が異なっていたほか、誤った到着連絡もあったと明らかにしました。これらの法令違反により、墜落事故の捜索

救難活動の開始が47分おくれたと見ています。

原因は、ヘリの運航委託先が実際と異なる飛行計画を国土交通省に報告したことによるものですが、同社が運航を委託されている岩手県の防災ヘリでも、過去に虚偽の飛行計画を提出していたことがわかりました。事故との関係は明確になっていませんが、あってはならないことです。本県はそのようなことがないとは思いますが、確認いたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 防災ヘリの運用におきましては、危険を回避し、安全に運航するため、当然ながら、航空法等の法令を遵守しなければなりません。

今回の群馬県の防災ヘリ「はるな」の墜落事故を受けまして、直ちに本県の防災ヘリ「あおぞら」の運航管理会社に確認をいたしました。お話にありましたような、法令に違反する行為はないとの報告を受け、確認をしております。

今後とも、法令や運航基準を遵守しまして、安全な運航に努めてまいります。

○満行潤一議員 続きまして、保健医療福祉の充実についてテーマを移したいと思います。

医師確保についてであります。これまで、大学医学部での奨学金制度や地元枠を設けるなど多彩な取り組みで、研修医確保に一定の成果が上がっております。

しかし、新専門医研修制度が始まり、ことしの県内新専門医研修者は37名で全国最下位になったとお聞きしました。

一方、医師の平均年齢は全国より高く、ドクターの過半数は50代以上とお聞きします。

医師確保は本県の喫緊の課題であります。今後の医師確保対策についてお尋ねいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 本県の医師

の状況は、今、お話がございましたとおり、高齢化が全国より進み、専攻医も全国最下位となるなど、若手医師の確保が重要な課題となっております。

このため、中高生の段階から宮崎の地域医療を守る意義を啓発するとともに、お話にありましたように、医師修学資金の貸与や宮崎大学医学部に地域枠・地域特別枠推薦入試制度を設置したところであります。また、国に対して、医師の地域偏在の解消に向けた取り組みの強化について要望を行っております。

これらの取り組みにより、臨床研修医は増加傾向にあるなど一定の成果を得ているところでございますが、専門医研修の段階で県外で学びたいという医師もおりますことから、今後は、これまでの取り組みに加え、医療機関と一体となって、医師のキャリア形成支援にも取り組むこととし、県内でしっかりと医師を育てる体制を構築してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ぜひ、実効ある対策をお願い申し上げます。

看護師不足についてです。

東京を中心に首都圏には多くの医学部がありますが、それにもかかわらず医師不足が続いている。東京では看護師も不足しており、そのため多くの病床が閉鎖されている状況にあるようです。首都圏でも医師、看護師が不足している。

県立看護大90人中37人が県内就職、大半は県外に。県内全体の看護師養成校卒業生の57%が県内就職。それでは、一体看護職はどこに行っているのか。日本の全体で人材不足の背景となっています。その原因——医療現場での過酷な労働条件が、離職・転職を招いているのではないかと

思います。本県の看護師に対する処遇改善についての取り組みをお伺いいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 県では、看護職が働きやすい職場を目指し、平成24年度から県看護協会に委託し、「ワークライフバランス推進事業」を実施しております。

この事業では、医療機関の勤務環境改善計画に基づく取り組みに対し助言を行うほか、意識啓発のための公開講座開催や相談対応を行っているところでございます。

また、看護職の勤務環境改善は、医療機関の管理者を初め医療従事者全体で取り組む必要があるため、平成26年度から県医師会に、「医療勤務環境改善支援センター」を設置し、医療経営コンサルタントによるアドバイザー育成等を行っております。

県としましては、今後とも関係団体と連携し、医療機関の個別ニーズに応じた、きめ細かな支援に取り組んでまいります。

○満行潤一議員 次に、県立病院の看護職の確保についてであります。

県立病院の看護現場から、正規看護師が足りないと大きな声が聞こえてきます。地域枠採用や、1年に何回も採用試験を行うなど、その確保に大変御苦労されていると思います。

しかし、それでもなお、現場で求められている医療水準に対して看護力が不足している。そのために、採用しても勤務体制が過酷でついていけず、やめていく実態があると聞きます。

現場では慢性的な人員不足があり、1人の看護師が1カ月の半分ほど夜勤しなければ要員が確保できない。日勤で昼間働いて、残業して、数時間後の深夜勤務に入るなど、過酷の度を越えている実情を伺います。これではまさに悪循環であります。

利用者にも、働く側にも事故がないうちに、十分な人員配置が必要と考えますが、看護師の充足状況について、病院局長のお考えをお聞かせください。

○病院局長（桑山秀彦君） 県立病院では、3病院合計で、現在1,070名の看護師を正規職員として配置しておりますが、その確保に当たっては、県外での試験実施や勤務地を限定した地域枠の導入など、採用方法の見直しのほか、院内保育施設の開設あるいは夜間勤務での2交代制の試行など、職員が働きやすい環境づくりにも取り組んでまいりました結果、おおむね計画的に人員が確保できているものと考えているところであります。

また、常時100名を超える育児休業者や年度途中の退職者については、臨時職員などに加えて、正規職員による補充や過員配置により対応しているところでございます。

さらに、高齢の入院患者が増加する中で、看護師をサポートします看護補助員を確保いたしまして、忙しい時間帯に重点的に配置するなど、看護業務の負担軽減にも努めているところであります。

今後とも、御質問にありましたような現場の声、職員の声にもしっかりと耳を傾けながら、看護師自体の確保、あるいは勤務環境の改善や工夫に取り組んで、看護体制の維持・充実に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 県立病院が地域の目標になる、そういう職場環境をつくっていただきたい。お願い申し上げたいと思います。

次に、障害者雇用率と障害者手帳についてであります。

厚生労働省の障害者雇用率算定ガイドラインでは障害者手帳確認が必須となっておりますが、

大いに問題ありと私は考えています。

障害者雇用率制度の上では、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所有者を実雇用率の算定対象としています。人には、他人に隠したいことや知られたくないことは、1つ2つあります。それが体にかかわること、体の障がいにかかわることなら、障がい者差別が厳然と残るこの国なら、なおさら知られたくない人もいます。

障がいを負って「要件」を満たせば、手帳交付を受ける権利はあります。しかし、義務ではありません。障がいを負っても、手帳の交付を申請したくない人もいます。職場で手帳を見せることを嫌がる人もいると思います。あくまで手帳取得は個人の自由です。具体例を太田議員から聞きましたが、太田議員が市役所で手帳の担当のときに、職員が、「その担当だ。該当する。手帳を取得しませんか」と聞いたら、その職員は「俺は要らん」と、そういう方もいらっしゃる。現実に拒否される方もおられますので、本当にデリケートな問題だと思っています。

しかし、法定雇用率未達成企業はハローワークから行政指導があり、障害者雇用納付金も徴収されます。障害者雇用率算定のために勤務先から所持を強要されれば、人権にかかわります。人権侵害のおそれがあります。

厚労省の障害者雇用率算定に、障害者手帳確認必須には大きな問題があります。手帳不所持でも対象者として認めるなど、柔軟な対応が必要です。制度の見直しを国に要請するつもりはないか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 障害者手帳は、障がいのある方が各種の支援を受けやすくすることを目的に交付されているものでありま

して、手帳の取得は個人の判断によるものであります。

障害者雇用率制度におきましては、平成17年に国が策定したガイドラインにおいて、事業主は、手帳の情報の取得や利用について、個人情報に関する法令等に十分留意しながら、適正に行うことが求められております。

このため、障がい者本人の意に反して雇用率制度が適用されないよう、当該ガイドラインの中で、手帳の取得の強要や、取得を拒んだことによる不利益な取り扱いを禁じているところでございます。

県としましては、労働局と連携しながら、ガイドラインの適正な運用が図られるよう、情報提供に努めてまいりたいと思います。

○満行潤一議員 お願いいたします。

生活困窮者対策についてであります。

平成27年4月から、生活困窮者の支援制度が始まりました。居住、就労、家計等の相談や支援を一体的に提供し、生活保護に至る前の段階で自立を支援する「生活困窮者自立支援制度」です。働きたくても働けない、住むところがないなど、生活全般にわたる困り事の相談窓口が全国に設置されています。

しかし、必須事業の「住居確保給付金」は、国庫負担4分の3ですが、厳格な条件が付されています。せっかくの制度が使えません。条件緩和が必要です。国に働きかける必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 住居確保給付金は、生活困窮者自立支援制度の必須事業でありまして、「離職などにより経済的に困窮し、住居を失うまたはそのおそれがある、所得等が一定水準以下の方」に、原則3カ月間支給する国の制度でございます。

この給付金は、支給に必要な要件が多いことから、利用の実績が少ない面もあるものと考えております。

県としましては、利用促進のためには、支給要件の緩和が必要であると考えておりますので、本年8月に、九州各県とともに、厚生労働省に対し、要望を行ったところでございます。

今後とも、引き続き、生活困窮者への支援に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 もう一つ、この支援制度には、自治体が選択できる任意事業、4事業のメニューがあります。それぞれ国庫補助がありますが、本年度の「就労準備支援事業」には、宮崎市、えびの市の2市のみ。「家計相談支援事業」には、県、小林市、日向市、延岡市。「子どもの学習支援事業」には、県、宮崎市、日向市、日南市といった状況です。任意事業実施が低調な状況にありますが、その理由はいかなるもののでしょうか。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 生活困窮者自立支援制度の任意事業が低調な理由につきましては、国の補助率が必須事業に比べて低く、財政負担が大きくなることや、既に類似の事業に取り組んでいること、また、専門性のある人材の確保が困難であることなどと、各市から伺っております。

県におきましては、先ほどの「住居確保給付金」と同様に、厚生労働省に対し、補助率の見直しについて要望を行うとともに、研修会等の場を通じて、各市に対し、県内外の取り組み事例の紹介などを行っているところであります。

今後とも、生活困窮者の自立を支援するため、あらゆる機会を捉えて、任意事業の実施を促進してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ぜひ活用できる支援制度にな

りますよう、よろしく願い申し上げたいと思います。

では次、テーマを変えまして、観光立県、九州最下位の脱却という視点で質問させていただきます。

まず、県内産日本ワインのブランド力向上についての問題です。

国税庁の資料によれば、本県は2016年、4つのワイナリーの合計生産量が336キロリットルで、日本ワイン生産量、出荷量で全国8位となっています。宮崎県が全国8位というのは一概に信じられないと思います。

現在、国内外のワインが広く流通しています。酒類全体の出荷量は減少傾向の中、ワインを含む果実酒は増加傾向にあります。国内で流通しているワインのうち輸入分が69%、国内産が31%です。国内製造ワインの生産量の20%が、国産原料のブドウでつくる「日本ワイン」です。

つまり、国内で流通しているワインのうち、日本ワインの占める割合はわずか4.8%しかありません。この希少な日本ワインの中で、宮崎県は生産量、出荷量で全国8位。九州ではトップを走っています。宮崎の純国産ワインが、隠れたワインどころから有名なワインどころ、産地に育ってほしいと願っています。県内には、昨年2つのワイナリーも誕生したようです。県内産日本ワインの知名度向上に向けた取り組みが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 本県は、気温が高く雨が多いなど、ブドウの栽培に恵まれた条件とは言えない中で、生産者やワイナリーの努力と技術の研さんによりまして、お話にありましたように、現在では、国産ブドウのみを原料とした「日本ワイン」の全国有数の生

産地となっております。また、生産されたワインも国内外のコンテストで高い評価を受けるなど、本県の有力な産品の一つとなっております。

民間企業や団体で構成される「みやざきワイン推進実行委員会」が主体となって、毎年秋の新酒解禁に合わせ「みやざきワインヌーヴォーフェア」を開催し、PRに努めておられます。

県では、こうした取り組みを支援するとともに、アンテナショップや県外物産展での販売のほか、飲食店での県産食材フェアの開催等を通じて、県産ワインの知名度向上に取り組んでいるところであります。

今後とも、関係団体等と連携しながら、県産ワインの情報発信と販路開拓に積極的に取り組んでまいります。

○満行潤一議員 実は、「日本ワイン」という定義は来月の30日から適用される。品質表示の基準を国税庁が変えるということです。しかし、国税庁はもう「日本ワイン」という——統計上は「国産のブドウでつくったワイン」「日本ワイン」とありますので、その中で宮崎は全国で8位という位置にあるということでもあります。ただ、この「日本ワイン」という定義がわかりづらい。「日本ワイン」というと、国産のワインは全部「日本ワイン」か。先ほど言ったように、その多くが外国から輸入したワインだったり、ワインの原料だったり、ブドウ液だったりということなので、この4.8%のワインが「日本ワイン」という定義に変わるわけなんですけれども。ただ、わかりづらいので、焼酎乙種を「本格焼酎」と呼べるように要望したように、この純国産ワインを、例えば「本格国産ワイン」と呼称できるよう国に要望してはどうかと思っていますので、副知事、今後ぜひ検討

をお願いしたいと思います。

では、サイクルツーリズム推進と観光についてお尋ねしたいと思います。

サイクリングと観光を組み合わせたサイクルツーリズム（自転車観光）が全国で脚光を浴びています。

しまなみ海道は、全国で初の原動機付自転車・歩行者専用の道路が併設されており、尾道から今治に至る60キロメートルが整備されています。また、北海道や静岡、四国、青森、ビワイチ（琵琶湖一周サイクリング）を抱える滋賀など各地で、サイクルツーリズムの取り組みが進められようとしています。

インバウンド観光としても、自転車観光が盛んである台湾などをターゲットとしたプロモーションも始まっています。サイクルレースやツーリングなどと、単体のメニューは今までもありましたが、地域として総合的に取り組むことで、初心者やファミリー層も含めた滞在型で、裾野の広いサイクリストの集客に結びつく注目されています。

普通の地方空港である松山空港がサイクリストに大人気だと、ある本に載っていました。自転車愛好家にとっても評判がよく、口コミで利用客が集まってくる。すばらしい景色のしまなみ海道を走るために、世界中から松山空港におり立つ。実際に見学に行きましたが、その仕掛けは、空港内にサイクルステーションとサイクリストが着がえるためのブースが設置してあるところです。サイクルステーションとは、折り畳んで飛行機で運んだ自転車を組み立てるスペースです。大した仕掛けではないのですが、自転車乗りには受けているようです。愛媛特産の媛杉ベンチもありました。宮崎でも、風光明媚な日南海岸を舞台に、サイクルツーリズムのブー

ムに乗りたいとの計画もあるとお聞きしています。トライアスリートである河野知事に、サイクルツーリズムと宮崎の観光についてお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） このサイクルツーリズムは、周遊・体験型の新たな観光スタイルとして近年、人気を集めておりまして、昨年5月に自転車活用推進法が施行されたことで、機運がさらに高まってきております。

私自身も、トライアスロン競技に参加することをきっかけに、ロードバイクに乗るようになりまして、以前は、埼玉県内での「ツール・ド・秩父」とか、今御指摘がありましたしまなみ海道を走る「サイクリングしまなみ」にも参加したことがあり、参加者としての楽しさも実感をいたしましたし、その経済・観光効果も実感をしたところであります。

本県は、年間を通して温暖で快適な気候や美しい景観など、サイクリングに適した環境が整っております。東九州道の県南区間の通り初めで、サイクリストの姿というのも非常にまた記憶に新しいところでありまして、サイクルツーリズムは、今後の本県観光にとりまして大きな強みになるものと考えております。これまでも、マウンテンバイクやエンデューロ、さらにはヒルクライム、センチュリーライド、さまざまなスポーツイベントが行われておりますし、飛行機の国際直行便やクルーズ船とあわせたサイクルイベントなどが行われているところであります。

県では、宮崎県サイクリング協会などとともに、サイクルガイドの養成やモニターツアーなどを実施しているところでありますが、今後さらに、国や市町村等とも幅広く連携を図り、受け入れ環境や情報発信など、取り組みをさらに

強化しまして、このサイクルツーリズムをスポーツランド宮崎の新たな観光誘客の柱に育ててまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ありがとうございます。

宮崎空港、空港ビルの将来像についてお尋ねいたします。

空港は大きな地域資源です。年間300万人の乗降客の宮崎空港の活用は、重要な観光戦略の一つだと思います。宮崎空港は、全国に先駆けて幾つもの日本初を生み出しています。

昭和37年の設立以来、41年には、ローカル空港初のジェット機就航と管制のレーダー化、平成8年には、ローカル空港として初の空港連絡鉄道宮崎空港線が開通、また、空港内に日本で初めて設けられたイベント会場では、全国的に珍しい本格的なコンサート「エアポート ナイトライブ」が開催されています。そして今回、小型飛行機のボーディングブリッジ。また、空港ビルが提供している「ガンジスカレー」は、全国的に高く評価されています。

国内でも空港の民営化が進む中、宮崎は空港ビル会社発足当初から県の出資比率が5%と、他県に比べ低いという特徴があります。行政と空港ビルがしっかりと意思疎通を図り、「観光立県宮崎」の確立に向け頑張ってきた成果は、大いに評価しなければなりません。宮崎空港、空港ビルの将来像をどのように描いているのか、総合政策部長、お願いいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 本県の空の玄関口であります宮崎空港は、昨今の相次ぐLCCの就航や既存路線の増便などにより、利用者数が増加傾向にありまして、平成29年度は、前年度に比べて約12万人増の約318万人となり、このうち国内線については、11年ぶりに300万人を突破したところであります。

また、宮崎空港ビル株式会社におかれましては、国内初となる小型機対応の旅客搭乗橋を整備するなど、利用者の利便性向上の取り組みはもとより、積極的な県産品のPRや販売、ブーゲンビリアの配布といった地域の活性化に資する活動にも努められておりました、「日本一のおもてなし空港」を目指して、日々取り組まれているところであります。

県といたしましては、空港ビルに対しまして、引き続き、利用者の視点に立った施設の整備や、県産品のPR等、本県の情報発信を期待いたしますとともに、空港のさらなる活性化に向けて、路線のさらなる充実や利用促進に積極的に取り組むことにより、会社とともに、国内外に開かれた空の玄関口として、宮崎空港のより一層の発展を目指してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 2016年の訪日外国人は2,400万人。宮崎空港の入国外国人は3万7,000人のようです。海外からの誘客増には、隣県等と連携した周遊型の商品開発など広域的な取り組みが必要と考えますが、本県の取り組み状況についてお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 外国人観光客を効果的に呼び込むためには、隣県等と連携し、広域的なPRや誘客対策に取り組むことが大変重要であります。

このため県では、平成9年に、熊本、鹿児島両県と「南九州広域観光ルート連絡協議会」を設立して、3県を周遊させる誘客事業を実施しておりますほか、大分県や北九州市と連携し、東九州自動車道を利用した観光のPR事業等に取り組んでおります。

また、鉄道、バス、レンタカー等の二次交通や、乗りおり自由となる割引乗車券等に関する

情報の提供も、あわせて行っているところであります。

今後とも、隣県等と広域的に連携しながら、海外からの誘客に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 もう一つ、海外からの誘客増には、香港線に限らず、今後とも国際航空路線、例えば上海やシンガポールなど中国、東南アジアを中心に新規開拓を進める必要があると思いますが、どう取り組んでいくのかお尋ねいたします。

○総合政策部長（日隈俊郎君） 宮崎空港発着の国際定期路線は、海外との交流拡大や県内経済の活性化を図る上で重要な役割を果たしており、県ではこれまで、ソウル線、台北線及び香港線を誘致するとともに、ソウル線及び台北線については増便を図ってきたところであります。

国際空港路線の新規開拓については、訪日需要の旺盛な中国本土や東南アジアが想定されますが、観光面において、インバウンドによる買い物や宿泊など、県内に大きな経済効果をもたらすことに加え、県民からの就航の希望もありますことから、国際チャーター便の誘致に向けた情報収集やセールス活動を、商工観光労働部とともに連携を図りながら行っているところであります。

一方で、今回の香港線の運休による県内経済への影響が懸念されますことから、まずは、できる限り早期に、香港との直行便の復活に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 要望ですけど、スプリングエア（春秋航空）の誘致を私自身は期待しています。九州では佐賀空港のみ就航している。ぜひアタックをお願いしたいと思います。

それでは最後のコーナー、教育行政についてお尋ねいたします。

知事、教育長には毎年「高校教育・障害児教育振興大会」の要請行動に対応いただき、学校現場、保護者等からの要望を聞いていただいています。

過日、都城さくら聴覚支援学校を訪問し、寄宿舎等の状況を見てきました。古いながら、適切に管理されており、特段急ぐ改修もないのではないかと感じました。

しかし、県内の特別支援学校からの要望に、「年々要支援の生徒がふえてきている。人員確保、予算確保が必要」との意見が上がっています。特に、階段をなくしたバリアフリー化や、トイレの改修や環境整備、老朽化した寄宿舎の改築など切実な要望が上がっています。今後とも、施設の老朽化対策などを進めていただきたいと思います。現在の整備状況と今後の考え方を教育長、お願いいたします。

○教育長（四本 孝君） 特別支援学校を含めた県立学校の施設整備につきましては、現在、老朽化が全県的に進んでおり、児童生徒の安全を第一に考えて、優先的に外壁剥落防止などの老朽化対策を進めております。

特別支援学校につきましては、在籍している幼児、児童生徒の障がいの状態が重度重複化、多様化しておりますことから、安全で安心な学校生活を送るために、学校の実情に応じた教育環境を整えることは重要であると認識しております。

今後とも、各県立学校の要望を聞きながら、必要な整備を行ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、支援学校の部活動のあり方についてであります。

東京オリ・パラでの日本選手の活躍が期待されています。支援学校の部活動については、指導者不足で御苦労されるとお聞きしています。支援学校の文化系、体育系の部活動や同好会の活動状況をお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 特別支援学校における部活動や同好会につきましては、全13校のうち10校において、約290名の生徒が取り組んでおります。

文化系では、美術部や音楽部などがあり、これらの生徒を中心に、高等学校総合文化祭で、美術作品の出品や合唱の発表をしております。

運動系では、陸上部、バドミントン部、バスケットボール部、フライングディスク部などがあり、中学校総合体育大会や高等学校総合体育大会等に出場をしております。さらに、県障がい者スポーツ大会では、多くの生徒が上位入賞しており、中には障がい者スポーツの国際大会に出場する生徒もおります。

今後、さまざまな分野での生徒たちの活躍に、期待をしているところであります。

○満行潤一議員 最後の質問になりました。学校給食についてであります。

学校給食は、栄養バランスのとれた食事を提供することにより、子供の健康の保持増進を図っています。また、食に関する指導を効果的に進めるために、給食の時間はもとより、各教科や特別活動、総合的な学習の時間等における教材としても活用することができるものであり、大きな教育的意義を持っていると思います。食物アレルギーを有する子供に対する取り組みも、しっかり推進いただいています。

しかしながら、教員養成過程で食育の指導に関する教育が不十分であること、子供の食の課題が多様であること、学校全体で給食指導を行

う際に多忙である担任教師への負担が大きいことなど、給食を活用して継続的な食育を行うことが困難な状況にあると言われていました。

昔、子供のころ、給食を完食しないと休み時間になっても机から立てない時代もありました。今だったら人権問題になりそうです。個人差があるので、完食を強制できない時代になりました。給食指導の現状、食べ残しの指導状況をお尋ねいたします。

○教育長（四本 孝君） 学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達につながるものであり、望ましい食習慣などを身につける上で大変重要なものであると考えております。

各学校においては、このような認識のもと、「好き嫌いをなくすこと」や「バランスのよい食事」等について、学級担任と栄養教諭等が連携して指導を行っております。

県教育委員会としましては、「食に関する指導の手引き」を各学校に配付し、学校給食における食べ残しについて、食事の量や食べる速さ、好き嫌いなどの個人差を踏まえた上で、保護者の理解と協力を得ながら対応するよう指導しているところでございます。

今後とも、児童生徒一人一人の実態に応じた適切な指導が行われるよう、各学校への指導助言に努めてまいります。

○満行潤一議員 以上で全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○外山 衛副議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、18日午前10時から、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時50分散会

9月18日（火）

平成30年9月18日（火曜日）

午前10時0分開議

出席議員（36名）

1番	武田浩一	（自由民主党くしま）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	西村賢	（宮崎県議会自由民主党）
7番	後藤哲朗	（同）
8番	二見康之	（同）
9番	日高博之	（同）
10番	野崎幸士	（同）
11番	日高陽一	（同）
13番	蓬原正三	（同）
14番	凶師博規	（愛みやざき）
15番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	徳重忠夫	（宮崎県議会自由民主党）
20番	丸山裕次郎	（同）
21番	中野一則	（同）
23番	横田照夫	（同）
24番	黒木正一	（同）
25番	松村悟郎	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	新見昌安	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	緒嶋雅晃	（宮崎県議会自由民主党）
33番	右松隆央	（同）
34番	山下博三	（同）
35番	濱砂守	（同）
36番	坂口博美	（同）
37番	星原透	（同）
38番	井本英雄	（同）
39番	外山衛	（同）

欠席議員（1名）

22番	中野廣明	（宮崎県議会自由民主党）
-----	------	--------------

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	畑山栄介
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	川野美奈子
環境森林部長	甲斐正文
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	中田哲朗
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
財政課長	吉村達也
教育長	四本孝道
警察本部長	郷治知
代表監査委員	高橋博二
人事委員会事務局長	原田幸二

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	上山伸二
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主任主事	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 一般質問

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、右松隆央議員。

○右松隆央議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。自由民主党の右松隆央でございます。

今月6日に発生した北海道胆振東部地震でお亡くなりになりました41名の方々、そして、同4日に発生した台風21号によりお亡くなりになりました13名の方々、さらには、7月の西日本豪雨で広島県や岡山県など14府県においてお亡くなりになりました221名の方々に、心から御冥福をお祈りいたします。また、極めて広範囲にわたって、負傷や家屋の損害など甚大な被害が出ており、被災された方々に、心からお見舞いを申し上げる次第であります。

近年の災害は、地震はもちろんのこと、台風や集中豪雨など、かつてなく、未曾有で、極めて甚大な爪跡を残すものが頻発しております。我が国は、まさに文字どおり「災害列島」と言わざるを得ないような、異常気象、天変地異に見舞われております。

土木学会の検討委員会において、3つの災害を「国難」と位置づけております。1つは、首都直下型地震、そして2つ目が、三大都市圏の巨大水害、そして3つ目が、本県にも甚大な被害を与えることになる南海トラフ地震であります。

土木学会では、この「国難」と位置づける3つの災害において、阪神大震災等のデータか

ら、本格的な長期的推計では初めてとなる経済被害額を6月に公表しております。東京周辺を直撃する首都直下型地震では、20年間で778兆円、大阪湾や伊勢湾の巨大高潮では、14カ月でそれぞれ121兆円と19兆円、それに対し、南海トラフ地震が最も被害額が大きいとし、20年間にわたる経済影響を、建物などが壊れる直接的な被害も含めて1,410兆円としており、これは今年度の国の一般会計予算の実に14年分にも当たる額であります。

一方、学会では、南海トラフ地震において、建物の耐震化や道路整備など、事前に対策を講じれば、被害額を509兆円、約4割近くは減らせるとしております。

そこで知事に、南海トラフ地震への備えとして、本県における県土強靱化対策を、具体的にどう計画しているのか伺いたいと思います。あとは質問者席にて質問を行わせていただきます。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えいたします。

本県では、南海トラフ地震等の発生により、甚大な被害が発生すると想定されておりました。このような災害から県民の生命、財産を守り、社会機能を維持するための取り組みは、最優先事項の一つであると考えております。

このため、現在、地震・津波などの大規模災害による被害の軽減を目指し、「宮崎県国土強靱化地域計画」や「新・宮崎県地震減災計画」に基づき、さまざまな対策に取り組んでおります。

具体的には、まずは、地震から命を守るための建物の耐震化や、津波からの避難施設の整備に鋭意努力をしているところであります。

また、議員御指摘の土木学会の試算におい

て、被害額の縮減効果が大きいとされる道路や港湾の整備・耐震対策につきましても、緊急輸送道路における橋梁の耐震化や、重要港湾における耐震岸壁の整備などを進めておりますが、県土の強靱化に向けた社会資本整備はまだまだ必要であると認識をしております。

今後とも、国や市町村と連携し、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策に全力を尽くしてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○右松隆央議員 県土強靱化となれば、当然、県単独では無理でありますので、財源を国から捻出する必要があります。そこで、国が、地方公共団体が喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるように設けられた制度が、「緊急防災・減災事業債」であります。この緊防債は、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成32年度まで期間が延長されたところであります。

実は、その緊防債の、直近の昨年度における都道府県別活用一覧表を拝見すると、本県は、都道府県と市町村を合わせて6億8,500万円となっており、この額は全国で44位、同じ南海トラフ地震で被害が大きいとされる高知県の10分の1の額になっております。

そこで、危機管理統括監に、あと2年となる緊防債をどのように活用していくのか、また、今年度における県並びに市町村の具体的な取り組みと起債額をお伺いします。

○危機管理統括監（田中保通君） 南海トラフ地震などによる被害を最小化するための防災関係事業は、ソフト・ハード対策など多岐にわたり、多額の費用を要することから、財政基盤の弱い本県や県内市町村にとって、充当率100%、交付税措置率70%の緊急防災・減災事業債――

略して緊防債と言っておりますが――を活用することは、防災事業に迅速に取り組む上でも大変有効であります。

緊防債の起債額は、各年度の事業費に応じて変わりますが、今年度は、県分として、防災拠点庁舎建設や防災行政無線設備の強化などに約2億3,000万円、市町村分として、避難路や避難階段、消防団の機能強化などに14市町が約8億5,000万円、合計約10億8,000万円を予定しているところであります。

緊防債は平成32年度までの制度となっておりますが、防災・減災対策を進めていくためには、さらなる活用が必要であると認識しておりますので、積極的な活用はもとより、継続的な財源確保について、国に対し強く要望してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 昨年度より利用額がふえていることは、一定の評価はさせていただきますが、特に最大の国難に位置づけられている南海トラフ地震がいつ発生するかわからない本県にとっては、取りに行かなければならない国の補助事業でありますので、さらなる活用をお願いします。

先月の22日に総務政策常任委員会で、国の研究機関である防災科学技術研究所を訪問しました。偶然にも、その日に大きく報道されましたが、海底地震・津波観測網の空白域であった四国と本県を含む九州沖で、南海トラフ巨大地震に備え「N-net」の設置に着手との記事が出ました。設置されれば、津波の検知が最大で20分程度早くなり、県民の避難確保に大きく貢献することになります。

災害時のいち早い情報の共有・伝達は、県民の命を守る上で極めて重要になります。7月2日に本県が、この防災科研と災害情報システム

の開発で協定を結んだことは、大変よい取り組みだと高く評価をしております。

そこで、本県において、防災拠点庁舎の整備に合わせて導入を予定している防災科研が開発した防災情報共有システム「S I P 4 D」のシステムを、どのように利活用し、災害時にどう生かしていくのか。そして、県内の全市町村がこのシステムを共有することで、業務の迅速化と省力化、さらには経費削減にもつながるのか、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（田中保通君） 県では、防災拠点庁舎の整備に合わせて、今、議員からお話のありました国立研究開発法人防災科学技術研究所が開発している災害情報利活用システムをベースとしました、宮崎県防災情報共有システムの導入を予定しております。

新たなシステムでは、国や県、市町村等のさまざまな情報を集約し、地図上に必要な情報を重ねて表示すること等により、関係機関が情報を共有できる環境を整備し、迅速かつ効果的な災害対応の実現につなげていくこととしております。

市町村においても、このシステムで提供される情報や機能を活用することによりまして、状況の整理、分析が容易となり、避難判断や災害発生時の応急対策業務等の迅速化、効率化を図ることができるものと考えております。

また、市町村は、県のシステムに接続できるパソコンを準備するだけで必要な情報を共有できるため、経費削減にもつながるものと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、この新システムの構築が県内市町村への防災支援にもしっかりとつながることを、大いに期待しております。

引き続き、大規模災害の発生時に、住民避難

や救助、そして経済・物流の動脈となる緊急輸送道路における危機管理についてであります。

本県においては、総延長1,822キロメートルが緊急輸送道路になっております。国交省は、南海トラフ地震などへの備えとして、5年前に耐震改修促進法が改正されたことから、都道府県に対し、沿道の建築物の耐震診断を義務化する路線を指定できるようにしました。国の要請に対し、高知県など15都府県が既に義務化しており、九州においても、佐賀県が先月から、主要ルートを指定し、沿道の建物の倒壊により緊急輸送道路を塞ぐことがないように、耐震診断を所有者に義務づけることとしました。

そこで県土整備部長に、緊急輸送道路の沿道において、耐震診断が義務化される「避難路沿道建築物」の指定について、本県はどう取り組まれるのかお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 議員御指摘のとおり、耐震改修促進法では、緊急輸送道路等のうち、沿道の建築物が倒壊した場合、通行を妨げるおそれがあり、特に耐震化を促進することが必要な区間を、県または市町村が指定する制度がございます。

この制度により、大規模地震時の緊急輸送道路の機能を確保することは、住民避難はもとより、迅速な救援活動や緊急物資の円滑な輸送を支えるなど、被害を軽減する上で大変重要であると考えております。

区間を指定すると、県や市町村は診断費用の全額を負担することとなりますので、そのための予算が必要となり、所有者等においては、診断結果が公表され、改修工事の費用負担が生じることとなりますが、災害対策上、大変重要でありますので、県といたしましては、既に指定をしている他県の事例を参考にするなど、市町

村を交えて意見交換を行ってまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 災害対策上の重要性は論をまちませんので、取り組みをよろしく願います。

同じく、緊急輸送道路における無電柱化の取り組みについてであります。今月4日の台風21号では609本、そして、北海道胆振東部地震では270本の電柱の倒壊が確認され、道路を塞ぐとともに、大規模な停電の発生により、ライフラインの寸断を余儀なくされております。

無電柱化については、本県も地道に取り組んでおりまして、整備距離における順位間に大きな隔たりはありませんが、全国でも中位に位置しております。本県は昨年6月に、県管理の緊急輸送道路1,250キロメートルにおいて、電柱の新設を禁止する措置も実施しております。

無電柱化の費用については、地中の共同溝は国と地方公共団体で2分の1ずつ負担し、地上の機器や電線は九電などの電線管理者負担となっており、現在の技術では1キロメートル当たり3億5,000万円程度かかるとされる中、100%無電柱化のロンドンやパリのように、直接埋設の実証実験も含め、新たな低コスト工法も、現在検討が進められております。また国交省は、今年度から3カ年で、無電柱化を1,400キロメートル延ばすとの目標も設定しているところであります。

そこで、緊急輸送道路における無電柱化に今後どのように取り組んでいかれる計画であるのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 無電柱化につきましては、道路の防災性の向上を初め、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観形成の観点からも大変重要な取り組みであります。

このようなことから、県内の緊急輸送道路で整備済みである約36キロメートルに加え、現在、県におきまして、国道222号の日南市春日地区や国道218号の延岡市北小路地区など、4路線4カ所、約4キロメートルの整備を進めているところであります。

さらに、近年、激甚化している災害等に対応するため、国や関係市町村、電線管理者とともに、無電柱化の延長や整備手法等を定める「宮崎県無電柱化推進計画」について、今年度中に策定することとしております。

県としましては、南海トラフ巨大地震等の大規模な災害に備えるためにも、今後とも、無電柱化の推進にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 電線管理者との合意形成も含めて、国の制度を活用しながら、今後とも施工を進めていただきますよう、願います。

次は、河川の水害対策であります。台風や大雨などで河川内の土砂がふえれば、流下能力が低下し、洪水の危険性が高まることから、今、全国で砂利採取料を減免または免除し、公共事業以外で民間の力を借りて河川掘削を実施する自治体がふえております。

そこで、本県も、河川の水害リスクの軽減を図るため、指定をした河川においては、砂利採取料を減免することで、県負担を抑え、民間の力を活用した効果的な水害対策を進められないものか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 河川の堆積土砂の除去につきましては、治水や利水、自然環境の保全など、総合的に判断する必要があることから、河川管理者がみずから対処することとしております。

しかしながら、平成17年の台風14号による洪

水により非常に多くの土砂が堆積したことから、公募した民間の砂利採取業者に堆積土砂を搬出させる取り組みを始め、これまでに県内10河川で約61万立方メートルを除去するなど、水害リスクの軽減を図っているところであります。

今後の河川管理に民間の力を活用することは非常に重要であり、議員お尋ねの砂利採取料を減免し、さらなる活用を図ることは、コスト縮減などの効果も考えられますことから、今後、他県の状況や関係団体の御意見を踏まえ、より効果的な水害対策について検討してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 本県においても、公募により河川の堆積土砂の除去に取り組んでおられることを評価させていただくとともに、今後さらに公募率を上げ、民間力の一層の活用に向け、砂利採取料の減免など、御検討をよろしく願います。

河川の水害対策で、もう一点、水門閉鎖の自動化についてであります。宮城県では、東日本大震災で、水門や防潮堤の出入り口である陸閘の閉鎖作業に当たった11名の消防団員が犠牲になったことを教訓に、水門の閉鎖を遠隔地から自動制御するシステムを導入し、来年度から順次運用することとなりました。整備費用は14億3,200万円で、通常の2分の1交付に加え、震災復興特別交付税を合わせて、ほぼ全額国費となっております。

そこで、県土整備部長に、南海トラフ地震に備え津波注意報・警報が発令された際に、水門や陸閘の閉鎖信号を各施設に送り、自動制御するシステムの導入が検討できないものか、お伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 本県におき

ましては、東日本大震災の教訓を踏まえ、水門等の現場操作員の安全を確保するため、津波到達までの時間的余裕がない場合は操作を行わず、直ちに安全な場所へ緊急避難することなどを示した「津波襲来時の河川・港湾等管理施設の対応指針」を、平成23年6月に策定しております。

あわせて、河川や港湾の比較的小規模な水門等につきましては、津波襲来時に操作員が現場に行かなくて済むよう、水圧により自動的に閉鎖するゲートへの改良や、利用が少ない陸閘の常時閉鎖などに、順次取り組んでいるところであります。

自動制御システムの導入につきましては、これまでの取り組みに加え、非常に有効な手段の一つでありますので、今後、議員のお話にありました宮城県など先進地を訪問し、事例等を調査してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 水門閉鎖の自動化は、操作員の安全の確保と、確実に迅速な開閉により地域の水害リスクの軽減にもつながりますので、調査を進めていただきますようお願いいたします。

次は、災害時の要支援者対策であります。西日本豪雨で甚大な被害を受けた岡山県真備町において、亡くなった51人のうち、実に8割の42名が、避難に困難が伴う高齢者や障がい者を市がリスト化した「避難行動要支援者名簿」に掲載された方々でありました。要支援者名簿は、東日本大震災を教訓に、5年前の災害対策基本法の改正で、市町村に作成が義務づけられています。加えて名簿は、掲載者の同意を得て、各地域の民生委員などに提供するとともに、国は、名簿に基づき要支援者1人に対して、できるだけ複数の住民を支援役、そして避難手段を決めておくといった「個別計画」の策定を促し

ております。残念ながら、真備町を含む倉敷市では、「支援する地域住民らの負担が大きい」として、個別計画は未策定でありました。当然、個別計画がなければ、早期の避難誘導はほぼ不可能であります。

一方で、宮崎市の木花にある島山地区のように、過去に起きた殿所地震を教訓に、誰がこの要支援者を誘導するのか、細かく決めている地域もあります。

そこで、本県における災害時の避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の策定がどれほど進捗しているのか、その実情を危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（田中保通君） 避難行動要支援者名簿につきましては、県内全ての市町村で作成済みとなっております。また、避難行動要支援者ごとに避難手段等を整理した個別計画は、一部作成済みのところが、宮崎市、串間市、諸塚村、椎葉村の2市2村、その他の市町村では未策定となっております。

個別計画につきましては、国の指針におきましても、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、平常時から個別計画の策定を進めることが適切であるとされております。

県としましては、これまで、市町村の担当者に対し、先進的な取り組み事例の紹介を含む研修会の実施や、障がいのある方、高齢の方の避難支援の参考としていただくため、マニュアルの作成などの取り組みを行っております。

今後とも、市町村の個別計画策定を促進するため、積極的に支援を行ってまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 災害から犠牲者を1人でも少なくしていくためには、避難行動要支援者を守る個別計画は重要であります。自主防災組織と

も連携しながら、県としても積極的な支援を今後ともお願いします。

同じく、西日本豪雨では、特養や認知症グループホームなど、高齢者施設で252もの施設が床上浸水などの被害を受け、このうち30施設、644人が、別の施設や病院で避難生活を余儀なくされております。昨年6月施行の水防法と土砂災害防止法の一部改正により、洪水や土砂災害のリスクが高い区域にある高齢者施設や保育所など要配慮者施設は、避難確保計画の策定が義務づけられたところであります。

そこで、避難確保計画の策定が必須となる区域に立地する要配慮者利用施設の直近の計画作成率と、今後、全ての施設において作成できるように県としてどのような支援をしていられるのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 昨年度の水防法等の改正に伴い避難確保計画の策定が義務づけられた要配慮者利用施設は、平成29年度末現在で536施設あり、そのうち86施設が計画を策定し、その率は16%となっております。

計画を策定する際には、災害リスク情報を踏まえた避難路の設定などが重要であり、市町村等が、施設管理者に対して指導を行っております。

県では、これまで県内12地域に直接出向き、全ての市町村に対し、計画策定に関する助言や問題点の抽出を行ったところです。

さらに今年度、国と連携し、市町村が開催する施設管理者を対象とした講習会を支援することとしており、九州で初めてとなるモデル的な取り組みであることから、その成果を広く普及させたいと考えております。

災害から命を守ることは重要であり、全ての対象施設で計画が策定できるよう、今後も、市

町村に対して積極的に支援を行ってまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 今後とも、リスクの高い区域における避難確保計画の策定に向け、市町村に積極的な支援をお願いします。

この項目最後の質問となります。災害時の学校運営支援についてであります。2年前の4月に発生した熊本地震の際に、避難所となった学校で、教職員に避難所運営や学校再開の手順についての経験がなく、戸惑ったケースが発端となり、熊本県教委が、大規模災害時に学校運営を支援する教職員のチームを7月に発足させております。

そのモデルとなったのが、兵庫県教委の震災・学校支援チーム「EARTH」であります。兵庫県教委が、阪神大震災を契機に、学校での避難所運営や心のケアなどの研修を受けた教職員で構成し、現在170名で活動しておられます。

災害時の学校の悩みは、教職員だからこそわかることは大きいわけでありまして、本県も大いに参考にしたらよいのではと考えております。

そこで、各種研修等を受けた教職員で構成された、災害時の学校運営支援チームの設置の検討について、教育長の御見解を伺います。

○教育長（四本 孝君） 小中学校及び県立学校におきましては、その多くが避難所に指定をされておりまして、特に、小学校につきましては、現在、236校中194校が避難所となるなど、災害時、学校は大きな役割を担うこととなります。

そのため、県教育委員会といたしましては、県立高校の教職員や生徒を対象に、毎年、避難所運営に関する研修会を実施しており、昨年は、今、議員が御説明されました兵庫県震災・

学校支援チーム「EARTH」の隊員を本県も招きまして、講話や避難所運営の演習を行うなど、避難所等で適切に対応できる人材の育成に努めております。

今後、各県立学校の防災士や学校安全推進リーダーの養成に取り組むとともに、災害時における被災地への対応や、御提案いただいた「学校運営支援チーム」の設置につきまして調査を行うなど、災害発生時に学校支援が的確にできるよう、しっかりと取り組んでまいります。

○右松隆央議員 兵庫県のEARTHを本県にも招いて研修を行い、人材育成に努めておられることを評価させていただくとともに、本県においても「学校運営支援チーム」の設置を、ぜひ前向きに進めて、検討していただければと思います。

今回、危機管理局や県土整備部、教育委員会の職員との意見交換を通じて、南海トラフ地震など大災害に対する対策がしっかり進んでいくという確かな手応えを感じた次第であります。

災害対策を進めていくには、多額の予算が必要になってまいります。自民党総裁選挙で安倍総裁は、「防災、減災、国土強靱化の緊急対策を、3年集中で講じ、強靱な日本をつくり上げる」と述べられております。会派におきましても、坂口顧問の提案により、国に対して、「国土強靱化対策の推進に向けた予算の確保を求める意見書（案）」を、けさの議運で提出させていただきました。現在のBバイC、コストパフォーマンスに基づく公共工事の考え方に偏らず、国土強靱化事業の推進のための目的、必要性、災害発生率における優先度など、新たな考え方に基づく特別枠のような新しい仕組みに

よって、対策予算を大幅に増額するよう国に求める内容であります。

県議会としましては、災害対策の予算確保に向け、しっかりとメッセージを発して、県民の生命と財産を守り抜く決意を抱いている次第であります。

それでは、2つ目の項目、本県の今日的教育課題について伺ってまいります。

まずは、「学校における働き方改革について」であります。昨年の12月に、中教審において、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策」として、中間まとめが公表されました。

学校における働き方改革の背景として、我が国の学校・教師は、諸外国よりも広範な役割を担っているが、学校が抱える課題はより複雑化・困難化し、学校の役割は拡大せざるを得ない状況にあること、そして教員勤務実態調査等の集計においても、看過できない教師の勤務実態が示されていること、また政府全体でも、働き方改革や人生100年時代について取り組みが進められていることから、日本型学校教育を維持し、新学習指導要領を着実に実施するには、教師の業務負担の軽減が喫緊の課題として、現在組上りにっております。

そこで、1つ目として、学校及び教師が担う業務の明確化、適正化について問うてまいります。学校の業務は大きく分類すると、「学習指導」「生徒指導・進路指導」「学級経営・学校運営業務」があるわけではありますが、その関連業務も範囲が曖昧なまま、教師が行っている実態があります。

そこで教育長に、1つに、「基本的には、学校以外が担うべき業務」、2つ目に、「学校の

業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、そして3つ目に、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」、これらを具体的にどのように整理しておられるのか、お伺いします。

○教育長（四本 孝君） 学校における業務の役割分担についてであります。まず、「基本的には学校以外が担うべき業務」といたしましては、登下校に関する対応や夜間における見回りなど、家庭・地域が連携して取り組めるものなどを考えております。

次に、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」といたしましては、部活動の指導など、専門的な知識・技能を有する人材の配置などで対応できるもの、また、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」といたしましては、運動会などの学校行事や授業の準備といった教員の事務負担を軽減するスタッフの配置により改善が可能なものと整理をしております。

県教育委員会といたしましては、学校や教師が担う業務を明確にすることは、学校における働き方改革を進める上で重要なことであると考えておりますので、今後とも、業務の役割分担の適正化を図ってまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 今までは半ば慣例的に行われていた業務など、学校単位でしっかりと見直しを進めていただければと思います。

今、教育長が、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」の一つに、部活動を挙げられました。御承知のとおり、多くの教師が顧問を担わざるを得ない部活動指導は、教師の長時間勤務の主な要因とされており、その実態を受け、文科省は教師の働き方改革の一環として、来年度予算の概算要求で、全国の公立

中学校に学校職員として部活動の実技指導を行う部活動指導員を1万2,000人配置する経費として、13億円盛り込む方針を決めたところであり、今年度予算の5億円、4,500人から大幅増を図ることになりました。

そこで教育長に、国の来年度予算も活用しながら、県立の公立中学校に外部人材を登用した部活動指導員をどのように広げていかれるお考えか、お伺いします。

○教育長（四本 孝君） 本県では、県中学校体育連盟に登録されております約440名の外部指導者や、地域で協力をいただいている専門的な外部指導者と学校の部顧問が連携して、部活動の指導に当たる取り組みが推進をされております。

このような中、国におきましては、学校における働き方改革等の観点から、単独で部活動の指導や引率ができる「部活動指導員」を制度化し、今年度から予算措置をされたところであり、

県教育委員会といたしましては、このような状況を踏まえ、現在行っている外部指導者のさらなる活用や研修の充実に努めるとともに、今後、市町村教育委員会と連携を図りながら、質の高い「部活動指導員」の導入について、国の予算確保に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、外部人材の登用を積極的に進めていただくとともに、一方で、公立学校の部活動指導でありますので、教育上の配慮なども求められ、適切な人材の確保にも留意していただければと思います。

また、人件費は国3分の1の補助を除き、設置主体により、県または県と市町村が残りを負担することになります。とりわけ、顧問の中に

は、経験がない競技を教えている先生もおられますので、教師の負担軽減の上でも、県における予算確保も、総務部長にあわせてお願いしたいと思っております。

続いて、学校における勤務時間に関する意識改革と制度面の検討についてであります。各学校において、勤務の長時間化の要因として、授業や部活動に従事する時間の増加はもとより、書類作成等への対応策が不十分であったり、どうしても「子供たちのために」という使命感や責任感の余り、業務範囲が拡大することが挙げられます。勤務時間の管理は、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められる責務でありまして、勤務時間の管理に当たっては、極力、管理職や教職員に事務負担がかからないように、自己申告方式ではなくICTの活用により、勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを構築する必要があります。

そこで教育長に、県内の公立学校において、ICTの活用によって教職員の勤務時間の管理を行っている学校がどれぐらいあるのか、それを集計するシステム構築への取り組み状況、加えて、年次有給休暇を確保できるように、長期休業期間において学校閉庁日を設けている学校がどれぐらいあるのか、お伺いします。

○教育長（四本 孝君） 学校における勤務時間管理の状況につきましては、市町村立学校、県立学校ともに、そのほとんどが自己申告としてのパソコン入力により行っておりますが、この2学期から、諸塚村と美郷町がICカードシステムを導入したところであり、

今後は、ICTの活用等による客観的な把握と集計のシステムの構築についても、検討してまいりたいと考えております。

学校閉庁日の取り組み状況につきましては、

県立学校において42%に当たる21の学校が、また、市町村立学校においては22の市町村で、夏季休業中の3日間から7日間を学校閉庁としております。

長期休業期間において、教職員が年次有給休暇をとりやすい環境をつくるため、今後とも、学校閉庁日の設定を働きかけてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、勤務時間に関する意識改革と、それを支える制度の構築に取り組んでいただきますよう、お願いします。

「学校における働き方改革」をなぜ行うかといえば、教師が心身の健康を損なうことのないよう、業務の質的転換を図り、限られた時間の中で児童生徒に接する時間を十分に確保し、教師の日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教師の人間性を高め、児童生徒に真に必要な総合的な指導を持続的に行うことができるようにするためであります。

そこで、超勤4項目、すなわち、生徒の実習に関する業務、学校行事に関する業務、教職員会議に関する業務、そして災害等、やむを得ない場合に必要な業務、これら以外の業務は、校長は時間外勤務を命ずることはできないことになっており、これら正規の勤務時間の割り振りを適正に行う等の措置を促すために、県教委ではどのような評価システムや研修を行っているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 学校における働き方改革を進めていく上で、校長が超勤4項目以外の時間外勤務を命ずることができないということを踏まえつつ、教職員の勤務時間の割り振りの適正化を図ることは重要であると考えております。

県教育委員会では、校長や教頭などの管理職

に対して、評価項目の中に、職場環境整備力を設け、職員の勤務状況や心身の状況などに配慮した働きやすい環境づくりに積極的に取り組むよう位置づけております。

また、学校マネジメントフォーラムなどの研修を実施し、教職員の組織管理や時間管理などの意識の向上を図っているところです。

今後とも、働き方改革に関する管理職のマネジメント能力の養成や、教職員の意識改革に努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のために、四本教育長を筆頭に県教委全体で働き方改革を進めていただきますよう、よろしく願います。

引き続き、2巡目の宮崎国体を8年後に控えた中で、本県の競技力向上に向けた取り組みの現状を伺ってまいります。学校における働き方改革の一環で、中学・高校の部活動を、平日と土日それぞれで週2日以上休養日を設け、活動時間も、平日2時間程度、土日も3時間程度に設定する方針を来年度から導入すると伺っております。

一方で、2巡目国体では、都道府県別総合優勝の天皇杯、皇后杯を目指すことになり、選手や指導者など、現場が抱える不安と矛盾をどのように克服するかは、極めて重要な課題となっております。

強化指定校などは、休養日を週1日以上とればよいといった例外を認めるとはいえ、県全体として競技力の底上げを図っていかなければならないことは避けて通れず、県教委として「量から質への転換」を掲げる中、そのためには必ず乗り越えなければならない課題があります。

その一つは、優秀な指導者の確保でありま

す。日本体育協会が公認するスポーツ指導者の都道府県別登録者数を見ますと、本県は、競技別指導者資格等4資格の合計が1,828人であり、これは、全国や九州管内で比較をしても厳しい数字になっています。

競技力の向上には、高度な専門的知識や技術指導力を有する優秀な指導者は不可欠であり、地道な取り組みではありますが、そういった指導者を1人でも多く育てていかなければなりません。

そこで、教育長に、8年後の2巡目国体に向けて、公認スポーツ指導者や審判等の上級資格保有者も含め、有資格指導者をどのようにふやしていくのか、指導体制の確立における県の計画はどうなっているのかお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 2巡目国体に向けて、公認スポーツ指導者などの優秀な指導者を養成・確保することは、競技力向上を図る上で極めて重要であると認識をしております。

現在、宮崎県体育協会と連携して、資格取得に係る取り組みを行っているところであり、本県の公認スポーツ指導者は年々増加してきておりますが、天皇杯獲得に向けては、さらにその拡充を図っていく必要があると考えております。

そのため、本年7月に、8年後の宮崎国体を見据えて策定した宮崎県競技力向上基本計画において、指導体制の充実・強化策の一つとして、指導者の養成を図る対策を講じることとしたところであります。

今後は、この方針のもと、競技団体等と連携し、指導者の資格別の登録状況などを分析しながら、公認スポーツ指導者の養成に計画的に努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 8年後の宮崎国体で天皇杯を

獲得することは、県民に大きな感動と活力を与え、スポーツ振興の好循環を生み出すことにつながります。ぜひ、有資格指導者の計画的な増員を図られますよう、重点項目として県予算の確保も改めてお願いする次第であります。

加えて、宮崎国体で天皇杯を獲得するためには、スポーツ医・科学を活用した強化も不可欠であります。選手が能力を最大限に発揮するためには、疲労回復やメンタル、食の専門家であるスポーツドクター、アスレチックトレーナー、そしてスポーツ栄養士、実はこれらも本県は公認指導者がまだ足りていない状況でありますので、今後、積極的な活用が行われるよう、サポート体制を構築していかなければなりません。

そこで教育長に、科学的見地にに基づき、効果的・効率的に選手をサポートするため、スポーツ医・科学を担う組織の整備・充実、並びに強化拠点の整備も含めて具体的にどう取り組んでいかれるのか、お伺いします。

○教育長（四本 孝君） 選手のパフォーマンス向上のためには、スポーツドクターやトレーナーなどを活用したサポート体制を強化することが、大変重要であります。

現在、県体育協会におきまして、大学や病院等の専門機関と連携して、選手のメディカルチェックや競技団体へのトレーナー派遣などのサポートに取り組んでいるところであります。

天皇杯獲得に向けましては、さらなる支援体制の充実が求められておりますことから、本年7月に設立した宮崎県競技力向上対策本部の中に、できるだけ早くスポーツ医・科学専門委員会を立ち上げ、より効果的に、心身両面から選手を支える体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 教育長が答弁されましたように、「量から質」を実現するためには、スポーツ医・科学は必ず強化しなければならない分野であります。県を挙げてしっかりと進めていただきまして、8年後の宮崎国体での天皇杯へとつながることを心から願っております。

この項目最後に、有望選手のUターン支援について伺います。北陸の石川県では、国体に出場できるレベルを持った県外で活躍する学生や社会人に対して、企業のイメージ向上など、スポーツに理解のある県内企業の情報を提供し、Uターン就職を後押しする取り組みを行っております。県にとっては、競技力の向上につながり、また人手不足に悩む企業の人材確保にもつながる取り組みであります。石川県で昨年3月に開かれた就職フェアで、企業116社を対象にアンケートを行ったところ、約4割に当たる44社が、アスリートの採用に関心があったとのことあります。

そこで教育長に、本県の競技力向上と、県内企業の人材確保に効果がある、県外で活躍する地元出身アスリートのUターン就職へのマッチング等の取り組みができないものか、お伺いします。

○教育長（四本 孝君） 県外にいる地元出身の有望アスリートが県内で競技を継続できる環境を整備することは、本県の競技力向上を図る上において大変重要であると考えております。

そのため、現在、県体育協会内に担当者を配置し、有望アスリートの県内への就職支援を行っており、県外の大学に進学していた地元出身のアスリートが、県内の企業等に就職し、例えばカヌーなど、国体で活躍している状況があります。

県といたしましては、今後、先ほどの競技力

向上対策本部におきまして、県内企業や競技団体等と連携し、情報収集やアスリート雇用支援のための仕組みを構築するなど、本県出身のアスリートが県内で活躍できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、積極的に県外で活躍するアスリートの情報収集と、県内企業へのマッチングを図っていただきますよう、御尽力をお願いいたします。

それでは、最後の項目、本県の福祉・医療政策の中で、まずは、児童虐待防止への本県の取り組みについて伺ってまいります。本年7月20日に、目黒区の事案のような痛ましい事件が二度と繰り返されることのないように、厚労省を初め、関係閣僚会議が開かれ、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」がまとめられました。本対策では、各自治体で緊急に実施すべき重点対策として、全ての子供を守るためのルールの徹底、児童相談所や市町村の体制と専門性の強化、そして情報共有など、総合的に取り組むための道筋を示した内容となっております。

その中で国は、2016年度から来年の2019年度までを期間とする「児童相談所強化プラン」を前倒しして見直すとともに、新たに市町村の体制強化を盛り込んだ、2019年度から2022年度までを期間とする「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」、いわゆる新プランを年内に策定するとしたところであります。

その年内に策定される新プランでは、盛り込む事項の一つとして、増加する児童虐待への対応に加え、市町村支援の充実のために、児童福祉司、児童心理司等の専門職の職員体制・専門性の強化、弁護士・医療職等の配置の促進など、児相の体制強化策が挙げられております。

そこで、来年度から実施する新プランの骨子に、児童福祉司1人当たりの業務量を、児童虐待相談及びそれ以外の相談を合わせて40ケースとなるよう設定するとともに、スーパーバイザーも増員するとしておりますが、本県の現状と今後の増員計画について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 本県の児童福祉司の数は29名で、昨年度より1名増となっております。また、昨年度1年間に担当した業務量は、1人当たり平均、児童虐待相談が40件、それ以外の相談が35件の計75件でありました。

スーパーバイザーにつきましては、中央、都城、延岡の各児童相談所にそれぞれ2名の計6名を配置しております。

議員御指摘のとおり、今回の国の新プランでは、児童福祉司1人当たりの業務量を見直し、新たな児童福祉司の配置基準が設定されることとなっております。このことに加え、市町村や里親の支援を専門に担当する児童福祉司を新たに配置することとなっておりますことから、児童福祉司等の大幅な増員が見込まれるところでございます。

年内に策定されます新プランの詳細が示されましたら、2019年度から2022年度までの児童相談所の体制強化に向けた取り組みについて、いち早く検討していきたいと考えております。

○右松隆央議員 年内に示される新プランの策定内容に沿った児相の体制強化をしっかりと進めていただきますよう、よろしく申し上げます。

引き続き、県と警察による児童虐待情報の共有化であります。本県においても、児童虐待の案件に対して、迅速かつ適切に対応されている

ところではありますが、県と県警の虐待情報の全件共有が行われている高知、愛知、茨城で、県が県警にメールや文書などで情報を提供する方式に対して、埼玉県では、今月から、管轄する7つの児相や支所が把握した児童虐待の情報を全てデータベース化し、県警と共有する運用を新たに始めることとなりました。

児相への通告歴などが共有フォルダーで簡単に照会できるため、警察は緊急時に情報をいち早く把握して対応できるようになり、厚労省も、情報把握の作業が短時間で済み児童への対応が素早くできる有効な方策と評価しているところでもあります。

そこで福祉保健部長に、児童虐待の情報を県警と、重大事案だけでなく全件共有するとともに、県が虐待情報を入力・更新後すぐに県警が確認できるようなデータベース化して共有することができないものか、お伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 児童虐待に関する警察との情報共有につきましては、今回の緊急総合対策におきまして、情報共有すべき事案の内容が明確化されましたことから、警察との協議を行い、現在、迅速かつ確実な警察との情報共有に努めているところでございます。

議員御指摘の、児童虐待に関する情報を警察と全件共有することにつきましては、警察が、児童相談所の相談履歴等を即時に確認することができるようになりますことから、警察による児童の安全確認が、より迅速に行えるといった効果も期待できるところでございます。

今後、他の自治体の状況も調査するとともに、警察とも協議を進めながら、警察との情報共有のあり方について、データベース化など、その方法も含めて検討を行ってまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 今後も、県並びに児相と、県警など関係機関とのいち早い情報共有を含めた連携強化をよろしくをお願いします。

最後の質問になります。特定行為に係る看護師の研修制度の推進であります。今後、2025年に向けて、在宅での医療・介護が推進される中、在宅医の負担軽減、患者の重症化予防、そして救急搬送数の減少などに、特定看護師には大きな期待が寄せられております。

国も、「特定行為に係る看護師の研修制度」を3年前の平成27年10月から施行しており、看護師が手順書により行う特定行為を標準化することで、急性期医療から在宅医療を支えてもらおうと、計画的に10万人以上の養成を目指しております。

そういった中で、本県は4名確認できるのみであり、その大きな理由として、指定研修機関が本県は未設置であることが挙げられます。隣県の大分県が21区分、鹿児島県が7区分もの特定行為の研修が受けられることを鑑みれば、本県の在宅医療・介護など、地域医療を支える認定看護師の研修制度の整備は早急に進めるべきものと考えております。

そこで福祉保健部長に、2025年に向け、とりわけ在宅医療分野での期待が大きい、特定行為に係る看護師の養成のため、県内施設の研修機関への指定をぜひお願いしたいと思っておりますが、部長の見解をお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 2025年に向けたさらなる在宅医療等を推進するには、気管チューブの位置やインスリン投与量の調整などの特定行為につきまして、医師の判断を待たずに、あらかじめ定められた手順書に基づき対応できる看護師を県内で養成確保することが、非常に重要であります。

この看護師は、必要な医療サービスを適切なタイミングで届けることができますことから、医療資源の限られる中山間地域など、地域医療の充実を図る上でも大変有効であると考えます。

このため県では、国も交え、宮崎大学や各県立病院、国立病院機構などと県内研修機関の指定に向けた意見交換を行ったところでございます。この中で、講義や実習を行うための指導者の養成・確保や備品整備など、国が研修機関として指定する条件を満たすための課題が明らかになりました。

今後、医療機関等に対し、国の補助金制度の活用を周知しながら、特定行為研修体制の一刻も早い整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ研修体制の一刻も早い整備に向けた取り組みを進めていただきますようお願い申し上げます。私の一般質問の全てを終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○蓬原正三議長 次は、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。通告に従い、順次質問を行ってまいります。

まず、知事の政治姿勢をお願いします。

先月8月12日は、「日中平和友好条約」締結40周年、1978年からの節目の日でした。

今月8日が、公明党創立者である池田大作先生による「日中国交正常化提言」から50周年の日であることも、公明党として忘れることのできない原点の日であります。

50年前、中国との国交正常化を主張することは極めて危険なことでした。しかし、池田先生は、1968年のこの日に提言を世に問いました。

具体的な国交正常化交渉の橋渡し役として公明党は働いてきました。64年の結党以来、日中友好を推進してきました。公明党として初めて北京に足を踏み入れたのは71年。そして、72年に日中の国交が回復し、その歩みは、先輩から後輩へと受け継がれ、公明党の伝統となっております。

今では中国の訪日観光客が年間で700万人を超え、在日中国人労働者も30万人以上に上ります。この数は、国別ランキングで、それぞれ第1位でございます。

たくさんの中国人が日常の日本に触れ、日本への親近感を持って帰国していると聞いております。両国の友好へ力を入れるべきは「人の交流」であると考えます。

「日中平和友好条約」締結40周年を迎え、中国との交流をどのようにお考えか、知事の所感をお伺いします。

知事提案説明の中で、ラグビーワールドカップ2019への日本代表の事前合宿の本県での実施、東京オリンピック・パラリンピックへのトライアスロン・カナダの事前キャンプ等の締結が、ドイツ陸連に続く2カ国目であるという報告があり、スポーツランドみやぎのさらなる飛躍につなげたいとおっしゃっていましたが、各国代表チームの合宿受け入れが順調に進んでいるようですが、今後の知事の意気込みをお伺いします。

以上、2問壇上で、以下、質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。まず、本県と中国との交流についてであります。

日中平和友好条約の締結以来、両国の関係は、双方の努力を通じて、これまで政治、経

済、文化等の幅広い分野において着実に進展しているものと認識をしております。

世界最大の人口を擁する巨大なマーケットであります。急速に今、発展している中で、本県におきましては、平成14年に上海事務所を設置し、輸出を初めとする交流の拡大に取り組んでまいりました。

現在、中国は、本県の最大の貿易相手国となり、市町村や民間団体等において、多様な交流が展開され、県内に所在する外国人住民の中で、中国の方は1,400人余りと最も多くなるなど、中国との関係は深まってきております。

また、福岡で開催されます中国の国慶節レセプションには、副知事が毎年出席しますとともに、私としましても、駐日大使を初めとする要人が来県する機会を捉え、関係づくりに努めているところであります。

昨今の中国の目覚ましい経済成長を踏まえ、本県の将来にわたる発展にとりまして、中国の活力を取り込むことが大変重要であると考えております。今後とも、これまで築いてまいりました現地ネットワーク等を活用し、関係機関・団体等とも連携をしながら、中国とのさまざまな交流を進めてまいりたいと考えております。

次に、東京オリンピック・パラリンピック等の合宿受け入れについてであります。

県議会を初め、多くの関係の皆様への御支援をいただきながら、ラグビーワールドカップではイングランドと日本代表が、東京オリパラではドイツの陸上とカナダのトライアスロン・パラトライアスロンの合宿受け入れが、それぞれ決定をしたところであります。

また、国際大会前に本県で強化合宿をされたイギリスのトライアスロンやパラトライアスロ

ン、そしてドイツ柔道のほか、視察のため来県されましたイタリアの野球・ソフトボール等の関係者からも、本県の合宿環境を高く評価いただいております、さらなる受け入れの決定を大いに期待しているところであります。

また、この週末、韓国で世界剣道選手権大会が開催されましたが、その前にフランスの剣道チームが本県で合宿をしております。今日はその会長さんが報告にいらっしゃるということですが、さまざまな形で本県の合宿の受け入れ、これからも取り組んでまいりたいと考えております。

「スポーツランドみやざき」の取り組みは、観光の振興はもとより、本県のイメージアップ、地域の活力づくりの観点からも大変意義あるものでありまして、今後とも、国内外代表チーム等の合宿誘致・受け入れに取り組み、東京オリパラ等を契機とした「国際水準のスポーツの聖地みやざき」への進化につなげてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○河野哲也議員 我が党の山口代表は「日中相互の信頼関係を築くには、お互いのことを理解することから始めなければならない。日中双方の各界各層の交流を重ねることが大事です」としています。

知事の答弁で、「本県の将来にわたる発展にとって、中国の活力を取り込むことが重要。今後ともこれまで築いたネットワークを活用し関係機関・団体と連携しながら中国とのさまざまな交流を進める」とのお考え、支持をしたいと思っております。

合宿誘致の件でございます。宮崎の子供にとって、一流のアスリートとの交流があるということは、どれだけの財産になるのでしょうか。

はかり知れないものになると思います。

合宿を受け入れたチームと県民との交流にもできる限り取り組んでほしいと思っておりますが、商工観光労働部長のお考えをお伺いしたいと思います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 海外の代表チームとの交流は、オリンピック等に参加するトップアスリートを身近に感じられる貴重な機会でございます。競技力の向上や応援の機運醸成はもとより、国際理解の促進にもつながる大事な取り組みであると考えております。

このため、昨年8月にイングランドラグビー協会が視察に来られた際には、エディー・ジョーンズ氏らコーチ陣による中学生対象のラグビー教室を実施したほか、先日のトライアスロン・カナダとの協定締結の際にも、交流の実施を確認し合ったところでございます。

今後、合宿を受け入れるチームのスケジュールや練習内容等が固まってくる中で、各チームの理解をいただきながら、市町村や学校、競技団体等と連携し、多くの県民の皆様の思い出に残る交流の機会がつかれるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 ぜひ、積極的にお願いいたします。告知については具体的に県民にお願いしたいと思います。子供たちは待っています。

防災・減災について、危機管理統括監にお伺いします。

6日の未明、北海道を襲った最大震度7の激しい地震で被災された方々にお見舞いを申し上げます。また、被災地域に1日でも早い復旧・復興をと尽力されている全ての方々へ、お礼を申し上げます。

まずは、津波避難施設等の整備でございます。本県の南海トラフ巨大地震による大津波発

生時の犠牲想定は3万5,000人を超えます。特に、南海トラフ特措法に基づく「津波避難対策特別強化地域」での早急な対策は不可欠でございます。想定犠牲者数をゼロにしなければなりません。

議連の高知県での調査で、本県との危機意識に違いを感じました。詳細は、特別委員会での議論となりますが、南海トラフ特措法に基づく「津波避難対策特別強化地域」での、津波避難施設や避難路などを整備する自治体の負担軽減に向けた県の取り組みについて、お伺いいたします。

○危機管理統括監（田中保通君） 南海トラフ地震の発生に備えた津波避難施設等の整備には多額の費用を要することから、整備を促進するためには、少しでも地元の負担を軽減することが必要であると認識をしております。

このため、沿岸市町では、避難施設等の整備に当たりまして、南海トラフ地震対策特別措置法で、国が事業費の3分の2を負担することとなっている交付金や交付税措置のある公共事業等債、緊急防災・減災事業債などの有利な地方債を活用しておます。また、県におきましても、大規模災害対策基金を活用した補助制度により、市や町のさらなる負担軽減を図っているところであります。

今後とも、避難施設等の整備促進を図るため、市・町の負担軽減に向けたさらなる財政支援について、国に対して強く要望してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 「県もやっています」との答弁だと思いますが、やはり、それ以上に設定していただきたいと思っております。被災された方は、財産をなくしてしまいます。

登山家の野口健氏は、「震災が起きた後で死

なないために」の著書の中で、「日本の避難所はアフリカのソマリア以下」とさまざまな専門家が指摘していると語っています。

また、「国際基準であるスフィア基準に照らし合わせると、日本の避難所は失格だ」という声もあったそうです。

日本では、「非常時なんだから、仕方がない」「こんなときだから、我慢するのは当たり前」と、雑魚寝状態を仕方がないことだと思われています。

我慢するのが当たり前から、避難所の良好な生活環境を確保すべきと考えますが、県はどのような支援を行っているかお伺いします。

○危機管理統括監（田中保通君） 大規模災害時には、避難所が混雑し、不便な生活環境や避難生活に対する不安から生じるストレスなどで、肉体的にも精神的にも過度な疲労を抱える方が多数いらっしゃいます。

避難生活のストレスを少しでも軽減するためには、避難所における生活環境を改善する必要があることから、仮設トイレやシャワー施設の整備、バリアフリー化等、避難所の機能向上に取り組む市町村に対して支援を行っているところであります。

また、段ボールベッドや間仕切りのためのパーティション、冷房等の空調機器の供給などについても、民間の関係団体と協定を締結しまして、必要に応じて対応できる体制を整えております。

今後とも、市町村等と連携し、避難所の生活環境向上が図られるよう、必要な対策に取り組んでまいります。

○河野哲也議員 スフィア基準とは、1994年のルワンダ大虐殺で、難民問題に十分な対応ができなかった反省から、「人道的な支援」をする

ために設けられた基準です。

例えば、避難所の1人当たりの居住空間の広さ、トイレの設置基準や数です。1人当たりのスペースは最低3.5平方メートル必要だとしています。家族が一緒に安心して住める空間として、「家族テントやプレハブなど確立された避難場所」が提供されるべきであるとか、トイレは男女比1対3で、トイレ1当たり最大20人としています。劣悪な環境で雑魚寝をしなくていいんです。「宮崎県の避難所は三流だ」と言われたいようにしたいものです。

次に、「災害モード」でございます。

まずは、自分の身は自分で守らなければなりません。

東日本大震災を風化させないように語り部活動をされている宮城県名取市の桜井広行さんは、30年以内に70%から80%の確率で発生すると言われている南海トラフ巨大地震について、「西日本の人が、当時の我々程度の心構えでいたらどうなるか。断言してもよい、何十万人規模で死ぬ。東日本大震災もひどかったが、それと比べようのない惨事になる」「防災の究極は、「次世代の人を死なせない」ことを最重要視しなければならない」と。

被災したときに何より大事なものは、生命の存続です。生き残ること。まず逃げること。とにかく危険な状態から逃げて命を守る。

災害の危険性が高まったときに、一人一人が「災害モード」に意識を転換し、命を守る行動をとる必要があると思いますが、県の取り組みについてお伺いします。

○危機管理統括監（田中保通君） 近年、豪雨や地震等による大規模災害が続発しているにもかかわらず、住民が避難行動をとらない理由の一つとして、危険が迫っていても「自分は大丈夫」

「まだ大丈夫」などと考えてしまう正常性バイアスが働くことがあると言われております。

このような事態を避け、適切な避難行動をとっていただくためには、住民が防災情報を正しく理解し、非常時にどう行動するか訓練しておくことが重要であります。

このため県では、「自助」「共助」の大切さ等について、年間を通した啓発に取り組むとともに、防災士を地域の防災訓練等へ派遣する防災士出前講座等を通じて、県民の防災意識の向上に努めているところであります。

今後とも、市町村や関係機関と連携しながら、県民が自分の命は自分で守るための「自助」に積極的に取り組んでいただけるよう、防災啓発に努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 防災士の役割を明確にさせていただきました。ありがとうございます。

「災害モード」に切りかえられるとは、具体的に、「震度5強以上の地震が起きたときには、出社、登校など必要なし」「台風直撃が予想されるときには休み」などと事前に決めておくことです。条例化をすべきであります。東京都は、帰宅困難者対策条例ができています。

被災地でのPFA、心理的応急処置についてでございます。被災者と支援者がよりよい関係になるための事前準備として、PFAがあります。PFAは、3つの活動原則「見る」「聞く」「つなぐ」の大切さを教えています。

「見る」とは、被災地を注意深く観察し、どのような支援を求めているのかニーズを探ること。「聞く」とは、傾聴のこと。最後に「つなぐ」とは、必要な情報を提供したり、公的機関につないだりしていくことです。これをおざなりにしていると、被災後の死者がふえていきま

す。

災害時に支援に携わる機会の多い保健師については、積極的にWHO版PFAを身につけておくことが必要です。どのように取り組んでいるか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） PFAですが、災害などの危機的な出来事に見舞われて苦しんでいる方々の心理的回復を支えるため、どのように声をかけたり、何に気をつけて接したらよいかなどの基本的な対応法のことをごさいますして、被災者の心のケアとして効果的な手法であると認識しております。

このため県では、国が開催しております精神保健医療に関する各種研修に、平成24年度から毎年、保健師を派遣し、PFAの習得を図っているところでございます。

今後とも、さまざまな機会をとらえて、より多くの保健師がPFAの知識や技術を習得できるよう努めてまいります。

○河野哲也議員 財源がなかなかないかもしれませんが、できる限り多くの人数の保健師さんに研修をとということで、よろしく願います。学校の防災教育にも、このPFAを鑑みた「心のケア」の大切さを盛り込む取り組みも必要だと思います。よろしく願います。

続きまして、森林・林業活性化について、環境森林部長にお伺いします。

森林整備でございます。本県の森林は、県土の76%を占め、林産物の供給や水資源の涵養、山地災害の防止など、県民生活の安全、安心の実現に大きな役割を果たしております。

また、27年連続杉素材生産量日本一を続けるなど、全国有数の国産材供給基地として存在しています。

しかし、本県では、全国に先駆けて人工林の

主伐が進み、誤伐・盗伐問題、所有者の高齢化のため森林が放置され、管理が行われていない森林がふえているなど、新たな課題があります。

国において、適正な管理が困難な森林の経営を市町村及び意欲と能力のある林業経営体で実施するための「新たな森林管理システム」が成立するなど、新しい展開が始まります。すき間のないシステムが本県で動き出せば、林業の活性化につながると考えます。

県では新たな森林管理システムをどのように推進しているのか、お伺いします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 本県は、全国に先駆けて森林の利用期を迎えており、現在、伐採や再造林等の林業生産活動が全国トップクラスにあります。

このような中、来年度から、適正な森林管理を行うことを目的として、管理されていない森林を、市町村や意欲と能力のある林業経営者へ集積・集約化する「新たな森林管理システム」がスタートいたします。

本県においては、この新制度により、経営管理されていない森林を、高い技術を有する林業経営者に委ね、さらに林業生産のフィールドを広げ、より生産力の高い森林経営を進めてまいりたいと考えております。

また、新制度で大きな役割を担う市町村への支援や、みやざき林業大学校における担い手の育成にも取り組むこととしております。

林業先進県の本県としましては、森林の適正管理を進め、他の地域に先駆けて、次世代の森林を着実に造成するなど、林業の成長産業化と資源循環型林業の全国モデルとなるよう、本制度を推進してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 「森林経営管理法」は、所有

者不明の森林整備も含めた管理システム「森林バンク」創設が柱になります。

所有者が高齢化などの理由で森林を管理できない場合は、市町村が委託を受け、他の担い手に再委託し、業者が管理する森林規模を拡大します。市町村の管理費については、政府・与党が創設を決めている森林環境税の一部を充てるとしています。

林業担い手についてでございます。意欲ある能力のある林業経営者の選定が、このシステムのポイントでございます。森林組合、素材生産業者はもちろん、本県も自伐林家がふえていますが、市町村は森林管理を林業経営者に託すことができることから、間伐、造林など広範にわたる事業を単独の事業者では行えない場合もあるので、複数が共同で応募するケースを認めるなど、地域の事情に十分配慮した事業者選定をしていかなければなりません。

林業の担い手確保策について、労働環境の抜本的な改善や、生産性向上のための機械化の促進などを大きく進めていくべきです。

現場で仕事をする林業技能者が不足しては、経営も成り立ちません。その課題を聞きたいと思いますが、平成29年度の林業新規就業者と退職者の数をお聞きます。

○環境森林部長（甲斐正文君） 平成29年度の新規林業就業者数は178人で、退職者数は145人となっております。

○河野哲也議員 その差33人ということで、若年者とベテランがバランスよく就業されていることが、各経営体が安定して成り立つものだと思います。林業技能者の不足をどのように解消していくのか、県の取り組みをお伺いします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 林業の成長産業化を実現するためには、効率的な林業生産活

動の推進や、それを支える現場技能者の確保・育成が大変重要であります。

このため県では、高性能林業機械の導入や、その活用に必要な道路整備に対する支援を行うとともに、「みやざき林業青年アカデミー」や、国が行います「緑の雇用」事業により、現在までに661人の現場技能者を育成しており、この方々は森林組合等の林業事業者で活躍されております。

また、これらの取り組みに加え、来年度開講予定の「みやざき林業大学校」では、高性能林業機械の操作に必要な資格取得など、即戦力となる現場技能者の育成を図ることとしております。

さらに、伐採から造林までの一貫作業の推進や下刈りの省力化、加えてICT技術を活用した現場作業の抜本的な見直しに着手しております。これら労務負担の軽減を通じた生産性の高い林業を目指し、若者にも魅力ある産業となるよう、今後もさまざまな方策に取り組んでまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 高性能林業機械のオペレーターなどで、若年者は仕事を継続しているようでございます。高性能林業機械導入などへの支援とともに、林業大学校で学ぶ経費に対して給付金等、支援をしていただくとありがたいと思います。

県産材利用についてでございます。県として、県産材の需要拡大に向けてどのように取り組んでいるか、お伺いします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 本県は、杉素材生産量だけでなく、国産材製品出荷量についても日本一であります。さらなる成長に向け、県産材の需要拡大は重要な課題だと認識しております。

このため、県内においては、地元工務店が県産材をPRする際の活動費への助成を行うとともに、公共建築物等の木造化、木質化を推進するため、モデル的な建物の材料費への助成や、木材利用技術センターによる技術指導などを行っております。

また、東京や福岡などの大消費地におきましては、県産材のプロモーション活動や、川崎市との協定を契機とした都市部の企業との連携により、公共施設やオフィス等への県産材利用を進めております。

さらに、海外においては、韓国や台湾において、プレカットした木材と建築技術をパッケージにした「材工一体」による製品の輸出を進めるため、現地の建築士等を対象にした、木造建築セミナーの開催や技術者の養成などに取り組んでいるところであります。

○河野哲也議員 オリンピック関連施設の情報として、1棟全て同一産地の木材でつくる建物は選手村に5棟整備され、木材提供には全国から43件の応募があり、岐阜県、岩手県、山形県、熊本県、そして宮崎県日南市の木材を使うと聞いております。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における県産材の利活用に向けた現在の取り組みについて、お伺いいたします。

○環境森林部長（甲斐正文君） 東京オリパラ大会に向けた施設整備につきましては、新国立競技場など各施設の整備が着々と進められております。

こうした中、県産材の活用については、大会組織委員会や木材を扱う商社等を訪問し、木材利用技術センターによる技術協力など、本県がオリパラ関連施設に十分貢献できることを強くアピールしてきたところであります。

この結果、新国立競技場や選手村ビレッジプラザには県産材が使われ、また、その他の関連施設についても使用が見込まれますことから、現在、県内産地と一体となって、木材の加工や供給に向けた取り組みを進めているところであります。

本県としましては、今回のオリパラ競技大会が県産材を全世界にアピールできる機会となりますよう、全力で取り組んでまいります。

○河野哲也議員 オープンにできない情報もあると聞いています。情報戦にはたけている宮崎の材を何とか採用してもらい取り組みを、よろしくをお願いします。

福祉行政について、福祉保健部長にお伺いします。

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済でございます。1948年に施行された旧優生保護法は、知的障がいや精神疾患を理由に、本人の同意がなくても不妊手術を認めていました。96年に障がい者差別に該当する条文を削除して、母体保護法に改正されました。

厚生労働省によると、旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者は約2万5,000人。このうち本人の同意なしに不妊手術を施されたのは1万6,475人と報告されています。

旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者の方々の高齢化が進んでいることを考慮すると、早急な救済措置を講ずるべきであります。

今月6日、自民、公明の与党両党の旧優生保護法に関するワーキングチームは、同法のもとで不妊手術が強制されていた問題をめぐり、個人名が特定できるのは約3,000人とどまるとの調査結果について、厚生労働省から報告を受けました。

今回の調査で、同法のもとで不妊手術を受け

た人は、統計上では約2万5,000人になりますが、8割以上は個人名が特定できなかつたとされています。本県の状況はどうなっているのか、お聞きします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 県の「衛生統計年報」によりますと、本県では、昭和24年から62年にかけて、本人の同意が不要な優生手術が合計283件実施されております。

また、現時点で把握している状況で申し上げますと、優生手術に関連する個人が特定できる資料が、男性3人、女性47人の合計50人分が確認されております。

このうち、本人の同意が不要な優生手術の実施まで確認できる方は25人であり、手術当時の年齢は14歳から42歳までで、当時の診断書に記載された疾患名は、20人が遺伝性精神薄弱または遺伝性精神病となっております。

なお、現在、国の依頼による調査等を進めているところでございます。

○河野哲也議員 不適切な文書保管がありました。1人でも確認されたわけですので、協力できる体制で臨んでいただきたいと思っております。

旧優生保護法に基づき本人の同意なく不妊手術を受けられた当事者からの相談を受ける体制と相談状況について、お伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 相談を受ける体制としましては、ことしの4月24日に健康増進課内に相談窓口を設置し、各種媒体による周知を行い、電話、電子メール、来所等による相談を受け付けております。

相談状況としましては、9月14日現在までに、電話によるものが2件、来所によるものが2件の合わせて4件の相談を受け付けております。相談者は、本人が1件、本人の御家族と名乗られる方が1件、一般の方が2件となっております。

内容としましては、個人が特定できる資料に本人や御家族の氏名が含まれているかどうかの照会が2件、旧優生保護法に関する御意見等が2件となっております。

今後、県広報紙等の活用により、引き続き相談窓口の周知を図るとともに、できる限り相談者に寄り添った対応を行うよう努めてまいります。

○河野哲也議員 本県としても、記録のない人々を含め、可能な限り幅広く支援できるように検討してもらいたいと思っております。

ひきこもりについてでございます。最近、連続して「ひきこもり」の相談を受けました。30代、40代の方々の親からでございます。詳細は報告できませんが、いずれも離職してのひきこもりでございます。家族も動転してしまつての相談でございました。

丁寧にかかわりたいのですが、本県のひきこもりの状況はどうなっていますか。ひきこもり地域支援センターの相談件数の推移についてお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 県では、ひきこもりに関する相談に対応するため、平成26年7月に、電話やメールによる相談窓口となる「ひきこもり相談センター」と、専門職による面接相談や訪問支援等を担う「ひきこもり地域支援センター」を設置いたしました。

両センターの延べ相談件数は、平成26年度が827件、27年度が1,346件、28年度が1,916件となっております。

29年度からは、相談機関を「ひきこもり地域支援センター」に一本化し、専門職を1名増員しまして、電話相談から面接、訪問まで、一貫して支援する体制に見直したところでございます。

このため、29年度には848件、30年度8月末現在では294件と、相談件数は減少しておりますが、専門性の高い、きめ細かな支援を行っているところでございます。

○河野哲也議員 平成29年度から体制が変わって減少していますが、28年度までは2倍3倍と相談件数はふえています。

本県のひきこもり地域支援センターは、従来の問題解決型の支援のほか、「つながり続ける、孤立させない」という伴走型の支援も行われているということです。専門性の高い、細やかな支援になっているということだと思います。

ひきこもり地域支援センターの活動状況についてお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 県では、ひきこもり地域支援センターを、精神保健福祉センター内に設置しております。保健師や精神保健福祉士等から成るひきこもりコーディネーターを配置しております。

このセンターでは、雇用、保健、医療など幅広い分野と連携を図りながら、電話や面接、訪問による相談を行うとともに、家族向けの研修会の開催や、民間が実施する相談会等への支援も行っているところでございます。

支援事例としましては、家族からの電話相談がきっかけとなりまして、じっくりと時間をかけて本人との面接につなげ、雇用に関する機関と連携を図った結果、数年後には就労に至ったケースもあるなど、ひきこもりの方が自立への一歩を踏み出すための力になる活動を行っているところでございます。

○河野哲也議員 県内にはひきこもり地域支援センターが1カ所しかありませんが、全ての利用希望者に支援が行き渡っているのでしょうか。

各保健所には、対応できる専門の方は配置できているのでしょうか。

ひきこもりの長期化、高齢化が進むにつれて、病気や介護など問題が複雑に絡み合い、親子共倒れのリスクを抱える家族がふえてくると思います。

さらなる関係機関のネットワーク構築及び家族会の活用、継続的な支援体制づくり、訪問支援の充実、支援拠点の充実を求めます。

教育現場からでございます。教育長にお尋ねします。

ネット依存でございます。「インターネットに夢中になり過ぎてやめられない」深刻化する中学・高校生の「ネット依存」に的確な手だてを打たねばなりません。先ほどのひきこもりの原因にもなっております。

厚生労働省の研究班が、中高生の1割強がネット依存の疑いがあるとの衝撃的な調査結果を発表いたしました。病的なネット依存が疑われる中高生は、前回、2012年の調査に比べてほぼ倍増し、93万人に達すると推計しています。

中高生がネットに依存すると、学校の遅刻や睡眠不足、学力低下、ひきこもりなどを招き、日常生活に支障を来すケースが少なくありません。

その実態を探るため、今回は17年12月からことし2月までの間に調査を行い、全国の中高生約6万4,000人から回答を得ました。この結果、強い依存が疑われる「病的使用者」は、中学生で12.4%、高校生で16%に上ることがわかりました。いずれも前回調査より急増しており、看過できません。

県内公立学校の児童生徒の携帯電話、スマートフォン等の利用状況について、お伺いします。

○**教育長（四本 孝君）** 県教育委員会では、県内公立学校の児童生徒を対象に、2年に1回アンケートを実施し、児童生徒の携帯電話・スマートフォン等の利用の実態を把握しております。

平成29年度の調査では、1日1時間以上利用すると回答した児童生徒が44.7%おり、前回調査よりも5.3%増加をしております。特に高校生では、1日2時間以上利用すると回答した生徒が30%を超えております。

携帯電話・スマートフォン等の使用目的としては、インターネットを利用した音楽やゲーム、SNS等が多くを占めており、インターネットの利用時間が長くなっている傾向がうかがえるところであります。

○**河野哲也議員** 背景には、スマートフォンの急速な普及に加え、LINEなどのSNSやネットを通じたゲームが広がっていることが大きいと思います。急がれるのは、依存の予防や治療に対応できる医療機関や相談窓口の充実でございます。

県教育委員会の取り組みについてお伺いします。

○**教育長（四本 孝君）** 県教育委員会では、インターネットの適切な利用に関するリーフレットを作成し、全ての公立学校に配付して、児童生徒や保護者への啓発を行っております。

また、県立学校等に「ITアドバイザー」を派遣し、学校や家庭だけでは対応が難しいSNS上でのトラブル等の問題について、教職員を初め、児童生徒や保護者に対する研修の充実を図っております。

さらに、県教育委員会の悩み相談窓口であります「ふれあいコール」では、ネット依存が疑われる相談があった場合、適切な利用方法や医

療機関等への相談について助言することとしております。

○**河野哲也議員** 専門の医療機関がまだ少ないというか、宮崎にあるのかという心配があるんですけど、予防・治療体制の強化も必要であると思います。県は後押しをしていただく必要があると考えます。もちろん、ネットの適切な使い方を家族で話し合うことは、何よりも重要でございます。

次に、エアコン設置についてたゞします。文部科学省によると、各地での記録的な猛暑から、学校にとってエアコンは必需品との考え方のもと、各自治体から設置支援の要望が多く寄せられているとのこと。

先月、公明党宮崎市議団や日向市議団、都市議団は、それぞれ市長と教育長に、市内小中学校教室にエアコン設置に関する要望を行いました。それを受け、今回の市当局の動きに至ったと思います。

県内の市町村立小中学校における教室のエアコン設置については、どのように受けとめて取り組んでいくのか、お伺いします。

○**教育長（四本 孝君）** 市町村立小中学校の施設整備につきましては、耐震化や老朽化対策など、児童生徒の安全性や財政状況等を勘案し、優先度の高いものから、各市町村において計画的に整備が図られているところであります。

県教育委員会といたしましては、エアコンの設置は教育環境の改善につながるものでありますので、市町村教育委員会に対して、研修会や担当者会議などさまざまな機会を通じて、引き続き、国の補助制度等の情報提供を行ってまいりたいと考えております。

○**河野哲也議員** 本県の公立小中学校普通教室

のエアコンの設置率は、26.7%にとどまっています。

エアコン設置の費用について、現状の負担枠組みでは国庫が3分の1にとどまり、残りは地方負担となります。設置促進へ市町の負担を軽減する必要性を指摘して、リース方式の活用や維持管理費の捻出のあり方も含め、国へ支援を求めてもらいたいと思います。

交通安全についてでございます。警察本部長にお伺いします。

皆さんからの相談に、信号機の設置がありますが、交通量等の状況から、なかなか実現には至りません。

「本県29年度交通事故」によると、交差点での事故は2,805件、死者12名、負傷者3,154名でございます。交差点での事故で、信号機のない横断歩道における交通事故についての分別はありませんでしたが、高い確率で事故が発生していると考えます。道路交通法では、信号機のない横断歩道を渡ろうとする歩行者がいたら、車は一時停止して歩行を妨げないようにと定めています。

本県の信号機のない横断歩道における交通事故防止対策についてお伺いします。

○警察本部長（郷治知道君） 先生御指摘のとおり、横断歩道における歩行者の優先につきましては、道路交通法第38条に、進路前方の横断歩道を渡ろうとする歩行者がいる場合、車両は一時停止をして、歩行者の通行を妨げてはならない旨、規定されております。

県警では、ドライバーにこのルールを遵守させるため、運転免許証の更新時講習を初めとする交通安全教育や、テレビ・新聞等のマスコミを活用した広報啓発など、あらゆる機会を通じて、横断歩道における歩行者優先の周知を図っ

ております。

また、県内では、横断歩道での重大事故も発生しておりますことから、横断歩行者妨害の取り締まりも重点的に行っているところであります。

今後とも、ドライバーの歩行者保護意識を高める活動を推進して、交通事故防止を図ってまいります。

○河野哲也議員 一般社団法人日本自動車連盟（JAF）は、信号機がない横断歩道を歩行者が渡ろうとしている際に、一時停止する車の割合の全国調査結果を公表しました。

長野県が2年連続で全国1位となりました。全国平均が8.5%だったのに対し、長野県は64.2%、前年でも48.3%、大きく上回りました。

JAFは、都道府県別の結果を公表していませんが、0%から30%がほとんどだったそうです。長野県の高いこの率、本県もハード面の整備が追いつかない状況であるならば、長野県をモデルとして「歩行者ファースト」の交通事故防止をぜひお願いしたいと思います。

時間が余りましたが、以上で私の質問を終わります。（拍手）

○蓬原正三議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時42分休憩

午後1時0分開議

○蓬原正三議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、井本英雄議員。

○井本英雄議員〔登壇〕（拍手） 延岡の先輩議員に山口議員という方がおったんですけど、あの人が言うには、議員というのは選挙がない

と謙虚にならない、質問がないと勉強しないと、こういうことを言うておりました。私も本来なら11月が議会だ、質問だと思っていました。そんなことで、今回は実はあんまり勉強していない。そんなことで、本当は大トリと言いたいところですけど、小トリぐらいかなと。そんなことで、よろしく願いいたします。

最近、私個人の中で驚いたことが1つあります。それは「本当の憲法」という本に出会ったことでもあります。

私は学生時代、一応、法律を少しばかり勉強したものですから、憲法というのは国家権力を制限するものだ、そもそも国民に対して悪さをするから、それを制限するものが憲法だというふうに私もずっと理解してきたんです。

ところが、先々議会の渡辺創議員の質問に対して知事は、「立憲主義とは、主権者たる国民がその意思に基づき、憲法に国家権力の行使のあり方について定め、これにより国民の基本的な人権を保障するという、近代憲法の基本的な考え方である」と答えているんです。これは私が考えていた立憲主義と同じものであります。

しかし、この本によると立憲主義には2つあると書いてあるんです。1つは大陸法的なもの、もう1つは英米法的なものだと。知事や私が今まで理解していたものは大陸法的な立憲主義であったと。

これに対して、英米法的な立憲主義があると書いてあるんです。それはどういうことかというのと、「法の下にいかなる主権者もその権力は制限される」、主権者が国家権力を制限するというものではないというのが、英米法的立憲主義。どこが違うかわかりますかね。例えば、これをどちらかに考えることによって、集団的自衛権なんかに対する考え方も全然変わるんで

す。これはどちらが正しいというわけではありません。ただ、憲法草案をつくったのはマッカーサーだ、マッカーサーはアメリカ人だと、だから、我が憲法は英米法的な立憲主義に立っているのではないかと、この方は言うておられます。これ以上議論はしませんが、知事もひとつ、この本を読んでいただいて、立憲主義をもう一度勉強していただきたいということでもあります。

では、質問に入りたいと思います。

「日本でいちばん大切にしたい会社」という本が出ております。今、5巻目が出ておるんですが。以前私が取り上げた伊那食品工業というのもこの中に入っております。

この本で取り上げられている会社に共通していることは、「人が大切にされている」ということでもあります。ですから、ここで働く人たちも人を大切にします。「情けは人の為ならず」のような哲学をみんなで共有しているわけがあります。そして、一人一人が会社の経営を我が事のように思って、主体的に生き生きと働いております。そこには、やらされ感というのはいないのであります。

これを我が宮崎県庁にも応用できないものかなと思うわけでもあります。これができたら宮崎県庁も大きく発展するのではないかなと思うのであります。

しかし、民間の会社と官庁とは成り立ちがそもそも違う。民間の会社では「利益」という目に見えるバロメーターがあります。官庁でははっきりしたものがありません。なかなか職員をやる気にさせるというのは難しきろうなという気がしております。そこで、知事はいかにして職員をやる気にさせておられるのか、そのようなところをちょっとお聞かせ願いたいと思

ます。

壇上での質問はこれで終わります。ありがとうございました。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。職員の人材育成についてであります。

県庁にとって、職員こそが財産であり、職員一人一人が、県政を担うという高いプロ意識を持ちながら、その能力を最大限に発揮できるように、人材の育成に取り組んでいくことが重要であると考えております。

そのため、現在、各所属においては、業務目標の設定やその達成状況について上司と意見交換をするほか、「かえるのたまご」という名前で職員提案制度などを行っております。そうしたものを通じて、職員の意欲の向上を図っているところであります。また、働き方改革にも取り組んでいるところであります。

私自身も、全ての職員が、私と思いを共有しながら、一丸となって県政の推進に邁進してほしいという強い思いから、折に触れて、全職員向けにメッセージを発信をしておりますほか、さまざまな会議や協議の場を初め、予算審査の場など、機会あるごとに職員と直接意見を交わしております。また、「だれやみトーク」という名前で焼酎を飲みながらの意見交換、そのような取り組みも行っております。私の思いを伝え、職員に刺激を与え、そしてやる気を引き出すよう心がけているところであります。

今後とも、職員の成長が県勢の発展につながるという認識のもとに、さまざまな工夫をしながら職員の士気高揚に努め、志高く、意欲あふれる職員の育成に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○井本英雄議員 ありがとうございました。

私も、自治学院をちょっとのぞいてみまし

た。自治学院というから、よっぽど立派な建物かと思って行ってみましたら、2部屋あるだけだったという。それはそれでいいんですけども。もうちょっと、職員が行ってリフレッシュするような、そういう環境があってもいいんじゃないかと思う。そんなことを聞いたら、今度、防災庁舎の上の方に自治学院が行くんだということも聞きまして、だいぶ違うかなと今、思っております。予算を調べると、他県とも大体似たり寄つたりの予算であります。

問題は、自前で教育するか、それとも包括的に専門機関に委託して教育するかということで、大きく分かれているようであります。宮崎の場合は、自前で教育して、その講座の中に専門家を呼ぶというようなやり方をしているようでありますが、場所によっては、全て専門家の機関に包括的に委託するというところもあるようであります。どちらがいいか、私もわかりません。問題はどちらが効果があるかということではありますが、やっぱり専門機関の人たちは、全国的なそういう組織で、また資料もしっかりしておる、ノウハウもしっかりしておるということであろうから、一遍そういうものも検討してみたらどうかなという思いがありますが、総務部長の御見解をお聞かせください。

○総務部長(畑山栄介君) 自治学院研修につきましては、毎年度、県政の課題や職員のニーズに対応した効果的な研修カリキュラムを検討するとともに、研修科目ごとに、実績のある民間の外部講師などを活用しながら実施をしているところでございます。

御提案のありました包括的な外部委託につきましては、民間の持つ専門的な知識を活用した効果的・効率的な事業の実施が期待されること

るではございますが、一方で、自治学院で実施している研修内容は非常に多岐にわたっておりますので、外部委託を導入した他県の事例等も参考にしながら、本県の人材育成にとって最も効果的な研修のあり方について検討してまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

次に、観光についてお聞きしたいと思いません。

今、インバウンドで外国人観光客がふえている。しかしこれは、決して急にこの日本が観光的に魅力が増したわけではないのであります。なぜこんなにふえたかという、一つは、ビザが簡単に発給できるようになった、これが大きな原因。あとは円安でしょうね。しかし、今後は、このインバウンドが、リピートするということになると、違う発想が必要になると私は思うんです。観光客が、もう一度あの場所を訪ねたい、訪れたいというその動機は一体どこにあるのだろうかと思うんです。

私は学生時代、2年間世界を放浪して、60カ国ばかりを回りましたけれども、もう一度あそこに行きたいなというところは、やっぱり現地の人と触れ合ったあの優しさ、それを思い出します。あそこにもう一度行きたいなというのは、現地の人たちと交わった、いわゆるホスピタリティーというか、そういうものじゃないのかなと私は思うわけでありまして。

かつて宮崎が観光宮崎と言われたころ、ある県の人が——実は岡山県の人ですが——宮崎の観光を評して、「サービスもまた観光資源なり」と言っておるんですね。

岩切章太郎は、「どうしたら宮崎県をより美しくし得るかということであって、会社の利益は二の次だ」と、そういうことを言っております。

す。

今で言えば、いわゆるホスピタリティーを第一優先だと、こう言っているわけです。それがなぜか重視されなくなったところに、今の宮崎県の観光の衰退があるのかもしれないと思っているわけでありまして。

リピーターをふやし、本県観光を再生させるためには、このホスピタリティーあたりに対する視点というのにも必要じゃないかなと思うわけでありまして、商工観光労働部長の御見解をお聞かせください。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 物消費から事消費へと旅行者のニーズが変化する中で、心からのおもてなし、いわゆるホスピタリティーの提供というものがますます重要になると、私も思っております。

民間の調査機関が実施した訪日外国人の満足度調査でも、日本を旅行してよかった点として、食やホスピタリティーが上位を占めております。

議員のお話にありましたとおり、本県の観光の父と称された岩切章太郎氏が取り組んだ数々の功績の原点は、ホスピタリティーであったと認識しております。最近の事例では、高千穂町の観光ガイドの方が、旅行を終えてからも案内した方々に地域の旬な話題を届けるなど、「おもてなしの心」で交流を続けておられることで、リピーターの確保につなげていらっしゃるというお話を、承っております。

今後とも、体験型観光や農家民泊など、旅行者が地元の方々と触れ合い、温かい県民性を肌で感じてもらえるような機会を数多く提供して、リピーターの確保につなげてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 よろしく申し上げます。

それでは、観光コンベンション協会の体制についてお聞きします。みやぎ観光コンベンション協会は、本県観光にとってのかなめの組織だと思うわけであります。しかし、職員の半分が外からの出向者で占められ、また、短期間で交代してしまう。そのため、観光のためのノウハウが蓄積されていないのではないかと思います。今後を見据え、エキスパートの職員をしっかりと育てていくなど、体制を強化する必要があるのではないかと思います。商工観光労働部長の御見解を伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） インバウンドの増加や旅行者のニーズの多様化など、観光を取り巻く環境が大きく変化している中、御指摘にありましたように、これらの変化に十分に対応できていない面もあり、みやぎ観光コンベンション協会においては、本県の観光地域づくりのかじ取り役として、さらなる体制強化が求められていると考えております。

このため協会では、大手旅行会社出身者を採用し、その専門的なノウハウを生かしながら、地域の魅力的な観光地づくりを支援しております。

さらに、県と協会が一緒になって、観光の未来を担う官民の若手メンバーにも参加を呼びかけまして、データ分析に基づく、より実践的なマーケティングの勉強会を実施するなど、新たな取り組みも行っているところです。

県といたしましては、協会がその役割を果たしていけるよう、専門的なノウハウの蓄積や人材の育成など、事業推進体制の強化に向けて、今後ともしっかりと連携してまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 よろしくお願ひいたします。

それから、国民文化祭についてお聞きしま

す。2年後に宮崎県で国民文化祭が行われます。東京オリンピックの年であります。オリンピックの大きな勢いに飲み込まれてしまうのではないかと心配しております。

この国文祭は、記紀編さん1300年記念事業の集大成となるイベントであります。全国民があっと驚くような仕掛けはできないものか。

そして、一過性のものでなく、県民の中にレガシーとして残るようなものにすべきであると思いますが、知事の御見解をお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 2年後の東京オリンピック・パラリンピックには、日本、また日本文化に世界の注目が集まる、そのような年になるわけであります。また、大会開催直後の高揚感の中で国文祭・芸文祭を開催できることは、本県にとって大きなチャンスだと捉えております。本県の魅力を国内外に積極的にアピールしてまいりたい、そのように考えております。

大会テーマを、本県ならではの表現としまして、「山の幸 海の幸 いざ神話の源流へ」としまして、神話や神楽といった、本県の誇る文化資源を積極的に取り入れていくこととしております。

また現在、東京オリンピックの開会式での神話などの採用ということを働きかけておるところでありまして、さまざまなプログラムでそのようなものがクローズアップをされる、その勢いに乗って、この国文祭等の開会式や閉会式などでもさまざまな舞台パフォーマンスを披露する予定ですが、「天岩戸開き」を初め、「天孫降臨」や「海幸・山幸」などの日向神話の世界もしっかりと組み入れるなど、記紀編さん1300年記念事業の集大成にふさわしい、全国の注目を集めるような内容にしてまいりたいと考えて

おります。

この機会に、多くの県民がこの大会に参加をしまして、地域の歴史や伝統、文化資源を改めて認識しますとともに、文化の祭典をつくり上げていく経緯、これがレガシー、いわば遺産となって、本県文化の活性化や継承・発展につながるものと期待しているところであります。

○井本英雄議員 今、最もリピーターが多いことで注目を集めているのが、香川県の瀬戸内国際芸術祭であります。2016年3月から11月までの入場客数は104万人、リピーター客が全体の40.9%、外国客も1割を超えているようであります。

実は、日本各地で芸術祭はたくさん行われているんです。しかし、成功しているところは余りない。なぜ、この瀬戸内国際芸術祭が成功しているのか。

これは、主催者側のトップダウンの施策と生活者起点のボトムアップの取り組みがうまくかみ合ったという報告があります。つまり、サポーターと言われる人たちが、いろんな知恵を使って盛り上げたのであります。49.2%の住民が芸術家や来場者と交流があったというアンケートの結果が出ております。これは、住民のホスピタリティーに旅行者が触れることができたということでありまして。これがこの芸術祭が成功している原因ではないかと思っております。

私は、宮崎県人には先天的にホスピタリティーがあると思っております。私が一遍、テレビで、萩本欽一、欽ちゃんが日向市に来て、野球のチームの合宿をやっているのを見たら、地元の人たちと交流をしておりました。そうしたら地元の人たちが、「いっちゃが、いっちゃが」と宮崎弁丸出しでやっておられるのを聞いて、ああ宮崎県人はそのままつき合う、地を出

すだけでホスピタリティーがあるんじゃないかと私は思っているわけでありまして。

そんなことで、今度の国文祭においても、宮崎県、地元の人と旅行者がたくさん触れ合う、そういう機会をできるだけたくさんつくってほしいと思うのでありますが、総合政策部長の御見解をお聞かせください。

○総合政策部長(日隈俊郎君) 国文祭・芸文祭に参加された皆様が、さまざまなイベントに足を運んでいただき、本県の観光資源やホスピタリティーあふれる県民性に触れていただくことは、本県へのリピーターをふやすという意味で大変重要であると考えております。

51日間の大会期間中には、開会式・閉会式等の「総合フェスティバル」や県主催の文化事業だけでなく、県内の全市町村において「分野別フェスティバル」を開催することとしており、現在、それぞれ特色を生かし、趣向を凝らした事業を検討していただいているところであります。

大会期間中は、神楽や祭りなども県内各地で開催される時期でありますので、これらとうまく融合させまして、宮崎にお越しの皆様が、各地で実施される事業に興味を抱き、魅力を感じて地元の皆様方と触れ合っていただけるような仕掛けづくりを、今後、市町村とも連携しながら、検討してまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 よろしく申し上げます。

私はかつて、「天皇家の“ふるさと”宮崎」というのはどうかという質問をしたことがありましたけれども、結局はそれは受け入れられなくて今まで来ているわけですが、この言葉は、学者の梅原猛さんの「天皇家の“ふるさと”日向をゆく」という本からとったもので、何も私の造語でもないわけでありまして。実際、古事記

は日向三代として、神武天皇がこの宮崎から出ているわけであります。

他県の人に聞いたらすぐわかると思うんですけど、「宮崎県から神武天皇が出たのを知っていますか」と聞いても誰も知らない、はっきり言って。我々は当たり前だと思っている。それが他県の人には誰も知らないのです。私は、やっぱりこの辺のところを、当たり前だと思っていることをもっと宣伝してもいいんじゃないのかという気がするのであります。

このことが観光にどのようにつながるか、私も具体的にわからんけれども、しかし、やっぱり天皇家のふるさと、あるいは天皇家の出里でもいいし、ともかく天皇家がここから出たんだということを何らかの形でもっとアピールしてもいいんじゃないのかと私は思うのであります。そして、今度の国文祭でもこれをもうちょっと打ち出してもいいんじゃないかと思うんですが、知事のお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘の梅原猛先生は、宮崎県内くまなく歩かれまして、本県に数多く残っている神武天皇ゆかりの伝説・伝承を発信していただいている、大変ありがたいものと考えております。

これらの伝説・伝承を最大限に活用し、宮崎の魅力を発信しているところであります。ただ、この「天皇家の“ふるさと”宮崎」という表現を使うことについては、学術的な観点からさまざまな議論もあり、なかなか難しいものと考えております。

本県は、「天岩戸開き」を初め、「天孫降臨」や「海幸・山幸」など数多くの神話の舞台となっております。その神話というのが知られていないという御指摘がありましたが、そもそも神話というものが学校現場でまた再び教えら

れるようになったのは、ここ数年のことです。これから、もっとそこをアピールしていく余地があると考えておりますし、また、梅原先生と一緒に県内を回られたフランスの哲学者のレヴィ＝ストロース氏が、まさに神話というものが生活の中に息づいている、そこを高く評価されたというようなところがあります。こうした、それらにまつわる観光地や神楽などを積極的に取り入れていくことにより、本県の魅力を国内外に積極的にアピールできるものと考えております。

○井本英雄議員 なかなか難しいようですね。私が知事だったらやるけどですね。しようがありません。

地方創生についてお聞きします。

地方創生が始まって4年たちました。しかし、東京一極集中はおさまらず、人口も減少し続けております。私は、このあたりで今の地方創生案を見直すべきではないか、時が来ているのではないかと考えております。

そもそもなぜ、東京に人口が一極集中したのでしょうか。これは、東京が地方との経済的な地域間競争で勝ったからであります。

そして、今の地方創生案は何かというと、東京に負けるな、国が少し加勢するから、もう一回やっごらん、そういう案です。経済競争もう一回やっごらん、やっぱり東京が強い。だから負けている。結局東京に人が集まっている。それだけのことですよ、今の地方創生案は。私はそう思います。

私たち地方自治体は、この地方創生案が出る前から同じことをずっとやってきたんです。その延長線上にこの人口減少対策、東京一極集中の解決案があるとは、私はとても考えられない。私ははっきり言って今の案は間違っている

と思う。

東京は合計特殊出生率が最も低いところであり、東京に限らず、都会化すれば出生率が減少することはわかっております。地方との地域間競争に勝って、地方から若者が都会に集まっています。しかし、この若者たちはなぜか子供をつくらないのです。なぜかわかりません。しかし、都会化すれば出生率が減るということだけは、わかっている。それは間違いありません。

今の地方創生案は、経済競争をさせてミニ東京をつくることであります。都会化すれば、出生率は減るのです。「まち・ひと・しごと」と最初は言ったんです。ところが、「まち・ひと」がどこかに行ってしまった。つまり、経済競争だけになっているわけでありまして。最初、石破大臣が「地域間競争だ」と言ったのは、恐らく経済競争だけを言ったのではなかったと思うんです。ところが、いつの間にか地域間の経済競争だけになってしまっている。そうすれば東京が勝つのは当たり前です。だから人が集まっているんですよ。人はふえないんですよ。わかりきった議論です。知事はこれについてどう思われますか。

○知事（河野俊嗣君） 東京一極集中には、これまでの歴史的な経緯、キャッチアップのための権限・財源の集中、いろんな国土の構造のあり方の影響が今に至っているわけでありまして、何とかしてこの低成長、人口減少、高齢化の中で、東京一極集中の是正を図り、将来にわたって地域社会の活力維持を目指そうということで、この地方創生の取り組みが進められているところでありまして。それぞれの地方では、総合戦略を策定し、取り組みを進めた結果、農林水産物の輸出額の増加や雇用環境の改善など、

一定の効果も見られていると思っております。

一方で、御指摘もありましたが、大きな目的である東京圏への人口集中には歯どめがかからず、合計特殊出生率も伸び悩む中で、地方は深刻な担い手不足に直面し、産業の成長や地域社会の維持に大きな影響が生じることが懸念されている、そのような現状にあるわけでありまして。

今後、地方創生の第2ラウンドに向けましては、さらに地域の強みや独自性を生かしていく、それが非常に重要だと考えておりまして、地域や産業を支える人材の育成・確保や産業の活性化、子育て環境の充実、女性・高齢者等の活躍促進などを進めていく必要があると考えております。引き続き国に対しましては、関連予算の充実と弾力化を求めながら、真に地方が活性化する地方創生の実現に向けて、取り組みを進める必要があると考えております。

○井本英雄議員 そもそも、なぜ東京に人口が一極集中するようになったのか。それは権限が東京に集中しているからであります。明治維新のときに廃藩置県を行って、権力を全部東京に集中した。それをそのまま、まだ引きずっているわけでありまして。

日本はいまだに中央集権国家であります。その権限が東京にあるために、人口が集中するのであります。

日本は今まで経済成長を中心に政治を進めてまいりました。経済成長するためには、権限が集中した東京に活動拠点があるのが望ましいのであります。そのため人口が集中するのであります。

私は、本当に東京一極集中をとめて人口増加を目指すならば、国の持つ権限、財源を地方に移譲すべきであると思っております。これが最後の、

この日本国がなすべき規制緩和であると私は思います。知事のお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 我が国は、平成27年の国勢調査において、調査開始以来、初めて人口が減少に転じるなど、少子・高齢化の急速な進展とともに、本格的な人口減少の局面に入っているところであります。

そのような状況の中で、これまでのような東京一極集中を放置してはいけない、地方の活性化、人口減少の克服を目的として、地方創生の取り組みというのをさらに強力に進めていく、そのような思いであります。

そのためには、今、御指摘にもありました、それぞれの地方が抱える現状と課題をしっかりと踏まえた上で、地域の実情に合った施策を展開していくことが何よりも重要でありまして、地方が求める権限の移譲や、十分かつ自由度の高い財源の確保が必要であると考えております。

これまで、本県としての提案・要望や全国知事会などの活動を通じまして、国に対し強く要望を行っているところでありますが、真の地方創生の実現に向けて、これからも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

次は、非認知能力についてお聞きいたします。以前、「学力の経済学」で取り上げたことがありましたが、IQなどではかかれる能力を認知能力、IQなどでははかれない内面の力を非認知能力と呼んでいます。

例えば、目標に向かって頑張る力、他の人とうまくかかわる力、感情をコントロールする力などです。

ノーベル経済学者のヘックマンが研究した「ペリー就学前プロジェクト」というものがあ

ります。経済的に余裕がなく、幼児教育を受けることができない貧困世帯の3～4歳の子供たち123人を対象に、半分を週3回、1日3時間、プレスクールに2年間通ってもらいました。さらに週に一度、教師による家庭訪問を行いました。そして、プレスクールに通ったグループと通わなかったグループの追跡調査をしたのであります。すると、4歳の時点で明らかな違いが出たのであります。プレスクールに通ったグループは、通わなかったグループに比べ、収入が高い、持ち家率が高い、学歴が高いなどの差が出たのであります。

この結果を、「教育を受けてIQが伸びたのではないか」と思うかもしれませんが、子供たちのIQを調べると、プレスクールに通っている間は急激に伸びていきましたが、9歳ごろになると、IQの差はほとんどなくなってしまうのです。では、何がこのような結果をもたらしたのでしょうか。

そこでヘックマンは、プレスクールで認知的な能力を伸ばしたのではなく、非認知能力を身につけたことが大きな要因ではないかと考えたのであります。

今、この非認知能力に対する注目が集まっております。学校教育においてどのように取り組んでおられるのか、教育長にお聞きします。

○教育長（四本 孝君） 「自制心」や「意欲」「忍耐力」などのいわゆる非認知能力につきましては、近年、改めて注目を集めており、非認知能力を身につけることが、社会で活躍するために重要であることを示す研究も多く見られるところであります。

また、文部科学省の調査では、非認知能力を高めることが、学力などの認知能力を一定程度押し上げる可能性についても報告されたところ

であり、子供たちが将来をよりよく生き抜くために大切なことだと考えております。

学校におきましては、各教科の授業以外にも、運動会などの学校行事や日々の清掃活動など、教育活動全体を通して「自分で考えて行動する」「粘り強く最後までやり抜く」「仲間と協力して物事に取り組む」といった非認知能力を高めることにもつながる取り組みを行っているところであります。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

この非認知能力を伸ばすには、幼児期が大切であるそうですが、幼児教育においてどのように取り組んでおられるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 幼児教育は、子供たちの生涯にわたる人間形成の基礎を培う役割を担っておりまして、この時期に非認知能力を育てることは大変重要であると認識しております。

このような中、昨年度、保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園の教育要領等が改訂されまして、「幼児教育において育みたい資質・能力」の中で、「学びに向かう力、人間性等」を育むこととされたことから、県内全施設長を対象に研修会を開催しまして、その周知を図ったところでございます。

自立心、協同性などの非認知能力の向上は、幼児教育の大きなテーマでございますので、引き続き、子供たちがそれぞれの成長段階に応じて適切な教育が受けられますよう、職員向けの研修会の開催等により支援してまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

次に、医療行政についてお聞きします。

県立宮崎病院と日南病院が赤字になっている

原因について、病院局長にお聞きいたします。

○病院局長（桑山秀彦君） 県立病院事業の平成29年度決算につきましては、全体では3年連続の黒字を達成したところでありますが、延岡病院以外の2病院は、御指摘のとおり赤字となったところでございます。

宮崎病院の主な赤字の理由といたしましては、宮崎市内における民間医療機関の新設や医師の異動などによりまして、患者数が減少したこと、そして、元県立富養園の管理棟の解体を行ったため、特別損失が生じたことなどによるものであります。

また、日南病院につきましては、厳しい経営状況が続いております。これは、地域の中核病院としての役割を担うために、医療スタッフや設備等を確保する一定の経費が必要である一方、近年は地域の人口減少などもあり、収益を上げにくい経営環境にあることが要因であると考えております。

○井本英雄議員 2つの病院が赤字になっている状況を踏まえて、今後どのように取り組んでいこうとされているのか、病院局長にお聞きします。

○病院局長（桑山秀彦君） 県立病院事業では、現在、「宮崎県病院事業経営計画2015」に基づきまして、医療提供体制の充実強化と収支改善に取り組んでいるところでありますが、今後、地域医療構想の進展に伴う医療機関の役割分担等に適切に対応しながら、さらなる機能強化と経営改善の取り組みを行う必要があると認識しております。

また、宮崎病院の再整備に伴う将来の費用負担の増加にもしっかりと備える必要がございます。

このため、地域のかかりつけ医などとの連携

や救急医療機能の強化によりまして、受け入れ患者の増加を図るなど、さらに収益の確保に努めますとともに、医薬品や診療材料等について、調達方法の改善や効率的な使用を推進するなど、徹底したコストの削減も行ってまいります。

また、経営改善には職員一人一人の主体的な取り組みが不可欠であります。改めまして、職員の経営参画意識の徹底を図りながら、より一層、安定的な経営基盤の確立に努めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 延岡市と日南市の県病院は、宮崎県がん診療指定病院となっています。それから宮崎市の県病院は、地域がん診療連携拠点病院となっております。このように病院を分散するのではなくて、1つの医療機関に集約すべきではないかというのが私の提案であります。

以前、東京のがん研有明病院を見学したことがあります。がん研有明病院には20もの手術室があり、年間8,700件の手術が行われています。当然たくさんの知見が蓄積されております。

脳とか心臓の病気であれば一刻一秒を争うこともあって、近隣にそのための病院が必要ですが、がんはそうではありません。

私は、がん対策の病院を集約して、もっと専門化すべきであると考えますが、知事のお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） これについてはいろいろな考え方があるようでありまして、議員御指摘のとおり、医療資源が限られる中、安心して質の高い医療を効率的に提供するためには、集約化を進めるべきという考え方があります。

ただ一方で、集約化を進めた場合、地域にお住まいの方の利便性が失われたり、集約した医

療機関に患者が集中し、診断や治療を速やかに受けられなくなるという懸念もございます。

また、県の方針のみで、熟練した医師を特定の医療機関に集約化させることは容易でない上、集約化によって県内の医師の地域的な偏在に拍車がかかり、地域医療の崩壊につながる懸念もありますことから、その是非につきましては、関係者の意見をよく聞きながら、慎重に検討する必要があります。

昨年度、第7次宮崎県医療計画の策定に向け、医療審議会等において、集約化の是非に関する議論がなされたところであります。賛否両論があり、結果として、引き続き、県北、県央、県西、県南の4つのがん医療圏に配置された5つの拠点病院等を中心とした連携体制を維持することとされたところであります。

県としましては、この計画に基づき、どの地域にお住まいの方でも、安心して質の高いがん医療が受けられるよう、医療機器の整備や医師の養成などの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

次は、土木行政についてお聞きします。

まず、土砂災害警戒区域等の指定について伺います。土砂災害警戒区域等の指定に対して、不服申し立てをすることができるのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 本県におきましては、土砂災害警戒区域等の指定を行うに当たりましては、地元の皆様への説明や市町村長への意見聴取を行った後に、同意を得られたものから手続を進めているところであります。

この指定につきましては、土砂災害防止法に基づき、そこに住んでいる方の生命や身体を守ることを目的に、その土地が自然的に持っている

る危険性を明確にするものであり、行政不服審査法に基づく審査請求の対象となる行政庁の処分には当たらないと考えられております。

個別に不明な点や御意見等がある方につきましては、土砂災害警戒区域等の指定の前後にかかわらず、その目的等を丁寧に説明させていただいております。

○井本英雄議員 土砂災害警戒区域等に指定されると土地価格が下がると言われておりますが、これに対して何か救済措置があるのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 土砂災害警戒区域のうち特別警戒区域に指定された範囲は、特定の開発行為に対する制限や、建築物の構造規制等が発生いたします。

これらの区域指定による土地の利用制限等が土地の価格に影響を与える場合には、宮崎市ほか12市町で、固定資産税の評価において補正を行っております。

○井本英雄議員 次に、橋梁やトンネルなどの補修に関する技術力向上についてお伺いします。近年、道路施設の老朽化問題が大きく取り上げられております。先日、イタリアで橋が崩落し、43名もの犠牲者が出たというショッキングなニュースが流れました。

また、日本においても、平成24年に中央自動車道の笹子トンネルで天井板が落下し、多くの方が犠牲になった事故も記憶に残るところですが、これらの事故は、施設の老朽化も原因の一つと考えられております。

日本では、高度経済成長期に建設された橋梁やトンネルなどの老朽化が、今後急速に進むと言われており、これらを適切に維持管理していくことが大変重要であります。

一方で、橋梁やトンネルの老朽化に関する点

検や設計、その後の工事についても、専門性が高いことから、これらに県内業者が対応できるのか、大変不安に感じているところであります。

今後、老朽化が進む中で、施設の補修に関する仕事はますます増加していきます。これらを県内の業者で処理していくためには、受注者だけではなく発注者も含めて、技術力の向上が欠かせないものと思いますが、その取り組みについて県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 橋梁やトンネル等の補修に関する業務委託や工事におきましては、今後、老朽化の進行に伴い、事業量の増加が見込まれますが、専門性や特殊性が高いことから、発注者、受注者双方の技術力向上が重要な課題であります。

このため、市町村を含む行政職員や民間の県内技術者を対象として、橋梁やトンネルの補修に関する技術講習や現場研修等を、年に複数回開催しているところであります。

また、県が発注する橋梁等の補修工事につきましては、現在、県内業者で実施できる状況がありますが、鋼橋、いわゆるメタル橋の補修工事では受注可能な県内業者が少ないことから、他の県内業者への技術移転の方策についても検討してまいりたいと考えております。

今後とも、道路施設の補修に関する一連の業務につきまして、技術力向上に向けた取り組みを継続してまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 次に、延岡市における懸案事項についてお伺いします。

延岡市の県道改良率は、宮崎市や都城市と比較してどのような状況になっているのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 延岡市の県

道改良率につきましては、平成29年4月現在、41%となっており、宮崎市の79%や都城市の84%に比べ、低い状況となっております。

延岡市の改良率の内訳を見ますと、主要地方道の改良率は81%で、県平均の74%を上回っているのに対し、一般県道が25%と、県平均の49%を大きく下回っている状況となっております。

これは、山間地を抱える市町村に共通して言えることではありますが、延岡市でも、一般県道の多くが急峻な山間地を通過しており、その改良には多額の予算を要することから整備が進まず、改良率が低くなっているものであります。

○井本英雄議員 よろしく申し上げます。

一般県道の檜原細見線、板上曾木線、上祝子綱の瀬線——これは北方のほうに、218号から入っている県道ですが——の進捗状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） お尋ねの県道3路線につきましては、地域の皆様の重要な生活道路でありますことから、地元の要望を踏まえ、部分的な拡幅や待避所設置などの1.5車線の道路整備に取り組んでいるところであります。

まず、檜原細見線の進捗状況につきましては、黒仁田工区の約4キロメートル区間、22の整備カ所のうち19カ所が完了しております。現在、残る3カ所の工事を実施しており、今年度で完了する予定であります。

次に上祝子綱の瀬線につきましては、菅原（すげばる）工区の約5キロメートル区間、12の整備箇所のうち9カ所が完了しており、今年度は残る3カ所の工事を行い、早期の完成に向け取り組んでまいります。

最後に、板上曾木線につきましては、平成28

年度に完成した藤の木工区に続く三椏（みはえ）工区、約3.5キロメートル区間について、今年度から事業に着手しており、測量・設計を進めていくこととしております。

県といたしましては、引き続き必要な道路整備予算の確保に努め、早期整備に努めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。北方の人たちも本当に喜んでおります。

次に、祝子川における山月（やまつき）地区などの河川改修事業の進捗状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 祝子川につきましては、平成9年、平成16年とたび重なる浸水被害が発生しましたことから、祝子橋から桑平地区までの約9.3キロメートル区間におきまして、平成17年度に河川改修事業に着手したところであります。

これまでに、浸水被害の大きかった佐野地区や鹿狩瀬（かがせ）地区、桑平地区におきまして、堤防や護岸等の整備を行い、治水安全度の向上を図ってきたところであり、今年度は、宇和田地区の堤防補強工事や大野地区の樋門工事に着手することとしております。

お尋ねの山月地区につきましては、現在、洪水時の水の流れをよくするための堤防の設計を進めておりまして、年内には、地区の皆様への説明を行う予定としております。

今後とも、地元の皆様の御協力をいただきながら、早期整備に努めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 安賀多通線構口（かまめぐち）工区の進捗状況について、県土整備部長にお願いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 安賀多通線

の構口工区は、渋滞対策や通学路の安全確保のために、延岡警察署前交差点から南延岡駅前交差点付近までの約970メートル区間におきまして、平成27年度から都市計画事業により整備を進めているところであります。

進捗状況につきましては、平成28年度までに測量・設計を行い、平成29年度から用地買収に着手し、現在までに約23%の契約をいただいております。

当工区には、補償対象となる建物等が多くあり、多額の事業費を要することから、今後とも、必要な予算の確保について、国に対し強く働きかけるとともに、延岡市とも十分に連携し、地元の皆様の御協力をいただきながら、事業の進捗に努めてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 ありがとうございます。

最後に、県庁舎の整備についてお伺いいたします。

濱砂議員の代表質問で、県庁舎の全体構想についてはお聞きしましたが、その中には議会棟も入っているのかということであります。私も全国津々浦々、議会棟、あるいは議事堂と言われるものを見学してまいりましたけれども、はっきり言って、こんな古い議会棟はありません。これは我々議員の課題でもあります。私も70歳を過ぎました。いずれこの議会を去らなければならないときが来ます。しかし、このまま後輩に渡したんじゃ申しわけない。私は本当にそう思っています。

議会棟を含む県庁舎の整備についてどのように考えているのか、知事、お願いします。

○知事(河野俊嗣君) 議会棟を含む本庁域の庁舎につきましては、耐震補強や適切な維持管理によりまして建物性能の維持を図っております。

すことから、当分の間は、大切に使用していきたいと考えております。

しかしながら、本庁域の庁舎が分散し十分な執務スペースが確保できないとか、冒頭、議員の御質問にもありました、縦割りを打破しながら職員の意欲や能力を喚起する、そのための交流スペースがあってもいい、さらには県民の皆さんが交流できるような、そういう場所も必要ではないかと、さまざまな議論があろうかと思っております。将来的には集約する必要があると認識をしております。

県としましては、本庁舎の建てかえについて、他県の建設事例の研究等に努めますとともに、庁舎やスポーツ施設などの維持管理や更新等に関します中長期的な方針を定めた「宮崎県公共施設等総合管理計画」を2021年度に見直す中で、位置づけてまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 もう一度聞きますけど、議会棟もその中に入っているんですね。入っていますね。はい、よろしいです。

以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○蓬原正三議長 以上で一般質問は終わりました。

○蓬原正三議長 次に、今回提案されました議案第1号から第18号までの各号議案を、一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

◎ 議案第8号から第18号まで採決

○蓬原正三議長 まず、公安委員会委員、人事委員会委員及び公害審査会委員の任命または選任の同意についての議案第8号から第18号まで

の各号議案について、お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第8号から第18号までの各号議案について、一括してお諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第7号まで及び請願
委員会付託

○蓬原正三議長 次に、議案第1号から第7号までの各号議案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす19日から26日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、27日午前10時から、常任委員長の審査結果報告から採決まで及び決算議案の上程であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時52分散会

9月27日（木）

平成30年9月27日（木曜日）

午前10時0分開議

出席議員（36名）

1番	武田浩一	（自由民主党くしま）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	西村賢	（宮崎県議会自由民主党）
7番	後藤哲朗	（同）
8番	二見康之	（同）
9番	日高博之	（同）
10番	野崎幸士	（同）
11番	日高陽一	（同）
13番	蓬原正三	（同）
14番	凶師博規	（愛みやざき）
15番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	徳重忠夫	（宮崎県議会自由民主党）
20番	丸山裕次郎	（同）
21番	中野一則	（同）
23番	横田照夫	（同）
24番	黒木正一	（同）
25番	松村悟郎	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	新見昌安	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	緒嶋雅晃	（宮崎県議会自由民主党）
33番	右松隆央	（同）
34番	山下博三	（同）
35番	濱砂守	（同）
36番	坂口博美	（同）
37番	星原透	（同）
38番	井本英雄	（同）
39番	外山衛	（同）

欠席議員（1名）

22番	中野廣明	（宮崎県議会自由民主党）
-----	------	--------------

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	畑山栄介
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	川野美奈子
環境森林部長	甲斐正文
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	中田哲朗
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
財政課長	吉村達也
教育長	四本孝
公安委員長	島津久友
警察本部長	郷治知
代表監査委員	高橋博
人事委員長	濱砂公一

事務局職員出席者

事務局長	片寄元道
事務局次長	上山伸二
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主任主事	山井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 常任委員長審査結果報告

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで及び決算議案の上程であります。

まず、議案第1号から第7号までの各号議案、請願第26号及び第27号、並びに継続審査中の請願第22号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、松村悟郎委員長。

○松村悟郎議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第3号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成30年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

今回の補正は、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するもので、71億6,300万円余の増額となっており、歳入財源の主なものは、繰越金66億円余、国庫支出金4億200万円余であります。この結果、補正後の一般会計の予算規模は5,906億6,500万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会計で1,500万円の増額であり、特別会計と合わせた補正後の予算額は134億7,500万円余となります。

また、総務部の補正予算は、一般会計で65億5,800万円余の増額であり、特別会計と合わせた補正後の予算額は2,502億6,600万円余となります。

次に、新規事業「宮崎駅西口駅前広場再整備検討事業」についてであります。

このことについて委員より、当該事業の目的と今後のスケジュールに関する質疑があり、当局より、「宮崎市の中心市街地活性化のほか、人が集まる拠点が生み出され、県内のさまざまな情報発信を行うことで、県内全体への波及効果等も見込まれる。今後、早期に検討委員会を開催し、整備規模等を検討した上で、年度内には具体的な基本計画を策定し、来年度予算につなげていきたい」との答弁がありました。

また、複数の委員より、当広場における県有地の状況や概算事業費、JR九州の費用負担に関する質疑があり、当局より、「駅前広場の全体面積は、約11,000平米であり、このうち県有地が約7,200平米、残りの約3,800平米がJR九州の土地である。県が平成5年度から7年度にかけて実施した当広場全体の整備事業費は約9億5,000万円であり、JR九州にはこのうち9,600万円を負担していただいた。具体的には、今後検討していくことになるが、今回は、にぎわい創出に向けた必要な部分を整備することになるため、前回の規模には至らないと考えている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「例えばJR九州に土地を売却等して実施する方法は検討したのか」との質疑があり、当局より、「売却等についても検討したが、不特定多数の県民等が自由に行き交う公共空間として、県で整備するのが適切だと考えている」との答弁がありました。

これに関連して委員より、「企業版ふるさと

納税等も含めて、JR九州にも費用を負担していただく方法を検討していただきたい」との意見がありました。

さらに委員より、「JR九州のダイヤ見直し問題と今回の再整備を関連づけて話をするべきではないか」との意見があり、当局より、「やるべきことはやるが、言うべきことも言うという姿勢で臨むべきだと考えている。今回の再整備は、本県にとってもメリットがあるため実施したいと考えているが、一方で、ダイヤ見直し問題についてもしっかりと意見を申し上げてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、過去に当広場を整備した際の経緯等を十分に把握した上で、関係企業にも相応の負担を求めるなどの調整を行いながら、県内全域に波及効果のある公共空間としての整備を行う一方で、JR九州のダイヤ見直し問題については是々非々の立場でしっかりと対応していただくよう要望いたします。

次に、2巡目国体に向けたスポーツ施設整備の進捗についてであります。

このことについて委員より、「山之口運動公園に整備する陸上競技場は、造成費だけでも約40億円と見込まれるなど相当の経費がかかるため、経費節減に積極的に取り組むべきではないか」との意見がありました。

また委員より、「陸上競技場、体育館、プール等を合わせた総事業費はどのくらいで、財源をどう考えているのか」との質疑があり、当局より、「精査はしていない段階で大まかに言えば、500～600億円程度になるのではないかと考えている。負担軽減のため、国土交通省の社会資本整備総合交付金の活用や、関係市との費用分担協議等も行ってまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「相当な財政負担につながるので、経費節減や財源確保の取り組みに努力していただきたい」との要望がありました。

次に、行政事務の適正な執行についてであります。

このことについて委員より、「文書センターで確認された旧優生保護法に関する資料の問題など、不適正な事案が幾つも発生しており、県政に対する県民の不信を招いているが、どのように考えているか」との質疑があり、当局より、「非常に重く受けとめている。信頼感がなければ県政を前に進めることはできないので、不適正な事案が発生しないよう、全庁を挙げて綱紀粛正に取り組むとともに、部局横断的に内部統制の取り組みも進めてまいりたい」との答弁がありました。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、厚生常任委員会、太田清海委員長。

○太田清海議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号及び新規請願2件の計3件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号、請願第26号及び請願第27号については全会一致により、請願第22号は賛

成多数により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1億3,000万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は2,233億1,700万円余となります。

このうち、新規事業「自立支援型地域ケア会議のための広域アドバイザー育成事業」についてであります。

この事業は、「自立支援型地域ケア会議」を指導する人材を育成し、広域アドバイザーとして市町村へ派遣することで、介護給付費の抑制や高齢者の生活の質の向上を図るものであります。

このことについて複数の委員より、「事業の実施に当たっては、要介護認定率などの数値目標を定めた上で、各市町村の状況に合わせた地域ケアシステムの構築を進めてもらいたい」との意見がありました。

次に、「安心してお産のできる体制推進事業」についてであります。

この事業は、周産期母子医療センターにNICU等の運営費の補助を行うことで、県内の周産期医療体制を維持するものであります。

このことについて委員より、「周産期医療体制の維持とあわせて、レスパイトケアなど、障がいを持って生まれてくる方を社会で受け入れていくための体制の充実を図っていただきたい」との要望がありました。

次に、旧優生保護法に関する調査結果等についてであります。

このことについて当局より、「部局内及び関

係部局間の情報共有不足により、組織的な把握がおくれたことについて、大変申しわけなく思っている。今後は、このようなことが起こらないよう情報共有の徹底を図ってまいりたい」との説明がありました。

当委員会といたしましては、適正な文書管理及び関係部局間の情報共有の徹底に努めていただくとともに、今後もしできる限りの調査を行うなど、当事者に寄り添った対応に尽力していただくよう要望いたします。

次に、宮崎県立看護大学における県内就職への取り組みについてであります。

このことについて委員より、「県内就職率50%を達成するため、大学や教育委員会等との連携をより一層密にし、県内出身の入学者をふやすための取り組みを強化していただきたい」との要望がありました。

次に、障がい者の雇用についてであります。

このことについて病院局の審査の中で、複数の委員より、「今後どのような業務であれば障がい者を雇用できるか、しっかり検証する必要があると思うが、現状はどうなっているのか」との質疑があり、当局より、「県病院は高度医療等を担うため、患者の安全・安心を最優先に慎重に検討すべきであるが、障がい者の雇用は必要な取り組みであると考えている。現在、全職員を対象に、国のガイドラインに沿った確認を実施しており、その結果を踏まえて、今後検討してまいりたい」との答弁がありました。

また、福祉保健部の審査の中で、委員より、「障がい者の雇用促進のために今後どのように取り組んでいくのか」との質疑があり、当局より、「障がい者の就労支援をしていく立場として、雇用の促進に向けた働きやすい環境の整備などについて、労働局や関係部局と連携し、取

り組んでまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、障害者雇用促進法の本来の目的を忘れることなく、行政機関として果たすべき役割をしっかりと認識し、関係部局一体となって障がい者雇用の推進に取り組んでいただくよう、強く要望いたします。

次に、「スティッフパーソン症候群を指定難病とするよう求める意見書」についてであります。

これは、当委員会に付託を受けました請願第26号に基づくものであります。スティッフパーソン症候群は、脳と脊髄にまつわる病気で、歩行など日常の動作に支障を来すほか、全身に症状が及ぶと、寝たきりになったり呼吸がとまることもある希少難病の一つで、罹患している患者数が少ないため、治療の研究はおくれており、患者は、高額の医療費を負担しながら入退院を繰り返すという厳しい状況に置かれています。

このようなことから、スティッフパーソン症候群に苦しむ患者の救済に向け、国に対して、当該難病を早急に指定難病に指定するよう強く要望するものであります。

当委員会といたしましては、この意見書の提出を全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、商工建設常任委員会、後藤哲朗委員長。

○後藤哲朗議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で300万円余の増額であり、観光みやぎ未来創造基金事業の実施に伴うものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は492億1,400万円余となります。

次に、観光入り込み客の確保対策等についてであります。

このことについて委員より、「香港航空の宮崎—香港線が運休すると、本県への外国人観光客の減少が予想されるが、どのように対応していくのか」との質疑があり、当局より、「香港線が運休することを受け、これまで本県に送客いただいていた香港の大手旅行会社を訪問し、引き続きの送客をお願いしたところ、宮崎への送客に今後とも力を入れていくとの言葉をいただいた。引き続き、このような団体旅行対策を行っていくとともに、近年増加している個人の外国人旅行者向けのPRも行っていきたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「リピーター確保のための満足度や将来の観光入り込み客の動向の見通しなど、幅広い項目について分析し、計画を立てて対策していくことが必要だと考えるかど

うか」との質疑があり、当局より、「リピーター確保につながるよう、しっかりとニーズを捉えて分析し、対策をとっていくことが重要だと考えており、今年度新たに設置した観光みやぎき未来創造基金も活用しながら、集中して対応していきたい」との答弁がありました。

次に、新宿みやぎき館KONNEの改装等についてであります。

このことについて当局より、「新宿みやぎき館KONNE 2階のレストランについては、集客効果や運営面から、運営委託先に施工してもらうことを考えていたが、建設業の許可を持たない運営委託先では法的に問題があることが判明したため、工事請負費で計上していた予算の流用手続きを行い、補助金として支出した」との説明があり、委員より、「新宿みやぎき館KONNEの改装等のほか、他の部局でも事務処理上の問題に対する指摘が相次いでいるが、事務処理に問題等が発生した際は、結論ありきの進め方ではなく、県民利益が最大となることを優先して、原点に立ち戻って意思決定を行うべきである」との意見がありました。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1,800万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は721億9,100万円余となります。

次に、経営事項審査における虚偽申請に関する対応についてであります。

これは、株式会社大建の経営事項審査の申請に虚偽の疑いがあるとの情報提供を受け、ことし3月に立入検査を実施したにもかかわらず、その不正を見抜けなかったものなどでありませう。

このことについて委員より、「調査結果につ

いて、通報者には連絡せず第三者には伝えるなど、通報者への配慮や通報者からの情報収集の姿勢が欠けているが、県は中立的な立場で調査等に当たるべきではないか」との質疑があり、当局より、「通報者に連絡すべきであったと反省している。今後は、通報者からも聞き取りして調査を行うなど、通報者の立場にも立った調査等を行うようにしていきたい」との答弁がありました。

これに対して別の委員より、「通報者に調査結果を伝えていけば、さらなる情報提供や事実誤認の指摘があった可能性があり、不正を見抜けなかった最も大きな原因は、通報者と連絡をとらなかったことにあるため、品確法におけるワンデーレスポンスの精神に倣うなど、通報者への適時適切な情報伝達に取り組んでいただきたい」との意見がありました。

さらに複数の委員より、「通常であれば簡単にわかっていたはずの内容であり、通報を受けてからの不十分な対応により、不正を見抜くことができなかった県の責任は非常に大きい」との意見があり、当局より、「調査に当たった職員は、現地で一生懸命やったと考えているが、組織として不正を見抜くことができなかった」との答弁がありました。

これに対して複数の委員より、「反省点を全て洗い出し、調査マニュアルの作成などの対策を確実に行うとともに、県政の信頼回復に真摯に取り組んでいただきたい」との意見がありました。

当委員会といたしましては、慎重かつ厳正な審議を尽くしましたが、県の審査等において、第三者から職員への不当な働きかけや秘密の漏えい、職員が不正を知りながら検査結果を問題ないと結論づけるなどの恣意的な判断があった

のではないかという委員及び県民の疑念はいまだ払拭されていないことから、行政のトップである知事として、疑念払拭のため、明確な意思表示をしていただくよう要望いたします。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、環境農林水産常任委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1,500万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は225億9,700万円余となります。

この補正予算に係る「原木しいたけ生産回復緊急支援事業」は、新燃岳噴火で降灰被害のあった原木シイタケ生産者が、来春に植菌するほだ木造成費用の一部支援を行うものであります。

このことについて委員より、「今回の支援では、ほだ場に屋根を設置するなど、降灰被害を防ぐような生産方法の改善は行わないのか」との質疑があり、当局より、「今回のような微細

な降灰の場合は、人工ほだ場であっても、通気の関係で被害回避は難しい状況であった。今後は、生産者に対して、来年から始まる収入保険制度に加入するなど、リスク対応ができる経営指導を行っていきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「今回の支援によってほだ木を造成しても、また降灰による被害を受けることも十分考えられるので、降灰被害を防ぐための研究もあわせて進めていただきたい」との要望がありました。

次に、一般社団法人宮崎県林業公社についてであります。

このことについて当局より、「第3期経営計画の改訂計画に基づいて取り組んできた経営改善の改善効果額は、木材の売り払い単価が計画を上回ったことや、公社自身の経営努力等によって、平成24年度から29年度の単年度収支は黒字となり、平成29年度末の年度末資金残高は、目標を上回る約3億2,000万円となっている」との報告がありました。

これに対して委員より、「分収林事業の最終年度である平成80年度に想定される多額の債務超過額を考えると、県民がしっかり理解できるような次期計画を進めていく必要がある」との意見があり、当局より、「当該公社においては分収造林が一番大きな事業であり、材価に左右される部分が多いが、計画的な作業道整備により搬出経費を下げるなど、収益が上がるような工夫等をしながら、今後も第4期経営計画に沿って経営改善を続けていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県と公社が一体となって、今年度からの第4期経営計画を着実に実行しながら、さらなる経営努力によって赤

字額の圧縮に努めていただくよう要望いたします。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で4億2,200万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は411億8,700万円余となります。

このうち、「中山間地域所得向上支援事業」についてであります。

これは、国庫補助決定に伴って、延岡市及び小林市から要望のあった鳥獣進入防止施設整備の支援を行うものであります。

このことについて委員より、「今回の補正でどの程度の整備ができるのか。また、市町村からの要望としては足りているのか」との質疑があり、当局より、「今回の補正で、約27キロメートルの鳥獣進入防止柵を整備することができる。市町村からは当初予算で要望を伺っており、6月補正も含め約5億円を措置したことで、全体の要望としては足りていると考えている。今回は、国からの追加要望調査に対し、さらに追加の要望があったものである」との答弁がありました。

また、別の委員より、「鳥獣被害はどの地域でも深刻な問題であるが、保険の適用はあるのか」との質疑があり、これに対して当局より、「これまでも農業共済制度の適用はあったが、対象となる品目が限定されているため、複合農家などは使いづらい事情があった。来年1月から新たに開始される収入保険制度では、鳥獣被害による収入減少も保険の対象となる予定である」との答弁がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査

といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、文教警察企業常任委員会、渡辺創委員長。

○渡辺 創議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件はございませんが、当局より報告を受けた案件のうち、議論のありました主な事項について申し上げます。

まず、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設についてであります。

このことについて当局より、7月の台風7号及び西日本豪雨の影響により、一ツ瀬川県民ゴルフ場のコースが二度にわたり冠水し、9日間コースの閉鎖を行ったとの報告がありました。

これに対して、複数の委員より、「台風や豪雨等が起こった際の冠水の影響に加えて、ゴルフ人口の減少や近隣ゴルフ場との競争等、厳しい状況にある。赤字が続いた場合に、指定管理者が手を引くことも考えられるが、他の健康増進施設としての再利用や閉鎖等、今後の施設運営についてどう考えているか」との質疑があり、当局より、「県民の健康増進や雇用等の地域経済、河川環境の維持に寄与していると考えているが、若年層等のゴルフ人口の減少や、河川敷にあるゴルフ場ということで、今後も洪水等によるコース冠水のリスクがある。次の指定管理期間である5年間の間に、メリットやリスク等も総合的に勘案しながら、一ツ瀬川県民ゴルフ場のあり方や活用について考えていきたい」との答弁がありました。

次に、運動部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針についてであります。

このことについて当局より、国のガイドライン等に基づき、中学校の運動部活動を対象として、週当たり2日以上適切な休養日の設定や、1日の活動時間を平日は2時間、休業日は3時間程度とする「学校の運動部活動に係る活動方針」を、各学校が今年度中に策定するとの説明がありました。

これに対して委員より、「競技力強化指定校については、当該活動方針に縛られない運用の工夫ができるとのことだが、競技力指定校以外で優秀な選手がいる場合などはどうなるのか」との質疑があり、当局より、「少子化も踏まえた持続可能な部活動ということで、学校の部活動運営そのものを見直すことが必要になってきており、短時間での効率的な、科学的指導による部活動にするということが、今回の方針の一番の狙いである。実施に当たっては、長いスパンで考え、県体育協会や競技団体等とも連携を図りながら、合理的に進めていきたい」との答弁がありました。

これに対し別の委員より、「新たな取り組みは難しい面もあるが、策定した方針について、各学校がしっかり取り組むよう徹底をお願いしたい」との要望がありました。

次に、宮崎県競技力向上基本計画についてであります。

これに対して委員より、「本県では今後、2巡目国体という大きな目標があるが、スポーツの世界で活躍しているアスリートは、小さい時期から取り組み、結果を出している選手が多い。そのような選手をどのように発掘し、育成していくのか」との質疑があり、当局より、「県体育協会において、ジュニア発掘のための体験教室を実施したり、ワールドアスリート発掘育成プロジェクト事業を実施しているが、2

巡目国体へ向けた強化計画をしっかりと見据え、競技団体とも連携しながら、ジュニア期からの発掘、育成システムを構築していきたい」との答弁がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

◎ 質 疑

○蓬原正三議長 これより委員長の審査結果報告に対する質疑、討論に入りますが、質疑、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。有岡浩一議員。

○有岡浩一議員 それでは、総務政策常任委員長に、スポーツ施設整備についてお伺いいたします。

総務政策常任委員会資料によると、「県陸上競技場整備基本計画(素案)に対するパブリックコメントを8月10日から9月6日までの4週間実施し、46の個人・団体から意見があった」とあります。

そのパブリックコメントの中で、基本計画案の12ページの施設配置図に対し、敷地に余裕がないという意見が多く出されております。また、陸上競技場基本計画素案について、宮崎陸上競技協会に一度も相談なく、協議することなくつくられた計画であると明記されています。

そこで、専門的な見地から、さまざまな意見が出されております。

まず、配置図では、補助競技場とは別に各県別の待機用テントのスペースがなく、また、選手招集所の確保が難しいようです。

さらに、投てき練習場は、東側の狭い敷地に配置されているため、危険だと指摘されています。

そこで、常任委員会の審議の中で、施設配置の問題点について意見が出されなかったのか、委員長にお伺いいたします。

○松村悟郎議員 ただいまの山之口陸上競技場の施設の配置の問題点についてであります。まず、山之口運動公園の陸上競技場の配置関係に関しましては、造成される地域が地震による液状化対策等としての課題があるのではないかと、主競技場を切り土のところで整備すべきではないかという委員の意見がございました。

当局からは、そのようなことも危惧を持っているということ、あるべき姿で整備するよう調整してまいりたいとの答弁があったところでございます。

○有岡浩一議員 ありがとうございます。切り土の問題も報告されました。

それでは次に、事業費や財源について、パブリックコメントの中で造成費40億円、補助競技場等20億円、駐車場等20億円、調整池、公園施設等20億円が節約できるのではないかと意見があります。

そこで、今回200億円の財源確保について、基本計画案16ページの国の補助制度等の活用、ネーミングライツなど検討されているようですが、事業予算200億円の具体的な財源について協議されたのか、お伺いいたします。

○松村悟郎議員 陸上競技場の建設の約200億円

の財源確保についての質疑だと思います。この件に関しましては、いろんな御意見もありましたけれども、先ほど申し上げました委員長報告のとおりであります。

○有岡浩一議員 次に、パブリックコメントの中で、施設整備後、施設の維持・管理費が毎年どの程度ふえるのか、県の財政負担がふえることに危惧する意見があります。

基本計画案18ページにあるように、維持管理・運営について、県と市が共同で行うのか、所有者がそれぞれに行うのか検討するようですが、いずれにせよ維持管理費等の予算が数十年にわたり必要となってまいります。

そこで、委員会において、県の負担軽減についてどのような協議がなされたのか、委員長にお伺いいたします。

○松村悟郎議員 先ほど申し上げましたように、委員会においても、相当な財政負担額になるということで、経費節減や財源確保の取り組みに努力していただきたいとの要望をしたところであります。

関連して当局からは、行政経費がかかるということを見ると、ランニングコストについても考えながら、今後の建設について検討していく必要があるという御答弁をいただいたところでございます。

○有岡浩一議員 ありがとうございます。

次に、基本計画案19ページに示されております周辺道路の整備について、お伺いいたします。

パブリックコメントの中で、1巡目の国体では南バイパスを整備したことが紹介されています。アクセスしやすい交通利便性の確保において、2巡目国体の開会式等を想定したとき、整備スケジュールその他として、周辺交差点の改

良等や交通混雑緩和に向けたソフト対策等を検討とありますが、混雑の解消に向けてどのような協議がなされたのか、委員長にお伺いいたします。

○松村悟郎議員 交通混雑緩和対策についてだと思いますけれども、委員会では、現状のスマートインターでは大会運営に関しては十分に機能を発揮できないのではないかという意見があったところでございます。

これにつきましては、当局から、国体に向けて周辺の渋滞対策、交通対策というものは、非常に重要な課題ということで認識していること、そして設置に当たっては、国体準備委員会も含めて、詳細に検討してまいりたいとの答弁があったところです。

○有岡浩一議員 最後にお尋ねいたします。

パブリックコメントで、雨天対策用体育館について意見があり、昭和54年10月19日台風20号接近のため、閉会式を屋内で行っております。

2巡目国体の雨天対策用体育館について協議されたのか、委員長にお伺いいたします。

○松村悟郎議員 閉会時等の体育館使用についての御意見だと思いますけれども、委員からは特段、雨天対策用体育館の活用に対しては、意見としては出ておりません。

○蓬原正三議長 ほかに質疑の通告はありません。

以上で、常任委員長の審査結果報告に対する質疑は終わりました。

◎ 討 論

○蓬原正三議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございま

す。日本共産党の前屋敷恵美でございます。共産党を代表いたしまして、議案・請願に対する討論を行います。

まず、今議会に提案をされました議案のうち、議案第3号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」について、反対の立場で討論を行います。

本議案は、地域再生法が改正され、特定の企業に対して県が一定の要件を満たした者に不動産取得税など県税の課税免除を行った場合、その減収額に対して国から交付税を補填する措置が創設されたとして、県条例の改定を行うとするものです。

今回の法改正も含め、地域再生法で定められた課税免除などの優遇措置は、企業の地方拠点強化を図るとして、一定規模を有する極めて限られた企業を対象としています。

本来、地域再生を図るとするならば、地元企業の支援、地域の中小零細企業をより支援して、地域の活性化を図る、雇用の創出を図る方策こそ必要であって、一定の体力のある企業への支援・優遇措置は厳に改めるべきだと思います。

次に、請願について述べます。

請願第22号及び27号について、委員長報告はいずれも継続審査であります。採択を強く求めるものです。

まず、請願第22号「子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願」については、今議会で5度目の継続審査に付されました。

継続審査が繰り返される中身は何なのか、何が問題とされているのかを明らかに示されないのでは、真っ当な県民の要求を無視することになるのではないのでしょうか。

請願者は、健やかな子供たちの成長を願い、

子育て支援のかなめでもある子ども医療費助成制度が就学前までにとどまっている現状を少しでも拡充して、子育てを応援してほしいとの切実な思いで請願され、今回新たに1,454名の追加署名を提出しておられます。

県民の、この子育ての願い、思いを真摯に受けとめることが、県議会の役割ではないでしょうか。

県内の9割を超えるほとんどの自治体で、県の助成に上乘せをした医療費助成に取り組まれておりますが、それだけ子育てにおける要求の切実さが示されていると思います。

本来、子供の医療費助成は、国の施策で実施することが必要であることは言うまでもありません。

当然、国にも積極的に求めていくとともに、県内どこに住んでいても安心して子育てができ、宮崎で子育てしたいと言ってもらえる環境を整えることこそ、子育て日本一を目指す宮崎に値するのではないのでしょうか。

県民の負託を受けた県議会は、県民要求をしっかりと受けとめ、その実現に向けて県政や国政につないでいく、このことが、議会の役割・責務であると思います。

本請願の採択を強く求めるものです。

請願第27号の「後期高齢者の医療費窓口負担について、原則1割負担の継続を求める意見書を国に提出することを求める請願」については、来年度から後期高齢者の医療費窓口負担を現行の1割から2割にする論議が、内閣府や財務省、厚労省で進められております。高齢者にとっては、深刻かつ切実な課題となっております。

この窓口負担の原則2割化は、年金収入も減る中、治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、必要な医療が受けられない事態が深刻化す

ることにもなりかねません。

さらに、高齢者の負担増は、介護に携わる現役世代の生活をも圧迫することになり、全世代が多大な影響を受けることにもなります。

戦前、戦後を生き抜いてこられ、日本経済の発展に尽くしてこられた高齢者の方々の老後を安心できるものにする、患者負担の軽減こそ必要であり、求められているのではないのでしょうか。

2割化の負担増計画実施が来年度に迫る中、現行の1割負担にとどめてほしいという高齢者・請願者の切実な思いを強く受けとめて、本請願を採択し、一刻も早く意見書を国に提出すべきではないのでしょうか。

議員各位の賢明な御判断を切に求めて、討論といたします。以上です。(拍手) [降壇]

○蓬原正三議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第3号採決

○蓬原正三議長 これより採決に入ります。

まず、議案第3号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○蓬原正三議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第1号、第2号及び第4号から第7号まで採決

○蓬原正三議長 次に、議案第1号、第2号及び第4号から第7号までの各号議案について、

一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第26号採決

○蓬原正三議長 次に、請願第26号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第22号についてお諮りいたします。

本請願を、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○蓬原正三議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○蓬原正三議長 次に、請願第27号についてお

諮りいたします。

本請願を、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○蓬原正三議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成30年9月27日

宮崎県会議長 蓬原 正三 殿

提出者 議会運営委員長 横田 照夫

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

国土強靱化対策の推進に向けた予算の確保を求める意見書

議員発議案第2号

「米軍基地負担に関する提言」の推進を求める意見書

議員発議案第3号

学校施設への冷房等空調設備の設置促進を
求める意見書

議員発議案第4号

水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意
見書

平成30年9月27日

宮崎県議会議長 蓬原 正三 殿

提出者 厚生常任委員長 太田 清海
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定に
より提出します。

記

議員発議案第5号

スティッフパーソン症候群を指定難病とす
るよう求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第5号まで
追加上程、採決

○蓬原正三議長 ただいま朗読いたしました議
員発議案第1号から第5号までの各号議案を日
程に追加し、議題とすることに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、その
ように決定いたしました。

議員発議案第1号から第5号までの各号議案
を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項
の規定により、説明を省略して直ちに審議する
ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、その

ように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第5号までの各号議案
について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よっ
て、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

○蓬原正三議長 次に、議員派遣の件を議題と
いたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付
のとおり、議員を派遣することに御異議ありま
せんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よっ
て、お手元に配付のとおり、議員を派遣するこ
とに決定いたしました。

◎ 議案第19号から第23号まで上程

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、
知事から、議案第19号から第23号までの各
号議案の送付を受けましたので、これらを一括
上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○蓬原正三議長 ここで、知事に提案理由の説
明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 提案理由を御
説明いたします前に、先ほど、商工建設常任委
員長の報告にありました、経営事項審査におけ

る虚偽申請に関し、一言申し上げます。

今回の対応につきましては、県議会を初め、情報提供者、建設業界、県民の皆様にも多大な御迷惑をおかけしますとともに、信頼を損なうことになりましたことに対し、改めて深くおわびを申し上げます。

職員が情報提供を受けながら不正を見抜くことができなかったことは、大いに反省すべきものと考えております。

しかしながら、県の審査等におきまして、第三者から職員への不当な働きかけや秘密の漏えい、職員が不正を知りながら検査結果を問題ないと結論づけるなどの恣意的な判断があったのではないかということにつきましては、職員からしっかりと話を聞いた上で、断じてそのようなことはなかったと判断をしております。

今後は、今回の反省を踏まえまして、通報者への対応を含め、検査のあり方を見直すとともに、信頼回復に向けて全力で取り組んでまいり所存でありますので、御指導、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいま提案いたしました特別議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、議案第19号「平成29年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」であります。

これは、平成29年度の一般会計と14の特別会計の決算について、地方自治法の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

このうち、一般会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

決算の結果は、歳入5,867億854万5,000円、歳出5,744億2,812万8,000円となっており、翌年度への繰越事業に充当する財源を差し引いた実質収支は、66億40万8,000円となっております。

平成29年度の財政運営につきましては、人口

減少対策や地方創生の推進を初めとする地域活性化の取り組み、社会資本の整備等に積極的に対応するため、必要な財源確保に取り組む一方で、事業の必要性や役割分担のあり方の観点からの事務事業の徹底した見直しを初め、投資的経費の重点化、歳入確保の取り組みなどを実施し、財政調整のための基金の取り崩し額の縮減や、県債発行抑制による将来的な公債費の負担軽減を図ったところであります。

しかしながら、年々増加する社会保障関係費に加え、防災・減災対策や公共施設の老朽化対策、さらには国体開催に伴う施設整備等に多額の財政負担が見込まれ、本県財政は、引き続き厳しい状況が続く見通しとなっております。

このため、財政改革を「不断の取組」として継続し、予算の効率的かつ効果的な執行を図りつつ、本県が抱える課題に的確に対応した施策や将来を見据えた施策に、計画的に取り組んでいく必要があると考えております。

議案第20号から第23号までは、平成29年度の電気事業会計、工業用水道事業会計、地域振興事業会計及び県立病院事業会計につきまして、地方公営企業法の規定に基づき、決算について議会の認定に付するものなどであります。

このほか報告が1件ございますが、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、議会に報告するものであります。

以上、追加提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○**蓬原正三議長** 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす28日から10月1日までは、議案調査等の

平成30年9月27日(木)

ため本会議を休会いたします。

次の本会議は、10月2日午前10時から、決算議案に対する質疑、決算特別委員会の設置及び決算議案の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時57分散会

10月2日（火）

平成30年10月2日（火曜日）

午前10時0分開議

出席議員（36名）	
1番	武田浩一（自由民主党くしま）
2番	有岡浩一（郷中の会）
3番	重松幸次郎（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉（県民連合宮崎）
6番	西村賢（宮崎県議会自由民主党）
7番	後藤哲朗（同）
8番	二見康之（同）
9番	日高博之（同）
10番	野崎幸士（同）
11番	日高陽一（同）
13番	蓬原正三（同）
14番	凶師博規（愛みやざき）
15番	河野哲也（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創（県民連合宮崎）
18番	高橋透（同）
19番	徳重忠夫（宮崎県議会自由民主党）
20番	丸山裕次郎（同）
21番	中野一則（同）
22番	中野廣明（同）
23番	横田照夫（同）
24番	黒木正一（同）
25番	松村悟郎（同）
27番	井上紀代子（県民の声）
28番	新見昌安（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二（県民連合宮崎）
30番	満行潤一（同）
31番	太田清海（同）
32番	緒嶋雅晃（宮崎県議会自由民主党）
33番	右松隆央（同）
34番	山下博三（同）
35番	濱砂守（同）
36番	坂口博美（同）
37番	星原透（同）
38番	井本英雄（同）
39番	外山衛（同）

欠席議員（1名）	
22番	中野廣明（宮崎県議会自由民主党）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	畑山栄介
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	川野美奈子
環境森林部長	甲斐正文
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	中田哲朗
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
財政課長	吉村達也
教育長	四本孝道
警察本部長	郷治知
代表監査委員	高橋博二
人事委員会事務局長	原田幸二

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	上山伸二
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主任主事	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

○**蓬原正三議長** これより本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして一言申し上げます。

先日の台風24号の大雨等により発生した災害で、大勢の方々が被害に遭われました。この台風災害により被災された皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

◎ **決算議案に対する質疑**

○**蓬原正三議長** それでは、本日の日程は、決算議案に対する質疑、決算特別委員会の設置及び決算議案の委員会付託であります。

まず、議案第19号から第23号までの各号議案を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑に入りますが、質疑についての発言時間は1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○**前屋敷恵美議員** おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。早速ですが、議案第19号「平成29年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」の質疑をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、財政運営で、歳出について伺います。

各部署での不用額が、前年度94億円余を大きく上回っている状況です。この不用額について、全体額及び主に民生費、農林水産業費、商工費、教育費、衛生費について、その理由、要因をそれぞれお答えいただきたいと思っております。

○**福祉保健部長（川野美奈子君）** まず、民生費と衛生費についてでございますが、民生費の不用額は8億762万円余で、その主なものは、生活保護扶助費や介護保険給付に関する市町村へ

の交付金などございまして、衛生費の不用額は2億9,490万円余で、その主なものは、難病や肝炎に関する医療費助成などに係るものでございます。

不用となった理由でございますが、それぞれの実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

○**商工観光労働部長（井手義哉君）** 商工費の不用額31億4,000万円余であります。その主なものは、中小企業融資制度貸付金のうち、大規模な自然災害等により地域経済が大きな影響を受けた際に、迅速かつ柔軟に対応するために確保しておりました緊急対策枠について、貸し付けがなかったことによるものでございます。

○**農政水産部長（中田哲朗君）** 農林水産業費の不用額は、全体で17億7,866万円余となっております。

その主なものは、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の初動防疫に要する経費が、伝染病の発生がなかったことにより不用となったこと、また、コイ養殖場などで、コイヘルペスウイルス病の発生がなかったことにより、コイの処分費等が不用となったことなどによるものでございます。

○**教育長（四本 孝君）** 教育費の9億8,860万円余の不用額であります。主なものは、職員の人件費におきまして、「職員手当等」や「給料」などの実績が、見込みを下回ったことなどによるものであります。

○**前屋敷恵美議員** ちなみに28年度の不用額は、総額で94億円余という状況にありました。

次に、翌年度繰越額が520億円余と、こちらも前年度の280億円余を約2倍近く大きく上回っている状況にありました。この繰越額についても、主に衛生費、農林水産業費、土木費につい

てお答えいただきたいと思ひます。

○蓬原正三議長 どちらに聞かれますか。

○前屋敷恵美議員 各担当の部長さんをお願いしたいと思ひます。まず、福祉保健部長。繰越額についてです。

○蓬原正三議長 暫時休憩します。

午前10時5分休憩

午前10時5分開議

○蓬原正三議長 再開いたします。

次の質疑から。

○前屋敷恵美議員 では次に、監査意見書での指摘事項について伺いたいと思ひます。

財務会計事務について意見書で、例年、行政事業の拡大や職員数の減少に伴い、職員一人一人の事務負担の増大が、財務会計事務のおくれや誤りの多発を招いているということが指摘されています。29年度、どのような改善策が図られたのか、会計管理者に伺います。

○会計管理者(福嶋幸徳君) 会計管理局におきましては、財務会計事務の研修や、出先機関に出向いての指導検査を実施いたしますとともに、各部局の職員からの日々の相談への対応などを通じて、適切に財務会計事務が行われるよう取り組んできております。

これらに加えまして、ことし4月からは、会計事務ヘルプデスクを新たに設置し、本庁・出先機関を問わず、全部局の職員がより相談しやすい環境づくりに努めるなど、相談機能の充実を図っているところであります。

○前屋敷恵美議員 では次に、各種施策事業について伺いたいと思ひます。

まず、医療福祉に関してですが、平成29年度県内で臨床研修を開始した医師数について、前年度と比較して伺いたいと思ひます。

○福祉保健部長(川野美奈子君) 医師につきましては、平成29年4月から県内で56名が臨床研修を開始しており、前年度と比べ9名の増加となっております。

○前屋敷恵美議員 次に、同じく平成29年度の看護師確保の実績について、前年度と比較して伺いたいと思ひます

○福祉保健部長(川野美奈子君) 看護師につきましては、県内の養成機関における新卒者の県内就職者数が594人で、前年度と比べ84人増加しております。

また、復職支援の取り組みにより403人が職場に復帰しており、前年度と比べ19人の増加となっております。

○前屋敷恵美議員 では次に、県立病院の医師数及び看護師数について、病院局長、お願いいたします。

○病院局長(桑山秀彦君) まず医師数であります。大学医局への派遣要請等を粘り強く行いました結果、平成30年4月時点で、ほぼ前年並みの202名となっております。

また、看護師については、看護体制の維持・充実や育児休業代替職員の確保のための採用を行いました結果、同じく平成30年4月時点で、前年度より21名増の1,074名となっております。

○前屋敷恵美議員 次に、障がい者の就労に関して伺います。

県、市町村及び企業における障がい者の就労実績と、就労継続支援事業を利用する障がい者の方の数について、また、就労継続支援事業を利用する障がい者の賃金及び賃金向上の実績について伺いたいと思ひます。

○福祉保健部長(川野美奈子君) 国が公表しております平成29年6月1日現在の雇用状況は、県が304人、市町村が249.5人、企業

が2,519.5人となっております。なお、県及び市町村の人数につきましては、現在再点検中でございます。

次に、就労継続支援事業所の利用者数や賃金等の状況は、平成29年度末で、A型事業所が821人の利用で、賃金の平均月額が前年度比2,168円増の6万1,392円、B型事業所が2,488人の利用で、工賃の平均月額は前年度比625円増の1万8,585円となっております。

○前屋敷恵美議員 次に、国民健康保険事業について伺います。

市町村国保の加入世帯及び滞納世帯並びに短期被保険者証及び資格証明書の交付状況について伺いたいと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 市町村国保の加入世帯総数は、平成29年6月1日現在で17万7,311世帯であり、このうち滞納世帯は2万6,989世帯となっており、滞納世帯のうち短期被保険者証の交付世帯は1万1,575世帯、資格証明書の交付は1,277世帯となっております。

また、未交付世帯数は、平成29年8月の調査では、1,033世帯となっております。

○前屋敷恵美議員 済みません。それと合わせて、未交付世帯の状況は今お伺いいたしました。この未交付世帯に対する県の対応と申しますか、考え方について伺いたいと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 県では、未交付世帯につきまして、市町村に対し、未交付世帯の実態把握や分割納付の相談に応じるなど未交付の解消が図られるよう、助言を行っているところでございます。

○前屋敷恵美議員 次に、平成29年度の生活保護受給世帯について、前年度と比較してお答えをお願いします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 平成29年度

の生活保護受給世帯数は、年度平均で1万4,332世帯となっておりまして、前年度の1万4,405世帯と比べ、ほぼ横ばいとなっております。

○前屋敷恵美議員 続いて、特別養護老人ホームの待機者数及び、この待機者数のうち要介護3以上の方の数について、これも前年度と比較して伺いたいと思います。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 平成30年4月1日時点におきます特別養護老人ホームの待機者数は2,818人で、前年と比較して212人の減少となっております。

このうち、要介護3以上は1,911人で、前年と比較して4人の減少となっております。

○前屋敷恵美議員 次に、放課後児童クラブにおける待機児童数の現状についても、前年度と比較してお願いいたします。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 放課後児童クラブの待機児童数につきましては、平成29年5月1日現在で359人であり、前年度の444人と比較して85人減少しております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。では次に、防災に関して伺いたいと思います。

木造住宅耐震化推進事業の平成29年度実績について、これも前年度と件数を比較して伺いたいと思います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 平成28年度と29年度の実績をそれぞれ申し上げますと、アドバイザー派遣が、28年度の197件に対して29年度は66件、同様に耐震診断が、377件に対して95件、耐震改修設計が、94件に対して64件、耐震改修工事が、75件に対して64件となっております。

○前屋敷恵美議員 次に、急傾斜地における土砂災害警戒区域などの指定予定箇所数は何カ所あるのか、また、そのうち基礎調査が終わって

いない箇所が何カ所あるのか伺いたいと思います。

またあわせて、平成29年度に実施をした対策事業、緊急対策事業の数もお願いしたいと思います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県内の急傾斜地における土砂災害警戒区域等の指定予定箇所数は1万990カ所であり、そのうち平成29年度末時点で基礎調査が終わっていない箇所は1,050カ所あります。

また、平成29年度に実施した急傾斜地崩壊対策事業は67カ所であります。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

では次に、雇用、中小企業関連で伺いたいと思います。

平成29年度に支出した企業立地促進補助金の対象企業数と総額について、また、この補助対象となった企業の雇用者数及びそのうち非正規の雇用の人数について伺いたいと思います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 平成29年度に支出した企業立地促進補助金は、34企業に対しまして3億8,517万3,000円となっております。

補助対象となった新規雇用者数は687人で、そのうち非正規雇用者数は243人となっております。

○前屋敷恵美議員 次に、あわせて商工観光労働部長ですが、平成29年度の企業倒産件数とその会社、従業員数について伺います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 29年度の企業倒産件数でございますが、民間調査会社によりますと、平成29年度の負債額1,000万円以上の企業倒産件数は26件、従業員数は122人で、前年度と比較して、それぞれ8件の減、73人の減となっております。

○前屋敷恵美議員 次に、同じく平成29年度の信用保証協会による保証承諾件数とその金額、代位弁済の数とその金額、県による損失補償件数とその金額について伺いたいと思います。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 信用保証協会による平成29年度の保証承諾件数は4,416件で、前年度比7.4%増、金額は約317億5,800万円で、前年度比10.6%減となっております。

代位弁済件数は171件で、前年度比3%増、金額は約9億8,100万円で、前年度比14.9%減となっております。

また、県による損失補償件数は27件で、前年度比44.9%減、金額は約286万円で、前年度比56.9%減となっております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

次に、教育関連で伺いたいと思います。

特別支援学校における教室不足の解消と、スクールバスの設置、また増便に関して、平成29年度の実績についてお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 平成29年度におきましては、都城きりしま支援学校に5教室、日向ひまわり支援学校に3教室を増設するための設計を行いました。

また、スクールバスにつきましては、日南くろしお支援学校には新たに1台設置し、みなみのかぜ支援学校には登校用のバスを増便したところであります。

○前屋敷恵美議員 次に、就学援助の「新入学児童生徒学用品費等」の入学前支給について、県内自治体の実施状況を伺いたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 平成29年度中に小中学校における入学前支給を実施した自治体は、小学校9市町、中学校11市町であります。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

では次に、交通関連で信号機について伺いた

いと思います。

信号機の設置要望件数及び平成29年度の設置実績、これを平成28年度と比較して伺いたいと思います。

○警察本部長（郷治知道君） 宮崎県警察で把握しております信号機の設置要望件数は、累積で約400件あります。

信号機の設置につきましては、必要性、緊急性などを総合的に検討して、予算の範囲内で計画的に進めているところであります。

また、信号機の設置実績としましては、平成29年度に14基、平成28年度に16基をそれぞれ設置しております。

○前屋敷恵美議員 最後になるんですが、先ほどの件はどうなったでしょうか。繰越額については。

○福祉保健部長（川野美奈子君） 衛生費の繰越額、翌年度繰越額でございますが、1億5,654万円余で、その主なものは県北地区周産期医療ネットワークシステム整備事業でございます。その理由でございますが、事業主体において事業が繰り越しになったことによるものでございます。

○農政水産部長（中田哲朗君） 農林水産業費の繰越額は、全体で176億9,984万円余となっております。

その主なものは、国庫補助決定に伴い、平成30年2月の補正予算で計上いたしました畜産競争力強化整備事業や農畜産物輸出拡大施設整備事業など、工期が不足したことなどによるものでございます。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 土木費の翌年度繰越額は、道路事業や河川事業などで233億9,188万円余となっております。

その主な理由は、年度末における国の補正予

算の関係により工期が不足したことや、関係機関との調整に日時を要したことなどによるものであります。

○前屋敷恵美議員 それぞれお答えいただきまして、ありがとうございました。

最後に、今いろいろお尋ねをいたしたところですが、平成29年度の決算を知事はどのように総括しておられるのか、改めて伺いして、質疑を終わりたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 平成29年度は、地方創生の実現に向けまして、人口減少対策を初めとする地域活性化の取り組みや、防災・減災機能強化のための社会資本整備、また、本県の強みを生かした成長産業の育成加速化など、本県が直面している課題に積極的に取り組んだところであります。

今後、国体開催に伴う施設整備や公共施設の老朽化対策など多額の財政負担が見込まれることを踏まえ、財政改革を「不断の取組」として着実に実行した結果、県債残高の減少や財政健全化指標のさらなる改善など、将来を見据えた財政運営を行うことができたものと考えております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございました。

以上で終わります。（拍手）

○蓬原正三議長 ほかに質疑の通告はありません。

以上で質疑は終わりました。

◎ 議員発議案送付の通知

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成30年10月2日

宮崎県議会議長 蓬原 正三 殿

提出者 議会運営委員長 横田 照夫

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第6号

決算特別委員会の設置について

◎ 議員発議案第6号上程、採決

○蓬原正三議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第6号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明及び質疑を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第6号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第19号から第23号まで決算特別委員会付託

○蓬原正三議長 次に、議案の委員会付託についてお諮りいたします。

議案第19号から第23号までの各号議案につい

ては、お手元に配付の付託表のとおり、ただいま設置が決定いたしました決算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ここで、決算特別委員会の正副委員長互選等のため、暫時休憩いたします。

なお、執行部はここで退席となります。

午前10時24分休憩

午前10時34分開議

◎ 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果）

○蓬原正三議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長互選の結果を報告いたします。

その氏名を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

決算特別委員会 委員長 外山 衛
副委員長 松村 悟郎

○蓬原正三議長 ただいまの朗読のとおりであります。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす3日から11日までは、決算特別委員会及び議事整理等のため、本議会を休会いたします。

次の本議会は、12日午前10時から、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時35分散会

10月12日（金）

平成30年10月12日（金曜日）

午前10時0分開議

出席議員（36名）

1番	武田浩一	（自由民主党くしま）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	西村賢	（宮崎県議会自由民主党）
7番	後藤哲朗	（同）
8番	二見康之	（同）
9番	日高博之	（同）
10番	野崎幸士	（同）
11番	日高陽一	（同）
13番	蓬原正三	（同）
14番	凶師博規	（愛みやざき）
15番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	徳重忠夫	（宮崎県議会自由民主党）
20番	丸山裕次郎	（同）
21番	中野一則	（同）
23番	横田照夫	（同）
24番	黒木正一	（同）
25番	松村悟郎	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	新見昌安	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	緒嶋雅晃	（宮崎県議会自由民主党）
33番	右松隆央	（同）
34番	山下博三	（同）
35番	濱砂守	（同）
36番	坂口博美	（同）
37番	星原透	（同）
38番	井本英雄	（同）
39番	外山衛	（同）

欠席議員（1名）

22番	中野廣明	（宮崎県議会自由民主党）
-----	------	--------------

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	畑山栄介
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	川野美奈子
環境森林部長	甲斐正文
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	中田哲朗
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	桑山秀彦
財政課長	吉村達也
教育長	四本孝
公安委員長	島津久友
警察本部長	郷治知
代表監査委員	高橋博
人事委員長	濱砂公一

事務局職員出席者

事務局長	片寄元道
事務局次長	上山伸二
議事課長	齊藤安彦
政策調査課長	日高民子
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主任主事	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 決算特別委員長審査結果報告

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第19号から第23号までの各号議案を一括議題といたします。

ここで、決算特別委員長の審査結果報告を求めます。決算特別委員会、外山衛委員長。

○外山 衛議員〔登壇〕(拍手) 当決算特別委員会に付託されました議案第19号から第23号に係る平成29年度決算の認定等について、各分科会を中心に審査を行ってきたところでありますが、その審査の経過及び結果について御報告を申し上げます。

まず、議案第19号「宮崎県歳入歳出決算」の概要についてであります。

平成29年度の一般会計決算額は、歳入5,867億854万5,000円、歳出5,744億2,812万8,000円で、前年度決算額と比べ、歳入が1.3%、歳出が1.4%の増となっております。

この結果、歳入から歳出を差し引いた形式収支は122億8,041万7,000円であり、このうち翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は、66億40万8,000円の黒字となっております。

また、小規模企業者等設備導入資金など14の特別会計の決算状況は、総額で、歳入が1,241億1,085万6,000円、歳出が1,217億4,223万9,000円となっております。

次に、議案第20号「宮崎県電気事業会計決算」の概要についてであります。

平成29年度の事業収益は48億4,495万2,000円、事業費用は40億7,868万9,000円で、当年度純利益は7億6,626万3,000円となっており、そ

の他未処分利益剰余金変動額と合わせた未処分利益剰余金は、10億4,981万3,000円となっております。また、その処分につきましては、一部を資本金へ組み入れ、残余は利益積立金等に積み立てることとされております。

なお、供給電力量の目標達成率は、降雨に恵まれなかったものの、効率的な発電が行われたため、108%となっております。

次に、議案第21号「宮崎県工業用水道事業会計決算」の概要についてであります。

平成29年度の事業収益は3億6,643万7,000円、事業費用は2億6,718万3,000円で、当年度純利益は9,925万4,000円となっており、その他未処分利益剰余金変動額と合わせた未処分利益剰余金は、1億6,777万3,000円となっております。また、その処分につきましては、一部を資本金へ組み入れ、残余は借入金償還積立金に積み立てることとされております。

なお、常時使用水量の目標達成率は、一部ユーザーにおいて増減があったものの、100%となっております。

次に、議案第22号「宮崎県地域振興事業会計決算」の概要についてであります。

平成29年度の事業収益は2,315万円、事業費用は2,055万2,000円で、当年度純利益は259万8,000円となっており、その他未処分利益剰余金変動額と合わせた未処分利益剰余金は、1,256万5,000円となっております。また、その処分につきましては、一部を資本金へ組み入れ、残余は借入金償還積立金に積み立てることとされております。

なお、施設利用者数の目標達成率は、天候不順や台風の影響により、89.1%となっております。

最後に、議案第23号「宮崎県立病院事業会計

決算」の概要についてであります。

平成29年度の事業収益は316億8,424万円、事業費用は316億5,513万円で、当年度純損益は2,911万1,000円の黒字となったものの、前年度と比較しますと、3億4,272万7,000円減少しております。

なお、経常収支については5億3,097万円の赤字となっております。

これらの決算審査に当たっては、予算の執行が議会の議決の趣旨及び目的に沿って適正かつ効率的になされ、所期の事業目的が達成されたかどうかについて確認することを基本とした決算審査方針に基づき、慎重な審査を行いました。

その結果、一部に改善すべき点は見受けられるものの、全般的に適正に執行されており、議案第19号については賛成多数、議案第20号から第23号については全会一致で、認定、または可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以下、当委員会における指摘要望事項について申し上げます。

まず、総括的事項であります。

本県財政を取り巻く状況は、2巡目国体開催に伴う施設整備に多額の費用が想定され、年々増加する社会保障関係費に加え、さらには、防災・減災対策も必要となるなど、今後、相当な財政負担が見込まれており、さらに厳しさが増すものと考えられます。そこで、今後の財政負担を見込んだ上で、引き続き財政改革を着実に実行し、予算の効率的・効果的な執行に努めるとともに、歳入確保にもしっかりと取り組み、健全な財政運営を行うことを求めます。

次に、個別的事項として、次の諸点について県当局の今後一層の取り組みや検討、改善を求めるものであります。

1つ、消防団員確保について、関係市町村に対して、活動可能な団員数を把握し、自治会を通じて活動実態等をしっかりと住民に周知することや、団員報酬の市町村間格差の縮小など、必要な助言等を行うこと。

1つ、地域経済循環による中山間地域活性化の取り組みや、これまで一定の成果を上げているUIJターンの取り組みについて、さらに充実を図ること。

1つ、県内鉄道網について、JR九州によるダイヤ見直しが行われ、今後の見通しも不透明な状況であることを踏まえ、鉄道路線の維持・充実が図られるよう、しっかりと取り組むこと。

1つ、農福連携障がい者就労支援事業について、関係部局や農家等と連携し、それぞれの事業所に適した指導者を派遣するとともに、農福連携をより幅広く定着させるため、今後も継続して事業に取り組むこと。

1つ、特定健診について、受診率向上により医療費の適正化が図られること及び保険者努力支援制度の周知に努め、関係機関一体となって受診率の向上に取り組むこと。

1つ、中山間地域における地域包括ケアシステムの構築について、関係部局と連携しながら、中山間地域における今後の社会構造の変化を見据えて取り組むこと。

1つ、県立病院について、宮崎県病院事業経営計画2015に定めた経営目標の達成に向け、経営改善に努めるとともに、医療機器の購入に当たって、競争性を発揮させるなど、経費削減に向けた取り組みを強化すること。

1つ、立地企業のフォローアップについて、認定時に計画を十分精査するとともに、責任を持ってフォローアップを行い、宮崎に根づいた企業となるよう取り組むこと。

1つ、魅力ある観光地づくり推進支援事業について、事業成果を検証し、次年度の事業や新たな取り組みに生かしながら施策を推進し、宮崎の魅力ある観光地づくりにつながるよう取り組むこと。

1つ、防災・減災対策について、国に対してしっかりと声を上げ、強く要望活動を行うなど、防災・減災のための施設整備予算の確保に取り組むこと。

1つ、県産材海外輸出トライアル推進事業等のプロモーション事業について、1年ごとに予算と事業効果をしっかり検証しながら、戦略的な方針を立てて次の事業につなげること。

1つ、農地中間管理機構支援事業について、新規就農者を含めた担い手との効果的なマッチングを進めること。

1つ、宮崎ブランドポークについて、みやざきブランドの明確なイメージを確立し、丁寧な戦略を組み立てて各事業を展開すること。

1つ、育英資金貸付金の償還について、回収率の高い他県の事例も参考にするなど、徴収に係る費用対効果等も勘案しながら、徴収強化に努めること。

1つ、県教育委員会の広報テレビ番組について、より多くの県民に視聴してもらうための取り組みを推進すること。

1つ、信号機の整備について、道路管理者とも連携して、安全対策も図りながら、県民の要望も踏まえた効率的な整備を進めること。

当委員会での指摘要望事項は以上であります。今後の予算編成及び事業執行に当たりましては、当委員会並びに監査委員の指摘要望事項について特段の改善と努力が図られるよう、重ねて要望するものであります。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。

ます。(拍手)〔降壇〕

○**蓬原正三議長** 以上で、決算特別委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○**蓬原正三議長** これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。まず、前屋敷恵美議員。

○**前屋敷恵美議員**〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

日本共産党を代表いたしまして、議案第19号「平成29年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」、反対の立場から討論をいたします。

29年度予算執行の基本方針に、「未来志向の地方創生に取り組む予算」が位置づけられましたが、果たして、未来を展望しながら県民が安心して生活できる、住み続けられる状況がつけられたのか、人口減少対策や地域活性化の取り組みなど、県民の要求や期待に応えられるものだったのか、検証が求められるものです。

財政運営においては、地方交付税は減額されながら、より依存財源に頼る厳しい状況の中、いかに県民の暮らしの安定を図り、自主財源の比率を高めるかの課題があります。

こうした中で、歳出において、各部局での不用額が前年度を上回る総額101億6,900万円余の多額となっています。不測の事態を考慮しての予算編成であったり、節約をしての執行残もあるでしょうが、必要などころに必要な予算が執行できるものでなくてはなりません。この不用額については、適切な時期に適切な見直しを

図って、県民要求に応える生きた予算の使い方を求めるものです。

次に、県民生活に直接かかわる問題について述べます。

まず、福祉・社会保障の分野についてです。

地域医療構想のもとに、入院病床の削減や介護抑制の本格化に向けて、「地域医療介護総合確保基金事業」による医療機関の病床機能の転換を図る施設・設備整備などの具体化が進められました。病院から施設へ、施設から在宅への流れがいよいよ本格化される中で、在宅や地域での受け皿が不十分なままで、果たして、高齢者のみならず県民の必要な医療や介護が保障されるのか、行政としての責任は大きく問われてくると思います。

また、特別養護老人ホームの待機者は、要介護3以上の方で1,911人、前年度と比較して4人減となっていますが、その手だては大きく立ちおくれています。

また、国保の都道府県化に対応する、「国民健康保険制度改革推進事業」が進められましたが、都道府県化そのものが、深刻な事態にある高過ぎる国保税などの構造的な問題を何ら解決するものではなく、医療の適正化による医療費の削減を図ろうとするもので、受診抑制が迫られることは必至です。

人口減少対策と少子化対策は密接不可分の関係にあります。その中で、子育て支援は重要課題に位置づけられなくてはならないと思います。しかし、子ども医療費助成の拡充の必要性はもちろん、放課後児童クラブ事業を見ても、前年度より改善されたとはいえ、待機児童は359人を数えており、働く親にとって安心できるものではありません。

また、農業関連については、T P Pなど農業

の国際化等に対応するための、畜産競争力強化や食肉輸出に関する整備などが進められました。しかし、今後、T P Pをしのぐアメリカとの2国間での貿易協定に発展する可能性が強まる中で、農業は畜産も含めて、ますます打撃をこうむることは必至です。T P P対策やF T A対策などに振り回されることなく、食糧主権をいかに守るか、持続可能な農業をどうつくっていくかに主眼を置いた農政が求められていると思います。

また、雇用の問題では、立地企業の必要な面もありますが、3分の1が非正規雇用という県外の誘致企業、立地企業頼みでは、雇用の安定にも、税収にもつながらない課題として、県内企業を元気にする支援策、振興策を強化すべきだと思います。

防災・減災対策に関して、木造住宅耐震化推進事業は、熊本地震の直後の関心が高まった時点と比べ、29年度実績は激減しています。直近の北海道地震を初め、多発している地震による被害を未然に防ぐ対策は強化すべきです。

また、急傾斜地における土砂災害防止については、29年度に実施した急傾斜地崩壊対策事業は67カ所です。県内の急傾斜地における土砂災害警戒区域等の指定予定箇所は1万990カ所あり、そのうち、基礎調査が終わっていない箇所が、29年度末時点で1,050カ所も残されており、台風や異常気象の中で対策が急がれています。土砂崩れの危険性に直面している住民にとっては、その対策事業は切実です。予算の位置づけもしっかりして、県民の安心・安全な暮らしを守る必要があります。

最後に、昨年も申し述べましたが、一連の行革による職員数の削減で、職員一人一人の事務負担が増大する中、事務のおくれや誤り、精神

的負担による体調悪化などの状況が表面化をしています。事務の簡素化、省力化も大事ですが、必要な人材の確保はより重要であることを指摘しておきたいと思えます。

以上、平成29年度決算について、問題点を絞って数点指摘をいたしました。県民の期待に応えるべく、今後の予算編成に生かしていただくことを申し述べて、決算認定についての反対討論といたします。以上です。〔降壇〕

○**蓬原正三議長** 次に、有岡浩一議員。

○**有岡浩一議員**〔登壇〕 郷中の会の有岡です。

議案第19号「平成29年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」、反対の立場から討論を行います。

商工建設常任委員会資料で県土整備部管理課より、経営事項審査における虚偽申請に関する対応について、ことしの8月に業者による虚偽申請が判明した経緯等の説明を受けました。そこで、一昨日、都城市山田町の現地調査も行いました。

この事案は、平成20年度に「建設業者ホットライン」が開設され、通報窓口として建設業者ホットライン専用電話を県土整備部管理課に設けており、担当は8名で、毎年職場内での研修等も行っていると伺っています。

しかし、ことし2月28日に経営事項審査虚偽申請の通報を受け、翌3月に管理課の職員2名から3名が3回の立入検査を行ったにもかかわらず、完成工事高の水増しはなく、問題はないと判断し報告しています。なぜ立入検査において、通報内容が明確に示されており、通報内容の問題点を確認すれば誰しもがわかることを、県の職員が見抜けなかったかという説明は、納得できるものではありません。

先日、議場で知事は、3月の立入検査で見抜けなかったと謝罪されましたが、現地を調査した私は、見抜けないはずはなく、見抜かなかったと考えます。

今回、「建設業者ホットライン」を平成20年度から開設していながら問題を見抜けなかった県の責任は重大であり、県民や関係者の信頼を大きく損なってしまいました。特に、立入調査において、発注者などの住民の方たちにまで虚偽の説明をさせてしまったことは、立入検査の未熟さがうかがえます。ホットライン開設時の原点、公僕としての基本に立ち返るべきです。

次に、新宿みやざき館KONNEがことしの4月リニューアルオープンしました。平成29年度首都圏情報発信拠点整備・機能強化として、決算額は1億4,550万8,000円でした。2億6,623万円は30年度に繰り越しとなっています。

特に、1階と2階の設計は別々に行ったという説明があり、早速、リニューアルオープンしたKONNEに伺ってみました。まずそこで、トイレを探しましたが、トイレの場所を聞いてみると、1階にはトイレはなく、向かい側のビルに行くよう勧められました。後でスタッフに聞くと、2階のトイレは使えますとのこと。お客様を迎え入れる公共施設の2階にはトイレがありながら1階にはトイレがないこの施設整備は、私には理解できません。

現在の公共施設では、車椅子対応のトイレやベビーシートなど充実した整備が進められています。利用者に優しい設計です。新しい「ゆたかさ」展開プログラムに関する評価報告の中で、「観光再生おもてなしプログラム」、これは外部評価Cであります。うなずける結果であります。おもてなしの意味を理解し、基本に立ち返るべきです。

次に、県有主要体育施設基本計画策定において、決算額1,068万5,000円が業務委託費として支出され、2,490万8,000円は30年度に繰り越されています。

報告書の62ページ、施策の成果等の中で、「市町村・競技団体とのヒアリング及び意見交換や、先進県の情報収集等を実施した。」とありますが、パブリックコメントで紹介されたとおり、陸上競技場基本計画（素案）について、競技団体に一度も相談がなく、協議することもなくつくられた計画と明記されています。また、施設配置図についても、実際の大会ではエントランス部分や招集場の確保など多くの課題が指摘されています。

今回の施設配置図が、先進県の情報収集をしてつくられた図面なのか疑問であり、初歩的な問題から基本的な整備に必要な課題が山積しています。無駄な時間と経費をかけている29年度の取り組みは評価できません。

次に、昨年度も指摘しております、みやぎ結婚サポート事業については、会員の中から、当初から本事業への不満が指摘されています。決算額2,082万3,000円に対し、会員数1,229人、成婚数39組と実績が報告される中で、約7割の会員が更新せず退会するようです。現在の状況は、県下全域に婚活、結婚に対して盛り上がっているとは言えません。

昨年も、会員登録を行った皆さんが結婚に対し自信をなくすことのないよう、サポートすることが必要だと指摘しました。まず、退会される方が、結婚に対し距離を置いてしまうことのないよう、次のステージに進めるようにサポートすることが必要です。結婚サポート事業において、登録いただいた会員一人一人を大切にする基本姿勢が問われています。もし、それがで

きなければ、この事業の再考が必要でありませぬ。

次に、県立看護大学の人材育成についてであります。

平成29年度県立看護大学の運営交付金、決算額7億3,125万7,000円が報告されています。この中には、一般質問で伺ったように、教職員6名の退職金も含まれています。大学に赴任して1年から3年目の早期退職者が多いことは、大学のガバナンスとして大きな課題です。話によると、今回退職者の中には、早期退職を強要されたという、いわゆるパワハラがあったとも聞いております。

平成30年度は、運営交付金8億円強の予算を計上しています。人材を育てる大学として、学生のみならず先生方・事務職の関係者が一緒に育っていく基本方針と姿勢を忘れてはなりません。総務部長の言葉をおかりするならば、今後、「職員が自由に活発に意見交換ができる風通しのよい職場づくりについて、各所属が自発的に取り組むような機運の醸成」を期待いたします。

最後に、宮崎県包括外部監査の結果報告書の中の監査結果の総括において、東京都を初め6自治体の債権に関する条例の制定が紹介されています。これは、長期にわたって収入未済となっている債権への対応などで具体的な指針となるものです。

本県においては、宮崎県財務規則第53条第1項の8つの要件により、不納欠損が行なわれています。まず、29年度一般会計歳入決算額状況では、不納欠損額2億3,076万6,644円で前年度比25.1%の増となっています。特別会計では、不納欠損額221万7,001円となっています。このような中で、包括外部監査において、不納

欠損処分を行っていない事案が数多く指摘されています。指摘事項について、さらなる改善が求められます。

そこで、会計処理の徹底として、不納欠損の処理業務を適切に行うことで、本県の財務状況を正確に把握するとともに、事務の効率化とつながることを期待し、討論を終わります。〔降壇〕

○蓬原正三議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第19号採決

○蓬原正三議長 これより採決に入ります。

まず、議案第19号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○蓬原正三議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

◎ 議案第20号から第23号まで採決

○蓬原正三議長 次に、議案第20号から第23号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、可決及び認定、または認定であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決及び認定、または認定されました。

◎ 閉 会

○蓬原正三議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成30年9月定例県議会議会を閉会いたします。

午前10時32分閉会

資

料

平成30年9月定例県議会日程

37日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
9. 6	木	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
7	金	休 会	(議 案 調 査)	代表質問通告締切 12:00
8	土		(閉 庁 日)	
9	日		(閉 庁 日)	
10	月		(議 案 調 査)	一般質問通告締切 12:00
11	火	本会議	代 表 質 問	議会運営委員会 9:30
12	水			
13	木		一 般 質 問	請願締切 16:00
14	金			議員発議案締切 17:00 (会派提出)
15	土	休 会	(閉 庁 日)	
16	日		(閉 庁 日)	
17	月		(閉 庁 日) 敬老の日	
18	火	本会議	一 般 質 問 質疑、討論、採決(人事案件) 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30
19	水	休 会	常 任 委 員 会	
20	木			
21	金			議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
22	土		(閉 庁 日)	
23	日		(閉 庁 日) 秋分の日	

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
9. 24	月	休 会	(閉 庁 日) 振替休日	
25	火		特 別 委 員 会	議会運営委員会
26	水		(議 事 整 理)	
27	木	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 議案上程 (決算議案) 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
28	金	休 会	(議 案 調 査)	
29	土		(閉 庁 日)	
30	日		(閉 庁 日)	
10. 1	月		(議 案 調 査)	
2	火	本会議	質疑 (決算議案) 議員発議案上程、採決 (決算特別委員会設置) 議案委員会付託 (決算議案)	議会運営委員会 9:30
			決 算 特 別 委 員 会	
3	水	休 会	決 算 特 別 委 員 会	
4	木		決 算 特 別 委 員 会	
5	金		(議 事 整 理)	
6	土		(閉 庁 日)	
7	日		(閉 庁 日)	
8	月		(閉 庁 日) 体育の日	
9	火		(議 事 整 理)	
10	水		決 算 特 別 委 員 会	
11	木		(議 事 整 理)	
12	金		本会議	決算特別委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会

215-1175
平成30年9月6日

宮崎県議会議長 蓬原正三 殿

宮崎県知事 河野俊



議案の送付について

平成30年9月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

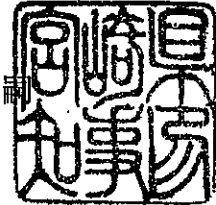
- 議案第1号 平成30年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）
- 議案第2号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 国営西諸土地改良事業（一期）執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について
- 議案第7号 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第8号 公安委員会委員の任命の同意について
- 議案第9号 人事委員会委員の選任の同意について
- 議案第10号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第11号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第12号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第13号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第14号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第15号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第16号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第17号 公害審査会委員の任命の同意について
- 議案第18号 公害審査会委員の任命の同意について

（文書取扱 財政課）

215-1187
平成30年9月27日

宮崎県議会議長 蓬原正三 殿

宮崎県知事 河野俊



議案の送付について

平成30年9月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第 19 号 平成29年度宮崎県歳入歳出決算の認定について
- 議案第 20 号 平成29年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第 21 号 平成29年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第 22 号 平成29年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第 23 号 平成29年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について

(文書取扱 財政課)

代表質問時間割

9月11日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	濱砂 守	10:00~12:00	休憩
2	自由民主党	横田 照夫	13:00~15:00	

9月12日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
3	県民連合宮崎	渡辺 創	10:00~11:40	休憩
4	公 明 党	新見 昌安	13:00~14:10	

一般質問時間割

9月13日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	愛みやぎき	函師 博規	10:00~11:00	
2	自由民主党	黒木 正一	11:00~12:00	休憩
3	自由民主党	山下 博三	13:00~14:00	
4	自由民主党	野崎 幸士	14:00~15:00	

9月14日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	日本共産党	来住 一人	10:00~11:00	
6	自由民主党	徳重 忠夫	11:00~12:00	休憩
7	県民連合宮崎	岩切 達哉	13:00~14:00	
8	県民連合宮崎	満行 潤一	14:00~15:00	

9月18日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	自由民主党	右松 隆央	10:00~11:00	
10	公明党	河野 哲也	11:00~12:00	休憩
11	自由民主党	井本 英雄	13:00~14:00	

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)	可決	可決	可決	可決	
第2号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	可決				
第3号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第4号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例			可決		
第5号	建築基準法施行条例の一部を改正する条例			可決		
第6号	国営西諸土地改良事業(一期)執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について				可決	
第7号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	

[請願]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第22号	子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願		継続			
第26号	スティッフパーソン症候群を早急に指定難病に認定し施行するよう国の関係機関に意見書の提出を求める請願		採択			
第27号	後期高齢者の医療費窓口負担について、原則1割負担の継続を求める意見書を国に提出することを求める請願		継続			

平成30年9月定例県議会

決算議案 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	委員会審査結果
第19号	平成29年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	認定
第20号	平成29年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について	可決及び認定
第21号	平成29年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	
第22号	平成29年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定について	
第23号	平成29年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	認定

閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成30年9月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	<p>請願第22号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願</p> <p>請願第27号 後期高齢者の医療費窓口負担について、原則1割負担の継続を求める意見書を国に提出することを求める請願</p> <p>福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成30年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）	9月27日・可 決
〃 第2号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	〃
〃 第3号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	建築基準法施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	国営西諸土地改良事業（一期）執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について	〃
〃 第7号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第8号	公安委員会委員の任命の同意について	9月18日・同 意
〃 第9号	人事委員会委員の選任の同意について	〃
〃 第10号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第11号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第12号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第13号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第14号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第15号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第16号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第17号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第18号	公害審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第19号	平成29年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	10月12日・認 定
〃 第20号	平成29年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について	10月12日・可決及び認定
〃 第21号	平成29年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	〃
〃 第22号	平成29年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定について	〃
〃 第23号	平成29年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	10月12日・認 定

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
議員発議案 第1号	国土強靱化対策の推進に向けた予算の確保を求める意見書	9月27日・可 決
〃 第2号	「米軍基地負担に関する提言」の推進を求める意見書	〃
〃 第3号	学校施設への冷房等空調設備の設置促進を求める意見書	〃
〃 第4号	水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書	〃
〃 第5号	スティッフパーソン症候群を指定難病とするよう求める意見書	〃
〃 第6号	決算特別委員会の設置について	10月2日・可 決

議 員 発 議 案 等

議員発議案第1号

国土強靱化対策の推進に向けた予算の確保を求める意見書

平成23年に東日本大震災が発生したのをはじめ、平成28年には熊本地震、平成29年には九州北部豪雨、本年7月には西日本を中心とする記録的な豪雨や9月の北海道胆振東部地震が発生するなど、近年、観測史上類を見ない自然災害による被害が多発しており、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。

また、本年6月に公益社団法人土木学会が発表した、南海トラフ地震発生における20年間の経済的な被害が1,410兆円に達するとの推計など、将来発生が予想される巨大災害に対する懸念も高まってきており、様々な災害リスクから国民の生命と財産を守り、社会経済被害を軽減するためには、近年の災害の発生状況や気候変動の影響も踏まえ、ハード・ソフト両面において国土強靱化に向けた防災・減災、老朽化対策等を加速させる必要がある。

さらに、国土強靱化事業については、現在の公共事業の考え方と比べ、事業推進のための目的、必要性、優先度などについてその性格を異とするものであり、これまでの公共事業にはなかった新たな考え方に基づく公共投資でもあることから、財源の確保のあり方や対象とすべき事業の考え方などについて国民の理解の下で新しい仕組みを構築すべきである。

本県においても、県民の生命を最大限に守るため、県土の強靱化に向けた取組の推進は喫緊の課題であるが、激甚化・頻発化する豪雨災害や切迫する南海トラフ地震などへの対策を推進し、県土の強靱化を実現するためには、国土交通省所管の県事業だけでも、今後、1兆1,000億円以上の予算を必要とする見込みであることから、現在の国の予算枠内での配分では、事業の加速には限界があると言わざるを得ない。

よって、国会及び政府においては、これらの状況を踏まえ、国土強靱化対策のより一層の推進が図られるよう、下記事項に特段の措置を講じることを強く要望する。

記

- 1 国土強靱化を目的とした国債発行や税制改正等により新たな財源を創出し、特別枠を設けるなど、対策予算を大幅に増額すること。
- 2 地震、津波等による甚大な被害が想定されている地域における道路ネットワークの整備・機能強化や海岸堤防等の整備、頻発・激甚化する豪雨等への対策が遅れている地域における河川改修や砂防堰堤等の整備が加速して進められるよう、必要な予算の安定的な確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月27日

宮 崎 県 議 会

衆議院議員 長長	議院 大	長長	大伊	島達	理忠	森一	殿
参内閣総務大臣	院 総務大臣	長長	伊安	達倍	忠晋	三郎	殿
財総務大臣	院 総務大臣	長長	安麻	倍生	晋太	郎子	殿
国内閣大臣	院 交通大臣	長長	野石	田井	太聖	子一	殿
国内閣大臣	院 交通大臣	長長	菅	井	啓義	偉	殿
国内閣府特命担当大臣(防災)	院 交通大臣	長長	小此	木	八	郎	殿

議員発議案第2号

「米軍基地負担に関する提言」の推進を求める意見書

47都道府県の知事で組織する全国知事会は、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況を、基地等の所在の有無にかかわらず広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的として、平成28年11月に「米軍基地負担に関する研究会」を設置した。

そして、研究会を6回にわたり開催し、日米安全保障体制と日本を取り巻く課題、米軍基地負担の現状と負担軽減及び日米地位協定をテーマに、資料に基づき意見交換を行うとともに、有識者からのヒアリングを行うなど、共通理解を深め、7月26日・27日の両日に開かれた全国知事会議において、「米軍基地負担に関する提言」を決定した。

47都道府県の知事が、「各自治体住民の生活に直結する重要な問題」として、米軍基地負担の現状や改善すべき課題について共通理解を深め、米軍基地の負担軽減や日米地位協定の見直し等に関する提言を決定したことは、極めて重いものである。

よって、国に対し、国民の生命・財産や領土・領海等を守る立場からも、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」を踏まえた以下の事項について取り組まれるよう強く求める。

記

- 1 米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう、十分な配慮を行うこと。
- 2 日米地位協定のあるべき姿を追求し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること。
- 3 米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取り組みを進めること。また、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと。
- 4 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月27日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大野臣	長官	大伊野小菅	島達倍野寺	理忠晋聖太五義	森一三子郎典偉	殿殿殿殿殿殿殿殿
参議院総務大臣	内閣府特命担当大臣	長官	菅	福井		照	
衆議院総務大臣	防衛大臣	長官					

(沖縄及び北方対策)

議員発議案第3号

学校施設への冷房等空調設備の設置促進を求める意見書

世界的な異常気象や地球温暖化の影響、ヒートアイランド現象などにより、最高気温が35℃を超える猛暑日が珍しくなく、近年の夏の暑さは非常に厳しくなっている。政府は、文部科学省の学校環境衛生基準において、教室内の温度は17℃以上、28℃以下が望ましいとしているものの、実際の教室ではこの範囲を外れるところが数多く発生しているのが現状である。

冷暖房設備などの空調整備に関しては、学校施設環境改善交付金により大規模改造事業のなかで、補助対象となっているが、交付金の算定割合は3分の1と低い。また、空調の設置に要する経費と関連工事が補助対象で、リース契約による空調設置は対象外となっている。

さらに、空調設備は設置だけでなく、受電設備の整備を含めて、維持・運用や更新などに多額の費用が必要となるため、財政力に乏しい自治体の中には設置に慎重になるところが多い。全国の公立小中学校における設置率は、41.7%と半数以下であり、しかも都道府県ごとの設置率には大きな格差が生じている。

よって、国会及び政府に対し、子どもたちの教育環境を改善するため、下記の事項について誠実に対応されるよう強く求めるものである。

記

- 1 学校施設への空調設備設置に係る補助事業の予算を早急に確保し、増額など抜本拡充を行うこと。
- 2 上記事業の補助率を大幅に引き上げるとともに、リース契約による場合にも国庫補助の対象とするなど、要件等の拡充を図ること。
- 3 引き続き学校施設の老朽化・耐震化に必要な予算を確保して対策の一層の推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月27日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
総 務 大 臣	野 田 聖 子 殿
文 部 科 学 大 臣	林 芳 正 殿

水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書

日本の水道は、97.9%の普及率を達成し、これまでの水道の拡張整備を前提とした時代から、既存の水道基盤を確固たるものにしていくことが求められる時代に変化してきた。

しかし、現在の水道を取り巻く状況は、高度経済成長期に整備された施設の老朽化や、耐震化の遅れなど大きな課題に直面している。現に、6月に発生した大阪北部地震や西日本を中心とした7月豪雨をはじめ、昨今の自然災害による水道被害は全国で頻発している状況にある。

また、簡易水道事業は農山漁村部を中心とする住民の生活に必要な不可欠な社会基盤であるが、今なお約270万人の人々が不安定な飲料水に頼らざるを得ない生活を余儀なくされており、この水道未普及地域の解消は依然として大きな課題である。加えて地方の急激な人口減少に伴い50人以上の飲料水供給施設の要件に当てはまらない集落も増えており、補助要件の緩和が求められるところである。

よって、国におかれては、地方公共団体等とこれまで以上に連携を深めながら、国民の命を守るインフラである水道の戦略的な基盤強化に取り組むため、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

- 1 老朽化対策や耐震化対策をはじめ、国民の命を守るインフラ設備である水道施設の更新・維持・管理に全力を挙げるとともに、その国庫補助所要額を確保すること。
- 2 将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくため、水道施設の管理者である地方公共団体等とこれまで以上に連携を深めながら、広域連携や適切な資産管理を推進すること。
- 3 厳しい財政状況の中で事業を運営している簡易水道については、未普及地域解消事業や施設の老朽に伴う更新事業等に必要な国庫補助所要額を確保すること。また、施設の更新事業等を実施するに当たり、現行の国庫補助要件は採択基準が厳しく、実態と乖離している状況にあるため、現行の補助要件についてはその要件の緩和を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月27日

宮 崎 県 議 会

衆 参 内 財 総 厚 国 内	議 議 閣	院 院 総 務 務 生 土 閣	議 議 大 大 大 大 長	長 長 臣 臣 臣 臣 官	大 伊 安 麻 野 加 石 菅	島 達 倍 生 田 藤 井	理 忠 晋 太 聖 勝 啓 義	森 一 三 郎 子 信 一 偉	殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿
--------------------------------------	-------------	--------------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------

議員発議案第5号

スティッフパーソン症候群を指定難病とするよう求める意見書

スティッフパーソン症候群は、脳と脊髄（中枢神経系）にまつわる病気であり、脳から脊髄を通り筋肉へ命令がうまく働かないため、体の筋肉に力が入ったままとなり、歩行など日常の動作に支障を来すほか、全身にけいれん、こわばり（強直）が出ることもある。

こうした症状は周囲の環境によって誘発され、大きな音、体への刺激で悪化し、全身に症状が及ぶと寝たきりになったり、肺が動かなくなり、呼吸が止まることもある。そして、これらの症状は多くの場合、激しい痛みを伴い、片腕や片足、肩にしか症状が出ないこともあるが、主に背中、腰、足に症状が現れ、進行すると全身の筋肉が固まったようになる。

当該病気に罹っている人は非常に少なく、一説には100万人に1人とも言われ、日本での患者数は数十人程度とされる希少難病の一つである。そして、罹患している患者数が少ないため、治療、研究は遅れており、平成28年度に国の指定難病検討委員会において、指定難病への追加の検討がされたものの、未だ指定に至っておらず、患者は高額の医療費を負担しながら、入退院を繰り返すという厳しい状況に置かれている。

患者たちの願いは、1日も早く国の指定難病に指定され、治療方法の研究、開発の取組が始まることであり、効果的な治療法の早期開発が待たれるところである。

よって、国におかれては、「スティッフパーソン症候群」に苦しむ患者の救済に向け、当該難病を早急に指定難病に指定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成30年9月27日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
厚 生 労 働 大 臣	加 藤 勝 信 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿

議員発議案第6号

決算特別委員会の設置について

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 名 称 | 決算特別委員会 |
| 2 | 目 的 | 次の各号議案の審査
・ 議案第19号「平成29年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」
・ 議案第20号「平成29年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について」
・ 議案第21号「平成29年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」
・ 議案第22号「平成29年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定について」
・ 議案第23号「平成29年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について」 |
| 3 | 権 限 | 地方自治法第98条の議会の権限を委任する。 |
| 4 | 定 数 | 議長及び監査委員の任にある3名を除く議員全員 |

議員派遣

平成30年9月27日

次のとおり、議員を派遣する。

1 第18回都道府県議会議員研究交流大会

- (1) 目的 議会改革の推進、議会の政策立案機能の強化、行政監視機能の強化、住民との関係強化及び広域観光振興のあり方などについての意見交換
- (2) 派遣場所 東京都
- (3) 期間 平成30年11月13日(火)から
平成30年11月14日(水)まで
- (4) 派遣議員 横田 照夫 黒木 正一 西村 賢 右松 隆央
野崎 幸士 日高 陽一 田口 雄二 渡辺 創
岩切 達哉 有岡 浩一 武田 浩一

請 願 一 覽 表

総括表

委員会	請願		計	備考
	新規	継続		
総務政策	—	—	—	
厚生	2	1	3	
商工建設	—	—	—	
環境農林水産	—	—	—	
文教警察企業	—	—	—	
計	2	1	3	

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第26号	受理年月日	平成30年9月12日
請願者住所・氏名	日向市新生町2丁目6番地 上村 明美		
請願の件名	<p>スティッフパーソン症候群を早急に指定難病に認定し施行するよう国の関係機関に意見書の提出を求める請願</p> <p>(要旨) スティッフパーソン症候群を早急に指定難病に認定し施行するよう国の関係機関に意見書の提出を求める請願</p> <p>(理由) 国の難病対策は、疾患を指定して施策を講じることになっており、指定難病でないと専門的治療や研究の対象とはなりません。スティッフパーソン症候群は、希少難病で患者の声は小さいですが、請願者の居住地区をはじめ、全県的署名活動などにより、同趣旨の請願が、平成28年9月県議会で採択されました。</p> <p>県や日向市による国の関係機関への働きかけなどにより、厚労省は平成29年実施の指定難病のひとつとしてスティッフパーソン症候群を検討委員会で決定していたのですが、他の疾患に先を越され実施されませんでした。</p> <p>病状が進むことから、一日も早く指定を受け、最新の治療を受けたいという希望にこたえるため、早急な指定を求めて、国の関係機関に意見書の提出をお願いいたします。</p> <p>なお、地元の日向市議会では、同様の請願が採択され、意見書も提出されています。</p> <p>以上よろしくお願いいたします。</p>		
紹介議員	西村 賢 後藤 哲朗 二見 康之 満行 潤一		

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第27号	受理年月日	平成30年9月13日
請願者住所・氏名	宮崎市大島町天神前1175-3 宮崎県高齢期運動連絡会 会長 岩切 八郎		
請願の件名	<p>後期高齢者の医療費窓口負担について、原則1割負担の継続を求める意見書を国に提出することを求める請願書</p> <p>(要旨) 後期高齢者の窓口負担の原則2割化は、年金収入も減るなか、治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、必要な受診を抑制するなど、高齢者の命を脅かすことも予測されることから、国に対して、後期高齢者の医療費窓口負担について、原則1割負担の継続を求めることの意見書を提出することを求める請願</p> <p>(理由) 後期高齢者医療（75歳以上）の医療費窓口負担を現行1割から2割にする論議が、経済財政諮問会議（内閣府）や財政制度等審議会（財務省）ですすめられ、社会保障審議会（厚生労働省）でも検討が開始されている。 内閣府・経済財政諮問会議が出している「経済・財政再生計画改革工程表」では、2018年度までを検討期間とし、今年中に結論を出すとしている。5月23日に財務省・財政制度等審議会が発表した「新たな財政健全化計画等に関する建議」は、「(医療費の窓口負担が2割となっている70～74歳の者が)75歳到達後も2割のままにすることに加えて、すでに後期高齢者となっている者についても、数年かけて段階的に2割負担に引き上げる」ことを提案している。このように、財務省・内閣府は早期の検討・実施を求めており、厚労省・社会保障審議会医療保険部会でも、「保険者側」から、早期実施の意見が出されている。 こうした負担増の検討に対して、全国後期高齢者医療広域連合協議会は6月6日に「後期高齢者医療制度に関する要望書」を政府に提出し、「制度の根幹である高齢者が必要な医療を確保するという観点から現状維持に努めること」を要望している。また、老人クラブや医療関係団体からも、負担増の引き上げを懸念する意見が出されている。 厚生労働省の後期高齢者医療制度被保険者実態調査（2017度調査分）によると、宮崎県の後期高齢者の82.5%が所得100万円未</p>		

満と厳しい生活状況にある。後期高齢者の窓口負担の原則2割化は、年金収入も減るなか、治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、必要な受診を抑制するなど、高齢者の命を脅かすことも予測される。

よって、国に対して、後期高齢者の医療費窓口負担について、原則1割負担の継続を求めることの見解書を提出されるよう請願する。

紹介議員

来住 一人 前屋敷 恵美

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第22号	受理年月日	平成29年9月15日
請願者住所・氏名	宮崎市和知川原2丁目55番地 子どもの医療費無料制度を県に求める宮崎県ネットワーク 代表 高田 慎吾 (署名 10,187筆) (追加 1,454筆)		
請願の件名	子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願 [請願趣旨] 現在、子どもの貧困が大問題になっており、政府の調査でも7人にひとりの子どもが貧困状態にあると言われていています。宮崎県の子育て世代の貧困率は全国平均よりも高くなっています。貧困状態におかれた子どもたちは、食事も満足にとれず、病気になっても十分な治療が受けられないなどのちが脅かされています。子どもの将来がその生まれ育った環境で左右されず、どの子どもも等しく治療を受けられる制度をつくることは政治の責任です。子どもが病気にかかったとき、お金の心配なく病院にいける事は、早期発見・早期治療につながり、重症化を防ぎ、さらには医療費の軽減にもなります。 県の『乳幼児医療費助成事業の助成状況（平成29年4月1日現在）』調査によると、県内でもすでに、入院では中学校卒業までが15自治体、小学校卒業までが6自治体で、通院でも、中学校卒業までが13自治体、小学校卒業までが4自治体で実施されています。新富町・川南町・木城町では高校卒業まで入院・通院ともに助成が始まっています。また、今年度中に延岡市・日南市・国富町で助成の拡充が予定されており、県内でも無料化の動きが広がっています。 全国的には、入院では大分県や沖縄県など24県、通院でも三重県や徳島県など15県で小学生以上で助成が拡充され、市町村など自治体の子育て支援制度の拡充に大きく貢献しています。 子どもは未来の社会を作り支えていく宝です。どこに住んでいても、安心して医療を受けられる子育ての環境をつくることは、大きな子育て支援となります。また、少子化の打開にとっても大きな力になります。宮崎県においても、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるために、子どもの医療費助成制度の拡充をさせていただきたく、請願します。		
紹介議員	前屋敷 恵美 来住 一人 満行 潤一		

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容	
9月6日	木	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（山下博三議員、満行潤一議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第18号上程 知事提案理由説明	
9月7日	金	休 会	（議案調査）	
9月8日	土		（閉庁日）	
9月9日	日			
9月10日	月		（議案調査）	
9月11日	火	本 会 議	代表質問（宮崎県議会自由民主党・濱砂 守議員、 宮崎県議会自由民主党・横田照夫議員）	
9月12日	水		代表質問（県民連合宮崎・渡辺 創議員、 公明党宮崎県議団・新見昌安議員）	
9月13日	木		一般質問（函師博規議員、黒木正一議員、山下博三議員、 野崎幸士議員）	
9月14日	金		一般質問（来住一人議員、徳重忠夫議員、岩切達哉議員、 満行潤一議員）	
9月15日	土	休 会	（閉庁日）	
9月16日	日			
9月17日	月		（閉庁日）敬老の日	
9月18日	火	本 会 議	一般質問（右松隆央議員、河野哲也議員、井本英雄議員） 議案第8号～第18号採決（同意） 議案・請願委員会付託	
9月19日	水	休 会	常任委員会	
9月20日	木			
9月21日	金			
9月22日	土		（閉庁日）	
9月23日	日		（閉庁日）秋分の日	
9月24日	月		（閉庁日）振替休日	
9月25日	火		特別委員会	
9月26日	水		（議事整理）	

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月27日	木	本 会 議	常任委員長審査結果報告 質疑（スポーツ施設整備について）（有岡浩一議員） 討論（議案第3号に反対、請願第22号、第27号継続に反対） （前屋敷恵美議員） 採決（議案第3号）（可決） 採決（議案第1号、第2号、第4号～第7号）（可決） 採決（請願第26号）（採択） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申し出のとおり） 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第5号追加上程、採決（可決） 議員派遣の件 議案第19号～第23号上程 知事提案理由説明
9月28日	金	休 会	（議案調査）
9月29日	土		（閉庁日）
9月30日	日		
10月1日	月		（議案調査）
10月2日	火	本 会 議	決算議案に対する質疑（前屋敷恵美議員） 議員発議案送付の通知 議員発議案第6号上程、採決（可決） 議案第19号～第23号決算特別委員会付託 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果） 決算特別委員会
10月3日	水	休 会	決算特別委員会
10月4日	木		
10月5日	金		（議事整理）
10月6日	土		（閉庁日）
10月7日	日		
10月8日	月		（閉庁日） 体育の日
10月9日	火		（議事整理）
10月10日	水		決算特別委員会
10月11日	木		（議事整理）

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
10月12日	金	本 会 議	決算特別委員長審査結果報告 討論（議案第19号に反対）（前屋敷恵美議員） 討論（議案第19号に反対）（有岡浩一議員） 採決（議案第19号）（認定） 採決（議案第20号～第23号）（可決及び認定、または認定） 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 蓬 原 正 三

宮 崎 県 議 会 副 議 長 外 山 衛

宮 崎 県 議 会 議 員 山 下 博 三

宮 崎 県 議 会 議 員 満 行 潤 一